

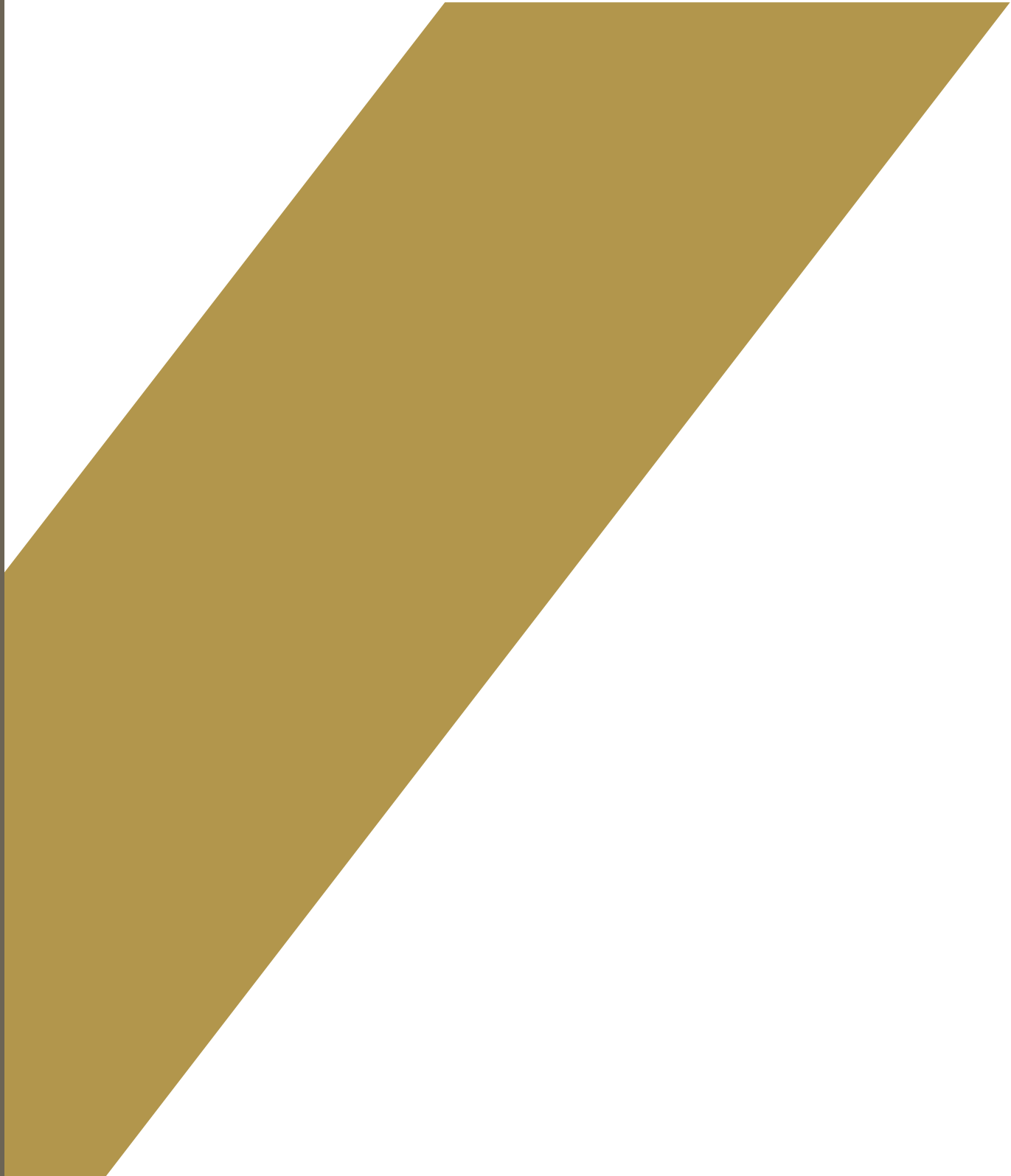


アクサ生命

2024.04

特別勘定のしおり

# ユニット・リンク シリーズ



この特別勘定のしおりは、「ユニット・リンク保険（有期型）」「ユニット・リンク介護保険（終身移行型）」「ユニット・リンク保険（定期型）」「継続入院収入支援ユニット・リンク定期保険」などの特別勘定資産の運用に関するご理解を深めていただく為に作成したものです。

特別勘定の基本運用方針、運用リスク等のご契約に伴う大切なことから記載しておりますので、お客様におかれましては本文を十分ご確認ください。ご契約をお申込みくださいますようお願い申し上げます。

また、お申込みの際は、あわせて「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」「リファレンスブックまたはパンフレット」を必ずご覧ください。

■ご契約の際に必ずご留意いただきたい事項

●投資リスクについて

特別勘定資産の運用は一定の収益を期待できますが、一方で株式および公社債の価格変動と為替変動等に伴う投資リスクも負うことになり、払いもどし金額などが払込保険料総額を下回る場合があります。

●自己責任の原則について

特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、資産運用の結果とリスクが全て保険契約者に帰属することになります。

当冊子に記載されるいかなる内容も、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

※この「特別勘定のしおり」に記載されている情報は、当社および投資信託の運用会社により開示される情報を当社が提供するものです。投資信託の運用会社より開示される内容について当社は一切責任を負いません。

※この「特別勘定のしおり」に記載されている運用状況、財務諸表および投資信託の現況に関する内容は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

※この「特別勘定のしおり」に記載されている各表にある時価合計、投資比率、純資産総額等はそれぞれの項目を四捨五入していますので小計、合計等と合致しないことがあります。

※この「特別勘定のしおり」は、2023年10月現在で入手可能な情報に基づいて作成しておりますが、将来変更されることがあります。

# 目次

## 特別勘定のしおり

ページ

### 【資産の運用に関する極めて重要な事項】

特別勘定名 「安定成長バランス型」	6
特別勘定名 「積極運用バランス型」	16
「安定成長バランス型」「積極運用バランス型」の投資対象となる投資信託 (特別勘定で組入れる投資信託)に関する詳細内容	26
特別勘定名 「日本株式型」	62
特別勘定名 「日本株式プラス型」	72
特別勘定名 「外国株式型」	94
特別勘定名 「外国株式プラス型」	110
特別勘定名 「世界株式プラス型」	128
特別勘定名 「新興国株式型」	148
特別勘定名 「SDGs 世界株式型」	166
特別勘定名 「外国債券型」	184
特別勘定名 「世界債券プラス型」	200
特別勘定名 「オーストラリア債券型」	218
特別勘定名 「金融市場型」	236

### 【資産の運用に関する重要な事項】

「安定成長バランス型」「積極運用バランス型」の投資対象となる投資信託 (特別勘定で組入れる投資信託)に関する詳細内容	260
特別勘定名 「日本株式型」	288
特別勘定名 「日本株式プラス型」	290
特別勘定名 「外国株式型」	306
特別勘定名 「外国株式プラス型」	308
特別勘定名 「世界株式プラス型」	312
特別勘定名 「新興国株式型」	332
特別勘定名 「SDGs 世界株式型」	344
特別勘定名 「外国債券型」	346
特別勘定名 「世界債券プラス型」	348
特別勘定名 「オーストラリア債券型」	358
特別勘定名 「金融市場型」	368



# 資産の運用に関する極めて重要な事項



**特別勘定の名称：安定成長バランス型**

# I 特別勘定の状況

## 1. 特別勘定の性格

### 1 名称

安定成長バランス型

※以下、上記を「当特別勘定」といいます。

### 2 目的及び基本的性格

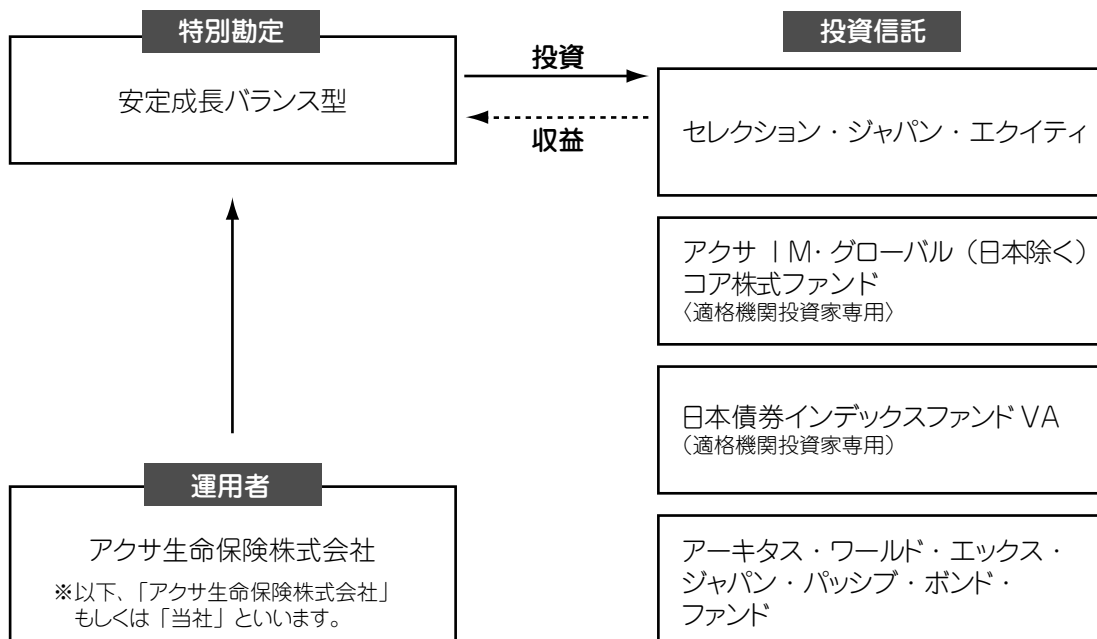
当特別勘定は、主として国内外の株式および債券を主要投資対象とする投資信託に投資することにより、中長期的に安定した投資成果を目標として運用を行います。

※市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

### 3 特色

- 当特別勘定は複数の投資信託を主要投資対象とします。実質的に国内外の株式及び債券に分散投資を行うことで、リスクを軽減しつつ安定的な収益の獲得をめざします。

### 4 仕組み



※運用の仕組みは、2024年4月時点のものであり、今後変更となる場合があります。

### 5 沿革

2009年2月1日 特別勘定の設定、運用開始



## 2. 投資方針及び投資リスク

### 1 投資方針と主な投資対象

当特別勘定は、主として国内外の株式および債券を主要投資対象とする投資信託に投資することにより、中長期的に安定した投資成果を目標として運用を行います。実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。

基本資産配分は、日本株式20%、外国株式20%、日本債券30%、外国債券30%とし、一定の規律に従いリバランスを行います。

※「リバランス」とは、当初決定した基本資産配分に向けて調整することをいいます。

※市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

◆基本資産配分：以下の資産配分比率を基本とします。

※運用環境見通し等の大きな変更が信託財産の中長期的な成長に影響を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、基本資産配分の見直しを行う場合があります。

※実際の資産配分比率は、投資タイミング、利用する投資信託の時価変動、特別勘定への資金流出入等の理由により、下記基本資産配分比率より乖離が発生する場合がありますが、当社の定める方法により、基本資産配分比率との調整を行います。

※特別勘定資産においては、保険契約の異動等に備え一定の現預金等を保有します。

日本株式	20%
外国株式	20%
日本債券	30%
外国債券	30%

◆投資対象：利用する投資信託の投資対象の詳細情報につきましては、各投資信託のページをご参照ください。

※利用する投資信託は、将来変更される可能性があります。

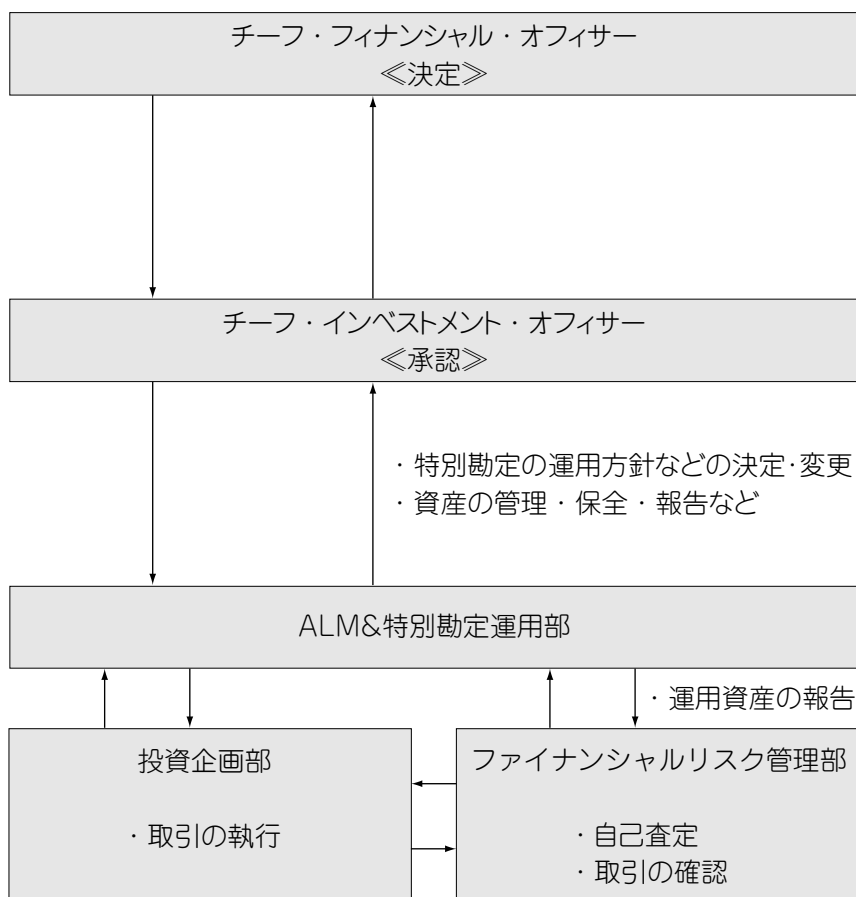
資産クラス	利用する投資信託		参照ページ
	名称	運用方針	
日本株式	セレクション・ジャパン・エクイティ	純資産価額の3分の2以上を、日本を本拠地とする、または日本の規制市場で上場、値付けもしくは取引されている株式に投資することにより、積極的な分散投資のポートフォリオによる長期的な元本の増大を目的として運用を行います。	72ページ
外国株式	アクサIM・グローバル（日本除く）コア株式ファンド（適格機関投資家専用）	マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く世界各国の証券取引所上場株式への投資を行い、信託財産の中長期的な成長をめざします。実質的な外貨建組入資産については、原則として為替ヘッジを行いません。MSCI コクサイ指数（※1）（配当込み・日本円換算）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果をめざします。	110ページ
日本債券	日本債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の公社債等（各種の債権や資産を担保・裏付けとして発行された証券を含みます。）に投資しベンチマーク（NOMURA-BPI総合指数（※2））の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。	27ページ
外国債券	アーキタス・ワールド・エックス・ジャパン・パッシブ・ボンド・ファンド	主に日本を除く世界各国が発行する国債への投資を通じて、ベンチマーク（FTSE世界国債インデックス（※3）（除く日本））に連動した投資成果をめざします。	40ページ

- (※1) 「MSCIコクサイ指数」とは、MSCI Inc.が日本を除く世界の先進国株式市場のパフォーマンスを測るために開発した指数で、各国の株式時価総額等をベースに算出されたものです。MSCIコクサイ指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- (※2) 「NOMURA-BPI総合指数」とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の債券市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
- (※3) 「FTSE世界国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数のデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

## 2 運用体制

●特別勘定資産の運用は、当社のALM&特別勘定運用部が担当します。

- ・ALM&特別勘定運用部は特別勘定資産の運用方針などの決定・変更、また資産の管理・保全・報告などを行います。
- ・ファイナンシャルリスク管理部は運用資産の状況を管理しています。



※上図は2023年11月末現在の運用体制です。運用体制は、将来的に変更されることがあります。

### 3 主な投資制限

特別勘定資産の運用は、生命保険会社の資産運用に関する法令、諸規定に従って行います。ただし、法令等の改正により投資制限に変更があった場合には、それに従って特別勘定資産の運用を行います。

- ① 投資信託への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ④ 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、原則取得時において特別勘定資産の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、原則取得時において特別勘定資産の10%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、原則取得時において特別勘定資産の10%以下とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、原則取得時において特別勘定資産の10%以下とします。

※利用する投資信託の投資制限の詳細につきましては、各投資信託のページをご参照ください。

### 4 投資リスクについて

(利用する投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。)

当特別勘定は、主として投資信託への投資を通じて、株式・債券などの値動きのある証券や為替変動リスクのある外貨建資産に投資しますので、特別勘定のユニットプライスは投資元本を割り込むことがあります。

当特別勘定が有する主なリスクは以下のとおりです。

#### ○資産配分リスク

当特別勘定では各資産（日本株式、外国株式、日本債券、外国債券）につき、基本資産配分比率から一定の範囲内で配分比率の変動を抑えます。

この資産配分が当特別勘定の収益の源泉となる場合もありますが、収益率の悪い資産への配分が大きい場合、複数または全ての資産価値が下落する場合には、当特別勘定のユニットプライスが下がる要因となる可能性があります。

#### ○価格変動リスク

当特別勘定では株式に投資します。これらの価格は、一般に大きく変動します。株式市場全体の価格変動あるいは個別銘柄の価格変動により、当特別勘定のユニットプライスが下がる要因となる可能性があります。

#### ○金利変動リスク

当特別勘定では公社債に投資します。公社債では、一般に金利リスクがあります。

金利リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、当特別勘定のユニットプライスが下がる要因となります。

#### ○為替リスク

当特別勘定では外国証券を保有します。外国証券に投資する場合には、一般に為替リスクがあります。

為替リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落（円高）になった場合には、当特別勘定のユニットプライスが下がる要因となります。従いまして、外貨建証券が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の対円での下落（円高）度合いによっては、当該証券の円ベースの評価額が減価し、当特別勘定のユニットプライスの変動及び分配金に影響を与える要因となります。また外貨建証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。当特別勘定では、円と投資対象国通貨の為替レートの変化が当特別勘定の資産価値に影響します。また、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジコスト※がかかります。

※ヘッジコストとは、為替ヘッジに伴う経費を指し、一般的に日本（円）と投資対象国（ヘッジ対象通貨）の短期金利差に相当します。日本（円）よりも投資対象国（ヘッジ対象通貨）の短期金利が高い場合、この金利差分がヘッジコストとして収益の低下要因となります。

#### ○信用リスク

信用リスクとは、株式、公社債、コマーシャルペーパー及び短期金融商品の発行体が、経営不振、その他の理由により利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、当該公社債等の価格は下落（価格がゼロになることもあります。）し、当特別勘定のユニットプライスが下がる要因となります。

#### ○流動性リスク

流動性リスクとは、市場における売買量の欠如等の理由により、当特別勘定にとって最適な時期で株式および公社債の売買ができず機会損失を被るリスクをいいます。

#### ○カントリーリスク

カントリーリスクとは、投資対象国における政治不安や社会不安、あるいは他国との外交関係の悪化などの要因により、投資成果に大きく影響することがあります。また、投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が悪影響を被る可能性があります。

### 3. その他詳細情報

※利用する投資信託のその他詳細情報につきましては、各投資信託のページをご参照ください。

### 4. 運用実績(当特別勘定のユニットプライスの推移)

※利用する投資信託の投資状況の詳細につきましては、各投資信託のページをご参照ください。

2023年3月末及び同日前1年以内における各月末のユニットプライスの推移は次のとおりです。

(2023年3月31日現在)

	ユニットプライス	騰落率(%)
2009年1月末	100.0000000	102.71
2022年3月末	206.35569845	△1.77
2022年4月末	202.09024031	0.31
2022年5月末	201.21138353	0.74
2022年6月末	201.68315710	0.51
2022年7月末	205.92377456	△1.56
2022年8月末	204.96829972	△1.10
2022年9月末	199.73901326	1.49
2022年10月末	205.29541369	△1.26
2022年11月末	204.17154379	△0.72
2022年12月末	195.97235483	3.44
2023年1月末	199.49588947	1.61
2023年2月末	202.20088837	0.25
2023年3月末	202.70678955	—

※特別勘定のユニットプライスは、特別勘定の設定日(2009年2月1日)の前日を100.00として計算しています。

※騰落率は、該当月の月末のユニットプライスに対する当期末のユニットプライスの変動率を、小数点第三位を四捨五入して表しています。

※運用実績に関するいかなる内容も過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

## Ⅱ 特別勘定の経理状況

※利用する投資信託の投資状況の詳細につきましては、各投資信託のページをご参照ください。

### 1. 資産の内訳

(2023年3月31日現在)

区分	金額(千円)	構成比(%)
現預金・コール	110,486	0.4
有価証券	30,264,607	99.6
公社債	—	—
株式	—	—
外国証券	—	—
—	—	—
—	—	—
その他の証券	30,264,607	99.6
日本株式型投資信託	5,959,801	19.6
外国株式型投資信託	5,972,720	19.7
日本債券型投資信託	9,207,668	30.3
外国債券型投資信託	9,124,416	30.0
貸付金	—	—
その他資産	—	—
一般勘定	—	—
貸倒引当金	—	—
合計	30,375,093	100.0

※金額の単位未満は切捨てとしました。また、比率については小数点第二位を四捨五入しています。

## 2. 運用収支状況

(2023年3月31日現在)

項目	金額(千円)
利息配当金収入	—
有価証券売却益	163,186
有価証券評価益	147,508
有価証券償還益	—
為替差益	—
その他収益	—
有価証券売却損	16,648
有価証券評価損	626,514
有価証券償還損	—
為替差損	—
その他費用及び損失	—
収支差計	△332,468

※金額の単位未満は切捨てとしました。

## 3. 有価証券の評価損益

(2023年3月31日現在)

区分	貸借対照表 計上額(千円)	当期の損益に含まれた 評価損益(千円)
有価証券	30,264,607	△479,006
公社債	—	—
株式	—	—
外国証券	—	—
公社債	—	—
株式等	—	—
その他の証券	30,264,607	△479,006
日本株式型投資信託	5,959,801	147,508
外国株式型投資信託	5,972,720	△273,768
日本債券型投資信託	9,207,668	△159,846
外国債券型投資信託	9,124,416	△192,899

※「当期の損益に含まれた評価損益」には振戻損益が含まれております。

※金額の単位未満は切捨てとしました。





**特別勘定の名称：積極運用バランス型**

# I 特別勘定の状況

## 1. 特別勘定の性格

### 1 名称

積極運用バランス型

※以下、上記を「当特別勘定」といいます。

### 2 目的及び基本的性格

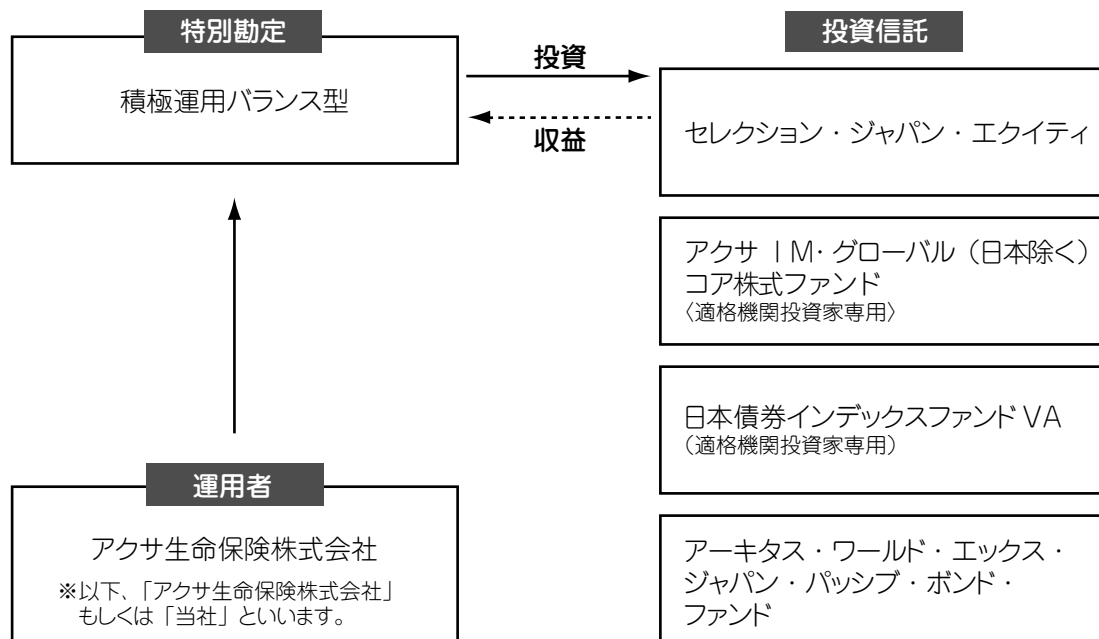
当特別勘定は、主として国内外の株式および債券を主要投資対象とする投資信託に投資することにより、中長期的に安定した投資成果を目標として運用を行います。

※市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

### 3 特色

- 当特別勘定は複数の投資信託を主要投資対象とします。実質的に国内外の株式及び債券に分散投資を行うことで、リスクを軽減しつつ安定的な収益の獲得をめざします。

### 4 仕組み



※運用の仕組みは、2024年4月時点のものであり、今後変更となる場合があります。

### 5 沿革

2009年2月1日 特別勘定の設定、運用開始

## 2. 投資方針及び投資リスク

### 1 投資方針と主な投資対象

当特別勘定は、主として国内外の株式および債券を主要投資対象とする投資信託に投資することにより、中長期的に安定した投資成果を目標として運用を行います。実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。

基本資産配分は、日本株式25%、外国株式35%、日本債券20%、外国債券20%とし、一定の規律に従いリバランスを行います。

※「リバランス」とは、当初決定した基本資産配分に向けて調整することをいいます。

※市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

◆基本資産配分：以下の資産配分比率を基本とします。

※運用環境見通し等の大きな変更が信託財産の中長期的な成長に影響を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、基本資産配分の見直しを行う場合があります。

※実際の資産配分比率は、投資タイミング、利用する投資信託の時価変動、特別勘定への資金流出入等の理由により、下記基本資産配分比率より乖離が発生する場合がありますが、当社の定める方法により、基本資産配分比率との調整を行います。

※特別勘定資産においては、保険契約の異動等に備え一定の現預金等を保有します。

日本株式	25%
外国株式	35%
日本債券	20%
外国債券	20%

◆投資対象：利用する投資信託の投資対象の詳細情報につきましては、各投資信託のページをご参照ください。

※利用する投資信託は、将来変更される可能性があります。

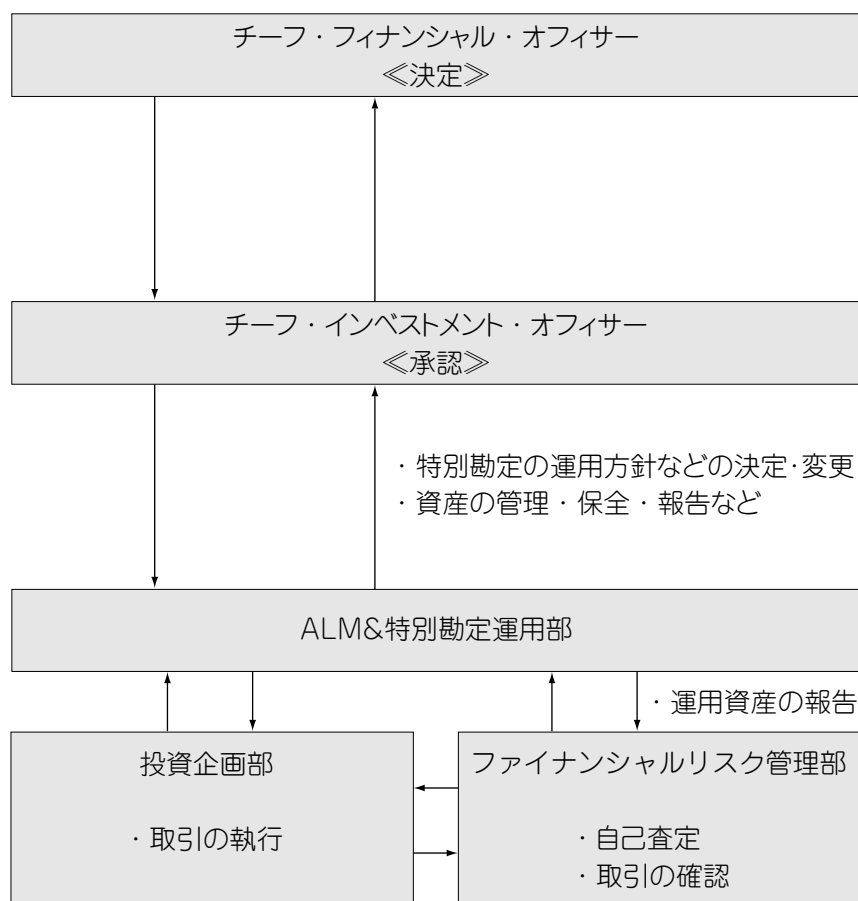
資産クラス	利用する投資信託		参照ページ
	名称	運用方針	
日本株式	セレクション・ジャパン・エクイティ	純資産価額の3分の2以上を、日本を本拠地とする、または日本の規制市場で上場、値付けもしくは取引されている株式に投資することにより、積極的な分散投資のポートフォリオによる長期的な元本の増大を目的として運用を行います。	72ページ
外国株式	アクサIM・グローバル（日本除く）コア株式ファンド（適格機関投資家専用）	マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く世界各国の証券取引所上場株式への投資を行い、信託財産の中長期的な成長をめざします。実質的な外貨建組入資産については、原則として為替ヘッジを行いません。MSCI コクサイ指数（※1）（配当込み・日本円換算）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果をめざします。	110ページ
日本債券	日本債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の公社債等（各種の債権や資産を担保・裏付けとして発行された証券を含みます。）に投資しベンチマーク（NOMURA-BPI総合指数（※2））の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。	27ページ
外国債券	アーキタス・ワールド・エックス・ジャパン・パッシブ・ボンド・ファンド	主に日本を除く世界各国が発行する国債への投資を通じて、ベンチマーク（FTSE世界国債インデックス（※3）（除く日本））に連動した投資成果をめざします。	40ページ

- (※1) 「MSCIコクサイ指数」とは、MSCI Inc.が日本を除く世界の先進国株式市場のパフォーマンスを測るために開発した指数で、各国の株式時価総額等をベースに算出されたものです。MSCIコクサイ指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- (※2) 「NOMURA-BPI総合指数」とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の債券市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
- (※3) 「FTSE世界国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数のデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

## 2 運用体制

●特別勘定資産の運用は、当社のALM&特別勘定運用部が担当します。

- ・ALM&特別勘定運用部は特別勘定資産の運用方針などの決定・変更、また資産の管理・保全・報告などを行います。
- ・ファイナンシャルリスク管理部は運用資産の状況を管理しています。



※上図は2023年11月末現在の運用体制です。運用体制は、将来的に変更されることがあります。

### 3 主な投資制限

特別勘定資産の運用は、生命保険会社の資産運用に関する法令、諸規定に従って行います。ただし、法令等の改正により投資制限に変更があった場合には、それに従って特別勘定資産の運用を行います。

- ① 投資信託への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ④ 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、原則取得時において特別勘定資産の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、原則取得時において特別勘定資産の10%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、原則取得時において特別勘定資産の10%以下とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、原則取得時において特別勘定資産の10%以下とします。

※利用する投資信託の投資制限の詳細につきましては、各投資信託のページをご参照ください。

### 4 投資リスクについて

(利用する投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。)

当特別勘定は、主として投資信託への投資を通じて、株式・債券などの値動きのある証券や為替変動リスクのある外貨建資産に投資しますので、特別勘定のユニットプライスは投資元本を割り込むことがあります。

当特別勘定が有する主なリスクは以下のとおりです。

#### ○資産配分リスク

当特別勘定では各資産（日本株式、外国株式、日本債券、外国債券）につき、基本資産配分比率から一定の範囲内で配分比率の変動を抑えます。

この資産配分が当特別勘定の収益の源泉となる場合もありますが、収益率の悪い資産への配分が大きい場合、複数または全ての資産価値が下落する場合には、当特別勘定のユニットプライスが下がる要因となる可能性があります。

#### ○価格変動リスク

当特別勘定では株式に投資します。これらの価格は、一般に大きく変動します。株式市場全体の価格変動あるいは個別銘柄の価格変動により、当特別勘定のユニットプライスが下がる要因となる可能性があります。

#### ○金利変動リスク

当特別勘定では公社債に投資します。公社債では、一般に金利リスクがあります。

金利リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、当特別勘定のユニットプライスが下がる要因となります。

#### ○為替リスク

当特別勘定では外国証券を保有します。外国証券に投資する場合には、一般に為替リスクがあります。

為替リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落（円高）になった場合には、当特別勘定のユニットプライスが下がる要因となります。従いまして、外貨建証券が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の対円での下落（円高）度合いによっては、当該証券の円ベースの評価額が減価し、当特別勘定のユニットプライスの変動及び分配金に影響を与える要因となります。また外貨建証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。当特別勘定では、円と投資対象国通貨の為替レートの変化が当特別勘定の資産価値に影響します。また、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジコスト※がかかります。

※ヘッジコストとは、為替ヘッジに伴う経費を指し、一般的に日本（円）と投資対象国（ヘッジ対象通貨）の短期金利差に相当します。日本（円）よりも投資対象国（ヘッジ対象通貨）の短期金利が高い場合、この金利差分がヘッジコストとして収益の低下要因となります。

#### ○信用リスク

信用リスクとは、株式、公社債、コマーシャルペーパー及び短期金融商品の発行体が、経営不振、その他の理由により利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、当該公社債等の価格は下落（価格がゼロになることもあります。）し、当特別勘定のユニットプライスが下がる要因となります。

#### ○流動性リスク

流動性リスクとは、市場における売買量の欠如等の理由により、当特別勘定にとって最適な時期で株式および公社債の売買ができず機会損失を被るリスクをいいます。

#### ○カントリーリスク

カントリーリスクとは、投資対象国における政治不安や社会不安、あるいは他国との外交関係の悪化などの要因により、投資成果に大きく影響することがあります。また、投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が悪影響を被る可能性があります。

### 3. その他詳細情報

※利用する投資信託のその他詳細情報につきましては、各投資信託のページをご参照ください。

### 4. 運用実績(当特別勘定のユニットプライスの推移)

※利用する投資信託の投資状況の詳細につきましては、各投資信託のページをご参照ください。

2023年3月末及び同日前1年以内における各月末のユニットプライスの推移は次のとおりです。

(2023年3月31日現在)

	ユニットプライス	騰落率(%)
2009年1月末	100.00000000	154.52
2022年3月末	258.77377658	△1.64
2022年4月末	251.38580909	1.25
2022年5月末	250.44273449	1.63
2022年6月末	249.99140262	1.81
2022年7月末	256.21175524	△0.66
2022年8月末	256.21496366	△0.66
2022年9月末	248.16459668	2.56
2022年10月末	257.42251629	△1.13
2022年11月末	255.94524981	△0.56
2022年12月末	244.30498003	4.18
2023年1月末	250.56901478	1.58
2023年2月末	254.85573940	△0.13
2023年3月末	254.52159300	—

※特別勘定のユニットプライスは、特別勘定の設定日(2009年2月1日)の前日を100.00として計算しています。

※騰落率は、該当月の月末のユニットプライスに対する当期末のユニットプライスの変動率を、小数点第三位を四捨五入して表しています。

※運用実績に関するいかなる内容も過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

## Ⅱ 特別勘定の経理状況

※利用する投資信託の投資状況の詳細につきましては、各投資信託のページをご参照ください。

### 1. 資産の内訳

(2023年3月31日現在)

区分	金額(千円)	構成比(%)
現預金・コール	270,823	0.3
有価証券	90,178,635	99.7
公社債	—	—
株式	—	—
外国証券	—	—
—	—	—
—	—	—
その他の証券	90,178,635	99.7
日本株式型投資信託	22,381,222	24.7
外国株式型投資信託	31,241,534	34.5
日本債券型投資信託	18,361,093	20.3
外国債券型投資信託	18,194,785	20.1
貸付金	—	—
その他資産	—	—
一般勘定	—	—
貸倒引当金	—	—
合計	90,449,458	100.0

※金額の単位未満は切捨てとしました。また、比率については小数点第二位を四捨五入しています。



## 2. 運用収支状況

(2023年3月31日現在)

項目	金額(千円)
利息配当金収入	—
有価証券売却益	791,801
有価証券評価益	579,390
有価証券償還益	—
為替差益	—
その他収益	—
有価証券売却損	61,340
有価証券評価損	2,107,080
有価証券償還損	—
為替差損	—
その他費用及び損失	—
収支差計	△797,228

※金額の単位未満は切捨てとしました。

## 3. 有価証券の評価損益

(2023年3月31日現在)

区分	貸借対照表 計上額(千円)	当期の損益に含まれた 評価損益(千円)
有価証券	90,178,635	△1,527,689
公社債	—	—
株式	—	—
外国証券	—	—
公社債	—	—
株式等	—	—
その他の証券	90,178,635	△1,527,689
日本株式型投資信託	22,381,222	579,390
外国株式型投資信託	31,241,534	△1,414,911
日本債券型投資信託	18,361,093	△314,549
外国債券型投資信託	18,194,785	△377,619

※「当期の損益に含まれた評価損益」には振戻損益が含まれております。

※金額の単位未満は切捨てとしました。



## 「安定成長バランス型」「積極運用バランス型」の投資対象となる投資信託（特別勘定で組入れる投資信託）に関する詳細内容

【記載されている投資信託の名称】

- 日本債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）
- アーキタス・ワールド・エックス・ジャパン・パッシブ・ボンド・ファンド
- ※「セレクション・ジャパン・エクイティ」については72ページ、  
「アクサIM・グローバル（日本除く）コア株式ファンド〈適格機関投資家専用〉」については110ページ  
をご覧ください。

## 資産の運用に関する極めて重要な事項

### I 投資信託(ファンド)の状況

#### 1. 投資信託(ファンド)の性格

##### 1 名称

日本債券インデックスファンド VA(適格機関投資家専用)

※以下において、上記のファンドを「当ファンド」という場合があります。

##### 2 目的及び基本的性格

ダイワ日本債券インデックスマザーファンド(BPI)の受益証券を通じて、わが国の公社債等(各種の債権や資産を担保・裏付けとして発行された証券を含みます。)に投資しベンチマーク(NOMURA-BPI総合指数)の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。

※当ファンドは、追加型投信/国内/債券/インデックス型です。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	日本
	投資対象資産(収益の源泉)	債券
属性区分	投資対象資産	その他資産(投資信託証券(債券 一般))
	決算頻度	年1回
	投資対象地域	日本
	投資形態	ファミリーファンド
	為替ヘッジ	なし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ[<http://www.toushin.or.jp/>]をご参照下さい。

## 3 特色

### 1. 基本方針

当ファンドは、投資成果をNOMURA－BPI総合指数の動きに連動させることをめざして運用を行いません。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

ダイワ日本債券インデックスマザーファンド(BPI)(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の公社債等(各種の債権や資産を担保・裏付けとして発行された証券を含みます。)に投資しベンチマーク(NOMURA－BPI総合指数)の動きに連動する投資成果をめざして運用を行いません。
- ② マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ③ マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、マザーファンドにおいて、公社債の組入総額ならびに債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、マザーファンドの信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

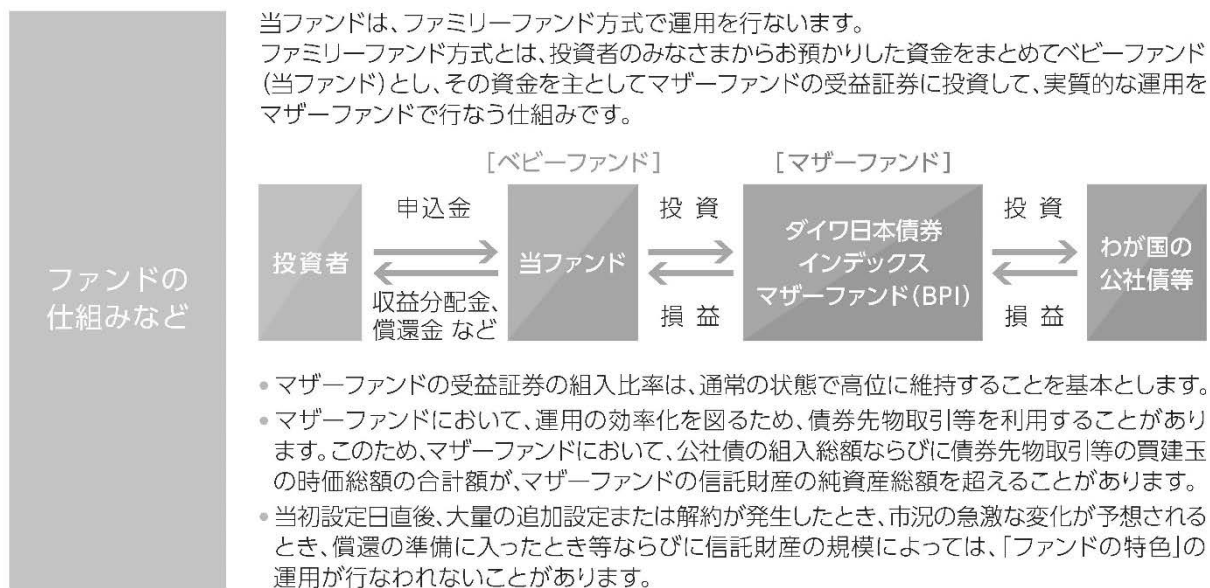
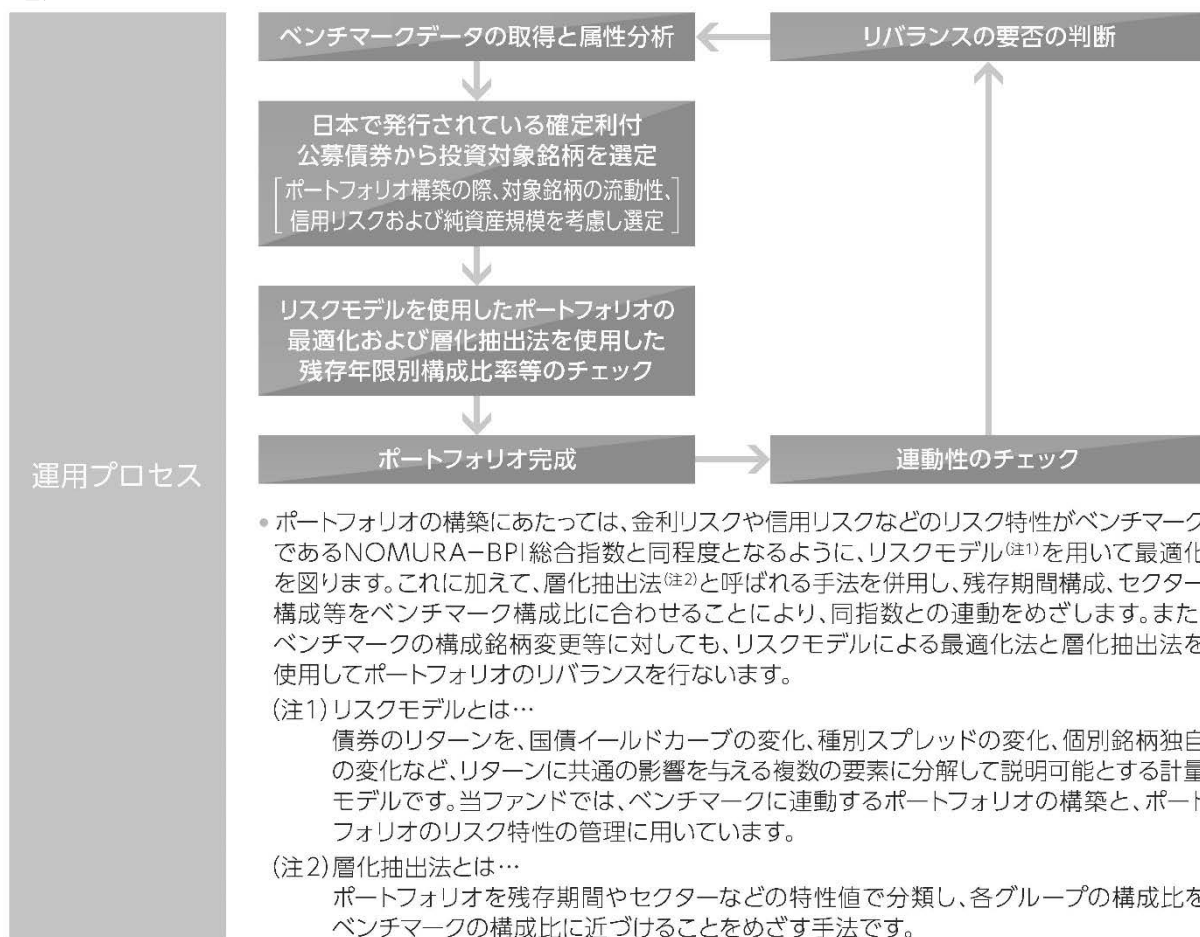
#### (3) 投資制限

- ① マザーファンドの受益証券への投資制限  
マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への投資制限  
株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使等により取得したものに限り、株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 投資信託証券への投資制限  
投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資制限  
外貨建資産への投資は、行ないません。

### 3. 収益分配方針

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
- ③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

#### 4. 運用プロセス



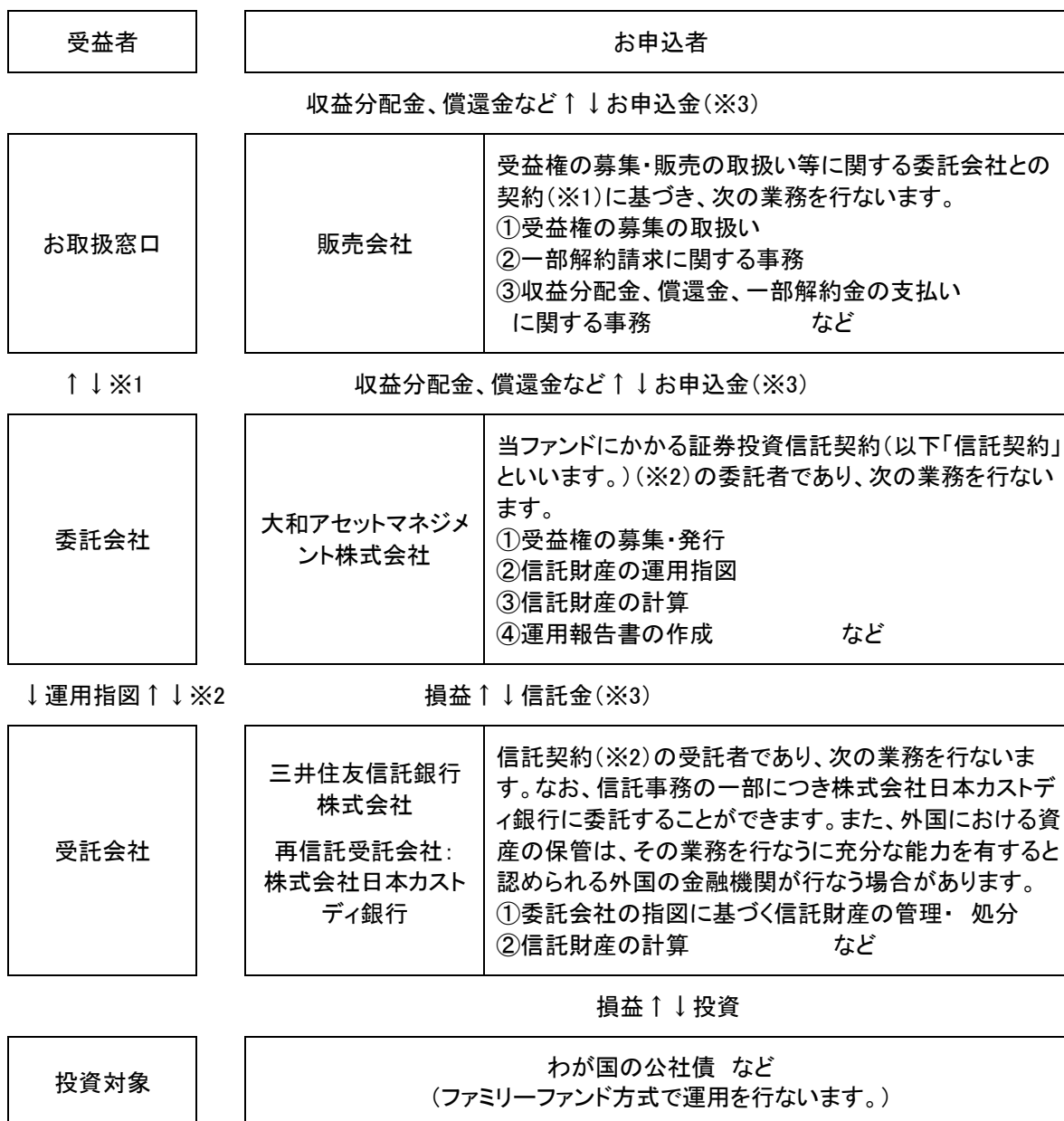
NOMURA-BPIの知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当ファンドの設定の可否、運用成果等ならびに当ファンドおよび同指数に関連して行なわれる当社のサービス提供等の行為に関して一切責任を負いません。

● 基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、NOMURA-BPI総合指数の動きに連動する投資成果をあげることがめざして運用を行いません。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- ・ 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れるわけではないこと
- ・ 運用管理費用(信託報酬)等を負担することによる影響
- ・ 追加設定および解約に対応した公社債の約定価格と指数の算出に使用する価格の差
- ・ 債券先物取引等を利用した場合の指数との値動きの差、コストなど
- ・ 公社債および債券先物取引等の最低取引単位の影響
- ・ 公社債または債券先物取引等の流動性が低下した場合における売買対応の影響

## 4 仕組み



※ 上記の仕組みは 2022 年 12 月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

※1: 受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

※2: 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項(運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等)が規定されています。

※3: 販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

◎ 委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。



## 2. 投資方針および投資リスク

### 1 投資方針と主な投資対象

ダイワ日本債券インデックスマザーファンド(BPI)受益証券を通じて、わが国の公社債等(各種の債権や資産を担保・裏付けとして発行された証券を含みます。)に投資しベンチマーク(NOMURA-BPI総合指数)の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。

- ◆ 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の公社債等(各種の債権や資産を担保・裏付けとして発行された証券を含みます。)に投資しベンチマーク(NOMURA-BPI総合指数)の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。
- ◆ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ◆ マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、マザーファンドにおいて、公社債の組入総額ならびに債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、マザーファンドの信託財産の純資産総額を超えることがあります。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

※ 投資対象の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照下さい。

#### 【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

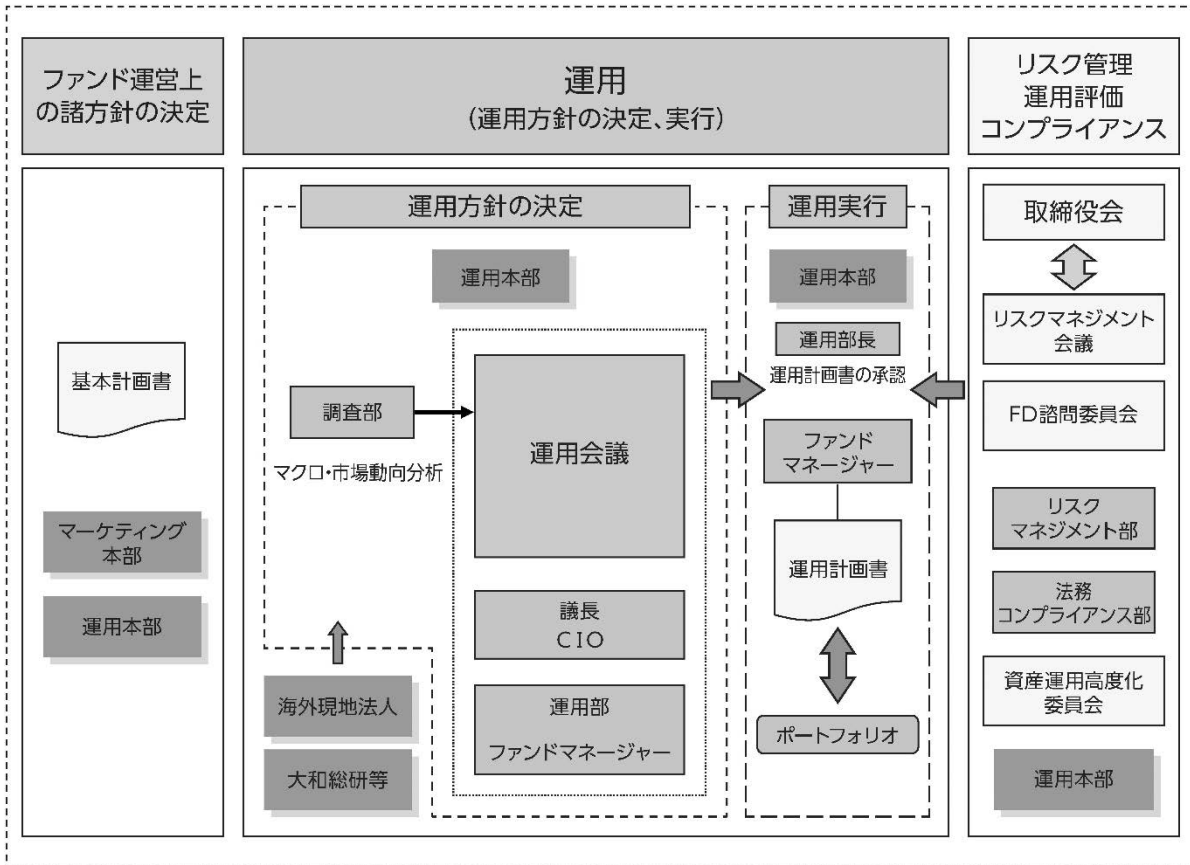
##### ダイワ日本債券インデックスマザーファンド

1. 主としてわが国の公社債等に投資しベンチマーク(NOMURA-BPI総合指数)の動きに連動する投資成果をめざします。
2. 運用の効率化を図るため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、公社債の組入総額ならびに債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
3. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が生じたとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

## 2 運用体制

### ① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



### ② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

#### イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。

#### ロ. 基本的な運用方針の決定

CIO<sup>※1</sup>が議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

#### ハ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

### ③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

#### イ. CIO(1名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・基本的な運用方針の決定
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

#### ロ. Deputy-CIO<sup>※2</sup>(0~5名程度)

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

#### ハ. インベストメント・オフィサー(0~5名程度)

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

#### ニ. 運用部長(各運用部に1名)

ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。

#### ホ. 運用チームリーダー

ファンドの基本的な運用方針を策定します。

#### ヘ. ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

※1 CIO(Chief Investment Officer)

※2 Deputy-CIO(副 Chief Investment Officer)

④ リスクマネジメント会議、FD<sup>※3</sup> 諮問委員会および資産運用高度化委員会

次のとおり各会議体等において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体等の事務局となる部署の人員は 35～45 名程度です。

イ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ロ. FD 諮問委員会

取締役会の諮問委員会として、ファンド組成・運用に関わる会議体等に対する牽制に資する事項について、取締役会に意見を述べます。

ハ. 資産運用高度化委員会

資産運用高度化への取組みについて報告・検討し、必要事項を審議・決定します。

⑤ 受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※<sup>3</sup>FD(フィデューシャリーデューティの略)

※ 上記の運用体制は 2022 年 12 月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

### 3 主な投資制限

ファンドの法令および約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。

- 1) マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使等により取得したものに限り、  
株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 3) 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 外貨建資産への投資は、行ないません。

※投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

#### 【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

##### ダイワ日本債券インデックスマザーファンド

- 1) 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))の新株予約権に限ります。)の行使等により取得したものに限り、  
株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 2) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 3) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 4) 外貨建資産への投資は、行ないません。
- 5) スワップ取引は、約款第17条の範囲で行ないません。
- 6) 金利先渡取引は、約款第18条の範囲で行ないません。

## 4 投資リスクについて

### < 価額変動リスク >

当ファンドは、公社債など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

基準価額の変動要因については、次のとおりです。

#### イ. 公社債の価格変動(価格変動リスク・信用リスク)

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します(値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。)。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合(債務不履行)、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します(利息および償還金が支払われないこともあります。)。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

#### ロ. その他

1. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
2. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

### < 換金性が制限される場合 >

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

1. 金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、お買付け、ご換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けたお買付けの申込みを取消すことがあります。
2. ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受け付けたものとして取扱います。

### < その他の留意点 >

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

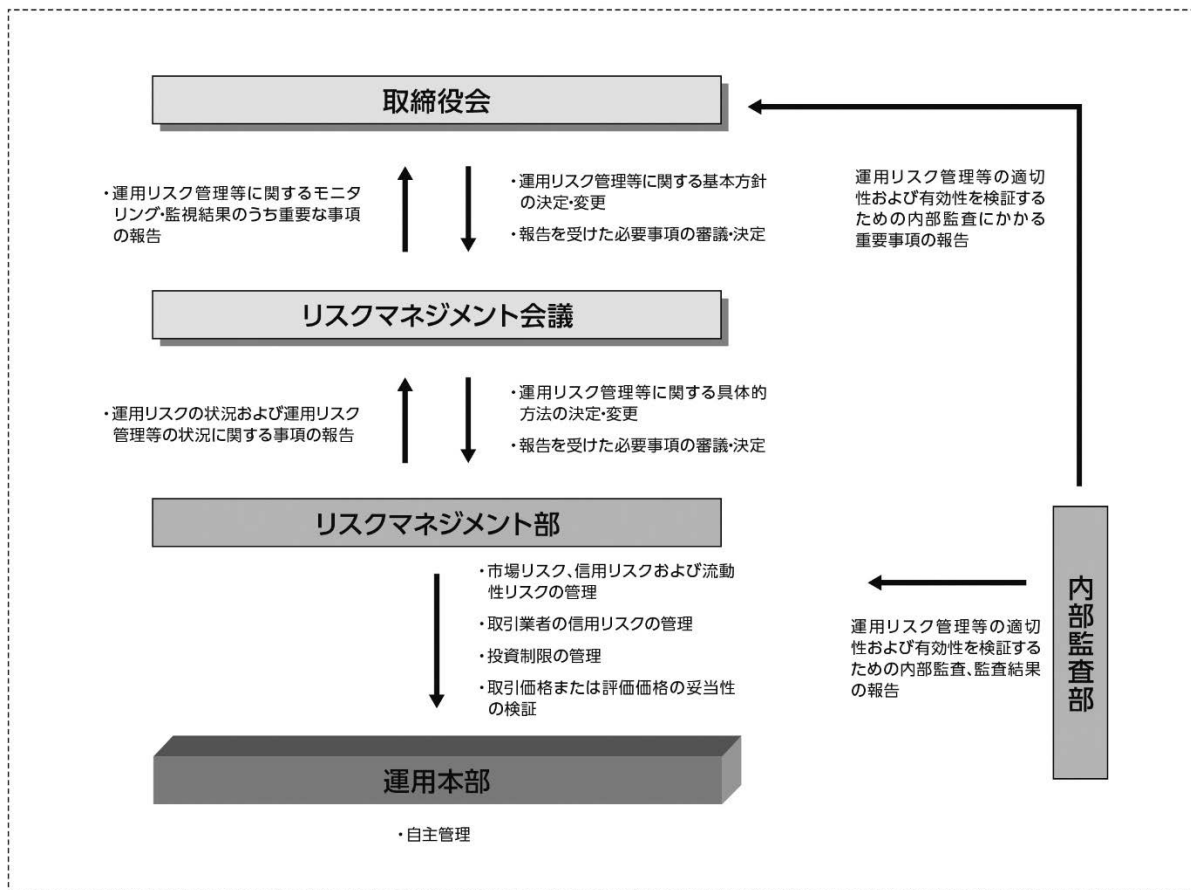
※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映することができないことについては、< 特色 > の「●基準価額の動きに関する留意点」をご参照下さい。

### ※流動性リスクに関する事項

- ・ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

運用リスク管理体制(※)は、以下のとおりとなっています。



※ 上記の運用リスク管理体制は 2022 年 12 月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

※ 流動性リスクに対する管理体制

- ・ 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行いません。
- ・ 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

### 3. その他詳細情報

#### 1 投資対象

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
    1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
      - イ. 有価証券
      - ロ. テリパティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。)
      - ハ. 約束手形
    - ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
  2. 次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ. 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託会社とし三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたダイワ日本債券インデックスマザーファンド(BPI)(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券、ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。
  1. 転換社債の転換、新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証書
  2. 国債証券
  3. 地方債証券
  4. 特別の法律により法人の発行する債券
  5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
  6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
  7. コマーシャル・ペーパー
  8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  9. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
  10. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
  11. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
  12. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
  13. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
  14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  15. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
  16. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
  17. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第15号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するものなお、第1号の証券または証書ならびに第8号および第13号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第10号の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券ならびに第8号および第13号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号の証券および第10号の証券(新投資口予約権証券、投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
  1. 預金
  2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

## 2 投資制限

- ① マザーファンドの受益証券(信託約款)  
マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式(信託約款)  
イ. 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)の行使等により取得したものに限り、  
ロ. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。  
ハ. 前ロ.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③ 投資信託証券(信託約款)  
イ. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。))な投資信託証券(以下「上場投資信託証券」といいます。))を除きます。の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。))の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。  
ロ. 前イ.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。))の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④ 投資する株式等(信託約款)  
イ. 委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。  
ロ. 前イ.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- ⑤ 信用取引(信託約款)  
イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。  
ロ. 前イ.の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。  
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券  
2. 株式分割により取得する株券  
3. 有償増資により取得する株券  
4. 売出しにより取得する株券  
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券
- ⑥ 先物取引等(信託約款)  
イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。))および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。))ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。))。  
ロ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- ⑦ スワップ取引(信託約款)  
イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。))を行なうことの指図をすることができます。  
ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。  
ハ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。  
ニ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- ⑧ 金利先渡取引の運用指図(信託約款)  
イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。  
ロ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。  
ハ. 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。  
ニ. 委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- ⑨ 有価証券の貸付け(信託約款)  
イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。  
1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。  
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。  
3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。  
ロ. 前イ.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。  
ハ. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
- ⑩ 資金の借入れ(信託約款)  
イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。))を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。))の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。  
ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。  
ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。  
ニ. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

## 4. 運用状況

### 日本債券インデックスファンド VA (適格機関投資家専用)

#### 1 投資状況

当ファンドの運用は、2024年2月より開始する予定であるため、該当事項はありません。

#### 2 投資資産

当ファンドの運用は、2024年2月より開始する予定であるため、該当事項はありません。

#### 3 運用実績

当ファンドの運用は、2024年2月より開始する予定であるため、該当事項はありません。

## II 財務ハイライト情報

当ファンドの運用は、2024年2月より開始する予定であるため、該当事項はありません。



**特別勘定で組入れる投資信託に関する情報**  
( 資産運用に関する極めて重要な事項 )

## I 投資信託(ファンド)の状況

### 1. 投資信託(ファンド)の性格

#### 1 名称

アーキタス・ワールド・エクス・ジャパン・パッシブ・ボンド・ファンド

\*以後、「本ファンド」とも呼びます。

#### 2 目的及び基本的性格

##### 投資目標

本ファンドは、投資家へのトータルリターンを提供を目指し、キャピタルリターンとインカムリターンの両方を考慮し、報酬および経費控除前の以下に定めるインデックス(以後「インデックス」とも呼びます)のリターンを反映します。

##### 主な特徴

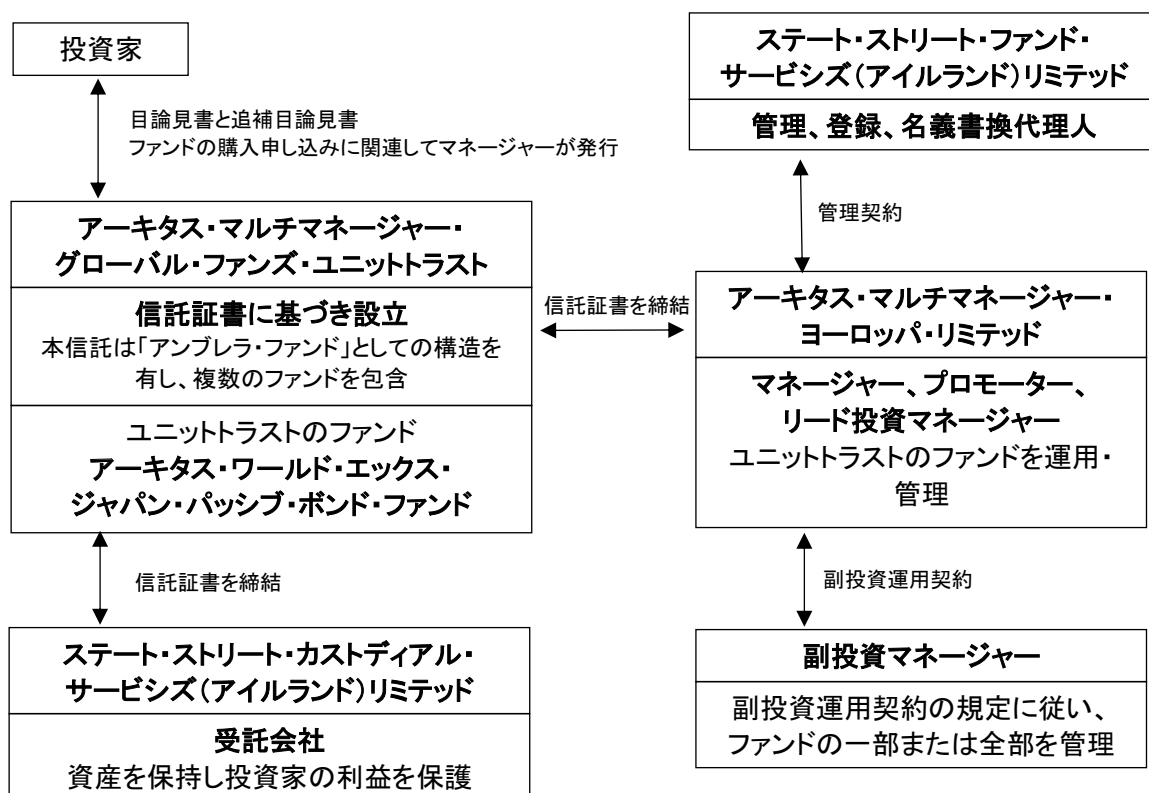
- 本ファンドは、インデックス連動ファンドで、パッシブファンドになります。
- 本ファンドは、最適化サンプル法を採用して、FTSE®世界国債インデックス(除く日本)の動きに連動するように目指します。
- ベンチマーク(または「インデックス」) FTSE世界国債インデックス(除く日本)(Bloombergのティッカー: SBWGNJYU)
- 本インデックスは、世界20カ国超の世界の固定利付、現地通貨建ての投資適格級国債のパフォーマンスを測定します。
- 本ファンドは、日本を除く世界の国債に純資産総額の100%まで投資を行えます。
- 基準通貨: 日本円

#### 3 特色

- 本ファンドはアイルランドでUCITSファンドとして認可され、アイルランド中央銀行の規制を受けます。
- ユニットクラス: 機関投資家クラスJ(日本円)ユニット
- ISIN: IE00BMF59G26
- 法的構造:
  - 本ファンドは、ユニットトラストであるアーキタス・マルチマネージャー・グローバル・ファンズ・ユニットトラストのサブファンドです。
  - 本ファンドの資産運用会社(以後、「マネージャー」と呼びます)はアーキタス・マルチマネージャー・ヨーロッパ・リミテッドで、アイルランドで認可されアイルランド中央銀行の規制を受けます。

マネージャーは本ファンドの運用についてDWSインターナショナルGmbHを副投資マネージャーに任命しました。

## 4 仕組み



\*上記の情報は2022年12月末時点のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2. 投資方針及び投資リスク

### 1. 投資方針と主な投資対象

アーキタス・マルチマネージャー・グローバル・ファンズ・ユニットトラストの追補目論見書に記載されているとおり、本ファンドの完全な正式投資方針は、以下のとおりです。

本ファンドは、インデックス連動ファンドとして運用します。本インデックスは、一定の基準を満たす日本を除く世界の債券の流通市場の動きを測定します。本ファンドは、できる限り実行できる範囲で、複数の要因に従い、最適化サンプル法を採用してポートフォリオの推定トラッキングエラーを最小化することによって、コスト効率の良い方法で本インデックスのリスクとリターンのプロファイルを複製する方針です。

規制で定められた分散要件に従って、および目論見書の付録Ⅲ\*に記載されたとおり、本ファンドは、日本を除く世界の国債(以下、「GGB」)に純資産総額の100%まで投資を行えます。

本インデックスは、インデックスプロバイダーが定めた本インデックスの規則に従い、公募債券に対する日本を除く世界の流通市場のパフォーマンスを反映するように設計されています。本インデックスは、世界20カ国超の世界の固定利付、現地通貨建ての投資適格級国債のパフォーマンスを測定します。本インデックスの構成の詳細については、

<https://www.ftserussell.com/products/indices/global-fixed-income-indexes> と  
<https://www.ftserussell.com/analytics/factsheets/home/constituentsweights?groupname=fixed%20income> をご覧ください。

本ファンドは、投資適格または投資適格未満の格付を付与されたあらゆる年限の固定利付きまたは変動利付の債券に投資します。本ファンドは、投資適格未満の債券に純資産の30%を超えて投資しません。本ファンドは、ソブリン機関もしくは他の政府や地方公共団体、政府機関が発行した債券を組み込みます。本ファンドは、本インデックスに組み込まれた国の証券や通貨に投資できます。

本ファンドは、本インデックスに組み込まれていない国の証券や通貨を受け入れる場合、費用とパフォーマンスへの潜在的な影響を含む要因を考慮した結果、(マネージャーの見解により)ポジション解消が実行可能になるまで投資の保有を継続することがあります。

また、本ファンドは、本インデックスまたはそれ自体の構成銘柄へのポジションをとるために本ファンドと類似する方針を追求する他の集団投資スキーム(上場投資信託(以下、「ETF」)と他の信託ファンドを含む)に投資することがあります。本ファンドは、純資産の最大10%をUCITSであるETFを含む集団投資スキームに投資を行うことがあり、またそれらは中央銀行UCITS規制および本目論見書の付録Ⅲ\*に関するすべての重要な事項を遵守します。

投資目標を追求する際に、本ファンドは、目論見書の条項および目論見書の付録Ⅲに定められる制約に従って、投資目的または効率的なポートフォリオ管理目的のために、金融デリバティブ商品(FDI)を用いることができます。FDIの投資は、(デュレーションのマッチングと多額のキャッシュフロー管理に使用される可能性のある)先物を含みますが、それに限定されません。本ファンドは、中央銀行に提出するRMPに含まれるFDIのみを活用します。

トータルリターン・スワップに関連して、マネージャーは、かかる取引が本ファンドの純資産総額の0%に適用されると予想していますが、本ファンドは、純資産総額の100%まで取引を行えます。

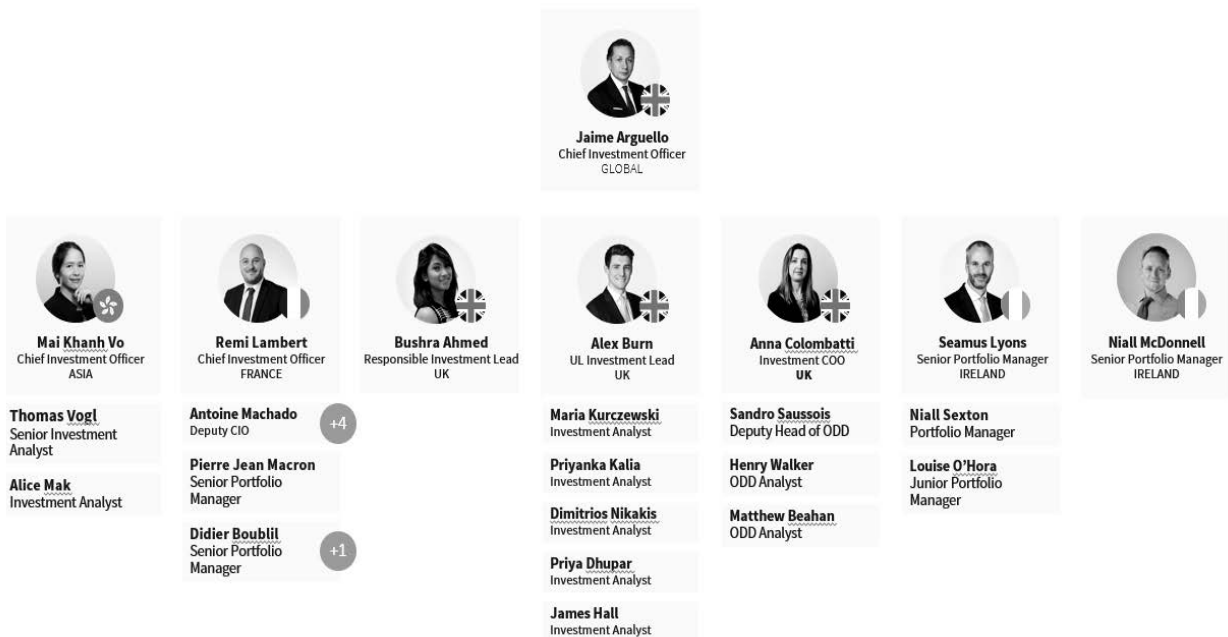
本ファンドは、中央銀行規則と目論見書の付録Ⅱに従った効率的なポートフォリオ管理の目的に限定して、証券貸付、買い戻しおよび/または売り戻し条件付き売買契約(レポやリバース・レポ契約)の取引を行えます。マネージャーは、証券貸付、買い戻しおよび/または売り戻し条件付き売買契約が本ファンドの純資産総額の0%に適用されると予想していますが、本ファンドは、純資産総額の100%まで取引を行えます。

本ファンドのグローバル・エクスポージャーは、コミットメント・アプローチを用いて、評価とモニタリングが行われます。本ファンドは、FDI の使用の結果として純資産総額の 100%までレバレッジを利用できます。また、目論見書の付録 III\*に記載された借入制限に従って、本ファンドは、一時的に純資産総額の 10%まで借り入れることができます。

\*目論見書の付録 III は本資料「3.その他詳細情報」の「1 本ファンドの投資対象及び投資制限」に記載しています。

## 2 運用体制

### アーキタス運用チーム



DD: Operational Due Diligence. Source: Architas Investment Team, 2022

### アーキタス世界パッシブ債券ファンド(日本を除く)のポートフォリオマネジメントチーム

#### ハイメ=アグエロ(Jaime Arguello) - チーフインベストメントオフィサー、インベストメントコミッティー議長

アーキタスのチーフインベストメントオフィサーとして、運用部門の体制と管理に対する責任を負うなど、当社のあらゆる投資活動の指揮を担当しています。また、AXA の他の事業分野に対する適切な投資戦略の推薦も、職務に含まれています。彼は Barclays でマルチマネージャーおよびオルタナティブ部門のマネージングディレクターとチーフインベストメントオフィサーを7年間務めたのち、2016年10月にアーキタスに入社しました。Barclays の前は、Pictet に10年間勤務し、社外の資産運用会社の選定担当ディレクターおよび債券部門ヘッドとして、幅広い資産クラスの運用者を選定しました。業界経験は30年を超えており、アセットアロケーション、ファンド選定、およびポートフォリオ管理をひと通り経験しています。彼はパリの国立土木学校で工学の学位を取得しています。

#### マイ=カン(Mai Khanh)- アーキタス・アジア・チーフインベストメントオフィサー

彼女はアーキタス・アジアのチーフインベストメントオフィサーを務めています。アーキタスに入社する前、彼女は香港の AXA Asia でインベストメントヘッドを務めていました。彼女は2017年にパリから香港に転居しましたが、パリでは Amundi でファンドセレクションとアドバイザーのヘッドに加え、ポートフォリオマネジメントの責任者も務めていました。彼女は Sinopia でクオンツアナリストとしてキャリアをスタートしました。彼女はパリ第7大学で場、素粒子および物質学の PhD を取得しており、またエコール・サントラル・ドゥ・リヨンで工学の学位を取得しています。彼女は CFA の資格保有者です。

運用プロセスには以下を含みます。

#### 1) 事前選定

定量的スクリーニングはマネージャー選定の第一歩です。主な目的は投資可能なユニバースをフィルタリングし、一定の重要スキルを発揮できるような資産運用者を擁する、より関連性の高いピアグループを抽出することです。

独自の定量的フィルタリングツールは、相関性の低い要因を多数用いて各資産クラスの本ファンドをランク付けします。その要素には、高いリスク調整後リターン、市場の上昇局面をとらえる手腕、市場のダウンサイドプロテクション、および各要因の安定性などが含まれます。

アーキタス(以後、アーキタスはアーキタス・マルチマネージャー・ヨーロッパ・リミテッドとその関連会社を指します。)はこのようなフィルタリングにより、本ファンドパフォーマンスの根拠を理解し、安定してリターンをあげてきた資産運用者に焦点をあてることができます。

#### 2) 選定

選定段階においては、それらの本ファンド、および事前選定段階を通過した資産運用者に対して、徹底的なデューデリジェンスなどが行われます。アーキタスはこのプロセスを通して、資産運用者の手法と個性を精査し、市場が好調な時期と低調な時期に、資産運用者がどのような行動を取るかを理解しようとしています。

- 既存データの調査:

これはスクリーニングプロセスではとらえられない要因を検討する際に重要です。たとえば、本ファンドパフォーマンスの実績のうち、現在の資産運用者の寄与分はどの程度なのかといったファクターです。アーキタスは本ファンドをより深く理解するために、Morningstar や Bloomberg などの様々なツールを使用します。

- アンケート:

- アーキタスは、投資スタイルごとに 3~5 程度の合理的な数の本ファンドに範囲を絞ったあと、本ファンドマネージャーと面談する前に、デューデリジェンスに関する詳細なアンケートへの回答を彼らに依頼します。
- 運用チームだけでなく、本ファンドの戦略と目的に関するさらなる情報を提供するための定性的ステップです。
- アーキタスは事前に決められたテンプレートを使用し、アンケートをスコアリングします。その後、リードアナリストがスコアリングをチーフインベストメントオフィサーに提示し、レビューと承認を依頼します。この時点で、範囲は最終候補者に絞られます。
- 直接面談

\*上記の情報は2022年12月末時点のものであり、今後変更となる場合があります。

### 3 主な投資制限

本ファンドはインデックス連動型ファンドとして運用されます。

本ファンドがインデックスとするFTSE世界国債インデックス(除く日本)は、一定の基準を満たす日本を除く世界の債券の流通市場の動きを測定します。本インデックスの構成銘柄は国債です。

投資制限は、本ファンドの投資方針に記載されています(本資料「2. 投資方針及び投資リスク」をご参照ください)。

本ファンドにはまた、該当する場合、アーキタス・マルチマネージャー・グローバル・ファンズ・ユニットトラストの2019年11月28日付けの目論見書の付録III\*に記載されている投資制限が課されます。

\*目論見書の付録IIIは本資料「3.その他詳細情報」の「1 本ファンドの投資対象及び投資制限」に記載しています。

## 4 投資リスクについて

本ファンドでは、以下のリスクがあります。

**インデックスからの乖離リスク:**インデックス連動ファンドは、インデックスのリスクとリターンを追跡することを目的としています。これはインデックスに完全に一致することは期待されておらず、これに伴うコストや費用などの様々な要因により、ファンドは当該インデックスを構成する銘柄の全部を購入することが可能ではないか、または実行可能ではないこともあります。

**カウンターパーティーリスク:**資産の保護預かりなどのサービスを提供する、またはデリバティブもしくはその他の商品のカウンターパーティーとなる機関の支払不能により、本ファンドは金銭的損失を被ることがあります。

**信用リスク - 債券:**本ファンドは債券に投資することがあり、債券は固定または変動リターンを提供し、貸付債権(ローン)の一種であり、その価額は発行体の支払能力によって決まります。発行体が支払いを怠るリスクがあります。本ファンドは一般に、高格付けの債券に投資しますが、高格付けは発行体の支払い能力を保証するものではありません。

**デリバティブリスク:**本ファンドは、リスク軽減(ヘッジ)の目的または投資目的でデリバティブを利用することがあります。デリバティブの利用は株価の変動を引き起こし、その結果、本ファンドと投資家が損失を被ることがあります。

**為替リスク:**本ファンドは海外市場に投資しており、本ファンドの価額は為替レート変動の結果として下落または上昇することがあります。

リスク一般に関する詳細は目論見書の「リスク要因」の項に記載されています。以下は、目論見書の同項からの一部抜粋です。

リスクとは、投資家がある投資で損をするか、または当該投資が投資家の期待していたほど儲からない可能性です。一般に、リスクが大きければ大きいほど、投資の儲けは大きくなり、また損失も大きくなります。他の投資ファンドと同様に、本ファンドのユニットの価額は、本ファンドの投資目標、主な投資戦略、特定のリスク要因の影響を受けることがあります。したがって、ファンドは様々なリスクにさらされることがあります。リスクの一部(本ファンドへの投資の元本リスクなど)については以下で説明しています。しかしながら、他の要因も本ファンドの投資成果に影響を及ぼすことがあります。

**インデックスファンドリスク:**インデックスを追跡または模倣しようとするファンドへの投資により、投資家は、インデックスを構成する銘柄の変動および本ファンドに組入れられた銘柄の価額に伴う市場リスクにさらされます。ファンドの価額は上昇も下落もすることがあり、当該ファンドへの投資の価額もそれに応じて変動します。本ファンドの投資目標が達成されるという保証はなく、ファンドが追跡または模倣する関連するインデックスの自動的かつ継続的な追跡を保証することはできません。

ファンドがインデックス構成銘柄に直接投資する場合、投資家は、これに伴うコストや費用、本目論見書の付録 III に記載される集中制限などの様々な要因により、ファンドは当該インデックスを構成する銘柄の全部を相応の組入比率で購入すること、またはこれらを少しでも購入することが可能ではないか、または実行可能ではないこともある点に留意してください。さらに、インデックスの銘柄がコーポレートアクションの対象になる場合、インデックス構成銘柄がリストラクチャリングまたはその他のアクションの対象になる場合の株価調整のように、インデックス構成銘柄の新株発行はインデックスの時価に影響を及ぼすことがあります。

インデックスプロバイダーは、関連するインデックスルールに依拠して、インデックスに組み込まれるまたは除外される銘柄の変更を反映した新しい構成銘柄を定期的に公表しており - このプロセスを「リバランス」といいます。各インデックスのリバランス頻度の詳細は、関連する本ファンド追補目論見書に記載されています。



インデックス構成銘柄が変更された場合、当該インデックスを物理的に追跡/模倣しようとするファンドは通常、それが可能かつ実行可能である範囲で、それを行うために、インデックス構成銘柄をより密接に反映させるためにエクスポージャーの再調整を図ります。当該ファンドのエクスポージャーを再調整するため、証券の売買を行わなければなりません。このリバランスにより、インデックスのリターンに一致したリターンを提供する能力に影響が及ぶことがあります。当該コストは直接コストまたは間接コストにもなり、取引コスト(仲介手数料など)、保管料、為替手数料、売買委託手数料(為替スプレッドなど)、印紙税などを含むことがあります。インデックスの組入比率見直しにより、本ファンドにトラッキングエラーが生じることがあり、関連するインデックス構成銘柄の利用の可否を保証することはできません。

インデックスを追跡または模倣しようとするファンドは現金を積み増すことがあり、その結果、トラッキングエラーが増加します。一般に、インデックスを追跡または模倣するファンドは、インデックス構成銘柄の相場が概ね下落しているときでも、当該インデックス構成銘柄にほぼ完全に投資し続けます。インデックス構成銘柄のパフォーマンス低下は通常、関連するファンドの投資として処分につながることはありません。

**資産クラスリスク:**これは、ファンドが投資している投資対象によるリターンが証券市場全体または様々な資産クラスをアンダーパフォームするリスクです。証券および資産クラスの様々な対象は、証券市場全体と比較したアウトパフォームとアンダーパフォームのサイクルを繰り返す傾向にあります。

**ブローカーリスクおよびサブカストディリスク:**特定の市場では、ファンドはカウンターパーティーまたはブローカーおよびディーラー、これらの者が取引している取引所の信用リスクにさらされます(これらの者が取引所または取引所外取引に関与しているかを問いません)。ブローカーの破綻もしくは詐欺、ブローカーがファンドを代行して取引を執行し清算する清算ブローカーの破綻もしくは詐欺、または為替清算機関の破綻もしくは詐欺が生じた場合、ファンドは、ブローカーが保有する資産を喪失するリスクにさらされることがあります。ファンドの投資は、法の性質または管轄区域の市場慣行により、サブカストディアンまたはブローカーの名義で登録されることがあり、これは一般的な市場慣行です。当該投資は、サブカストディアンまたはブローカー自身の投資から分離されず、当該保管会社またはブローカーがデフォルトを起こした場合には保護されず、本ファンドにより回収不能になることがあります。

**利益相反リスク:**ファンドの副投資マネージャーが効率的なポートフォリオ運用の目的で技法および手段を採用する場合、副投資マネージャーに関連する会社は当事者となり、または本ファンドに対して銀行サービス、証券取引サービス、もしくはその他のサービスを提供し、これにより利益を得ることがあります。本ファンドにとって最善の最終結果が関連会社から得られると副投資マネージャーが判断した場合、これらの関連会社が採用されることがあります。

**受託会社に対するカウンターパーティーリスク:**現金が受託会社または他の受託者により保有される場合、信託は、カウンターパーティーとしての受託会社または受託会社により採用される受託者の信用リスクにさらされます。受託会社または他の受託者が支払不能に陥った場合、信託は、本ファンドの現金保有高に関して受託会社またはその他の受託者の一般債権者として取り扱われます。ただし、本ファンドの証券は、分離口座で受託会社または他の受託者により管理されているため、受託会社または他の受託者が支払不能に陥った場合に保護されるはずですが、当該カウンターパーティーが経営難に陥った場合、たとえファンドが資金を無事に全部回収できたとしても、その取引はその間大きく混乱し、場合によっては重要な損失につながる可能性があります。

**適格カウンターパーティーリスク:**投資家および投資をお考えの方は、以下の通りに適格カウンターパーティーとの取引において特定のリスクが発生することに留意してください。FDIポジション(スワップまたは類似する性質を持つその他のFDIなど)は、店頭で1つ以上の適格カウンターパーティーと締結することがあります。当該FDIの取引は当該適格カウンターパーティーの信用リスクエクスポージャーをもたらすことがあります(すなわち、FDI取引の適格カウンターパーティーがファンドに関する取引の条件に基づく債務の返済を怠るリスクです)。ファンドを代行する副投資マネージャーが店頭FDI取引を締結する場合、適格カウンターパーティーから担保を受け入れることにより、適格カウンターパーティーの信用リスクの大半の軽減を図ることがあります。店頭FDIが完全担保で

ない場合、適格カウンターパーティーによるデフォルトはファンドの価額下落、ひいては、ファンドへの投資の価額下落をもたらすことがあります。

**資金運用リスク:**これは、マネージャーまたは副投資マネージャーが採用する戦略およびその銘柄選択が、意図した成果を生み出さないリスクです。

**副投資マネージャー選択リスク:**これは、マネージャーによる副投資マネージャーの選択または代替プロセス、および副投資マネージャーを選択または代替するという意思決定が、パフォーマンスおよび/またはファンドの投資目標の達成に関して意図した成果を生み出さないことがあるリスクです。

**投資リスク:**これは、会社の財務状況の変化ならびに全体的な市況および経済情勢に基づいてある銘柄の価額が急激かつ予測不能に上昇および下落することがあるリスクです。

**投資選択リスク:**副投資マネージャーは、その戦略全体の範囲内で本ファンドの目標達成を図るために特定の投資を選択します。本ファンド向けに選択された投資は、本ファンド向けに選択されなかった他の銘柄と同様に値動きを示さないことがあります。結果として、本ファンドは、同じ目標を持つまたは同じ資産クラスの他のファンドをアンダーパフォームすることがあります。

**市場リスク:**これは、全体的な経済情勢およびその他の要因に基づいて証券市場が急激かつ予測不能に下落するリスクです。

**証券貸付リスク:**追加の収益を実現する目的で、本ファンドは証券を貸し付けることがあります。当該証券貸付は、中央銀行規則に従って担保により継続的に保証されます。証券貸付のリスクは、他の担保付き信用の供与と同様に、追加担保受け入れまたは証券回収が遅延する可能性、借り手が財政破綻したかまたはファンドが保有する担保の価値が下落した場合に証券に対する権利が喪失する可能性からなります。貸付は、企業として適格な要件を具備していると副投資マネージャーがみなした企業のみに対し行われ、該当する場合、当該貸付から得られる対価がリスクを正当化すると副投資マネージャーが判断しない限り行われません。さらに、証券貸付取引および関連する担保取決めへの関与により、ファンドはより高い法的リスク(取引への法律もしくは規制の予定外の適用に関連し、または取引を裏付ける契約が法的に強制可能でないか、もしくは正しく文書化されていないことが判明した場合に発生するリスク)にさらされることがあります。

**包括申込金および償還金口座(「集金口座」)リスク:**マネージャーは、信託の名義で包括的レベルで単一の申込および償還金口座を運用しています(「集金口座」)。申込および償還金口座はファンドレベルでは開設されません。ファンドへ、またはファンドから支払われるべきすべての申込金および償還金ならびに配当または現金分配は、集金口座を通じて振り分けられ、管理されます。

ユニット発行に先立ちファンドに関して受領された申込金は、信託の名義で集金口座において保有され、信託の資産として取り扱われます。申込済みユニットが発行される時まで、投資家は、集金口座で信託により申し込まれ、また保有される現金金額に関して信託の無担保債権者となり、関連するユニットが発行される時まで、申込みが行われた関連するファンドの純資産総額の上昇、または他の株主の権利(配当受給権など)から恩恵を受けません。ファンドまたは信託が支払不能に陥った場合、本ファンドまたは信託が無担保債権者への全額の支払いに十分な資金を備えているという保証はありません。

ファンドによる償還金および配当の支払いは、信託またはその代理人、管理会社による引受書類の原本の受領、およびすべてのマネーロンダリング防止規程の遵守を条件とします。償還金または配当を受ける権利を有する投資家への当該金額の支払いは、マネージャーまたはその代理人、管理会社が満足できる上記要件の遵守の結果が出るまで、それに応じて差し止められることがあります。償還金および分配金(差し止められた償還金または分配金を含む)は、関連する投資家への支払いを待機している間、信託の名義で集金口座で保有されます。当該金額が集金口座で保有されている限り、ファンドから当該支払いを受ける権利を有する投資家は、その金額に関して、当該金額に対する権益に関して、およびその権益の範囲で信託の無担保債権者になり、関連するファンドの純資産総額の上昇、または他の株主の権利(追加の配当受給権など)から恩恵を受けません。解約する投資家は、当該の解約日付で解約されたユニットに関して投資家ではなくなります。ファンドまたは信託が

支払不能に陥った場合、本ファンドまたは信託が無担保債権者への全額の支払いに十分な資金を備えているという保証はありません。

ファンドが支払不能に陥った場合、他のファンドが受ける権利を有しているが、集金口座の運用の結果として、支払不能のファンドに移転していたはずだった金額の回収は、アイルランド信託法の原則および集金口座の業務手続きの条件に従います。当該金額の回収についての実行の遅延および/または紛争が生じることがあり、支払不能のファンドは他のファンドに支払われるべき金額を返済するには不十分な資金しか備えていないことがあります。

マネージャーは、信託証書の規定に従って集金口座を運用します。

### **投資リスクの管理体制**

マネージャーは、資産運用を副投資マネージャーに委託しています。副投資マネージャーは本ファンドに内在する投資リスク(流動性リスクを含む)を監視し、管理し、報告します。

マネージャーは、独自の内部統制を構築しており、投資リスクを監視するために自社開発のソフトウェアを利用しています。

副投資マネージャーは、自社開発のシステムに加えて、外部のリスク監視システムを利用しており、これは、銘柄分析やポートフォリオ運用から、取引執行、事務処理、リスク管理に至るまでの投資運用プロセス全体を支援することを目的としています。

### 3. その他詳細情報

#### 1 本ファンドの投資対象及び投資制限

本ファンドの投資方針に記載される投資制限に加えて(本資料「2. 投資方針及び投資リスク」の「1. 投資方針と主な投資対象」をご参照ください)、本ファンドは、該当する場合、目論見書の付録Ⅲに記載される投資制限にも従います。2019年11月28日付のアーキタス・マルチマネージャー・グローバル・ファンズ・ユニットトラストの目論見書の付録Ⅲからの抜粋は、以下に記載されています。

当該ファンドの資産運用は本規制を遵守しなければなりません。本規制は以下を定めています。(以下に記載されている「加盟国」「非加盟国」は、それぞれ「EU加盟国」「EU非加盟国」を指します。)

<b>1</b>	<b>許容される投資</b>
本ファンドの投資は以下に限定されます。	
1.1	加盟国もしくは非加盟国の証券取引所への正式な上場が認められているか、または加盟国もしくは非加盟国で規制され、定期的に運営され、認知され、公に開かれた市場で取引されている譲渡可能証券および短期金融商品。
1.2	新規発行の譲渡可能証券で1年以内に(上記のような)証券取引所への正式な上場またはその他の市場での上場が認められているもの。
1.3	規制市場で取引されているもの以外の中央銀行規則に従って定義される短期金融証券。
1.4	UCITSのユニット。
1.5	中央銀行のガイダンス「UCITSの他の投資ファンドへの許容可能な投資」に定められるオルタナティブ投資ファンド(AIF)の持ち分。
1.6	中央銀行規則で定められる信用機関への預金。
1.7	中央銀行規則に定められるFDI。
2	<b>投資制限</b>
2.1	本ファンドは、第1項に記載されるもの以外の譲渡可能証券および短期金融証券には純資産総額の10%以内を投資することができます。
2.2	本ファンドは、1年以内に(第1.1項に記載される)証券取引所またはその他の市場での正式上場が認められている新規発行の譲渡可能証券に純資産総額の10%以内を投資することができます。この制限は、以下を条件として規則144Aとして知られている特定の米国証券へのファンドによる投資に関しては適用されません。 - 証券は、発行から1年以内に米国証券取引委員会に登録するという約束で発行されるものとします。 - 証券は流動性の低い証券ではなく、すなわち、本ファンドにより評価された価格またはそれに近似する価格で7日以内に本ファンドにより実現されるものとします。
2.3	本ファンドは、同一発行体が発行した譲渡可能証券または短期金融証券に純資産総額の10%以内を投資することができます。ただし、ファンドがそれぞれ5%を超えて投資した発行体で保有される譲渡可能証券と短期金融証券の総額は40%未満とします。
2.4	加盟国に登録事務所を有し、法律によって債券投資家保護のために特別公的監督の下にある金融機関が発行する債券の場合、(第2.3項の)10%制限は25%に引き上げられます。ファンドが、1発行体が発行したこれらの債券に純資産総額の5%を超えて投資する場合、これらの投資の総額は本ファンドの純資産総額の80%を超えてはなりません。この規定を利用するためには、中央銀行の事前の承認が要求されます。
2.5	譲渡可能証券または短期金融証券が加盟国もしくはその地方公共団体、または非加盟国もしくは1つ以上の加盟国が属する公的国際機関により発行されている、または保証されている場合には、(第2.3項の)10%制限は35%に引き上げられます。

2.6	第2.4項および第2.5項に記載される譲渡可能証券および短期金融証券は、第2.3項に記載される40%制限を適用する目的で考慮されないものとします。
2.7	付属的流動性として保有される中央銀行UCITS規制の規制7で指定される金融機関以外の単一金融機関への預金は、以下(a)または(b)を超えないものとします。 (a) ファンドのNAVの10% (b) 預金が受託会社に対して行われている場合、ファンドの純資産の20%
2.8	店頭デリバティブのカウンターパーティーに対するファンドのリスクエクスポージャーは、純資産総額の5%を超えてはなりません。 欧州経済領域で認可された金融機関、1988年7月のバーゼル自己資本合意の批准国(欧州経済領域加盟国以外)内で認可された金融機関、またはジャージー島、ガーンジー島、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドで認可された金融機関の場合、この制限は10%に引き上げられます。
2.9	上記第2.3項、第2.7項および第2.8項にもかかわらず、同一発行体が発行した、行った、または引き受けた以下の2つ以上の組み合わせは、純資産総額の20%を超えてはなりません。 - 譲渡可能証券または短期金融証券への投資 - 預金 - 店頭デリバティブ取引から生じるカウンターパーティーリスクのエクスポージャー
2.10	単一発行体に対するエクスポージャーが純資産総額の35%を超えないものとするために、上記第2.3項、第2.4項、第2.5項、第2.7項、第2.8項および第2.9項に記載される制限は合算することはできません。
2.11	第2.3項、第2.4項、第2.5項、第2.7項、第2.8項および第2.9項の目的において、グループ会社は単一発行体とみなされます。ただし、純資産総額の20%制限は、同一グループ内の譲渡可能証券および短期金融証券への投資に適用することができます。
2.12	本ファンドは、加盟国、その地方公共団体、非加盟国または1つ以上の加盟国が属する公的国際機関により発行される、または保証されている異なる譲渡可能証券および短期金融証券に純資産総額の100%までを投資することができます。 個々の発行体は目論見書に列記されなければならず、以下のリストから引用することができます。OECD諸国政府(関連する銘柄は投資適格であることを条件とします)、中華人民共和国政府、ブラジル政府(銘柄は投資適格であることを条件とします)、インド政府(銘柄は投資適格であることを条件とします)、シンガポール政府、欧州投資銀行、欧州復興開発銀行、国際金融公社、国際通貨基金、欧州原子力共同体(Euratom)、アジア開発銀行、欧州中央銀行、欧州評議会、ヨーロッパ鉄道連合(Eurofima)、アフリカ開発銀行、国際復興開発銀行(世界銀行)、米州開発銀行、欧州連合、連邦住宅抵当公庫(ファニーメイ)、連邦住宅抵当貸付公社(フレディマック)、米国政府抵当金庫(ジニーメイ)、連邦奨学金融資金庫(サリーメイ)、連邦住宅貸付銀行、連邦農業信用銀行、テネシー川流域開発公社、Straight-A Funding LLC。 本ファンドは、異なる6銘柄以上の証券を保有しなければならず、1銘柄の証券は純資産総額の30%を超えてはなりません。
3	集団投資スキームへの投資
3.1	ファンドは1集団投資スキーム(CIS)に対して純資産総額の20%を超えて投資することはできません。
3.2	AIFへの投資は合計で本ファンドの純資産総額の30%を超えてはなりません。
3.3	ファンドが投資するCIS自体は、他のオープンエンド型CISに純資産総額の10%を超えて投資することはできません。
3.4	ファンドが、マネージャー、または共通の管理もしくは支配により、または直接もしくは間接の大量保有により、マネージャーと連携している他の会社により直接または委託により管理される他のCISのユニットに投資する場合、マネージャーまたは他の会社は、本ファンドによるかかる他のCISのユニットへの投資の理由で、申込手数料、為替手数料、または解約手数料を課さないものとします。

3.5	委託手数料(委託手数料の割戻しを含む)が別のCISのユニットへの投資の理由でマネージャー、副投資マネージャーまたは投資顧問により受領される場合、この委託手数料は本ファンドの財産に払い込まれなければなりません。
4	インデックストラッキングUCITS
4.1	本ファンドの投資方針が中央銀行規則により指定され、中央銀行により認められた基準を満たすインデックスに追随することである場合、ファンドは、同一発行体が発行した株式および/または債券に純資産総額の20%までを投資することができます。
4.2	例外的な市況により正当化された場合、第4.1項の制限は35%に引き上げられ、単一発行体に適用されます。
5	一般規定
5.1	信託は、発行体の経営に対して重要な影響力を行使できる議決権を持つ株式を取得することはできません。
5.2	<p>ファンドは以下を取得することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 単一発行体の無議決権株式の10%以内</li> <li>(ii) 単一発行体の債券の10%以内</li> <li>(iii) 単一CISのユニットの25%以内</li> <li>(iv) 単一発行体の短期金融証券の10%以内</li> </ul> <p>注:取得時に、債券もしくは短期金融証券の総額、または発行済み証券の純額が算定できない場合、上記(ii)、(iii)および(iv)に定められる制限は取得時に無視することができます。</p>
5.3	<p>第5.1項および第5.2項は以下には適用されないものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 加盟国またはその地方公共団体により発行されるかまたは保証されている譲渡可能証券および短期金融証券</li> <li>(ii) 非加盟国により発行されるかまたは保証されている譲渡可能証券および短期金融証券</li> <li>(iii) 1つ以上の加盟国が属する公的国際機関により発行される譲渡可能証券および短期金融証券</li> <li>(iv) 非加盟国の法律の下で、保有が本ファンドが非加盟国の発行体の証券に投資できる唯一の方法になる場合、主に非加盟国に登録事務所を有する発行体の証券に資産を投資する非加盟国で設立された会社の出資でファンドにより保有される株式。この権利放棄は、投資方針において、非加盟国の会社が第2.3項から第2.11項まで、第3.1項、第3.2項、第5.1項、第5.2項、第5.4項、第5.5項および第5.6項に定められる制限を遵守している場合に限り、また、これらの制限が超過した場合、下記第5.5項および第5.6項が遵守されていることを条件として適用されます。</li> <li>(v) 排他的に投資家に代わって、投資家の要請によりユニットの買戻しに関して子会社が所在する国で管理業務、顧問業務またはマーケティング業務のみを行っている子会社の出資で信託により保有されている株式</li> </ul>
5.4	それぞれの資産の一部を構成する譲渡可能証券または短期金融証券に付随する新株引受権を行使する場合、ファンドは本書の投資制限を遵守する必要はありません。
5.5	中央銀行は、新規認可ファンドに対し、リスク分散の原則を遵守することを条件として、認可日後6カ月間、第2.3項から第2.12項まで、第3.1項、第3.2項、第4.1項および第4.2項の規定からの適用除外を認めることができます。
5.6	本書に定められる制限がファンドの支配の及ばない理由でまたは新株引受権の行使の結果として超過した場合、本ファンドは、売却取引の優先目的として、投資家の利益を十分に考慮し、その事態の改善策を採用しなければなりません。
5.7	<p>信託は以下の空売りを実行することはできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 譲渡可能証券</li> <li>- 短期金融証券*</li> <li>- CISのユニットまたは</li> <li>- FDI</li> </ul> <p>*信託による短期金融証券の空売りは禁止されています。</p>
5.8	ファンドは不随的流動資産を保有することができます。

6	金融デリバティブ商品(「FDI」)
6.1	ファンドのFDIに関するグローバル・エクスポージャーは純資産総額を超えてはなりません。
6.2	FDI(譲渡可能証券または短期金融証券への組み込みFDIを含む)の対象資産のポジションエクスポージャーは、関連する場合において、直接投資から生じたポジションと組み合わせた場合、中央銀行UCITS規制/ガイダンスに定められる投資制限を超過してはなりません。(インデックス型FDIの場合、対象インデックスが中央銀行UCITS規制に定められる基準を満たすインデックスであることを条件として、この規定は適用されません。)
6.3	ファンドは、以下を条件として店頭(OTC)で取引されるFDIに投資することができます。 - 店頭取引(OTC)のカウンターパーティーは、プルデンシャル監督の対象であり、中央銀行により承認されたカテゴリーに属する機関とします。
6.4	FDIへの投資は中央銀行により定められた条件および制限に従います。

### 借入れ制限

中央銀行規則は、本ファンドに関して、信託が以下を行うことを定めています。

(a)借入れを行うことはできません(この借入れが一時的なものであることを条件として、合計で本ファンドの純資産総額の10%を超えない借入れ以外)。借入れは本ファンドの資産に関して保証することができます。借入金残高の比率を算定する場合、貸方残高(例えば、現金)は借入金と相殺することはできません。

(b)バックツーバックローンにより外貨を取得することができます。以下のように預金を相殺することを条件として、この方法で取得した外貨は(a)の借入れ制限の目的で借入金には分類されません。(i)本ファンドの基準通貨建てにすること、および(ii)外貨建て借入金残高の価額と同等かまたはこれを上回ること。ただし、外貨建て借入金バックツーバック預金の価額を超過する場合、超過額は上記(a)の目的での借入れとみなされます。

#### 4. 運用状況

##### 1 投資状況

(2022年12月31日現在)

資産の種類	国	時価 (円)	投資比率
ソブリン債	アメリカ	20,197,166,260	49.91%
	フランス	3,454,349,457	8.54%
	イタリア	3,082,243,264	7.62%
	ドイツ	2,675,415,992	6.61%
	スペイン	2,041,268,958	5.04%
	英国	1,923,928,401	4.75%
	中国	1,616,565,064	4.00%
	カナダ	838,152,071	2.07%
	ベルギー	752,309,171	1.86%
	オランダ	652,292,882	1.61%
	オーストラリア	635,692,297	1.57%
	オーストリア	476,886,875	1.18%
	メキシコ	340,801,556	0.84%
	アイルランド	253,424,394	0.63%
	マレーシア	218,701,204	0.54%
	フィンランド	206,896,687	0.51%
	シンガポール	186,138,575	0.46%
	ポーランド	175,051,767	0.43%
	イスラエル	131,937,412	0.33%
	デンマーク	139,251,730	0.34%
ニュージーランド	79,879,170	0.20%	
スウェーデン	87,983,334	0.22%	
ノルウェー	80,136,248	0.20%	
現金	日本	138,298,296	0.34%
	アメリカ合衆国	13,270,757	0.03%
	イギリス	13,122,694	0.03%
	メキシコ	12,711,600	0.03%
	カナダ	7,673,742	0.02%
	日本	7,030,140	0.02%
	国際的	6,027,256	0.01%
	中国	5,554,707	0.01%
	マレーシア	4,204,812	0.01%
	ニュージーランド	2,961,724	0.01%
	イスラエル	2,356,081	0.01%
	オーストラリア	1,540,458	0.00%
	シンガポール	1,313,632	0.00%
	ノルウェー	694,656	0.00%
	デンマーク	261,429	0.00%
	ポーランド	223,286	0.00%
	スウェーデン	165,156	0.00%
合計		40,463,883,195	100.00%



## 2 投資資産

### (1) 投資有価証券の主要銘柄

(2022年12月31日現在)

上位 30 銘柄								
銘柄名	種類	国	業種	利率	償還期限	数量	時価 (円)	投資比率
US TREASURY N/B 1.875% 31 Aug 2024	債券	アメリカ	ソブリン債	1.875%	31 Aug 2024	3,500,000	442,126,589	1.09%
US TREASURY N/B 2.125% 31 Jul 2024	債券	アメリカ	ソブリン債	2.125%	31 Jul 2024	3,320,000	421,681,609	1.04%
US TREASURY N/B 0.125% 15 Feb 2024	債券	アメリカ	ソブリン債	0.125%	15 Feb 2024	3,080,000	386,309,214	0.95%
US TREASURY N/B 2.5% 15 May 2024	債券	アメリカ	ソブリン債	2.500%	15 May 2024	3,000,000	384,516,616	0.95%
US TREASURY N/B 2% 15 Feb 2025	債券	アメリカ	ソブリン債	2.000%	15 Feb 2025	3,000,000	377,001,938	0.93%
US TREASURY N/B 2% 30 Jun 2024	債券	アメリカ	ソブリン債	2.000%	30 Jun 2024	2,950,000	374,641,357	0.93%
US TREASURY N/B 1.875% 15 Feb 2032	債券	アメリカ	ソブリン債	1.875%	15 Feb 2032	3,200,000	359,376,968	0.89%
US TREASURY N/B 2.625% 31 Jul 2029	債券	アメリカ	ソブリン債	2.625%	31 Jul 2029	2,750,000	335,181,553	0.83%
US TREASURY N/B 2.125% 30 Nov 2024	債券	アメリカ	ソブリン債	2.125%	30 Nov 2024	2,500,000	316,126,840	0.78%
US TREASURY N/B 0.625% 31 Dec 2027	債券	アメリカ	ソブリン債	0.625%	31 Dec 2027	2,800,000	313,740,489	0.78%
US TREASURY N/B 1.75% 31 Dec 2024	債券	アメリカ	ソブリン債	1.750%	31 Dec 2024	2,350,000	294,639,904	0.73%
US TREASURY N/B 2.75% 30 Jun 2025	債券	アメリカ	ソブリン債	2.750%	30 Jun 2025	2,300,000	292,792,674	0.72%
US TREASURY N/B 2.625% 31 Mar 2025	債券	アメリカ	ソブリン債	2.625%	31 Mar 2025	2,240,000	285,177,692	0.70%
US TREASURY N/B 2.375% 15 May 2029	債券	アメリカ	ソブリン債	2.375%	15 May 2029	2,350,000	282,763,950	0.70%
US TREASURY N/B 2.625% 15 Feb 2029	債券	アメリカ	ソブリン債	2.625%	15 Feb 2029	2,300,000	281,442,051	0.70%
US TREASURY N/B 2.25% 30 Apr 2024	債券	アメリカ	ソブリン債	2.250%	30 Apr 2024	2,200,000	281,275,834	0.70%
US TREASURY N/B 1.625% 15 Feb 2026	債券	アメリカ	ソブリン債	1.625%	15 Feb 2026	2,300,000	281,234,600	0.70%
US TREASURY N/B 0.625% 30 Nov 2027	債券	アメリカ	ソブリン債	0.625%	30 Nov 2027	2,500,000	280,731,045	0.69%
US TREASURY N/B 0.375% 15 Sep 2024	債券	アメリカ	ソブリン債	0.375%	15 Sep 2024	2,280,000	280,634,043	0.69%
US TREASURY N/B 2.75% 15 Aug 2032	債券	アメリカ	ソブリン債	2.750%	15 Aug 2032	2,300,000	277,251,510	0.69%
US TREASURY N/B 2.25% 15 Feb 2027	債券	アメリカ	ソブリン債	2.250%	15 Feb 2027	2,200,000	270,605,810	0.67%
US TREASURY N/B 2.125% 31 May 2026	債券	アメリカ	ソブリン債	2.125%	31 May 2026	2,100,000	259,701,791	0.64%
US TREASURY N/B 2.125% 15 May 2025	債券	アメリカ	ソブリン債	2.125%	15 May 2025	2,000,000	251,025,378	0.62%
US TREASURY N/B 2.75% 30 Apr 2027	債券	アメリカ	ソブリン債	2.750%	30 Apr 2027	2,000,000	250,623,357	0.62%
US TREASURY N/B 2.375% 15 May 2027	債券	アメリカ	ソブリン債	2.375%	15 May 2027	2,000,000	246,541,308	0.61%
US TREASURY N/B 2.25% 15 Aug 2027	債券	アメリカ	ソブリン債	2.250%	15 Aug 2027	2,000,000	244,572,443	0.60%

US TREASURY N/B 1.875% 31 Jul 2026	債券	アメリカ	ソブリン債	1.875%	31 Jul 2026	2,000,000	244,562,133	0.60%
US TREASURY N/B 1.75% 15 Nov 2029	債券	アメリカ	ソブリン債	1.750%	15 Nov 2029	2,100,000	242,638,364	0.60%
US TREASURY N/B 1.25% 31 May 2028	債券	アメリカ	ソブリン債	1.250%	31 May 2028	2,100,000	240,587,291	0.59%
US TREASURY N/B 2.25% 31 Oct 2024	債券	アメリカ	ソブリン債	2.250%	31 Oct 2024	1,890,000	239,780,932	0.59%

## (2)投資不動産物件

該当事項はありません。

## (3)その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 3 運用実績

(2022年12月31日現在)

### (1)純資産の推移

	純資産総額 (円)	1口当たりの純資産額 (円)
	クラス J	
第1期計算期間末 2021年9月末	26,671,353,106	10,122.40
第2期計算期間末 2022年9月末	41,723,097,796	10,311.94
2021年12月末	40,392,455,891	10,372.04
2022年1月末	39,472,050,846	10,129.90
2月末	39,006,354,899	10,009.18
3月末	39,944,873,054	10,226.22
4月末	41,639,798,557	10,409.67
5月末	40,132,513,371	10,194.91
6月末	41,834,581,541	10,498.62
7月末	41,500,941,358	10,504.29
8月末	42,117,464,177	10,406.85
9月末	41,723,097,796	10,311.94
10月末	42,833,773,347	10,567.61
11月末	41,979,707,474	10,339.42
12月末	40,463,883,195	9,727.06

## (2) 分配の推移

アーキタス・ワールド・エックス・ジャパン・パッシブ・ボンド・ファンド のユニットに配当を宣言することは想定していません(ただし、マネージャーには配当を支払う方針を実施する裁量があります)。その結果、収入およびその他の利益は、累積され、再投資されます。

## (3) 収益率の推移

計算期間	収益率
	クラス J
第 1 期計算期間	1.22%
第 2 期計算期間	1.87%

## II 財務ハイライト情報

### (1) 損益計算書および純資産変動計算書（自2021年10月1日至2022年9月30日）

（単位：円）

所得	
金利収入	800,377,711
配当収入	2,173,219
銀行利子	14,178
その他の収益・収入	45
純損益を通じて公正価値で金融商品の実現（損失）/利益	331,966,109
純損益を通じた公正価値での金融商品の未実現利益/（損失）の純変動	(340,919,614)
<b>投資収益合計</b>	<b>793,611,648</b>
費用	
マネージャー手数料	(147,838,387)
監査料	(2,008,594)
管理費	(7,539,566)
預託手数料	(7,727,983)
振込手数料	(265,306)
その他の費用	(16,107,763)
<b>総経費、全費用、経費全体</b>	<b>(181,487,599)</b>
費用の償還	13,269,218
<b>総純費用</b>	<b>(168,218,381)</b>
<b>純利益/（費用）</b>	<b>625,393,267</b>
財務コスト	
支払利息	(417,580)
<b>源泉徴収税前会計年度の利益/（損失）</b>	<b>624,975,687</b>
源泉徴収税	(61,030)
<b>事業に起因する償還可能な参加投資主に帰属する純資産の増加/（減少）</b>	<b>624,914,657</b>

(2) 資産・負債計算書 (2022年9月30日現在)

(単位：円)

**資産**

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産：

公正価値で測定される投資	41,444,262,238
銀行預金	53,306,833
未収利息	303,167,881
投資売却未収金	450,185,919
その他の債権	5,365,812
未収払戻費用	797,891
<b>資産合計</b>	<b><u>42,257,086,574</u></b>

**負債**

**負債：1年以内に期限が到来する金額**

投資購入未払金	(470,163,392)
未払管理会社報酬	(40,412,226)
未払受託報酬	(1,114,316)
未払管理事務代行報酬	(1,361,123)
未払名義書換代行報酬	(69,569)
未払監査報酬	(1,444,739)
その他の負債	(19,423,413)
<b>負債合計</b>	<b><u>(533,988,778)</u></b>

**純資産**

**41,723,097,796**



**特別勘定の名称：日本株式型**

## I 投資信託(ファンド)の状況

### 1. 投資信託(ファンド)の性格

#### 1 名称

国内株式インデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)

以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。

#### 2 目的および基本的性格

当ファンドは、わが国の株式市場全体の長期的成長をとらえることを目標に、TOPIX(東証株価指数、配当込み)に連動する投資成果を目指した運用を行います。「インデックス・マザー・ファンド国内株式」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することがあります。

\* 当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、追加型投信/国内/株式/インデックス型(TOPIX)に分類されます。

#### 3 特色

- マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主としてわが国の証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)に上場されている株式に投資を行い、TOPIX(東証株価指数、配当込み)の動きに連動した投資成果を目指して運用を行います。
- マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位に維持することを基本とします。
- マザーファンドの受益証券を通じた投資にあたっては、国内において行われる有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)、有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)、並びに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引と類似の取引を行うことができます。
- マザーファンドの受益証券を通じた投資にあたっては、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引および金利先渡取引を行うことができます。
- マザーファンドの受益証券を通じた投資にあたっては、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付を行うことができます。
- 有価証券の貸付を行う場合には、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

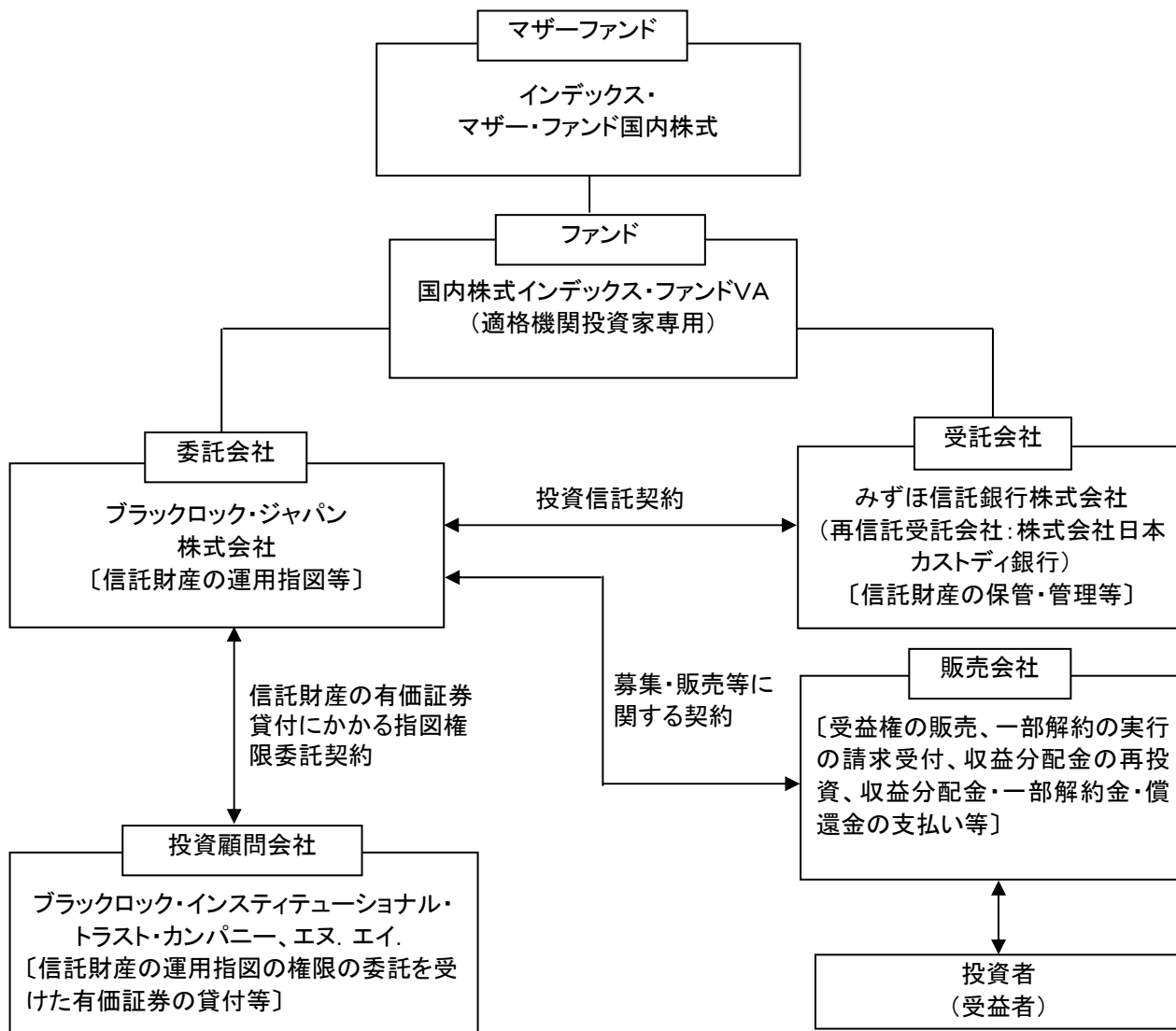
#### 【ファンドのベンチマーク】

当ファンドは TOPIX(東証株価指数、配当込み)をベンチマークとします。

TOPIX(東証株価指数、配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有する我が国を代表する指数です。東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値および TOPIX(東証株価指数、配当込み)に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など TOPIX(東証株価指数、配当込み)に関するすべての権利・ノウハウおよび TOPIX(東証株価指数、配当込み)に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIX(東証株価指数、配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。



## 4 仕組み



※上記の仕組みは、当ファンドの設定日(2023年3月15日)時点の予定を表示しております。今後変更となる場合があります。

## 2. 投資方針および投資リスク

### 1 投資方針と主な投資対象

インデックス・マザー・ファンド国内株式の受益証券を主要投資対象とし、わが国の株式市場全体の長期的成長をとらえることを目標に、TOPIX(東証株価指数、配当込み)に連動する投資成果を目指した運用を行います。

- マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位に維持することを基本とします。
- マザーファンドの受益証券を通じた投資にあたっては、運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- マザーファンドの受益証券を通じた投資にあたっては、国内において行われる有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。)、有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。)、並びに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引と類似の取引を行うことができます。
- マザーファンドの受益証券を通じた投資にあたっては、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引および金利先渡取引を行うことができます。
- マザーファンドの受益証券を通じた投資にあたっては、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付を行うことができます。
- 有価証券の貸付を行う場合には、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。
- 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

投資対象の詳細につきましては「3.その他詳細情報」をご参照ください。

#### 【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

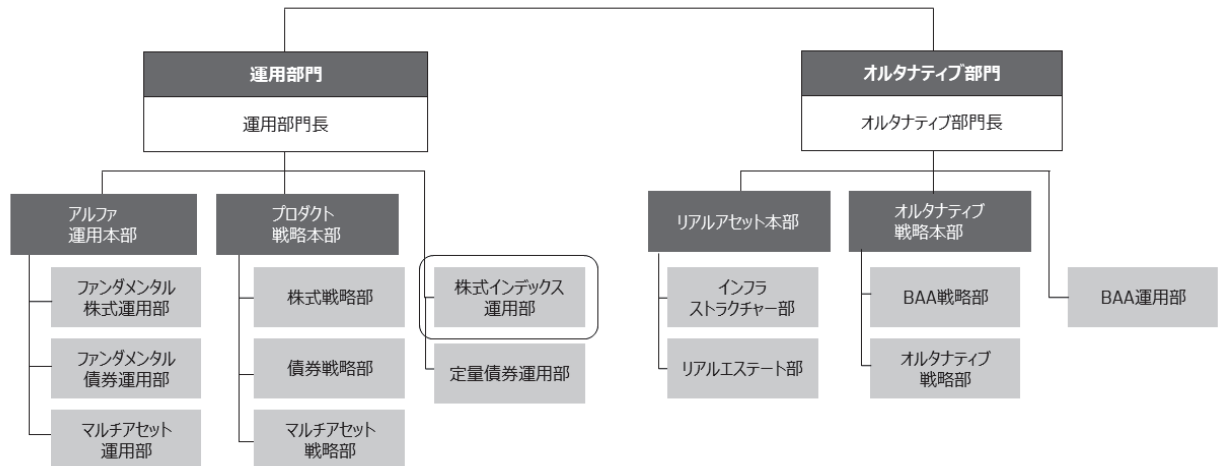
##### インデックス・マザー・ファンド国内株式

- わが国の証券取引所に上場されている株式を主要投資対象とし、TOPIX(東証株価指数、配当込み)の動きに連動した投資成果を目指した運用を行います。
- 株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。
- 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 国内において行われる有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。)、有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。)、並びに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引と類似の取引を行うことができます。
- 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引および金利先渡取引を行うことができます。
- 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付を行うことができます。
- 有価証券の貸付を行う場合には、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 株式の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- 資金動向、市況動向の急激な変動が生じたときなど、信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

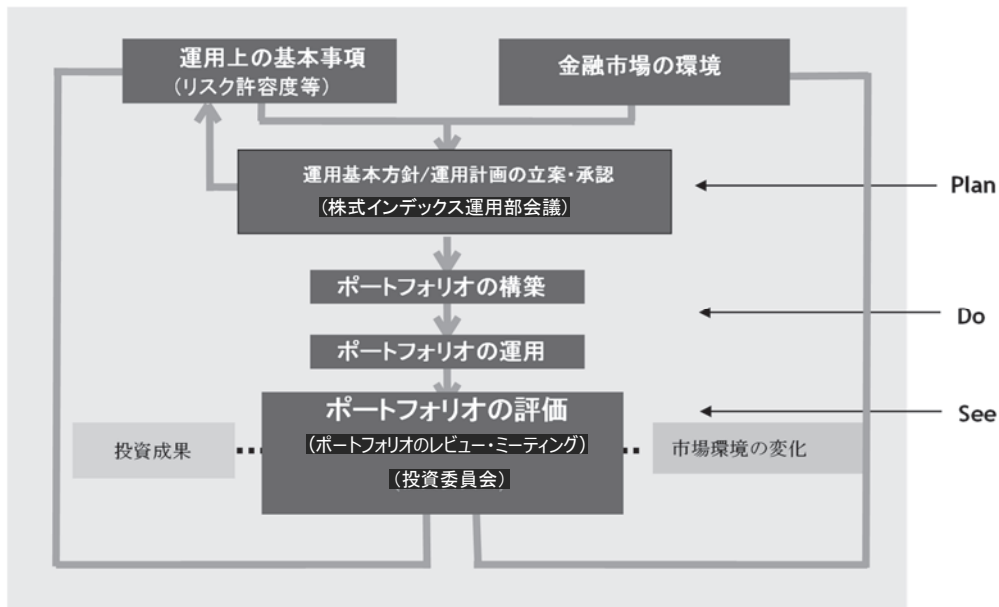
## 2 運用体制

ファンドの運用は委託会社の運用部門、株式インデックス運用部が担当します。委託会社はブラックロックが独自開発した計量モデルを用い、取引コストやリスク特性等を勘案したポートフォリオ構築を行います。また、ポートフォリオは前述のモデルを用い、随時パフォーマンスおよびリスクの分析を行い、必要に応じてポートフォリオのリバランスを行います。

- 委託会社における運用体制は以下の通りです。  
 <運用関連部門:約 70 名(2022 年 12 月末現在)>



- 委託会社の運用体制における内部管理、意思決定を監督する組織およびプロセス等は以下の通りです。



2022 年 12 月末現在

(注)上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

### 3 主な投資制限

ファンドの法令および投資信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

#### 【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。

### 4 投資リスクについて

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きによる影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様へに帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

#### ①基準価額の主な変動要因

##### a. 価格変動リスク

株価は、発行会社の業績、市場の需給、政治・経済情勢等を反映して変動します。株式市場における価格変動を受けて、ファンドおよびマザーファンドの基準価額が変動します。

##### b. 流動性リスク

市場の急変時等には、希望した取引ができないことにより、運用の基本方針に従った運用が出来ない場合があります。

##### c. 信用リスク

組入株式等の発行会社等の財務状況の悪化や倒産等の影響により、基準価額が大きく影響を受けることがあります。

##### d. デリバティブ取引のリスク

先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響からファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

##### e. ベンチマークと基準価額の乖離要因

ファンドは、基準価額がベンチマークの動きと高位に連動することを目指しますが、主として信託報酬、取引費用、組入銘柄とベンチマーク採用銘柄の相違等の要因があるため、ベンチマークと一致した推移をすることを運用上約束するものではありません。

#### ②リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク(流動性リスクを含む)が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

2022年12月末現在

(注)上記リスクの管理体制は、今後変更となる場合があります。

### 3. その他詳細情報

#### 1 国内株式インデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)の投資対象

##### a. 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。)
  - (a) 有価証券
  - (b) デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第25条、第26条および第27条に定めるものに限りまします。)
  - (c) 金銭債権((a)および(d)に掲げるものに該当するものを除きます。)
  - (d) 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - (a) 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)と類似の取引に係る権利
  - (b) 為替手形

##### b. 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてブラックロック・ジャパン株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるインデックス・マザー・ファンド国内株式(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券並びに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。ただし本邦通貨建のものに限りまします。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各

号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託又は外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りまします。)
17. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りまします。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号並びに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号並びに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

##### c. 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前項にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、配当金の受領、分配金の支払い、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

#### 2 国内株式インデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)の投資制限

##### a. 投資する株式等の範囲

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) (a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

##### b. 信用取引の指図範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するた

め、信用取引により株券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(d) 委託会社は、(a)の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(e) (b)において、マザーファンドの信託財産に属する

当該売付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売り付けの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

c. 先物取引等の運用指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。

(b) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(c) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引並びに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

d. スワップ取引の運用指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するために、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下、「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

e. 金利先渡取引の運用指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するために、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(b) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(d) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

f. 有価証券の貸付の指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付の指図をすることができます。

(b) 委託会社は、有価証券の貸付にあたっては、貸付先として、委託会社の関係会社もしくは約款に規定する委託を受けた者の関係会社を選定することができるものとします。

(c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたっては、担保の受入れの指図を行うものとします。

g. 公社債の空売りの指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

(b) (a)の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

h. 公社債の借入れの指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

i. 資金借入れ

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(c) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

※上記は信託約款からの抜粋です。信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

#### 4. 運用状況

当ファンドの運用は 2023 年 3 月 15 日より開始する予定であり、本書作成時現在、該当事項はありません。

#### II 財務ハイライト情報

当ファンドの運用は 2023 年 3 月 15 日より開始する予定であり、本書作成時現在、該当事項はありません。





## 特別勘定の名称：日本株式プラス型

【記載されている投資信託の名称】

○セレクション・ジャパン・エクイティ

※この投資信託は、「安定成長バランス型」「積極運用バランス型」においても、投資対象となっています。

## 特別勘定で組入れる投資信託に関する情報 (資産運用に関する極めて重要な事項)

### I 投資信託(ファンド)の状況

#### 1. 投資信託(ファンド)の性格

##### 1 名称

セレクション・ジャパン・エクイティ

\*以後、「本ファンド」とも呼びます。

##### 2 目的及び基本的性格

###### 投資目標

本ファンドの投資目標は、分散が効いた、アクティブに運用される証券ポートフォリオからの長期的資本形成を投資家に提供することです。

###### 主な特徴

- 本ファンドは、アクティブ運用され、少なくとも3分の2を日本の規制市場において、籍を置く証券、上場証券、相場価格がある証券、または流通証券に投資します。
- 本ファンドはまた、株式関連有価証券、および日本国外に設立された企業に対しても、30%まで投資します。
- パフォーマンスの測定では、本ファンドは配当込みTOPIXに対して測定しますが、副投資マネージャーは、その裁量でベンチマークの一部ではない証券へ投資する場合があります。
- 基準通貨： 日本円

##### 3 特色

- 本ファンドはアイルランドで UCITS ファンドとして認可され、アイルランド中央銀行の規制を受けます。
- ユニットクラス： 機関投資家クラス I(日本円)ユニット
- ISIN： IE00BMXYTL65
- 法的構造：
  - 本ファンドは、ユニットトラストであるアーキタス・マルチマネージャー・グローバル・ファンズ・ユニットトラストのサブファンドです。
  - 本ファンドの資産運用会社(以後、「マネージャー」と呼びます)はアーキタス・マルチマネージャー・ヨーロッパ・リミテッドで、アイルランドで認可されアイルランド中央銀行の規制を受けます。

4月の運用開始時点では、マネージャーは、以下の通り、副投資マネージャーを任命します。

1. グロース:	コムジェスト・エス・アー	25%
2. コア/グロース:	ジュピター・アセット・マネジメント・リミテッド	35%
3. バリュース:	日興アセットマネジメント株式会社	40%

マネージャー・オブ・マネージャーズのアプローチは、以下の手段により、ファンド・オブ・ファンズよりも投資家に利益をもたらします。

- より大きな副投資マネージャーのユニバースへアクセスできる
- 保有銘柄の完全な透明性があることでリスク管理が強化される
- ファンド構造全体に及ぶ大規模なオペレーション上の取引をせずに、効率的にマネージャーを入れ替える
- スケールメリットによるコストの効率化
- ESG(環境・社会・企業統治)組み入れのスクリーニングなど、基礎となる戦略のカスタマイズが可能

運用プロセスには以下を含みます。

## 1) 事前選定

定量スクリーニングはマネージャー選定の第一歩です。主な目的は投資可能なユニバースをフィルタリングし、一定の重要スキルを発揮できるような資産運用者を擁する、より関連性の高いピアグループを抽出することです。

独自の定量的フィルタリングツールは、相関性の低い要因を多数用いて各資産クラスの本ファンドをランク付けします。その要素には、高いリスク調整後リターン、市場の上昇局面をとらえる手腕、市場のダウンサイドプロテクション、および各要因の安定性などが含まれます。

アーキタス(以後、アーキタスはアーキタス・マルチマネージャー・ヨーロッパ・リミテッドとその関連会社を指します。)はこのようなフィルタリングにより、ファンドパフォーマンスの根拠を理解し、安定してリターンをあげてきた資産運用者に焦点をあてることができます。

## 2) 選定

選定段階においては、それらのファンド、および事前選定段階を通過した資産運用者に対して、徹底的なデューデリジェンスなどが行われます。アーキタスはこのプロセスを通して、資産運用者の手法と個性を精査し、市場が好調な時期と低調な時期に、資産運用者がどのような行動を取るかを理解します。

### • 既存データの調査:

これはスクリーニングプロセスではとらえられない要因を検討する際に重要です。たとえば、ファンドパフォーマンスの実績のうち、現在の資産運用者の寄与分はどの程度なのかといったファクターです。アーキタスは各ファンドをより深く理解するために、Morningstar や Bloomberg などの様々なツールを使用します。

### アンケート:

- アーキタスは、投資スタイルごとに 3~5 程度の合理的な数のファンドに範囲を絞ったあと、ファンドマネージャーと面談する前に、デューデリジェンスに関する詳細なアンケートへの回答を依頼します。
- 運用チームだけでなく、本ファンドの戦略と目的に関するさらなる情報を提供するための定性的ステップです。
- アーキタスは事前に決められたテンプレートを使用し、アンケートをスコアリングします。その後、リードアナリストがスコアリングをチーフインベストメントオフィサーに提示し、レビューと承認を依頼します。この時点で、範囲は最終候補者に絞られます。

## 面談

その後、リードアナリストとチーフインベストメントオフィサーによって、現場での半日面談が手配、実施されます。

この面談は、候補先の投資戦略について深い洞察を得るためのものです。アーキタスは、ファンドとファンドグループの特徴を探るため、投資プロセスに影響を持つアナリスト、リスクマネージャー、その他チームメンバーとも面談する場合があります。

ファンドマネージャーは、以下に示す例のような幅広い一連の基準で評価されます。

ポートフォリオの構築において、運用チームは、相互に補完し合う、リスクと潜在リターンの中で最適なバランスがとれたファンドを探します。

リサーチツールのアウトプットを使用して、各ファンドのボラティリティと収益の相関関係を分析し、ファンドのウェイトが変わるとポートフォリオリスクがどのように変化するかを検証します。ポートフォリオマネージャーは、必要に応じて、コンベクション(確信度)の高い見通しに合致するスタイルへ、ティルト(傾斜)させます。

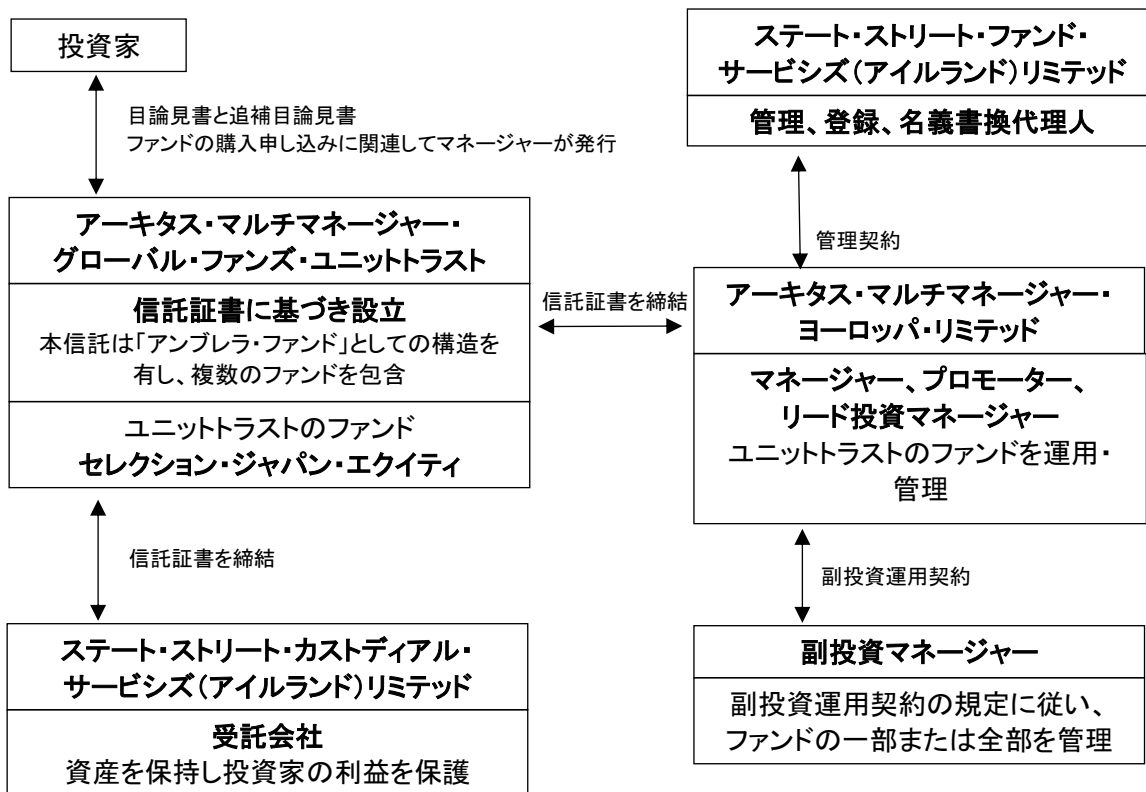
## ファンドとマネージャーのモニタリング

アーキタスの投資プロセスでは、各セクターのリードアナリストが年 2 回、担当セクターの組入推奨リストをレビューします。このレビューは机上分析だけの可能性があります。ただし、アナリストはアーキタスが保有または推薦する全てのファンドマネージャーと面談または電話会議を少なくとも年 1 回実施します。再委託されたマンデートの場合、マネージャーとの面談は四半期ごとに実施します。

これらの面談では、過去のパフォーマンス決定要因と将来のポジショニングについて話し合われます。アナリストは、ファンド運用の投資哲学、スタイル、プロセス、またはチームに何らかの変更があり、これによりファンドにとってのリスクまたはリターン予想が変わる可能性があるかどうかを理解しようとしています。アナリストはまた、必要に応じて、現在の保有ファンドと入れ替えになる可能性がある代替ファンドを探すことにも注力します。

\*上記の情報は2022年12月末時点のものであり、今後変更となる場合があります。

## 4 仕組み



\*上記の情報は2022年12月 末時点のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2. 投資方針及び投資リスク

### 1 投資方針と主な投資対象

本ファンドは、少なくとも3分の2を日本の規制市場において、籍を置く証券、上場証券、相場価格がある証券、または流通証券に投資することにより、目的の達成を目指します。また、本ファンドは株式関連有価証券(優先株の米国預託証券(「ADR」)および海外株式預託証書(「GDR」))および日本国外で設立された企業(中小企業または大企業)に対し、最大30%を投資することができます。本ファンドは、あらゆるセクターにおける純資産総額に対する投資比率について、いかなる制限も受けません。本ファンドは、純資産総額の10%までをUCITSおよび適切なその他の投資ファンドに投資することができます。

本ファンドは、目論見書および、目論見書の付録IIIに定められる制約に従い、投資目的の達成または効率的なポートフォリオ管理のために、金融デリバティブ商品(FDI)を用いることができます。FDIの投資には、株価指数先物(株式または株式関連有価証券の効率的エクスポージャー獲得の目的で使用される)を含みますが、それに限定されません。本ファンドは、中央銀行に提出したRMPに含まれるFDIのみを利用します。

トータルリターン・スワップに関連して、マネージャーは、かかる取引が純資産総額の0%に適用されると予想していますが、本ファンドは、純資産総額の100%まで取引を行えます。

本ファンドは、中央銀行規則と目論見書の付録IIIに従った効率的なポートフォリオ管理の目的に限定して、証券貸付、買い戻しおよび/または売り戻し条件付き売買契約(レポやリバース・レポ契約)の取引を行えます。マネージャーは、証券貸付、買い戻しおよび/または売り戻し条件付き売買契約が本ファンドの純資産総額の0%に適用されると予想していますが、本ファンドは、純総資産額の100%まで取引を行えます。マネージャーは、証券借入および売り戻し条件付き売買契約が本ファンドの純総資産額の0%に適用されると予想していますが、本ファンドは、純総資産額の100%まで取引を行えます。

本ファンドのグローバル・エクスポージャーは、コミットメント・アプローチを用いて、評価とモニタリングが行われます。本ファンドは、FDIの使用の結果として純資産総額の100%までレバレッジを利用できます。また、本ファンドは、一時的に純資産総額の10%まで借り入れることができます。

#### サステナブル・ファイナンス開示規則 (SFDR)

本ファンドは、SFDR 第8条が意図する方法で特定の環境的および社会的特性を考慮した投資戦略を追求しますが、SFDR に従って理解される用語としての持続可能な投資をその目的としていません。SFDR の目的のための参照ベンチマークとして、本ファンドのインデックスは指定されていません。

本ファンドが推進しようとしている環境的および社会的特性(以下に概説)は拘束力のあるポリシー(AXAグループ責任投資ポリシー)による除外条項の実施、および各副投資マネージャーの独自の手法の実施によって満たされています。

マネージャーおよび AXA グループのメンバーである任命された副投資マネージャーは、ポリシーを遵守します。また、マネージャーは、マネージャーの代理人として行動する AXA グループ外の任命された副投資マネージャーに対し、ポリシーの除外条項に従うことを契約上義務付けています。ポリシーは、特

定のセクターの特定の発行体を特定し、その発行体の証券は、本ファンドの潜在的な投資対象から除外されます。現在特定されているセクターは次のとおりです。

- ・ 石炭採掘と石炭ベースのエネルギー生産
- ・ オイルサンドの生産とオイルサンド関連のパイプライン
- ・ タバコ製造
- ・ パーム油の生産
- ・ ソフトコモディティ(農作物等)
- ・ 物議を醸す武器製造

投資制限は、セクターレベルのブラックリストに基づいており、会社名に基づいて適用されます。金融商品やセクターによっては、新規投資が禁止されるか、関連するすべてのエクスポージャーを直ちに売却する必要がある場合があります。たとえば、このポリシーは、タバコ製造へのすべての株式投資を除外しています。このポリシーは世界のタバコ製造業者に適用されますが、小売業者などのタバコバリューチェーンの他の部分には適用されず、喫煙者を対象とするものでもありません。

ポリシーの除外条項は、不定期に見直され、任命されたすべての副投資マネージャーによって本ファンドのそれぞれのアロケーションに変更が適用されます。アイルランド中央銀行の要件に従って、除外ポリシーまたはポリシーのその他の関連条項に加えられる重大な変更は、いずれの場合も受益者の承認を得てのみ行うことができます。

最新のセクター・ガイドラインは、AXA グループの責任投資 Web サイト (<https://protect-eu.mimecast.com/s/yH2zCnzmolKBMxS9di3a?domain=axa.com>) で入手できます。投資制限は、インデックスファンドおよび適格集団投資スキーム(CIS)への投資には適用されません。

ポリシーの遵守に加えて、任命された各副投資マネージャーは、本ファンドのアロケーションについて、環境的および/または社会的特性を促進するための前述の独自の手法を遵守します。独自の手法は副投資マネージャーごとに異なる場合があります。いずれの場合も、マネージャーの評価に従います(以下に概説)。独自の手法には、追加の除外ポリシーの適用(たとえば、追加のセクター除外または国連グローバル・コンパクト原則の違反に関与した投資先企業への投資の除外)や、ESG 格付けおよびスコアの使用(副投資マネージャーはしきい値を設定し、そのしきい値を満たす証券を優先します)が含まれます。

投資判断を下す際や監視する際に、本ポリシーと指定された各副投資マネージャー独自の手法を組み合わせることで、本ファンドはさまざまな環境的および社会的特性を促進することができます。

環境特性には、気候変動の緩和と適応が含まれますが、これらに限定されません。社会的特性には、不平等への取り組みに貢献する、従業員の福利厚生や投資が含まれますが、これらに限定されません。

ファンドの全体的な戦略が確実に満たされるようにするために、各副投資マネージャーは、この補則に定められた ESG 戦略の範囲内で運用する義務があります。つまり、上記の環境・社会的特性を促進し、ポリシー、および独自の投資プロセスに従って運用します。マネージャーは、各副投資マネージャーがファンドの ESG 戦略/フレームワークに引き続き準拠していることを判断する際に、任命された各副投資マネージャーの年次評価を行い、SFDR に沿って本ファンドを第8条として分類するマネージャーの論理的根拠を検証します。論理的根拠は、運用チームの責任投資フォーラムに提示されます。このフォーラムは、検証のために、投資チームおよび運用デューデリジェンスチームのすべてのメンバーに開かれています。その論理的根拠は、必要に応じて責任投資フォーラムで評価され、異議を唱えられます。

年次評価に加えて、運用会社は本ファンドのアロケーションについて、任命された各副投資マネージャー

の独自の手法により、定期的な ESG デューデリジェンス評価を実施します。これは、副投資マネージャーが合意された ESG の枠組みの中で業務を継続できるようにするためです。この評価には、任命された副投資マネージャーによる最初の選択プロセスでのマネージャー独自の ESG アンケートへの記入が含まれます。これには以下が含まれます。

- ・ ESG のポリシーとガバナンス
- ・ 投資における ESG の統合
- ・ エンゲージメントとスチュワードシップ
- ・ ESG リスクと報告

回答は独自の採点基準に照らして評価され、統合された ESG スコアが計算され、運用チームの上級メンバーによってさらにレビューされ、異議が申し立てられます。最小 ESG スコアのしきい値を下回るスコアを持つ投資マネージャーは、選択プロセスから除外されます。その後、同じプロセスが定期的に繰り返され、任命された各副投資マネージャーが環境的および/または社会的特性を促進し続けていることを確認します。このプロセスには、副投資マネージャーとの話し合いの形での四半期ごとのモニタリングが含まれます。このプロセスには四半期ごとに実施される副投資マネージャーとの議論による、ESG に関連する変更または更新や、その後の各副投資マネージャーの ESG スコアへの考察に対するモニタリングが含まれ、同様に年次の ESG 分析が行われます。評価の結果、スコアがマネージャーによって決定されたしきい値を下回った場合、これにより副投資マネージャーが解任され、代替りの副投資マネージャーの選択プロセスが開始される可能性があります。

上記の ESG デューデリジェンス評価は、マネージャーの継続的な副投資マネージャーの監視プロセスの重要な要素であり、これには定期的なレポートの受領とタッチポイントが含まれます。スケジュールされたレビュープロセス以外では、マネージャーは業界のイベントを常に注目し、副投資マネージャーの否定的な報道などきっかけとなる出来事が発生した場合エンゲージメントを行います。

#### タクソミー規則の開示









本ファンドは、SFDR 第8条の意味する環境的および社会的特性を促進しますが、現在、SFDR の意味する「持続可能な投資」への投資を約束していません。本ファンドの基礎となる投資は、タクソミー規則の意味する範囲内で、環境的に持続可能な経済活動に関する EU の基準を考慮していないことに注意する必要があります。そのため、本ファンドのポートフォリオのタクソミー規則との整合性は約束されていません。したがって、本ファンドは現在、タクソミー規則に沿った投資に資産の 0% 以上を投資することを約束していません。

「重大な損害を与えない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関する EU の基準を考慮した本ファンドの基礎となる投資にのみ適用されます。本ファンドの残りの部分の基礎となる投資は、環境的に持続可能な経済活動に関する EU の基準を考慮していません。



## 2 運用体制

### アーキタス運用チーム

 <b>Jaime Arguello</b> Chief Investment Officer GLOBAL						
 <b>Mai Khanh Vo</b> Chief Investment Officer ASIA	 <b>Remi Lambert</b> Chief Investment Officer FRANCE	 <b>Bushra Ahmed</b> Responsible Investment Lead UK	 <b>Alex Burn</b> UL Investment Lead UK	 <b>Anna Colombatti</b> Investment COO UK	 <b>Seamus Lyons</b> Senior Portfolio Manager IRELAND	 <b>Niall McDonnell</b> Senior Portfolio Manager IRELAND
<b>Thomas Vogl</b> Senior Investment Analyst	<b>Antoine Machado</b> Deputy CIO +4		<b>Maria Kurczewski</b> Investment Analyst	<b>Sandro Saussois</b> Deputy Head of ODD	<b>Niall Sexton</b> Portfolio Manager	
<b>Alice Mak</b> Investment Analyst	<b>Pierre Jean Macron</b> Senior Portfolio Manager		<b>Priyanka Kalia</b> Investment Analyst	<b>Henry Walker</b> ODD Analyst	<b>Louise O'Hora</b> Junior Portfolio Manager	
	<b>Didier Boublil</b> Senior Portfolio Manager +1		<b>Dimitrios Nikakis</b> Investment Analyst	<b>Matthew Beahan</b> ODD Analyst		
			<b>Priya Dhupar</b> Investment Analyst			
			<b>James Hall</b> Investment Analyst			

### セレクション・ジャパン・エクイティのポートフォリオマネジメントチーム

**ハイメ＝アグエロ(Jaime Arguello)** - チーフインベストメントオフィサー、インベストメントコミッティー議長  
 アーキタスのチーフインベストメントオフィサーとして、運用部門の体制と管理に対する責任を負うなど、当社のあらゆる投資活動の指揮を担当しています。また、AXA の他の事業分野に対する適切な投資戦略の推薦も、職務に含まれています。彼は Barclays でマルチマネージャーおよびオルタナティブ部門のマネージングディレクターとチーフインベストメントオフィサーを 7 年間務めたのち、2016 年 10 月にアーキタスに入社しました。Barclays の前は、Pictet に 10 年間勤務し、社外の資産運用会社の選定担当ディレクターおよび債券部門ヘッドとして、幅広い資産クラスの運用者を選定しました。業界経験は 30 年を超えており、アセットアロケーション、ファンド選定、およびポートフォリオ管理をひと通り経験しています。彼はパリの国立土木学校で工学の学位を取得しています。

### **ナイル＝マクドネル(Niall McDonnell), CFA** - シニアインベストメントマネージャー、ポートフォリオマネージャー

アーキタスのシニアインベストメントマネージャーとして、グローバル債券戦略と欧州の機関投資家のお客様を担当しています。彼は 2018 年に Mercer からアーキタスに入社しました。彼は Mercer では欧州での資産運用ビジネスにおけるポートフォリオマネージャーでした。彼は Mercer ではパッシブ運用や為替ヘッジソリューションの責任者であり、また数多くの大口のお客様のオーダーメイドのマルチアセットポートフォリオを運用していました。彼は資産運用ビジネスにおけるミドルオフィスでキャリアをスタートし、ポートフォリオマネジメントに異動する前は資金管理マネージャーでした。彼は CFA の資格保有者であり、アイルランド国立カレッジで欧州ビジネスと言語学の学士号、およびファイナンスの修士号を取得しています。

### **シェーマス＝ライオンズ(Seamus Lyons)** - シニアインベストメントマネージャー、ポートフォリオマネージャー

彼はダブリンオフィスを拠点としています。欧州のアクサグループの顧客の数多くの大口口座の資産運用・運用助言を担当しています。また、主にアジアの顧客向けに販売されるさまざまなリスクプロファイルに対応したファンドのリードインベストメントマネージャーを務めています。彼のアナリストとしての責任は米国株式のリサーチを含みます。

アーキタスが AXA IM のマルチマネージャービジネスを買収した後の 2015 年に彼はアーキタスに入社し

ました。AXA IM において、彼はシニアポートフォリオマネージャーとリサーチヘッドを務め、リサーチのプロセスを全体的に監督していました。また彼は欧州の大口機関投資家向けに数多くのポートフォリオを運用していました。彼はマルチマネジメントにおいて幅広い経験を有しており、2008 年に AXA IM に入社する前は、Forsyth Partners で数年間インベストメントマネージャーを務めていました。彼はユニバーシティ・カレッジ・ダブリンのマイケル・スマーフィット経営大学院でファイナンスの修士号を取得しています。彼は CFA とインベストメント・マネジメント・サーティフィケート(IMC)の資格保有者です。

#### **アレックス＝バーン(Alex Burn), CFA - シニアアナリスト、リードセクターアナリスト**

彼はアーキタスのシニアアナリストであり、アーキタスの英国における事業の売却以前はインベストメントマネージャーとして、英国における数多くの大型ポートフォリオの運用に加えて、数多くの欧州の重要なアクサグループの顧客の運用に従事していました。インベストメントチームにおいて、彼は日本株とパッシブデューデリジェンスだけでなく欧州株もカバーしています。彼はトレイニーインベストメントアナリストとしてアクサグラデュエートスキームの一環で 2013 年 5 月にアーキタスに入社し、その後アナリストになり、2017 年 1 月にポートフォリオマネジメントの業務に就きました。彼は CFA と IMC の資格保有者であり、ノーサンブリア大学でコーポレートマネジメントの学位を取得しています。

### **3 主な投資制限**

投資制限は、本ファンドの投資方針に記載されています(本資料「2. 投資方針及び投資リスク」をご参照ください)。

本ファンドにはまた、該当する場合、アーキタス・マルチマネージャー・グローバル・ファンズ・ユニットラストの2019年11月28日付けの目論見書の付録III\*に記載されている投資制限が課されます。

\*目論見書の付録 III は本資料「3.その他詳細情報」の「1 本ファンドの投資対象及び投資制限」に記載しています。

## 4 投資リスクについて

本ファンドでは、以下のリスクがあります。

**カウンターパーティリスク:**資産の保護預かりなどのサービスを提供する、またはデリバティブもしくはその他の商品のカウンターパーティとなる機関の支払不能により、本ファンドは金銭的損失を被ることがあります。

**副投資マネージャーのリスク:**本ファンドは、1社以上の副投資マネージャーのパフォーマンスに左右されます。副投資マネージャーのパフォーマンスが良くない場合、本ファンドと投資家の投資の価額は、不利な影響を受ける可能性が高いです。

リスク一般に関する詳細は目論見書の「リスク要因」の項に記載されています。以下は、目論見書の同項からの一部抜粋です。

リスクとは、投資家がある投資で損をするか、または当該投資が投資家の期待していたほど儲からない可能性です。一般に、リスクが大きければ大きいほど、投資の儲けは大きくなり、また損失も大きくなります。他の投資ファンドと同様に、本ファンドのユニットの価額は、本ファンドの投資目標、主な投資戦略、特定のリスク要因の影響を受けることがあります。したがって、本ファンドは様々なリスクにさらされることがあります。リスクの一部(本ファンドへの投資の元本リスクなど)については以下で説明しています。しかしながら、他の要因も本ファンドの投資成果に影響を及ぼすことがあります。

**資産クラスリスク:**これは、ファンドが投資している投資対象によるリターンが証券市場全体または様々な資産クラスをアンダーパフォームするリスクです。証券および資産クラスの様々な対象は、証券市場全体と比較したアウトパフォームとアンダーパフォームのサイクルを繰り返す傾向にあります。

**ブローカーリスクおよびサブカस्टディリスク:**特定の市場では、ファンドはカウンターパーティまたはブローカーおよびディーラー、これらの者が取引している取引所の信用リスクにさらされます(これらの者が取引所または取引所外取引に関与しているかを問いません)。ブローカーの破綻もしくは詐欺、ブローカーがファンドを代行して取引を執行し清算する清算ブローカーの破綻もしくは詐欺、または為替清算機関の破綻もしくは詐欺が生じた場合、ファンドは、ブローカーが保有する資産を喪失するリスクにさらされることがあります。ファンドの投資は、法の性質または管轄区域の市場慣行により、サブカस्टディアンまたはブローカーの名義で登録されることがあり、これは一般的な市場慣行です。当該投資は、サブカस्टディアンまたはブローカー自身の投資から分離されず、当該保管会社またはブローカーがデフォルトを起こした場合には保護されず、本ファンドにより回収不能になることがあります。

**利益相反リスク:**ファンドの副投資マネージャーが効率的なポートフォリオ運用の目的で技法及び手段を採用する場合、副投資マネージャーに関連する会社は当事者となり、または本ファンドに対して銀行サービス、証券取引サービス、もしくはその他のサービスを提供し、これにより利益を得ることがあります。本ファンドにとって最善の最終結果が関連会社から得られると副投資マネージャーが判断した場合、これらの関連会社が採用されることがあります。

**受託会社に対するカウンターパーティリスク:**現金が受託会社または他の受託者により保有される場合、信託は、カウンターパーティとしての受託会社または受託会社により採用される受託者の信用リスクにさらされます。受託会社または他の受託者が支払不能に陥った場合、信託は、本ファンドの現金保有高に関して受託会社またはその他の受託者の一般債権者として取り扱われます。ただし、本ファンドの証券は、分離口座で受託会社または他の受託者により管理されているため、受託会社または他の受託者が支払不能に陥った場合に保護されるはずですが、当該カウンターパーティが経営難に陥った場合、たとえファンドが資金を無事に全部回収できたとしても、その取引はその間大きく混乱し、場合によっては重要な損失につながる可能性があります。

**適格カウンターパーティリスク:**投資家および投資をお考えの方は、以下の通りに適格カウンターパーティとの取引において特定のリスクが発生することに留意してください。FDIポジション(スワップまたは類似する性質を持つその他のFDIなど)は、店頭で1つ以上の適格カウンターパーティと締結することがあります。当該FDIの取引は当該適格カウンターパーティの信用リスクエクスポージャーをもたらすことがあります(すなわち、FDI取引の適格カウンターパーティがファンドに関する取引の条件に基づく債務の返済を怠るリスクです)。ファンドを代行する副投資マネージャーが店頭FDI取引を締結する場合、適格カウンターパーティから担保を受け入れることにより、適格カウンターパーティの信用リスクの大半の軽減を図ることがあります。店頭FDIが完全担保でない場合、適格カウンターパーティによるデフォルトはファンドの価額下落、ひいては、ファンドへの投資の価額下落をもたらすことがあります。

**資金運用リスク:**これは、副投資マネージャーが採用する戦略およびその銘柄選択が、意図した成果を生み出さないリスクです。

**副投資マネージャー選択リスク:**これは、マネージャーによる副投資マネージャーの選択または代替プロセス、および副投資マネージャーを選択または代替するという意思決定が、パフォーマンスおよび/またはファンドの投資目標の達成に関して意図した成果を生み出さないことがあるリスクです。

**投資リスク:**これは、会社の金融状況の変化ならびに全体的な市況および経済情勢に基づいてある銘柄の価額が急激かつ予測不能に上昇および下落することがあるリスクです。

**投資選択リスク:**副投資マネージャーは、その戦略全体の範囲内で本ファンドの目標達成を図るために特定の投資を選択します。本ファンド向けに選択された投資は、本ファンド向けに選択されなかった他の銘柄と同様に値動きを示さないことがあります。結果として、本ファンドは、同じ目標を持つまたは同じ資産クラスの他のファンドをアンダーパフォームすることがあります。

**市場リスク:**これは、全体的な経済情勢およびその他の要因に基づいて証券市場が急激かつ予測不能に下落するリスクです。

**証券貸付リスク:**追加の収益を実現する目的で、本ファンドは証券を貸し付けることがあります。当該証券貸付は、中央銀行規則に従って担保により継続的に保証されます。証券貸付のリスクは、他の担保付き信用の供与と同様に、追加担保受け入れまたは証券回収が遅延する可能性、借り手が財政破綻したかまたはファンドが保有する担保の価値が下落した場合に証券に対する権利が喪失する可能性からなります。貸付は、企業として適格な要件を具備していると副投資マネージャーがみなした企業のみに対し行われ、該当する場合、当該貸付から得られる対価がリスクを正当化すると副投資マネージャーが判断しない限り行われません。さらに、証券貸付取引および関連する担保取決めへの関与により、ファンドはより高い法的リスク(取引への法律もしくは規制の予定外の適用に関連し、または取引を裏付ける契約が法的に強制可能でないか、もしくは正しく文書化されていないことが判明した場合に発生するリスク)にさらされることがあります。

**包括申込金および償還金口座(「集金口座」)リスク:**マネージャーは、信託の名義で包括的レベルで単一の申込および償還金口座を運用しています(「集金口座」)。申込および償還金口座はファンドレベルでは開設されません。ファンドへ、またはファンドから支払われるべきすべての申込金および償還金ならびに配当または現金分配は、集金口座を通じて振り分けられ、管理されます。ユニット発行に先立ちファンドに関して受領された申込金は、信託の名義で集金口座において保有され、信託の資産として取り扱われます。申込済みユニットが発行される時まで、投資家は、集金口座で信託により申し込まれ、また保有される現金金額に関して信託の無担保債権者となり、関連するユニットが発行される時まで、申込みが行われた関連するファンドの純資産総額の上昇、または他の株主の権利(配当受給権など)から恩恵を受けません。ファンドまたは信託が支払不能に陥った場合、本ファンドまたは信託が無担保債権者への全額の支払いに十分な資金を備えているという保証はありません。

ファンドによる償還金および配当の支払いは、信託またはその代理人、管理会社による引受書類の原本の受領、およびすべてのマネーロンダリング防止規程の遵守を条件とします。償還金または配当を受ける権利を有する投資家への当該金額の支払いは、マネージャーまたはその代理人、管理会社が満足できる上記要件の遵守の結果が出るまで、それに応じて差し止められることがあります。償還金および

分配金(差し止められた償還金または分配金を含む)は、関連する投資家への支払いを待機している間、信託の名義で集金口座において保有されます。当該金額が集金口座で保有されている限り、ファンドから当該支払いを受ける権利を有する投資家は、その金額に関して、当該金額に対する権益に関して、およびその権益の範囲で信託の無担保債権者になり、関連するファンドの純資産総額の上昇、または他の株主の権利(追加の配当受給権など)から恩恵を受けません。解約する投資家は、当該の解約日付で解約されたユニットに関して投資家ではなくなります。ファンドまたは信託が支払不能に陥った場合、本ファンドまたは信託が無担保債権者への全額の支払いに十分な資金を備えているという保証はありません。

ファンドが支払不能に陥った場合、他のファンドが受ける権利を有しているが、集金口座の運用の結果として、支払不能のファンドに移転していたはずだった金額の回収は、アイルランド信託法の原則および集金口座の業務手続きの条件に従います。当該金額の回収についての実行の遅延および/または紛争が生じることがあり、支払不能のファンドは他のファンドに支払われるべき金額を返済するには不十分な資金しか備えていないことがあります。

マネージャーは、信託証書の規定に従って集金口座を運用します。

### 投資リスクの管理体制

マネージャーは、資産運用を副投資マネージャーに委託しています。副投資マネージャーは、本ファンドに内在する投資リスク(流動性リスクを含む)を監視し、管理し、報告します。

マネージャーは、独自の内部統制を構築しており、投資リスクを監視するために自社開発のソフトウェアを利用しています。

副投資マネージャーは、自社開発のシステムに加えて、外部のリスク監視システムを利用しており、これは、銘柄分析やポートフォリオ運用から、取引執行、事務処理、リスク管理に至るまでの投資運用プロセス全体を支援することを目的としています。

### 3. その他詳細情報

#### 1 本ファンドの投資対象及び投資制限

本ファンドの投資方針に記載される投資制限に加えて(本資料「2. 投資方針及び投資リスク」の「1. 投資方針と主な投資対象」をご参照ください)、本ファンドは、該当する場合、目論見書の付録Ⅲに記載される投資制限にも従います。2019年11月28日付のアーキタス・マルチマネージャー・グローバル・ファンズ・ユニットトラストの目論見書の付録Ⅲからの抜粋は、以下に記載されています。

当該ファンドの資産運用は本規制を遵守しなければなりません。本規制は以下を定めています。(以下に記載されている「加盟国」「非加盟国」は、それぞれ「EU加盟国」「EU非加盟国」を指します。)

許容される投資	
本ファンドの投資は以下に限定されます。	
1.1	加盟国もしくは非加盟国の証券取引所への正式な上場が認められているか、または加盟国もしくは非加盟国で規制され、定期的に運営され、認知され、公に開かれた市場で取引されている譲渡可能証券および短期金融商品。
1.2	新規発行の譲渡可能証券で1年以内に(上記のような)証券取引所への正式な上場またはその他の市場での上場が認められているもの。
1.3	規制市場で取引されているもの以外の中央銀行規則に従って定義される短期金融証券。
1.4	UCITSのユニット。
1.5	中央銀行のガイダンス「UCITSの他の投資ファンドへの許容可能な投資」に定められるAIFのユニット。
1.6	中央銀行規則で定められる信用機関への預金。
1.7	中央銀行規則に定められるFDI。
2	<b>投資制限</b>
2.1	本ファンドは、第1項に記載されるもの以外の譲渡可能証券および短期金融証券には純資産総額の10%以内を投資することができます。
2.2	本ファンドは、1年以内に(第1.1項に記載される)証券取引所またはその他の市場での正式上場が認められている新規発行の譲渡可能証券に純資産総額の10%以内を投資することができます。この制限は、以下を条件として規則144Aとして知られている特定の米国証券へのファンドによる投資に関しては適用されません。 - 証券は、発行から1年以内に米国証券取引委員会に登録するという約束で発行されるものとしします。  - 証券は流動性の低い証券ではなく、すなわち、本ファンドにより評価された価格またはそれに近似する価格で7日以内に本ファンドにより実現されるものとしします。
2.3	本ファンドは、同一発行体が発行した譲渡可能証券または短期金融証券に純資産総額の10%以内を投資することができます。ただし、ファンドがそれぞれ5%を超えて投資した発行体で保有される譲渡可能証券と短期金融証券の総額は40%未満としします。
2.4	加盟国に登録事務所を有し、法律によって債券投資家保護のために特別公的監督の下にある金融機関が発行する債券の場合、(第2.3項の)10%制限は25%に引き上げられます。ファンドが、1発行体が発行したこれらの債券に純資産総額の5%を超えて投資する場合、これらの投資の総額は本ファンドの純資産総額の80%を超えてはなりません。この規定を利用するためには、中央銀行の事前の承認が要求されます。
2.5	譲渡可能証券または短期金融証券が加盟国もしくはその地方公共団体、または非加盟国もしくは1つ以上の加盟国が属する公的国際機関により発行されている、または保証されている場合には、(第2.3項の)10%制限は35%に引き上げられます。
2.6	第2.4項および第2.5項に記載される譲渡可能証券および短期金融証券は、第2.3項に記載される40%制限を適用する目的で考慮されないものとしします。

2.7	<p>付属的流動性として保有される中央銀行UCITS規制の規制7で指定される金融機関以外の単一金融機関への預金は、以下(a)または(b)を超えないものとします。</p> <p>(a) ファンドのNAVの10%</p> <p>(b) 預金が受託会社に対して行われている場合、ファンドの純資産の20%</p>
2.8	<p>店頭デリバティブのカウンターパーティに対するファンドのリスクエクスポージャーは、純資産総額の5%を超えてはなりません。</p> <p>欧州経済領域で認可された金融機関、1988年7月のバーゼル自己資本合意の批准国(欧州経済領域加盟国以外)内で認可された金融機関、またはジャージー島、ガーンジー島、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドで認可された金融機関の場合、この制限は10%に引き上げられます。</p>
2.9	<p>上記第2.3項、第2.7項および第2.8項にもかかわらず、同一発行体が発行した、行った、または引き受けた以下の2つ以上の組み合わせは、純資産総額の20%を超えてはなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 譲渡可能証券または短期金融商品への投資</li> <li>- 預金</li> <li>- 店頭デリバティブ取引から生じるカウンターパーティリスクのエクスポージャー</li> </ul>
2.10	<p>単一発行体に対するエクスポージャーが純資産総額の35%を超えないものとするために、上記第2.3項、第2.4項、第2.5項、第2.7項、第2.8項および第2.9項に記載される制限は合算することはできません。</p>
2.11	<p>第2.3項、第2.4項、第2.5項、第2.7項、第2.8項および第2.9項の目的において、グループ会社は単一発行体とみなされます。ただし、純資産価額の20%の制限は、同一グループ内の譲渡可能証券および短期金融市場商品への投資に適用することができます。</p>
2.12	<p>本ファンドは、加盟国、その地方公共団体、非加盟国または1つ以上の加盟国が属する公的国際機関により発行される、または保証されている異なる譲渡可能証券および短期金融証券に純資産総額の100%までを投資することができます。</p> <p>個々の発行体は、目論見書に記載しなければならず、以下のリストから選択することができます。</p> <p>OECD諸国政府(関連する銘柄は投資適格であることを条件とします)、中華人民共和国政府、ブラジル政府(銘柄は投資適格であることを条件とします)、インド政府(銘柄は投資適格であることを条件とします)、シンガポール政府、欧州投資銀行、欧州復興開発銀行、国際金融公社、国際通貨基金、欧州原子力共同体(Euratom)、アジア開発銀行、欧州中央銀行、欧州評議会、ヨーロッパ鉄道連合(Eurofima)、アフリカ開発銀行、国際復興開発銀行(世界銀行)、米州開発銀行、欧州連合、連邦住宅抵当公庫(ファニーメイ)、連邦住宅抵当貸付公社(フレディマック)、米国政府抵当金庫(ジニーメイ)、連邦奨学金融資金庫(サリーメイ)、連邦住宅貸付銀行、連邦農業信用銀行、テネシー川流域開発公社、Straight-A Funding LLC。</p> <p>本ファンドは、異なる6銘柄以上の証券を保有しなければならず、1銘柄の証券は純資産総額の30%を超えてはなりません。</p>
3	<p>集団投資スキームへの投資</p>
3.1	<p>ファンドは1集団投資スキーム(CIS)に対して純資産総額の20%を超えて投資することはできません。</p>
3.2	<p>AIFへの投資は合計で本ファンドの純資産総額の30%を超えてはなりません。</p>
3.3	<p>ファンドが投資するCIS自体は、他のオープンエンド型CISに純資産総額の10%を超えて投資することはできません。</p>
3.4	<p>ファンドが、マネージャー、または共通の管理もしくは支配により、または直接もしくは間接の大量保有により、マネージャーと連携している他の会社により直接または委託により管理される他のCISのユニットに投資する場合、マネージャーまたは他の会社は、本ファンドによるかかる他のCISのユニットへの投資の理由で、申込手数料、為替手数料、または解約手数料を課さないものとします。</p>
3.5	<p>委託手数料(委託手数料の割戻しを含む)が別のCISのユニットへの投資の理由で副投資マネージャーまたは投資顧問により受領される場合、この委託手数料は本ファンドの財産に払い込まれなければなりません。</p>
4	<p>インデックストラッキングUCITS</p>

4.1	本ファンドの投資方針が中央銀行規則により指定され、中央銀行により認められた基準を満たすインデックスに追随することである場合、ファンドは、同一発行体が発行した株式および／または債券に純資産総額の20%までを投資することができます。
4.2	例外的な事況により正当化された場合、第4.1項の制限は35%に引き上げられ、単一発行体に適用されます。
5	一般規定
5.1	信託は、発行体の経営に対して重要な影響力を行使できる議決権を持つ株式を取得することはできません。
5.2	<p>ファンドは以下を取得することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 単一発行体の無議決権株式の10%以内</li> <li>(ii) 単一発行体の債券の10%以内</li> <li>(iii) 単一CISのユニットの25%以内</li> <li>(iv) 単一発行体の短期金融証券の10%以内</li> </ul> <p>注: 取得時に、債券もしくは短期金融証券の総額、または発行済み証券の純額が算定できない場合、上記(ii)、(iii)および(iv)に定められる制限は取得時に無視することができます。</p>
5.3	<p>第5.1項および第5.2項は以下には適用されないものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 加盟国またはその地方公共団体により発行されるかまたは保証されている譲渡可能証券および短期金融証券</li> <li>(ii) 非加盟国により発行されるかまたは保証されている譲渡可能証券および短期金融証券</li> <li>(iii) 1つ以上の加盟国が属する公的国際機関により発行される譲渡可能証券および短期金融証券</li> <li>(iv) 非加盟国の法律の下で、保有が本ファンドが非加盟国の発行体の証券に投資できる唯一の方法になる場合、主に非加盟国に登記事務所を有する発行体の証券に資産を投資する非加盟国で設立された会社の出資でファンドにより保有される株式。この権利放棄は、投資方針において、非加盟国の会社が第2.3項から第2.11項まで、第3.1項、第3.2項、第5.1項、第5.2項、第5.4項、第5.5項および第5.6項に定められる制限を遵守している場合に限り、また、これらの制限が超過した場合、下記第5.5項および第5.6項が遵守されていることを条件として適用されます。</li> <li>(v) 排他的に投資家に代わって、投資家の要請によりユニットの買戻しに関して子会社が所在する国で管理業務、顧問業務またはマーケティング業務のみを行っている子会社の出資で信託により保有されている株式</li> </ul>
5.4	それぞれの資産の一部を構成する譲渡可能証券または短期金融証券に付随する新株引受権を行使する場合、ファンドは本書の投資制限を遵守する必要はありません。
5.5	中央銀行は、新規認可ファンドに対し、リスク分散の原則を遵守することを条件として、認可日後6カ月間、第2.3項から第2.12項まで、第3.1項、第3.2項、第4.1項および第4.2項の規定からの適用除外を認めることができます。
5.6	本書に定められる制限がファンドの支配の及ばない理由でまたは新株引受権の行使の結果として超過した場合、本ファンドは、売却取引の優先目的として、投資家の利益を十分に考慮し、その事態の改善策を採用しなければなりません。
5.7	<p>信託は以下の空売りを実行することはできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 譲渡可能証券</li> <li>- 短期金融証券*</li> <li>- CISのユニットまたは</li> <li>- FDI</li> </ul> <p>*信託による短期金融証券の空売りは禁止されています。</p>
5.8	ファンドは不随的流動資産を保有することができます。
6	金融デリバティブ商品(「FDI」)
6.1	ファンドのFDIに関するグローバル・エクスポージャーは純資産総額を超えてはなりません。



6.2	FDI(譲渡可能証券または短期金融証券への組み込みFDIを含む)の対象資産のポジションエクスポージャーは、関連する場合において、直接投資から生じたポジションと組み合わせた場合、中央銀行UCITS規制/ガイダンスに定められる投資制限を超過してはなりません。(インデックス型FDIの場合、対象インデックスが中央銀行UCITS規制に定められる基準を満たすインデックスであることを条件として、この規定は適用されません。)
6.3	ファンドは、以下を条件として店頭(OTC)で取引されるFDIに投資することができます。 - 店頭取引(OTC)のカウンターパーティは、プルデンシャル監督の対象であり、中央銀行により承認されたカテゴリーに属する機関とします。
6.4	FDIへの投資は中央銀行により定められた条件および制限に従います。

### 借入れ制限

中央銀行規則は、本ファンドに関して、信託が以下を行うことを定めています。

(a)借入れを行うことはできません(この借入れが一時的なものであることを条件として、合計で本ファンドの純資産総額の10%を超えない借入れ以外)。借入れは本ファンドの資産に関して保証することができます。借入金残高の比率を算定する場合、貸方残高(例えば、現金)は借入金と相殺することはできません。

(b)バックツーバックローンにより外貨を取得することができます。以下のように預金を相殺することを条件として、この方法で取得した外貨は(a)の借入れ制限の目的で借入金には分類されません。(i)本ファンドの基準通貨建てにすること、および(ii)外貨建て借入金残高の価額と同等かまたはこれを上回ること。ただし、外貨建て借入金価額がバックツーバック預金の価額を超過する場合、超過額は上記(a)の目的で借入れとみなされます。

## 4. 運用状況

### 1 投資状況 (2022年12月31日現在)

資産の種類	国	時価 (円)	投資比率
普通株式	日本	72,071,815,270	99.09%
現金	日本	662,824,388	0.91%
合計		72,734,639,658	100.00%

### 2 投資資産

#### (1) 投資有価証券の主要銘柄 (2022年12月31日現在)

上位 30 銘柄							
	銘柄名	種類	国	業種	数量	時価 (円)	投資比率
1	SUMITOMO MITSUI FINANCIAL GR	普通株式	日本	財務	485,300	2,553,648,600	3.51%
2	SHIN ETSU CHEMICAL CO LTD	普通株式	日本	材料	135,300	2,199,978,000	3.02%
3	ORIX CORP	普通株式	日本	金融	1,030,700	2,192,298,900	3.01%
4	SONY GROUP CORP	普通株式	日本	一般消費財・サービス	197,100	1,993,666,500	2.74%
5	TOKIO MARINE HOLDINGS INC	普通株式	日本	金融	685,200	1,938,430,800	2.67%
6	KDDI CORP	普通株式	日本	コミュニケーション・サービス	439,800	1,757,440,800	2.42%
7	FANUC CORP	普通株式	日本	資本財・サービス	84,500	1,687,465,000	2.32%
8	RECRUIT HOLDINGS CO LTD	普通株式	日本	資本財・サービス	377,100	1,600,035,300	2.20%
9	SOFTBANK CORP	普通株式	日本	コミュニケーション・サービス	867,800	1,299,964,400	1.79%
10	SEKISUI HOUSE LTD	普通株式	日本	一般消費財・サービス	420,900	987,220,950	1.36%
11	BRIDGESTONE CORP	普通株式	日本	一般消費財・サービス	204,600	962,847,600	1.32%
12	DAI ICHI LIFE HOLDINGS INC	普通株式	日本	財務	280,600	834,644,700	1.15%
13	SYSMEX CORP	普通株式	日本	ヘルスケア	97,100	781,946,300	1.08%
14	DAIKIN INDUSTRIES LTD	普通株式	日本	資本財・サービス	38,100	777,240,000	1.07%
15	NEC CORP	普通株式	日本	情報技術	164,200	762,709,000	1.05%
16	S TAR ASIA INVESTMENT CORPORA	普通株式	日本	不動産	13,564	748,732,800	1.03%
17	MITSUBISHI UFJ FINANCIAL GRO	普通株式	日本	金融	846,600	746,277,900	1.03%
18	ROHM CO LTD	普通株式	日本	情報技術	76,600	733,828,000	1.01%
19	HAZAMA ANDO CORP	普通株式	日本	資本財・サービス	871,900	731,524,100	1.01%
20	JAPAN AIRPORT TERMINAL CO	普通株式	日本	資本財・サービス	110,900	721,959,000	0.99%
21	ROLAND CORP	普通株式	日本	一般消費財・サービス	198,500	698,720,000	0.96%

22	FAST RETAILING CO LTD	普通株式	日本	一般消費財・サービス	8,700	687,300,000	0.94%
23	NEXON CO LTD	普通株式	日本	コミュニケーション・サービス	222,300	672,457,500	0.92%
24	HAMAMATSU PHOTONICS KK	普通株式	日本	情報技術	104,800	664,432,000	0.91%
25	SUZUKI MOTOR CORP	普通株式	日本	一般消費財・サービス	152,600	652,822,800	0.90%
26	KOSE CORP	普通株式	日本	生活必需品	45,000	652,500,000	0.90%
27	MITSUI + CO LTD	普通株式	日本	資本財・サービス	166,200	643,194,000	0.88%
28	ASTELLAS PHARMA INC	普通株式	日本	ヘルスケア	310,700	629,167,500	0.87%
29	NIPPON TELEGRAPH + TELEPHONE	普通株式	日本	コミュニケーション・サービス	164,400	621,103,200	0.85%
30	KOBE BUSSAN CO LTD	普通株式	日本	生活必需品	164,700	617,625,000	0.85%

## (2) 投資不動産物件

該当事項はありません。

## (3) その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 3 運用実績 (2022年12月31日現在)

### (1) 純資産の推移

	純資産総額 (円)	1口当たりの純資産額 (円)
	クラスI	
第1期計算期間末 2021年9月末	49,005,618,303	10,745.72
第2期計算期間末 2022年9月末	66,551,811,491	9,612.33
2021年12月末	83,789,211,129	10,523.49
2022年1月末	75,602,931,950	9,917.22
2月末	75,048,059,075	9,801.39
3月末	68,095,131,543	10,097.85
4月末	66,044,166,787	9,799.86
5月末	67,496,631,734	9,814.52
6月末	65,704,756,645	9,587.50
7月末	68,957,613,020	10,040.91
8月末	69,849,534,000	10,138.74
9月末	66,551,811,491	9,612.33
10月末	69,335,591,928	9,953.91
11月末	72,096,297,250	10,355.39
12月末	68,553,257,154	9,904.14

## (2)分配の推移

セレクション・ジャパン・エクイティのユニットに配当を宣言することは想定していません(ただし、マネージャーには配当を支払う方針を実施する裁量があります)。その結果、収入およびその他の利益は、累積され、再投資されます。

## (3)収益率の推移

計算期間	収益率
	クラス I
第 1 期計算期間	7.46%
第 2 期計算期間	-10.55%

## II 財務ハイライト情報

### (1) 損益計算書および純資産変動計算書（自2021年10月1日至2022年9月30日）

（単位：円）

#### 所得

配当収入	1,850,853,641
純損益を通じて公正価値で金融商品の実現利益	(160,037,702)
純損益を通じた公正価値での金融商品の未実現利益の純変動	(9,464,874,157)

#### 総投資収益

(7,774,058,218)

#### 経費

マネージャー手数料	(608,788,372)
監査料	(2,521,928)
管理費	(13,973,174)
預託手数料	(18,448,605)
振込手数料	(577,260)
その他の費用	(9,437,621)

#### 総経費、全費用、経費全体

(653,746,960)

#### 費用の償還

23,394,570

#### 総純費用

(630,352,390)

#### 純額（費用）/収入

(8,404,410,608)

#### 財務コスト

支払利息	(4,992,279)
------	-------------

#### （損失） / 源泉税控除前の会計年度の利益

(8,409,402,887)

#### 源泉徴収税

(277,628,051)

#### 事業に起因する償還可能な参加投資主に帰属する純資産の減少

(8,687,030,938)

(2) 資産・負債計算書 (2022年9月30日現在)

(単位：円)

**資産**

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産：

公正価値で測定される投資	69,537,809,780
銀行預金	1,240,918,642
未収配当金	720,362,778
投資売却未収金	52,040,925
その他の債権	5,540,915
未収払戻費用	343,903

**資産合計**

71,557,016,943

**負債**

**負債：1年以内に期限が到来する金額**

投資購入未払金	(42,546,805)
未払管理会社報酬	(129,762,756)
未払受託報酬	(2,734,542)
未払管理事務代行報酬	(3,176,033)
未払名義書換代行報酬	(109,592)
未払監査報酬	(1,488,520)
未払源泉徴収税	(108,054,418)
その他の負債	(8,434,760)

**負債合計**

(296,307,426)

**純資産**

71,260,709,517

**特別勘定の名称：外国株式型**

## 資産の運用に関する極めて重要な事項

### I 投資信託(ファンド)の状況

#### 1. 投資信託(ファンド)の性格

##### 1 名称

外国株式インデックスファンド VA(適格機関投資家専用)

※以下において、上記のファンドを「当ファンド」という場合があります。

##### 2 目的及び基本的性格

外国株式インデックスマザーファンド受益証券を通じて、外国の株式(DR(預託証券)を含みます。)に投資し、投資成果をMSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

※MSCI コクサイ指数は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。

※当ファンドは、追加型投信/海外/株式/インデックス型です。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	海外
	投資対象資産(収益の源泉)	株式
属性区分	投資対象資産	その他資産(投資信託証券(株式 一般))
	決算頻度	年1回
	投資対象地域	グローバル(除く日本)
	投資形態	ファミリーファンド
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ[<http://www.toushin.or.jp/>]をご参照下さい。



### 3 特色

#### 1. 基本方針

当ファンドは、投資成果をMSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)の動きに連動させることをめざして運用を行いません。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

外国株式インデックスマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

##### (3) 投資態度

- ① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、外国の株式(DR(預託証券)を含みます。)に投資し、投資成果をMSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)の動きに連動させることをめざして運用を行いません。
- ② マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。
- ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

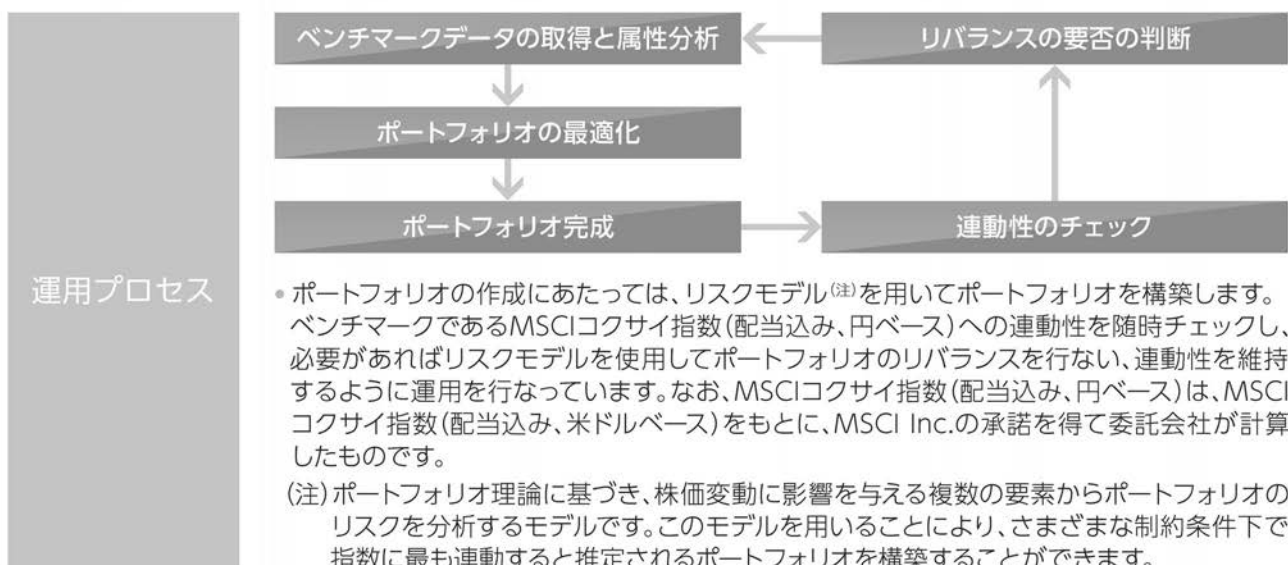
##### (3) 投資制限

- ① マザーファンドの受益証券への投資制限  
マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への投資制限  
株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 投資信託証券への投資制限  
投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資制限  
外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

#### 3. 収益配分方針

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
- ③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

#### 4. 運用プロセス



● 基準価額の動きに関する留意点

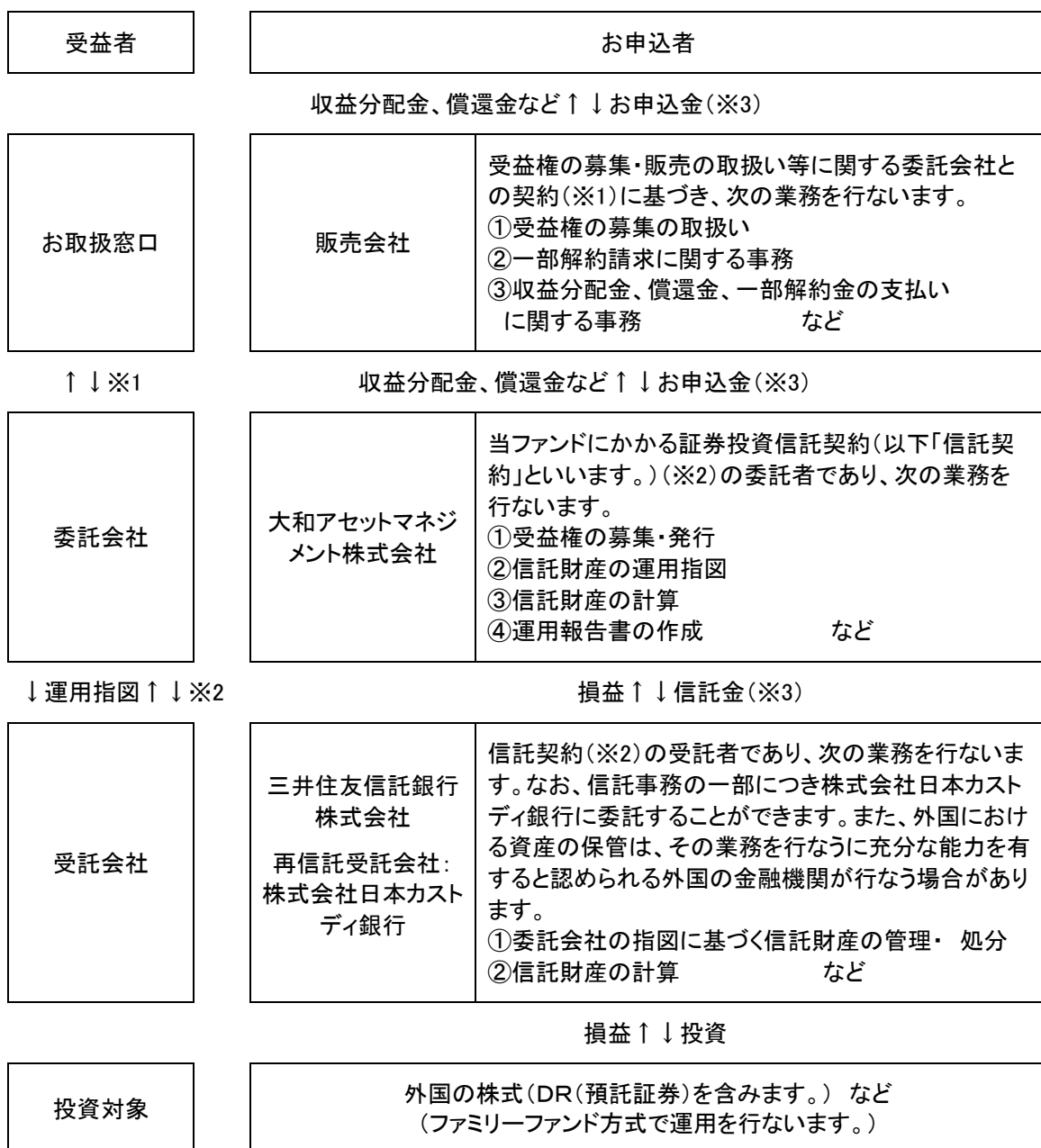
当ファンドは、MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)の動きに連動する投資成果をあげることをめざして運用を行いません。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- ・ 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
- ・ 運用管理費用(信託報酬)、売買委託手数料等の費用負担
- ・ 株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- ・ 指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- ・ 指数の算出に使用する為替レートと基準価額の算出に使用する為替レートの不一致
- ・ 株価指数先物と指数の動きの不一致(先物を利用した場合)
- ・ 株式および株価指数先物取引の最低取引単位の影響
- ・ 株式および株価指数先物の流動性低下時における売買対応の影響
- ・ 指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響

本ファンドは、MSCI Inc. (「MSCI」)によって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。

[ <https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html> ]

## 4 仕組み



※上記の仕組みは 2022 年 12 月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

※1: 受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

※2: 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項(運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等)が規定されています。

※3: 販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

## 2. 投資方針および投資リスク

### 1 投資方針と主な投資対象

マザーファンドの受益証券を通じて、外国の株式(DR(預託証券)を含みます。)に投資し、投資成果をMSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)の動きに連動させることをめざして運用を行いません。

- ◆ 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、外国の株式(DR(預託証券)を含みます。)に投資し、投資成果をMSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)の動きに連動させることをめざして運用を行いません。マザーファンドの運用にあたっては、以下の方針を基本とします。
- ◆ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ◆ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想される時、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

※ 投資対象の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照下さい。

#### 【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

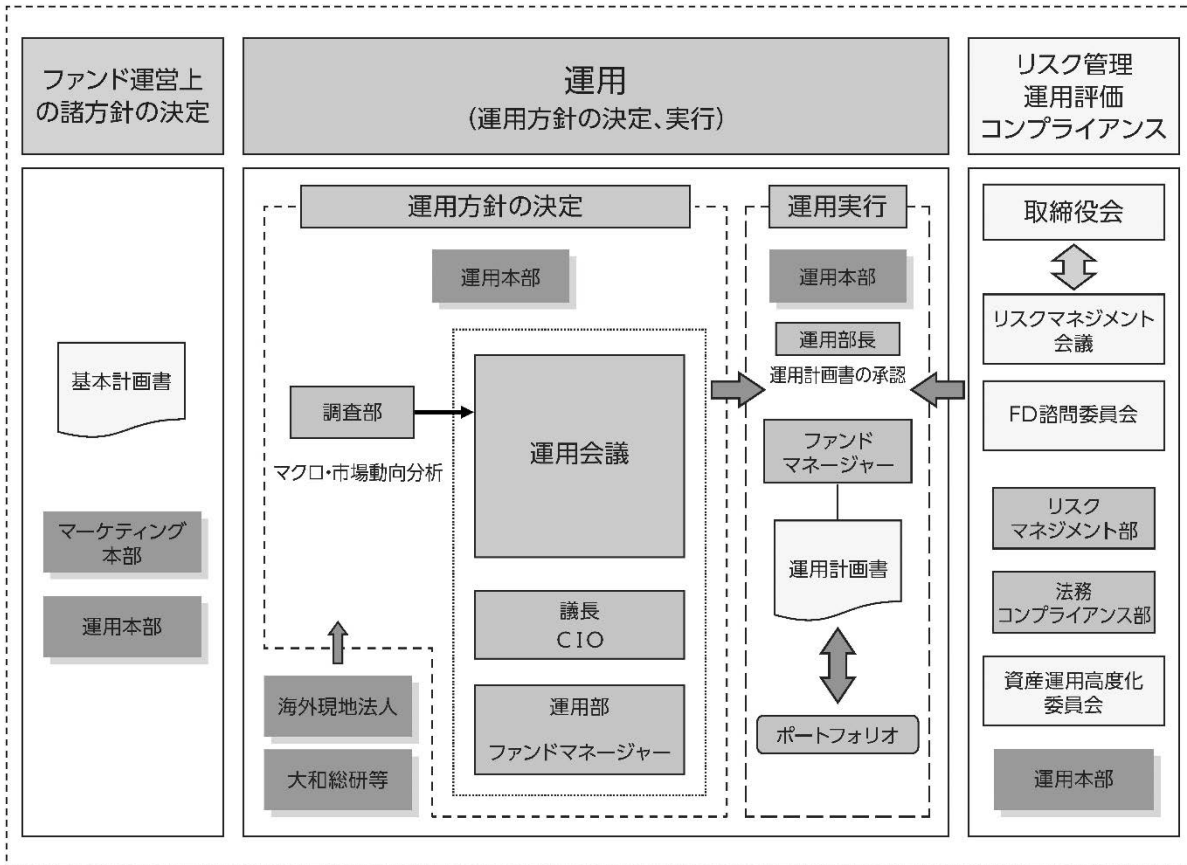
##### 外国株式インデックスマザーファンド

1. 主として外国の株式(預託証券を含みます。)に投資し、投資成果をMSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)の動きに連動させることをめざして運用を行なうことを基本とします。
2. 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行いません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、配当金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。
3. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想される時、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

## 2 運用体制

### ① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



### ② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

- イ. 基本計画書の策定  
ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。
- ロ. 基本的な運用方針の決定  
CIO※<sup>1</sup>が議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。
- ハ. 運用計画書の作成・承認  
ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

### ③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

- イ. CIO(1名)  
運用最高責任者として、次の職務を遂行します。
  - ・基本的な運用方針の決定
  - ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定
- ロ. Deputy-CIO※<sup>2</sup>(0~5名程度)  
CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。
- ハ. インベストメント・オフィサー(0~5名程度)  
CIOおよびDeputy-CIO※補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。
- ニ. 運用部長(各運用部に1名)  
ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。
- ホ. 運用チームリーダー  
ファンドの基本的な運用方針を策定します。
- ヘ. ファンドマネージャー  
ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

※<sup>1</sup>CIO(Chief Investment Officer)

※<sup>2</sup>Deputy-CIO(副 Chief Investment Officer)

- ④ リスクマネジメント会議、FD<sup>※3</sup> 諮問委員会および資産運用高度化委員会  
 次のとおり各会議体等において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体等の事務局となる部署の人員は 35～45 名程度です。
- イ. リスクマネジメント会議  
 経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。
- ロ. FD 諮問委員会  
 取締役会の諮問委員会として、ファンド組成・運用に関わる会議体等に対する牽制に資する事項について、取締役会に意見を述べます。
- ハ. 資産運用高度化委員会  
 資産運用高度化への取組みについて報告・検討し、必要事項を審議・決定します。
- ⑤ 受託会社に対する管理体制  
 受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※3 FD(フィデューシャリーデューティの略)

※ 上記の運用体制は 2022 年 12 月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

### 3 主な投資制限

- 1) マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 3) 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

※ 投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

#### 【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

##### 外国株式インデックスマザーファンド

- 1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 3) 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 5) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 6) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- 7) スワップ取引は、約款第16条の範囲で行ないます。
- 8) 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第17条の範囲で行ないます。

## 4 投資リスクについて

### < 価額変動リスク >

当ファンドは、株式など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

#### ① 株価の変動(価格変動リスク・信用リスク)

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

#### ② 外国証券への投資に伴うリスク

##### イ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

なお、当ファンドにおいては、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。そのため基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

##### ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

#### ③ その他

##### イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことが、あります。

その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押し下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

##### ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

### < 換金性が制限される場合 >

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

#### ① 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、お買付け、ご換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けたお買付けの申込みを取消することがあります。

#### ② ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者があるご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受け付けたものとして取扱います。

### < その他の留意点 >

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映することができないことについては、< 特色 > の「●基準価額の動きに関する留意点」をご参照下さい。

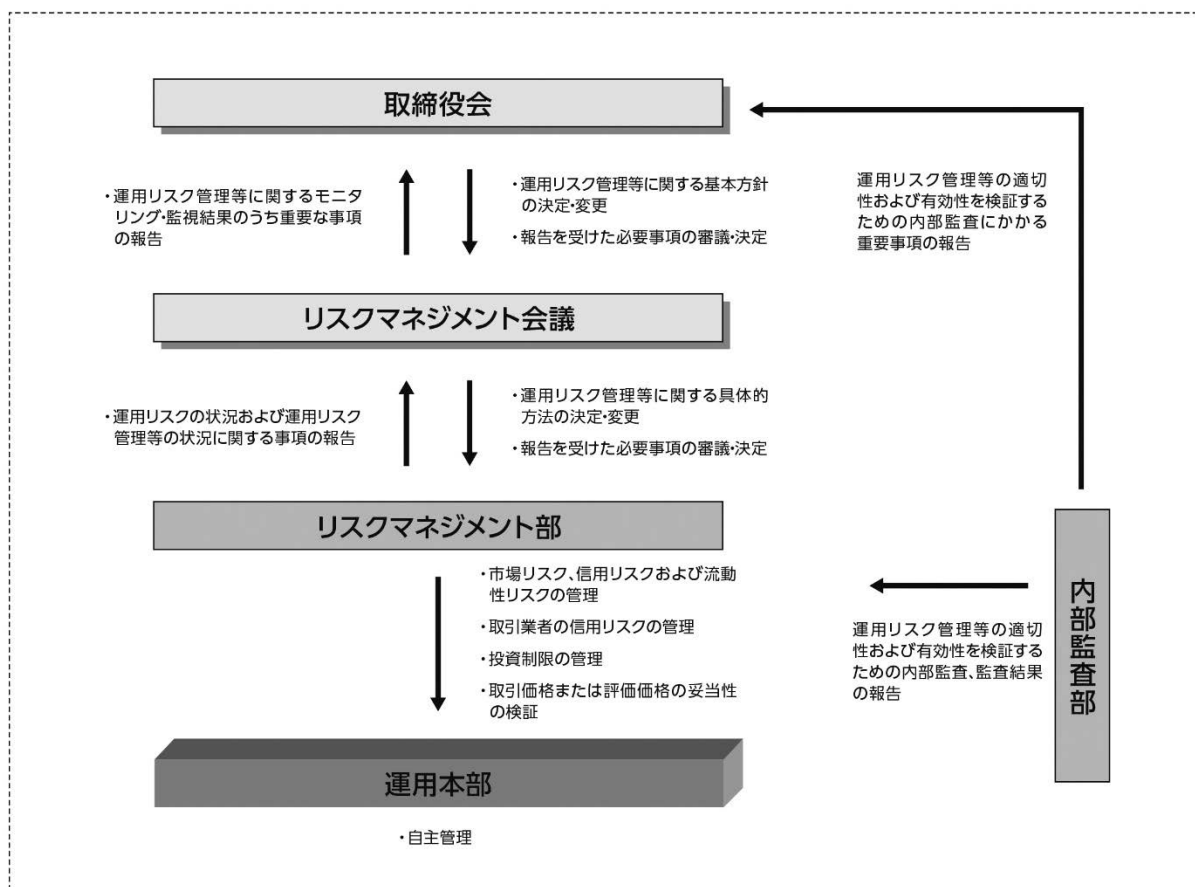


※流動性リスクに関する事項

・ 当ファンドは、大量の解約が発生し短時間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

運用リスク管理体制(※)は、以下のとおりとなっています。



※ 上記の運用リスク管理体制は 2022 年 12 月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

※ 流動性リスクに対する管理体制

- ・ 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行いません。
- ・ 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

### 3. その他詳細情報

#### 1 投資対象

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
- 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
  - 有価証券
  - デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。)
  - 約束手形
  - 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託会社とし三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された外国株式インデックスマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券、ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。
- 株券または新株引受権証券
  - 国債証券
  - 地方債証券
  - 特別の法律により法人の発行する債券
  - 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
  - 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
  - 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
  - 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
  - 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
  - コマース・ペーパー
  - 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
  - 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  - 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
17. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの  
なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券(新投資口予約権証券、投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
- 預金
  - 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  - コール・ローン
  - 手形割引市場において売買される手形
  - 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  - 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

## 2 投資制限

- ① マザーファンドの受益証券(信託約款)  
マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
  - ② 株式(信託約款)  
株式への実質投資割合には、制限を設けません。
  - ③ 投資信託証券(信託約款)
    - イ. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。))な投資信託証券(以下「上場投資信託証券」といいます。))を除きます。の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。))の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
    - ロ. 前イ.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。))の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
  - ④ 投資する株式等の範囲(信託約款)
    - イ. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
    - ロ. 前イ.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
  - ⑤ 信用取引(信託約款)
    - イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
    - ロ. 前項イ.の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
      1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
      2. 株式分割により取得する株券
      3. 有償増資により取得する株券
      4. 売出しにより取得する株券
      5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。))の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券
      6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権(前号に定めるものを除きます。))の行使により取得可能な株券
  - ⑥ 先物取引等(信託約款)
    - イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。))および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。))ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。))。
    - ロ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
    - ハ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所
- における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- ⑦ スワップ取引(信託約款)
    - イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。))を行なうことの指図をすることができます。
    - ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
    - ハ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
    - ニ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
  - ⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引(信託約款)
    - イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
    - ロ. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
    - ハ. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
    - ニ. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
  - ⑨ 有価証券の貸付け(信託約款)
    - イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
      1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
      2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
      3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
    - ロ. 前イ.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
    - ハ. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
  - ⑩ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)  
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
  - ⑪ 外国為替予約取引(信託約款)
    - イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
    - ロ. 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
    - ハ. 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の

売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

二. 第 2 項の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑫ 資金の借入れ(信託約款)

イ. 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

二. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

## 4. 運用状況

### 外国株式インデックスファンド VA(適格機関投資家専用)

#### 1 投資状況

当ファンドの運用は、2024年2月より開始する予定であるため、該当事項はありません。

#### 2 投資資産

当ファンドの運用は、2024年2月より開始する予定であるため、該当事項はありません。

#### 3 運用実績

当ファンドの運用は、2024年2月より開始する予定であるため、該当事項はありません。

## II 財務ハイライト情報

当ファンドの運用は、2024年2月より開始する予定であるため、該当事項はありません。



## 特別勘定の名称：外国株式プラス型

【記載されている投資信託の名称】

○アクサ IM・グローバル（日本除く）コア株式ファンド〈適格機関投資家専用〉

※この投資信託は、「安定成長バランス型」「積極運用バランス型」においても、投資対象となっています。

# 特別勘定で組み入れる投資信託に関する情報

## I 投資信託(ファンド)の状況

### 1. 投資信託(ファンド)の性格

#### 1 名称

アクサ IM・グローバル(日本除く)コア株式ファンド〈適格機関投資家専用〉

※以下、上記のファンドを「当ファンド」という場合があります。

#### 2 目的及び基本的性格

当ファンドは、アクサ IM・グローバル(日本除く)コア株式マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券への投資を通じて、日本を除く世界各国の証券取引所上場株式への投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

※一般社団法人投資信託協会が公募投資信託について定める「商品分類に関する指針」に基づいて分類した場合、当ファンドは、「追加型投信／海外／株式」に該当します。

追加型投信……一度設定された投資信託であってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用される投資信託をいいます。

海外……投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式……投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資家からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金の全部または一部をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

※信託金の上限は、8,000 億円とします。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

※信託期間は原則として無期限です。ただし、信託期間中において、以下のいずれかに該当した場合には、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

- 受益権の口数が30億口を下回った場合、または委託会社が、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき
- 委託会社が、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたとき
- 委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき
- 委託会社が、受託会社の辞任および解任に伴い、新受託会社を選任できないとき

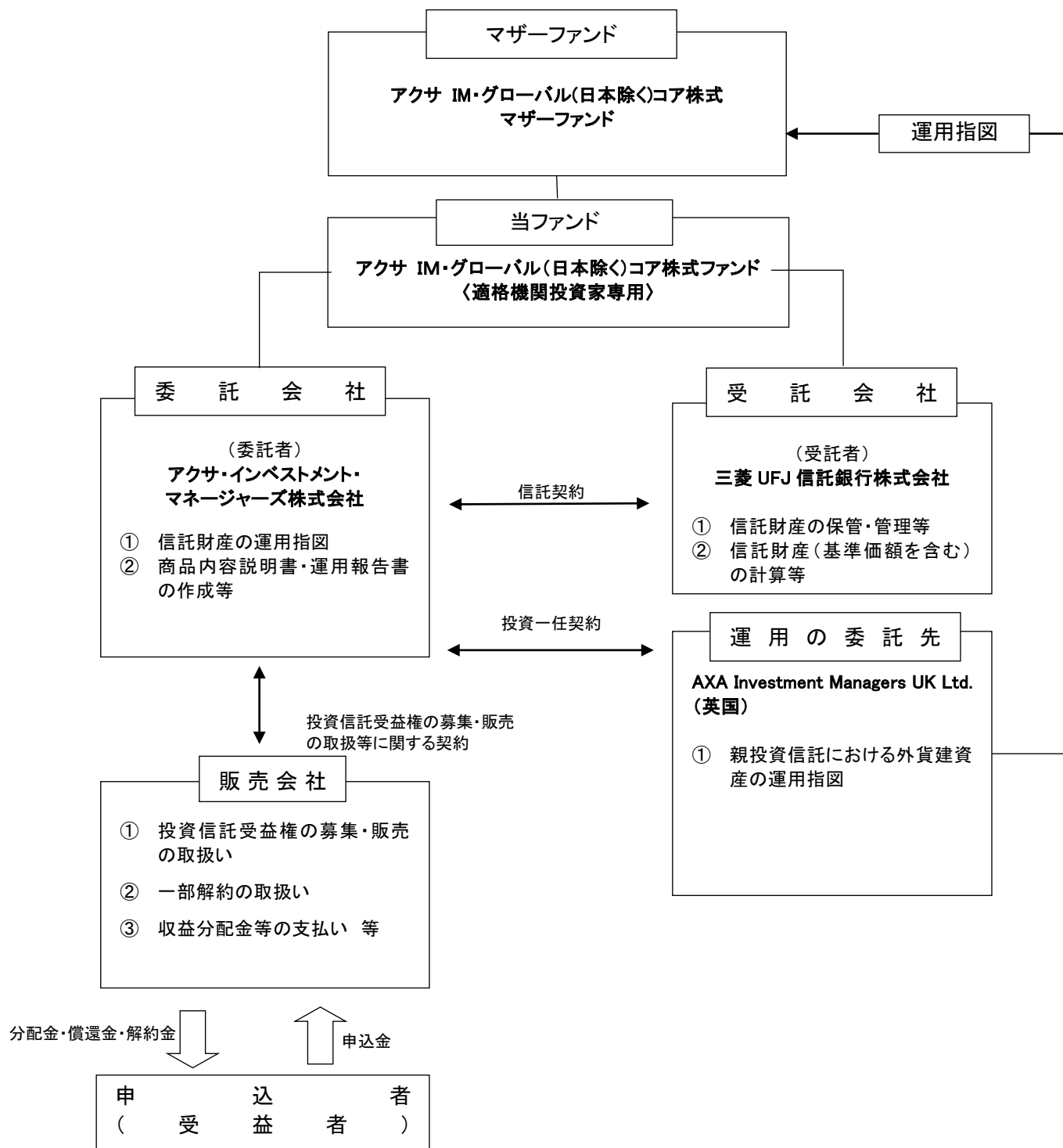
#### 3 特色

当ファンドは、マザーファンドの受益証券への投資を通じて、日本を除く世界各国の証券取引所上場株式への投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

MSCI コクサイ指数(配当込み・日本円換算)をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指します。



#### 4 仕組み



※運用の仕組みは、2022年12月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2. 投資方針及び投資リスク

### 1 投資方針と主な投資対象

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

※主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じて、日本を除く世界各国の証券取引所上場株式への投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

※マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

※MSCI コクサイ指数(配当込み・日本円換算)をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指します。

※信用取引は行いません。

※デリバティブ取引は行いません。

※外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※投資対象の詳細につきましては、「3.その他詳細情報」をご参照ください。

#### 【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

##### アクサ IM・グローバル(日本除く)コア株式 マザーファンド

- ① 日本を除く世界各国の証券取引所上場株式(これに準ずるものを含みます。)への投資を行い、国別配分は概ねベンチマークの国別時価総額構成比から大きく乖離しない範囲内とします。
- ② 投資一任契約に基づいて、AXA Investment Managers UK Ltd. (英国)に、外貨建資産の運用の指図に関する権限を委任します。
- ③ MSCI コクサイ指数(配当込み・日本円換算)をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指します。
- ④ 中長期的に判断して魅力があると判断される企業について、その有価証券の市場価格が、その業績や将来価値と比較して魅力的であると判断される銘柄を選別してポートフォリオを構築することで、ベンチマークを中長期的にみて安定的に上回る運用を目指します。
- ⑤ ポートフォリオの構築は、定性的な判断と定量的な評価を組み合わせることを基本とします。
- ⑥ 信用取引は行いません。
- ⑦ デリバティブ取引は行いません。
- ⑧ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑨ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## 2 運用体制

### 【運用体制】

運用に係る意思決定については、委託会社の運用部が統括しています。外貨建て資産の運用に関しては、投資一任契約に基づいて、AXA Investment Managers UK Ltd.（英国）に運用の指図に関する権限を委任します。

### 【内部管理体制】

当ファンドの運用方針に即した運用の適正性確保を図るべく、業務部、リスク管理部門（グループ会社への業務委託を含む。以下同様。）およびコンプライアンス部による常時モニタリングを行います。

また、当ファンドの運用、パフォーマンス、リスク等については、経営陣、運用部およびリスク管理部門を中心としたパフォーマンス&インベストメント・リスク委員会において、適宜レビューを行うこととしています。

### 【関係法人に対する管理体制】

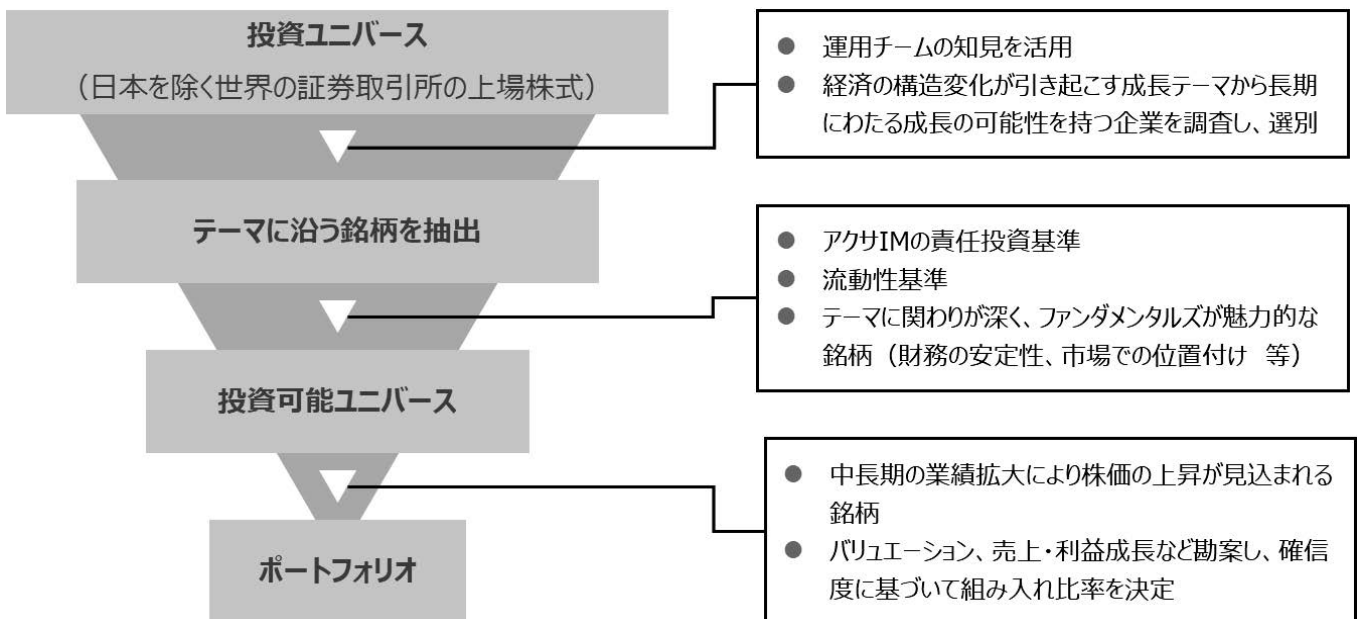
受託会社については業務遂行能力やコスト等を勘案し選定を行うとともに、日々の指図の実行状況や純資産照合、月次の勘定残高照合などを通じて、受託業務の遂行状況の管理およびその適切性の確保を図っています。また、受託業務の内部統制の有効性について、監査人による報告書を定期的に受領し、レビューを実施します。

### 【運用プロセス】

マザーファンドにおける外貨建資産の運用はアクサ・インベストメント・マネージャーズ（以下「アクサ IM」といいます）のコア・インベストメント部門において株式運用を担うアクサ IM エクイティが行います。

当運用戦略において、ポートフォリオ・マネージャーはアナリストを兼務します。これにより、リサーチの価値を高め、リサーチから投資機会を導き出すのに役立つと考えています。更に、アクサ IM エクイティ・プラットフォーム全体で地域別、セクター別、テーマ別または時価総額別に行われるリサーチを幅広く活用することにより、個別銘柄レベルあるいはセクター・レベルでの最良の投資アイデアを創出することが可能となります。また、投資プロセス全般を通して、コア・インベストメント・アナリティクス（CIA）チームのサポートによりポートフォリオのリスク・エクスポージャーを正確に計測し、理解することが可能となっています。CIA チームは投資ユニバースのスクリーニングのサポートも行います。加えて、専任のエコノミストによるマクロ・リサーチ、責任投資チームや専任の ESG アナリストによるリサーチも活用します。

当運用戦略は、長期的視点で成長が期待される企業の株式に投資します。この成長性の高い企業のうち、更に中長期での成長力、市場での競争優位性などを勘案して、確信度に基づいて銘柄を選択します。



※上記の運用体制は2022年12月31日現在の運用体制を示しています。今後変更になる可能性があります。

### 3 主な投資制限

当ファンドの法令および約款に基づく主な投資制限は以下のとおりです。

なお、関係法令等の改正内容によっては、今後投資制限等が一部変更になる可能性があります。

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑦ 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

※ 投資制限の詳細につきましては、「3.その他詳細情報」をご参照ください。

#### 【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

##### アクサ IM・グローバル(日本除く)コア株式 マザーファンド

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑦ 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

## 4 投資リスクについて

(投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。)

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、値動きのある有価証券等に投資します。このため、当ファンドの基準価額は、実質的な組入有価証券等の値動き等により変動しますので、当該組入有価証券等の価格の下落、組入有価証券等の発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

従って、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

### ● 価格変動リスク

当ファンドが実質的に投資を行う株式等の価格は、政治・経済・社会情勢、株式等の発行企業の業績や信用度、市場の需給関係等を反映して変動します。当ファンドが実質的に投資している株式等の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

### ● 為替変動リスク

当ファンドが実質的に投資を行う外貨建資産の円換算価値は、当該資産における価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替相場の変動の影響を受け、損失を被る場合があります。為替相場の変動が円高に推移した場合は、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

### ● 金利変動リスク

当ファンドが実質的に投資を行う株式等の価格は市場金利の変動により変動することがあり、これに伴い基準価額が下落することがあります。

### ● 信用リスク

株式等の発行体が経営不安、倒産、債務不履行となるおそれがある場合、または実際に債務不履行となった場合等には、当ファンドは実質的に保有する有価証券等の価格変動によって重大な損失を被ることがあります。

### ● 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行うことができない場合には、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となり、基準価額の下落要因となることがあります。

### ● カントリーリスク

投資対象としている国や地域において、政治・経済、社会情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合等には、予想外に基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。特に新興国や地域では、政情に起因する諸問題が有価証券や通貨に及ぼす影響が先進国と比較して大きくなる場合があります。

### ● 当ファンドの資産規模に係る留意点

資産規模によっては、分散投資が効率的にできない場合、または、受益者の利益が懸念される状況となる場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

換金の申し出により、当ファンドの受益権の口数が 30 億口を下回るようになった場合、または取引市場の混乱等その他やむを得ない事情の発生により運用の継続が困難と認められた場合には、信託期間の途中でも信託を終了させる場合があります。

### ● 当ファンドの申込み、解約等に関する留意点

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、当ファンドの申込みおよび解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受け付けた当ファンドの申込みお

よび解約を取り消すことがあります。そのことが特別勘定の設定および解約の受付に影響を及ぼすことがあります。

● 収益分配金に関する留意点

決算時に諸経費控除後の利子・配当収入および売買益等の中から収益分配を行います。これにより一定水準の収益分配金が支払われることを示唆あるいは保証するものではありません。また、基準価額水準、市況動向等によっては、分配を行わないことがあります。

投資者の当ファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

● ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果としてマザーファンドにおいて売買等が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。これにより不測の損失が生じるおそれがあります。この場合、当ファンドの基準価額が下落し、投資元本を割り込むおそれがあります。

● 金融商品取引法第37条の6の規定に関する留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

● ベンチマークに関わる留意点

当ファンドは、MSCI コクサイ指数（配当込み・日本円換算）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指しますが、実際のパフォーマンスはこれを下回る場合があります。

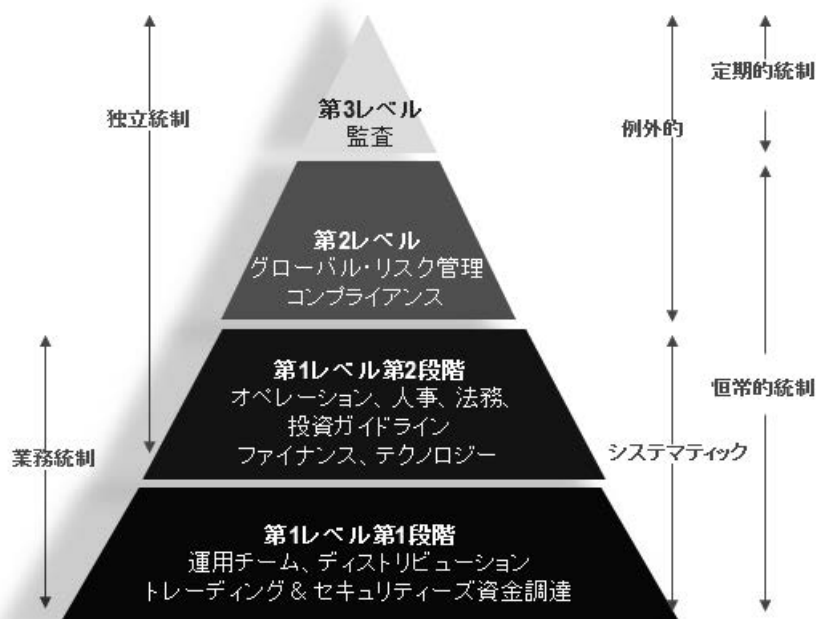
● 法令・税制・会計制度等の変更の可能性

法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性があります。

※ 投資リスクは、上記に限定されるものではありません。

前記の投資リスク管理体制は以下のとおりです。

リスク管理は、アクサ IM の投資哲学の重要な部分であり、業務プロセス及び投資プロセスに完全に統合されます。アクサ IM のグローバル・リスク・フレームワーク（枠組み）は、ポートフォリオ・マネージャーによる日々のリスク管理と、独立した部門によって管理しています。



### 第1レベル 第1段階 ポートフォリオ管理によって行われるコントロール

日々のシステマティックなリスク管理はポートフォリオ・マネージャーが責任を有し、特にポートフォリオの制約、リスク指標、市場及び流動性リスクについての様々なツールを用いて監視します。

株式ポートフォリオ・マネージャーはポートフォリオ・エンジニアリング・グループのサポートを受けながら、ポートフォリオのアクティブ・リスクを測定及び配分します。

この専任チームは株式のグローバル・ヘッドにレポートします。当チームの主な役割は、各ポートフォリオで実行される前に、各々のアクティブ戦略についてリスクを測定することで、特定の制約（顧客の制約、規制当局、等）を考慮しつつ個々のポートフォリオ構築に貢献し、リスク・バジェット配分を最適化します。当チームの推奨は、ポートフォリオのリスク・リターン特性を最適化するための鍵となる役割を担っています。

### 独立した部門によって行われる管理

アクサIMでは、約200名の従業員がオペレーション、コンプライアンス、内部統制、リスク管理部門で監視及び管理業務に就いています。

#### オペレーション（第1レベル 第2段階）

第1レベルの最初のシステマティックな管理は、“業務”部門によって行われ、同部門は、ミドルオフィス部門により提供されるデータやサービスの質、特に全てのポートフォリオに関連する情報に対して責任を持ちます。部門は、3つの主要部門で構成されます。

- **トレード・マネージャー**は、トレーダー、ブローカー、ミドルオフィス間の取引の流れの完全性を確実にします。
- **ポートフォリオ・コントローラー**はポートフォリオの完全性に責任をもちます（ポートフォリオの純資産価格を含む）。  
ポートフォリオ・コントローラーはポートフォリオ・マネージャーやミドル/バックオフィスと緊密に連携をとります。
- **投資ガイドライン・コントローラー**は、顧客、規制当局、またはあらゆる社内規定によって設定されたガイドラインに対するファンドの監視に責任をもちます。例外が特定された場合、運用チームと該当する管理部門に報告されます。

“業務”部門は、アクサIMの主要な第三者プロバイダーとの関係を管理し、提供されるサービスの質を監視します。より具体的には、ステート・ストリート・バンクとの日常的な連携を担います。コントローラーは運用チーム、ミドル/バックオフィス部門、リスク管理部門と協力して業務を行います。

### **グローバル・リスク管理 (第2レベル)**

独立した管理の第2レベルは、グローバル・リスク管理部門によって行われ、市場、クレジット、カウンターパーティー、オペレーショナル・リスクを制御します。

- **インベストメント・リスク・アナリシス・アンド・スタンダード**は、投資及びリスク・モデリングの特定、分析、第2レベルの管理に責任をもちます。アクサ IM グループが使用する投資リスク方法論やバリュエーション・モデルの定義や検証を行います。
- **オペレーショナル・リスク・マネジメント**は、組織全体のオペレーショナル・リスクの特定、監視、報告、評価、管理とともに軽減の推奨や監視について責任をもちます。
- **シニア・エグゼパティーズ・リスク・マネージャー**は、特定の専門知識を持つ独立したリスク・マネージャーとして行動します。アクサ IM 全体のグローバル・リスク管理や運用チームに対し、重要なリスクについての見解を提供します。

### **コンプライアンス及び内部統制 (第2レベル)**

コンプライアンスと内部統制はその他の第2レベルの管理機能となります。

アクサ IM はグローバルなコンプライアンス・チームを有しており、アクサ IM の全ての関連子会社に適用される基準の作成に責任を負います。基準は職業倫理、管理手順、規則順守に関連しています。コンプライアンス部門はアクサ IM の従業員が従う職業倫理原則の指針を反映したコンプライアンス・チャートを作成しています。

### **第3レベル: 内部監査 (第3レベル)**

内部監査チームは、アクサ IM の手続き及び管理の有効性を定期的かつ独立した評価を行います。主に独立した参加者により構成される監査・リスク委員会は、リスク管理プロセスや財務報告書を管理します。

※リスク管理体制は、2022年12月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

また、委託会社においては、運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク&コントロール部門を設置し、全社的なリスク管理活動およびガイドラインのモニタリング、指導の一元化を図っております。



### 3. その他詳細情報

#### 1 アクサ IM・グローバル(日本除く)コア株式ファンド(適格機関投資家専用)の投資対象

##### (1) 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ. 有価証券
  - ロ. 金銭信託
  - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

##### (2) 有価証券および金融商品の指図範囲等

- ① 委託者は、信託金を、アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるアクサ IM・グローバル(日本除く)コア株式マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
  1. 株券または新株引受権証券
  2. 国債証券
  3. 地方債証券
  4. 特別の法律により法人の発行する債券
  5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうち、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)
  6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
  7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
  8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
  9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
  10. コマーシャル・ペーパー
  11. 新株引受権証券および新株予約権証券
  12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
  14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
  15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
  16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。)
  17. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条

第1項第14号で定めるものをいいます。)

18. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
  19. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
  20. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第17号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
  21. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券ならびに第17号の証券または証書のうち第13号および第14号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
    1. 預金
    2. 指定金銭信託(前項に掲げるものを除く。)
    3. コール・ローン
    4. 手形割引市場において売買される手形
    5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
    6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
  - ③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
  - ④ 前項においてマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
  - ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。以下本項および次項において同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
  - ⑥ 前項においてマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

## 2 アクサ IM・グローバル(日本除く)コア株式ファンド(適格機関投資家専用)の投資制限

### (1) 投資する株式等の範囲

- ① 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

### (2) 同一銘柄の株式等への投資制限

- ① 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ② 前項においてマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

### (3) 同一銘柄の転換社債等への投資制限

- ① 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ② 前項においてマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

### (4) 有価証券の貸付の指図および範囲

- ① 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
  1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

### (4) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

### (5) 外国為替予約の指図および範囲

委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

※上記は、2022年12月31日現在における信託約款からの抜粋です。信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

## 【その他の法令上の投資制限】

### (1) 同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式においての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合には、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

### (2) デリバティブ取引に係る投資制限(金融商品取引業に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

### (3) 信用リスクの集中の回避のための投資制限(金融商品取引業に関する内閣府令第130条第1項第8号の2)

運用財産に関し、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することになる取引を行うことを内容とした運用を行いません。

#### 4. 運用状況

##### (1)【投資状況】

(2022年12月末日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	155,069,336,800	100.02
内 日本	155,069,336,800	100.02
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	△25,559,261	△0.02
純資産総額	155,043,777,539	100.00

(参考)アクサ IM・グローバル(日本除く)コア株式マザーファンド

##### 投資状況

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	151,015,922,493	97.39
内 アメリカ	102,405,491,747	66.04
内 イギリス	10,956,913,985	7.07
内 フランス	7,013,741,940	4.52
内 スイス	5,587,297,537	3.60
内 カナダ	5,559,411,061	3.59
内 アイルランド	3,419,174,113	2.20
内 ドイツ	3,219,554,382	2.08
内 イタリア	2,459,271,071	1.59
内 デンマーク	2,157,836,104	1.39
内 香港	2,076,172,105	1.34
内 オーストラリア	1,553,594,119	1.00
内 ケイマン諸島	1,359,416,334	0.88
内 オランダ	1,294,789,590	0.83
内 ベルギー	907,189,284	0.59
内 バミューダ	678,169,357	0.44
内 シンガポール	367,899,764	0.24
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	4,048,844,785	2.61
純資産総額	155,064,767,278	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

(2022年12月末日現在)

	銘柄名	通貨地域	種類業種	数量(口)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 時価金額 (円)	利率 (%) 償還 期限 (年/ 月/ 日)	投資 比率
1	アクサIM・グローバル(日本除く)コア株式マザーファンド	日本・円 日本	親投資信託受益証券 —	147,854,058,734	1.1465 169,523,690,606	1.0488 155,069,336,800	— —	100.02%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別および業種別投資比率

(2022年12月末日現在)

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	親投資信託受益証券	100.02
	小計		100.02
合計(対純資産総額比)			100.02

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)アクサIM・グローバル(日本除く)コア株式マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

	銘柄名	通貨地域	種類業種	数量(株)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 時価金額 (円)	利率 (%) 償還 期限 (年/ 月/ 日)	投資 比率
1	APPLE INC.	アメリカ・ドル	株式	393,170	21,980.48	17,199.24	—	4.36%
		アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器		8,642,066,286	6,762,227,942	—	
2	MICROSOFT CORP	アメリカ・ドル	株式	169,421	37,119.42	31,982.02	—	3.49%
		アメリカ	ソフトウェア・サービス		6,288,809,398	5,418,426,996	—	
3	ALPHABET INC-CL A	アメリカ・ドル	株式	320,279	15,373.33	11,737.31	—	2.42%
		アメリカ	メディア・娯楽		4,923,756,291	3,759,215,510	—	
4	NEXTERA ENERGY INC	アメリカ・ドル	株式	306,909	11,728.97	11,157.41	—	2.21%
		アメリカ	公益事業		3,599,729,081	3,424,311,387	—	

5	UNITEDHEALTH GROUP INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ヘルスケア機器・サービス	45,700	71,944.95 3,287,884,236	70,315.07 3,213,398,973	— —	2.07%
6	ASTRAZENECA PLC	イギリス・ポンド イギリス	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	168,373	17,596.85 2,962,834,636	18,156.79 3,057,114,886	— —	1.97%
7	TEXAS INSTRUMENTS INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	133,746	23,612.01 3,158,012,749	21,898.15 2,928,790,504	— —	1.89%
8	THE PROCTER & GAMBLE COMPANY	アメリカ・ドル アメリカ	株式 家庭用品・パーソナル用品	141,510	19,393.54 2,744,380,217	20,248.69 2,865,392,546	— —	1.85%
9	AMAZON.COM INC.	アメリカ・ドル アメリカ	株式 小売	256,505	18,063.98 4,633,501,674	11,170.68 2,865,336,812	— —	1.85%
10	JULIUS BAER GROUP LTD	スイス・フラン スイス	株式 各種金融	366,494	7,009.43 2,568,914,084	7,799.33 2,858,408,528	— —	1.84%
11	VISA INC.	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	103,231	26,579.16 2,743,794,091	27,609.56 2,850,162,694	— —	1.84%
12	AMUNDI SA	ユーロ フランス	株式 各種金融	374,433	7,400.82 2,771,112,334	7,575.71 2,836,599,005	— —	1.83%
13	MERCK & CO.INC.	アメリカ・ドル アメリカ	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	190,167	11,993.97 2,280,857,796	14,705.81 2,796,560,530	— —	1.80%
14	QUALCOMM INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	182,656	18,713.55 3,418,142,299	14,575.76 2,662,351,479	— —	1.72%
15	BECTON DICKINSON & CO	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ヘルスケア機器・サービス	77,300	33,937.91 2,623,400,843	34,090.63 2,635,205,699	— —	1.70%
16	AMERICAN EXPRESS COMPANY	アメリカ・ドル アメリカ	株式 各種金融	117,357	20,793.45 2,440,258,057	19,549.36 2,294,254,710	— —	1.48%
17	CHEVRON CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 エネルギー	92,500	22,914.30 2,119,573,143	23,663.06 2,188,833,420	— —	1.41%
18	LINDE PLC	アメリカ・ドル アイルランド	株式 素材	49,880	39,924.13 1,991,415,875	43,757.82 2,182,640,311	— —	1.41%

19	INTESA SANPAOLO	ユーロ イタリア	株式 銀行	7,297,623	294.00 2,145,520,809	298.07 2,175,255,687	— —	1.40%
20	BNP PARIBAS S.A.	ユーロ フランス	株式 銀行	284,426	7,511.42 2,136,443,409	7,626.64 2,169,216,898	— —	1.40%
21	NOVO NORDISK A/S	デンマーク・ク ローネ デンマーク	株式 医薬品・バイオ テクノロジー・ラ イフサイエンス	120,577	16,356.54 1,972,223,467	17,895.91 2,157,836,104	— —	1.39%
22	NATIONAL GRID PLC	イギリス・ポン ド イギリス	株式 公益事業	1,323,825	1,804.91 2,389,393,120	1,608.00 2,128,710,600	— —	1.37%
23	SHELL PLC-NEW	イギリス・ポン ド イギリス	株式 エネルギー	566,161	3,711.57 2,101,348,120	3,759.19 2,128,312,430	— —	1.37%
24	BIOGEN,INC.	アメリカ・ドル アメリカ	株式 医薬品・バイオ テクノロジー・ラ イフサイエンス	55,234	38,153.57 2,107,374,410	36,625.19 2,022,956,296	— —	1.30%
25	UNITED PARCEL SERVICE-CL B	アメリカ・ドル アメリカ	株式 運輸	83,600	25,424.27 2,125,469,033	23,322.02 1,949,721,290	— —	1.26%
26	CVS HEALTH CORPORATION	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ヘルスケア機 器・サービス	150,913	13,691.02 2,066,153,334	12,400.81 1,871,444,194	— —	1.21%
27	CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 消費者サービス	9,964	216,760.39 2,159,800,613	186,436.86 1,857,656,922	— —	1.20%
28	MASTERCARD INCORPORATED	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ソフトウェア・サ ービス	38,769	39,837.55 1,544,462,217	46,207.46 1,791,417,288	— —	1.16%
29	WASTE CONNECTIONS INC	アメリカ・ドル カナダ	株式 商業サービス・ 用品	100,400	18,624.80 1,869,930,091	17,716.77 1,778,764,410	— —	1.15%
30	CADENCE DESIGN SYS INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ソフトウェア・サ ービス	80,458	24,442.89 1,966,626,537	21,488.11 1,728,890,434	— —	1.11%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種別別および業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	エネルギー	3.23
		素材	2.18
		資本財	1.50
		商業サービス・用品	1.89
		運輸	1.49
		自動車・自動車部品	2.36
		耐久消費財・アパレル	1.97
		消費者サービス	1.20
		小売	4.07
		食品・生活必需品小売り	0.20
		食品・飲料・タバコ	3.47
		家庭用品・パーソナル用品	4.32
		ヘルスケア機器・サービス	8.43
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	11.60
		銀行	3.06
		各種金融	7.88
		保険	5.02
		不動産	1.10
		ソフトウェア・サービス	15.03
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.36
	公益事業	3.58	
半導体・半導体製造装置	5.61		
メディア・娯楽	2.87		
	小計		97.39
合 計(対純資産総額比)			97.39

② 投資不動産物件  
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの  
該当事項はありません。

### (3)【運用実績】

#### ① 【純資産の推移】

2022年12月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (2022年6月16日)	1,000,000,000	—	1.0000	—
2022年6月末日	1,073,396,460	—	1.0734	—
7月末日	1,115,227,104	—	1.1152	—
8月末日	156,951,653,511	—	1.1248	—
9月末日	152,249,383,595	—	1.0739	—
10月末日	165,707,591,964	—	1.1463	—
11月末日	161,927,615,933	—	1.1079	—
12月末日	155,043,777,539	—	1.0454	—

#### ② 【分配の推移】

該当事項はありません。

#### ③ 【収益率の推移】

該当事項はありません。

## II 財務ハイライト情報

該当事項はありません。



**特別勘定の名称：世界株式プラス型**

特別勘定で組入れる投資信託に関する情報  
(資産運用に関する極めて重要な事項)

## I 投資信託（ファンド）の状況

### 1. 投資信託（ファンド）の性格

#### 1 名称

アクサ・キャピタル・グローバル・エクイティ・ファンド

\*以後、「本ファンド」とも呼びます。

#### 2 目的及び基本的性格

##### 投資目標

本ファンドの投資目標は、分散が効いた、アクティブに運用される証券ポートフォリオからの長期的資本形成を投資家に提供することです。

##### 主な特徴

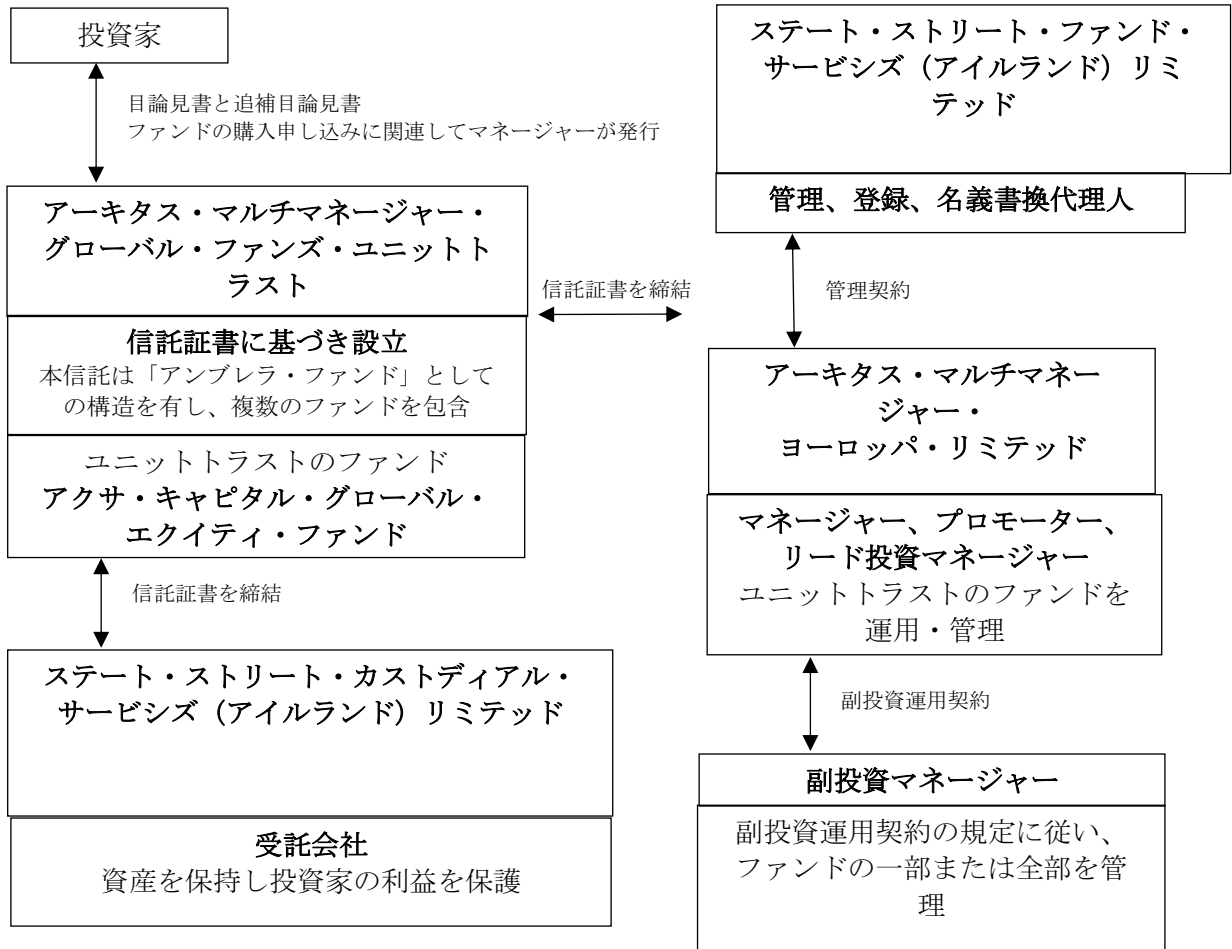
- 本ファンドは、アクティブ運用され、少なくとも3分の2を世界の規制市場において、籍を置く証券、上場証券、相場価格がある証券、または流通証券に投資します。
- パフォーマンスの測定では、本ファンドは税引後配当込みMSCIワールドインデックスに対して測定しますが、副投資マネージャーは、その裁量でベンチマークの一部ではない証券へ投資する場合があります。
- 基準通貨： 日本円

#### 3 特色

- 本ファンドはアイルランドで UCITS ファンドとして認可され、アイルランド中央銀行の規制を受けます。
- ユニットクラス： 機関投資家クラス I（日本円）ユニット
- ISIN： IE000THA66R0
- 法的構造：
  - 本ファンドは、ユニットトラストであるアーキタス・マルチマネージャー・グローバル・ファンズ・ユニットトラストのサブファンドです。
  - 本ファンドの資産運用会社（以後、「マネージャー」と呼びます）はアーキタス・マルチマネージャー・ヨーロッパ・リミテッドで、アイルランドで認可されアイルランド中央銀行の規制を受けます。

マネージャーは本ファンドの運用についてキャピタル・インターナショナル・マネジメント・カンパニーSARLを副投資マネージャーに任命しました。

#### 4 仕組み



\*上記の情報は2022年12月末時点のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2. 投資方針及び投資リスク

### 1 投資方針と主な投資対象

本ファンドは、少なくとも3分の2を世界の規制市場において、籍を置く証券、上場証券、相場価格がある証券、または流通証券に投資することにより、目的の達成を目指します。また、本ファンドは株式関連有価証券（優先株の米国預託証券（「ADR」）および海外株式預託証券（「GDR」））に対し、最大30%を投資することができます。本ファンドは、あらゆる国、地域、セクターにおける純資産総額に対する投資比率について、いかなる制限も受けません。本ファンドは、純資産総額の10%までをUCITSおよび適切なその他の投資ファンドに投資することができます。本ファンドは、ロシアで取引または上場される有価証券に純資産総額の2%までを投資することができます。

本ファンドがその純資産総額の大部分を債券に投資することは想定されていませんが、本ファンドは、固定利付または変動利付債券、および海外株式預託証券（「GDR」）などの証券に投資する場合があります。これには（認知された格付機関によって格付を付与された）投資適格およびハイイールドの債券が含まれます。このような投資でレバレッジを利用することはありません。

本ファンドは、目論見書および、目論見書の付録IIに定められる制約に従い、投資目的の達成または効率的なポートフォリオ管理のために、金融デリバティブ商品（FDI）を用いることができます。FDIの投資には、為替予約（株式または株式関連有価証券の効率的エクスポージャー獲得の目的で使用される）を含みますが、それに限定されません。本ファンドは、中央銀行に提出したRMPに含まれるFDIのみを利用します。

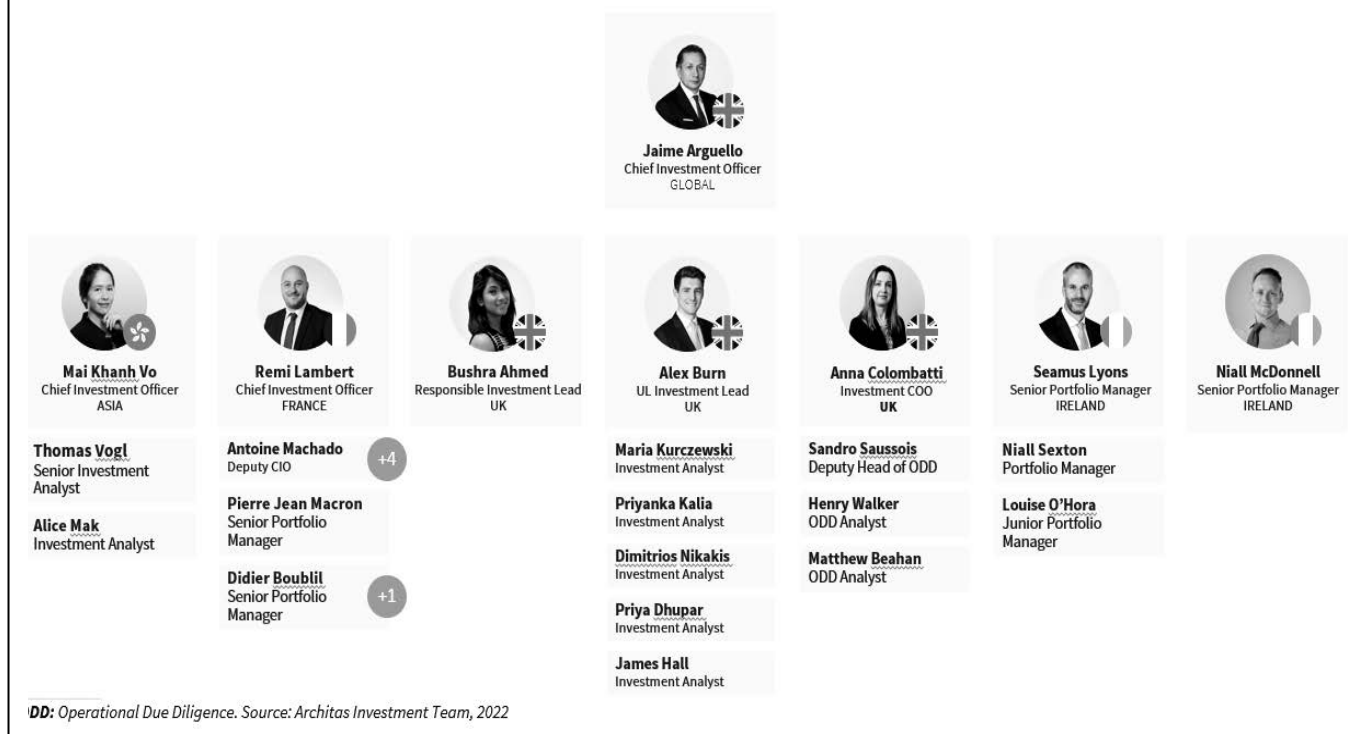
トータルリターン・スワップに関連して、マネージャーは、かかる取引が純資産総額の0%に適用されると予想していますが、本ファンドは、純資産総額の100%まで取引を行えます。

本ファンドは、中央銀行規則と目論見書の付録IIに従った効率的なポートフォリオ管理の目的に限定して、証券貸付、買い戻しおよび/または売り戻し条件付き売買契約（レポやリバース・レポ契約）の取引を行えます。マネージャーは、証券貸付、買い戻しおよび/または売り戻し条件付き売買契約が本ファンドの純資産総額の0%に適用されると予想していますが、本ファンドは、純総資産額の100%まで取引を行えます。マネージャーは、証券借入および売り戻し条件付き売買契約が本ファンドの純総資産額の0%に適用されると予想していますが、本ファンドは、純総資産額の100%まで取引を行えます。

本ファンドのグローバル・エクスポージャーは、コミットメント・アプローチを用いて、評価とモニタリングが行われます。本ファンドは、FDIの使用の結果として純資産総額の100%までレバレッジを利用できます。また、本ファンドは、一時的に純資産総額の10%まで借り入れることができます。

## 2 運用体制

### アーキタス運用チーム



### アクサ・キャピタル・グローバル・エクイティ・ファンドのポートフォリオマネジメントチーム

#### ハイメ＝アグエロ(Jaime Arguello) - チーフインベストメントオフィサー、インベストメントコミッティー議長

アーキタスのチーフインベストメントオフィサーとして、運用部門の体制と管理に対する責任を負うなど、当社のあらゆる投資活動の指揮を担当しています。また、AXAの他の事業分野に対する適切な投資戦略の推薦も、職務に含まれています。彼はBarclaysでマルチマネージャーおよびオルタナティブ部門のマネージングディレクターとチーフインベストメントオフィサーを7年間務めたのち、2016年10月にアーキタスに入社しました。Barclaysの前は、Pictetに10年間勤務し、社外の資産運用会社の選定担当ディレクターおよび債券部門ヘッドとして、幅広い資産クラスの運用者を選定しました。業界経験は30年を超えており、アセットアロケーション、ファンド選定、およびポートフォリオ管理をひと通り経験しています。彼はパリの国立土木学校で工学の学位を取得しています。

#### マイ＝カン (Mai Khanh) - アーキタス・アジア・チーフインベストメントオフィサー

彼女はアーキタス・アジアのチーフインベストメントオフィサーを務めています。アーキタスに入社する前、彼女は香港のAXA Asiaでインベストメントヘッドを務めていました。彼女は2017年にパリから香港に転居しましたが、パリではAmundiでファンドセレクションとアドバイザーのヘッドに加え、ポートフォリオマネジメントの責任者も務めていました。彼女はSinopiaでクオンツアナリストとしてキャリアをスタートしました。彼女はパリ第7大学で場、素粒子および物質学のPhDを取得しており、またエコール・セントラル・ドゥ・リヨンで工学の学位を取得しています。彼女はCFAの資格保有者です。

#### シェーマス＝ライオンズ (Seamus Lyons) - シニアインベストメントマネージャー、ポートフォリオマネージャー

彼はダブリンオフィスを拠点としています。欧州のアクサグループの顧客の数多くの大口口座の資産運用・運用助言を担当しています。また、主にアジアの顧客向けに販売されるさまざまなリスクプロファイルに対応したファンドのリードインベストメントマネージャーを務めています。彼のアナリストとしての責任は米国株式のリサーチを含みます。

アーキタスが AXA IM のマルチマネージャービジネスを買収した後の 2015 年に彼はアーキタスに入社しました。AXA IM において、彼はシニアポートフォリオマネージャーとリサーチヘッドを務め、リサーチのプロセスを全体的に監督していました。また彼は欧州の大口機関投資家向けに数多くのポートフォリオを運用していました。彼はマルチマネジメントにおいて幅広い経験を有しており、2008 年に AXA IM に入社する前は、Forsyth Partners で数年間インベストメントマネージャーを務めていました。

彼はユニバーシティ・カレッジ・ダブリンのマイケル・スマーフィット経営大学院でファイナンスの修士号を取得しています。彼は CFA とインベストメント・マネジメント・サーティフィケート (IMC) の資格保有者です。

運用プロセスには以下を含みます。

### 1) 事前選定

定量スクリーニングはマネージャー選定の第一歩です。主な目的は投資可能なユニバースをフィルタリングし、一定の重要スキルを発揮できるような資産運用者を擁する、より関連性の高いピアグループを抽出することです。

独自の定量的フィルタリングツールは、相関性の低い要因を多数用いて各資産クラスの本ファンドをランク付けします。その要素には、高いリスク調整後リターン、市場の上昇局面をとらえる手腕、市場のダウンサイドプロテクション、および各要因の安定性などが含まれます。

アーキタス（以後、アーキタスはアーキタス・マルチマネージャー・ヨーロッパ・リミテッドとその関連会社を指します。）はこのようなフィルタリングにより、ファンドパフォーマンスの根拠を理解し、安定してリターンをあげてきた資産運用者に焦点をあてることができます。

### 2) 選定

選定段階においては、それらのファンド、および事前選定段階を通過した資産運用者に対して、徹底的なデューデリジェンスなどが行われます。アーキタスはこのプロセスを通して、資産運用者の手法と個性を精査し、市場が好調な時期と低調な時期に、資産運用者がどのような行動を取るかを理解します。

#### ● 既存データの調査：

これはスクリーニングプロセスではとらえられない要因を検討する際に重要です。たとえば、ファンドパフォーマンスの実績のうち、現在の資産運用者の寄与分はどの程度なのかといったファクターです。アーキタスは各ファンドをより深く理解するために、Morningstar や Bloomberg などの様々なツールを使用します。

#### アンケート：

- アーキタスは、投資スタイルごとに 3~5 程度の合理的な数のファンドに範囲を絞ったあと、ファンドマネージャーと面談する前に、デューデリジェンスに関する詳細なアンケートへの回答を依頼します。
- 運用チームだけでなく、本ファンドの戦略と目的に関するさらなる情報を提供するための定性的ステップです。
- アーキタスは事前に決められたテンプレートを使用し、アンケートをスコアリングします。その後、リードアナリストがスコアリングをチーフインベストメントオフィサーに提示し、レビューと承認を依頼します。この時点で、範囲は最終候補者に絞られます。
- ファンドマネージャーとの対面でのミーティング

### 3 主な投資制限

投資制限は、本ファンドの投資方針に記載されています（本資料「2. 投資方針及び投資リスク」をご参照ください）。

本ファンドにはまた、該当する場合、アーキタス・マルチマネージャー・グローバル・ファンズ・ユニットトラストの2019年11月28日付けの目論見書の付録III\*に記載されている投資制限が課されます。

\*目論見書の付録 III は本資料「3.その他詳細情報」の「1 本ファンドの投資対象及び投資制限」に記載していません。

## 4 投資リスクについて

本ファンドでは、以下のリスクがあります。

**カウンターパーティリスク**：資産の保護預かりなどのサービスを提供する、またはデリバティブもしくはその他の商品のカウンターパーティとなる機関の支払不能により、本ファンドは金銭的損失を被ることがあります。

**副投資マネージャーのリスク**：本ファンドは、1社以上の副投資マネージャーのパフォーマンスに左右されます。副投資マネージャーのパフォーマンスが良くない場合、本ファンドと投資家の投資の価額は、不利な影響を受ける可能性が高いです。

**デリバティブリスク**：本ファンドは、リスク軽減（ヘッジ）の目的または投資目的でデリバティブを利用することがあります。デリバティブの利用は株価の変動を引き起こし、その結果、本ファンドと投資家が損失を被ることがあります。

**為替リスク**：本ファンドは海外市場に投資しており、本ファンドの価額は為替レート変動の結果として下落または上昇することがあります。

リスク一般に関する詳細は目論見書の「リスク要因」の項に記載されています。以下は、目論見書の同項からの一部抜粋です。

リスクとは、投資家がある投資で損をするか、または当該投資が投資家の期待していたほど儲からない可能性です。一般に、リスクが大きければ大きいほど、投資の儲けは大きくなり、また損失も大きくなります。他の投資ファンドと同様に、本ファンドのユニットの価額は、本ファンドの投資目標、主な投資戦略、特定のリスク要因の影響を受けることがあります。したがって、本ファンドは様々なリスクにさらされることがあります。リスクの一部（本ファンドへの投資の元本リスクなど）については以下で説明しています。しかしながら、他の要因も本ファンドの投資成果に影響を及ぼすことがあります。

**資産クラスリスク**：これは、ファンドが投資している投資対象によるリターンが証券市場全体または様々な資産クラスをアンダーパフォームするリスクです。証券および資産クラスの様々な対象は、証券市場全体と比較したアウトパフォームとアンダーパフォームのサイクルを繰り返す傾向にあります。

**ブローカーリスクおよびサブカストディリスク**：特定の市場では、ファンドはカウンターパーティまたはブローカーおよびディーラー、これらの者が取引している取引所の信用リスクにさらされます（これらの者が取引所または取引所外取引に関与しているかを問いません）。ブローカーの破綻もしくは詐欺、ブローカーがファンドを代行して取引を執行し清算する清算ブローカーの破綻もしくは詐欺、または為替清算機関の破綻もしくは詐欺が生じた場合、ファンドは、ブローカーが保有する資産を喪失するリスクにさらされることがあります。ファンドの投資は、法の性質または管轄区域の市場慣行により、サブカストディアンまたはブローカーの名義で登録されることがあり、これは一般的な市場慣行です。当該投資は、サブカストディアンまたはブローカー自身の投資から分離されず、当該保管会社またはブローカーがデフォルトを起こした場合には保護されず、本ファンドにより回収不能になることがあります。

**利益相反リスク**：ファンドの副投資マネージャーが効率的なポートフォリオ運用の目的で技法及び手段を採用する場合、副投資マネージャーに関連する会社は当事者となり、または本ファンドに対して銀行サービス、証券取引サービス、もしくはその他のサービスを提供し、これにより利益を得ることがあります。本ファンドにとって最善の最終結果が関連会社から得られると副投資マネージャーが判断した場合、これらの関連会社が採用されることがあります。

**受託会社に対するカウンターパーティリスク**：現金が受託会社または他の受託者により保有される場合、信託は、カウンターパーティとしての受託会社または受託会社により採用される受託者



の信用リスクにさらされます。受託会社または他の受託者が支払不能に陥った場合、信託は、本ファンドの現金保有高に関して受託会社またはその他の受託者の一般債権者として取り扱われます。ただし、本ファンドの証券は、分離口座で受託会社または他の受託者により管理されているため、受託会社または他の受託者が支払不能に陥った場合に保護されるはずですが、当該カウンターパーティが経営難に陥った場合、たとえファンドが資金を無事に全部回収できたとしても、その取引はその間大きく混乱し、場合によっては重要な損失につながる可能性があります。

**適格カウンターパーティリスク**：投資家および投資をお考えの方は、以下の通りに適格カウンターパーティとの取引において特定のリスクが発生することに留意してください。**FDI**ポジション（スワップまたは類似する性質を持つその他の**FDI**など）は、店頭で1つ以上の適格カウンターパーティと締結することがあります。当該**FDI**の取引は当該適格カウンターパーティの信用リスクエクスポージャーをもたらすことがあります（すなわち、**FDI**取引の適格カウンターパーティがファンドに関する取引の条件に基づく債務の返済を怠るリスクです）。ファンドを代行する副投資マネージャーが店頭**FDI**取引を締結する場合、適格カウンターパーティから担保を受け入れることにより、適格カウンターパーティの信用リスクの大半の軽減を図ることがあります。店頭**FDI**が完全担保でない場合、適格カウンターパーティによるデフォルトはファンドの価額下落、ひいては、ファンドへの投資の価額下落をもたらすことがあります。

**資金運用リスク**：これは、副投資マネージャーが採用する戦略およびその銘柄選択が、意図した成果を生み出さないリスクです。

**副投資マネージャー選択リスク**：これは、マネージャーによる副投資マネージャーの選択または代替プロセス、および副投資マネージャーを選択または代替するという意思決定が、パフォーマンスおよび/またはファンドの投資目標の達成に関して意図した成果を生み出さないことがあるリスクです。

**投資リスク**：これは、会社の財務状況の変化ならびに全体的な市況および経済情勢に基づいてある銘柄の価額が急激かつ予測不能に上昇および下落することがあるリスクです。

**投資選択リスク**：副投資マネージャーは、その戦略全体の範囲内で本ファンドの目標達成を図るために特定の投資を選択します。本ファンド向けに選択された投資は、本ファンド向けに選択されなかった他の銘柄と同様に値動きを示さないことがあります。結果として、本ファンドは、同じ目標を持つまたは同じ資産クラスの他のファンドをアンダーパフォームすることがあります。

**市場リスク**：これは、全体的な経済情勢およびその他の要因に基づいて証券市場が急激かつ予測不能に下落するリスクです。

**証券貸付リスク**：追加の収益を実現する目的で、本ファンドは証券を貸し付けることがあります。当該証券貸付は、中央銀行規則に従って担保により継続的に保証されます。証券貸付のリスクは、他の担保付き信用の供与と同様に、追加担保受け入れまたは証券回収が遅延する可能性、借り手が財政破綻したかまたはファンドが保有する担保の価値が下落した場合に証券に対する権利が喪失する可能性からなります。貸付は、企業として適格な要件を具備していると副投資マネージャーがみなした企業のみに対し行われ、該当する場合、当該貸付から得られる対価がリスクを正当化すると副投資マネージャーが判断しない限り行われません。さらに、証券貸付取引および関連する担保取決めへの関与により、ファンドはより高い法的リスク（取引への法律もしくは規制の予定外の適用に関連し、または取引を裏付ける契約が法的に強制可能でないか、もしくは正しく文書化されていないことが判明した場合に発生するリスク）にさらされることがあります。

**包括申込金および償還金口座（「集金口座」）リスク**：マネージャーは、信託の名義で包括的レベルで単一の申込および償還金口座を運用しています（「集金口座」）。申込および償還金口座はファンドレベルでは開設されません。ファンドへ、またはファンドから支払われるべきすべての申込金および償還金ならびに配当または現金分配は、集金口座を通じて振り分けられ、管理されます。

ユニット発行に先立ちファンドに関して受領された申込金は、信託の名義で集金口座において保有され、信託の資産として取り扱われます。申込済みユニットが発行される時まで、投資家は、集金口座で信託により申し込まれ、また保有される現金金額に関して信託の無担保債権者となり、関連するユニットが発行される時まで、申込みが行われた関連するファンドの純資産総額の上昇、または他の株主の権利（配当受給権など）から恩恵を受けません。ファンドまたは信託が支払不能に陥った場合、本ファンドまたは信託が無担保債権者への全額の支払いに十分な資金を備えているという保証はありません。

ファンドによる償還金および配当の支払いは、信託またはその代理人、管理会社による引受書類の原本の受領、およびすべてのマネーロンダリング防止規程の遵守を条件とします。償還金または配当を受ける権利を有する投資家への当該金額の支払いは、マネージャーまたはその代理人、管理会社が満足できる上記要件の遵守の結果が出るまで、それに応じて差し止められることがあります。償還金および分配金（差し止められた償還金または分配金を含む）は、関連する投資家への支払いを待機している間、信託の名義で集金口座において保有されます。当該金額が集金口座で保有されている限り、ファンドから当該支払いを受ける権利を有する投資家は、その金額に関して、当該金額に対する権益に関して、およびその権益の範囲で信託の無担保債権者になり、関連するファンドの純資産総額の上昇、または他の株主の権利（追加の配当受給権など）から恩恵を受けません。解約する投資家は、当該の解約日付で解約されたユニットに関して投資家ではなくなります。ファンドまたは信託が支払不能に陥った場合、本ファンドまたは信託が無担保債権者への全額の支払いに十分な資金を備えているという保証はありません。

ファンドが支払不能に陥った場合、他のファンドが受ける権利を有しているが、集金口座の運用の結果として、支払不能のファンドに移転していたはずだった金額の回収は、アイルランド信託法の原則および集金口座の業務手続きの条件に従います。当該金額の回収についての実行の遅延および/または紛争が生じることがあり、支払不能のファンドは他のファンドに支払われるべき金額を返済するには不十分な資金しか備えていないことがあります。

マネージャーは、信託証書の規定に従って集金口座を運用します。

### 投資リスクの管理体制

マネージャーは、資産運用を副投資マネージャーに委託しています。副投資マネージャーは、本ファンドに内在する投資リスク（流動性リスクを含む）を監視し、管理し、報告します。

マネージャーは、独自の内部統制を構築しており、投資リスクを監視するために自社開発のソフトウェアを利用しています。

副投資マネージャーは、自社開発のシステムに加えて、外部のリスク監視システムを利用しており、これは、銘柄分析やポートフォリオ運用から、取引執行、事務処理、リスク管理に至るまでの投資運用プロセス全体を支援することを目的としています。

## 1 本ファンドの投資対象及び投資制限

本ファンドの投資方針に記載される投資制限に加えて（本資料「2. 投資方針及び投資リスク」の「1. 投資方針と主な投資対象」をご参照ください）、本ファンドは、該当する場合、目論見書の付録Ⅲに記載される投資制限にも従います。2019年11月28日付のアーキタス・マルチマネージャー・グローバル・ファンズ・ユニットトラストの目論見書の付録Ⅲからの抜粋は、以下に記載されています。

当該ファンドの資産運用は本規制を遵守しなければなりません。本規制は以下を定めています。（以下に記載されている「加盟国」「非加盟国」は、それぞれ「EU加盟国」「EU非加盟国」を指します。）

1 許容される投資	
本ファンドの投資は以下に限定されます。	
1.1	加盟国もしくは非加盟国の証券取引所への正式な上場が認められているか、または加盟国もしくは非加盟国で規制され、定期的に運営され、認知され、公に開かれた市場で取引されている譲渡可能証券および短期金融商品。
1.2	新規発行の譲渡可能証券で1年以内に（上記のような）証券取引所への正式な上場またはその他の市場での上場が認められているもの。
1.3	規制市場で取引されているもの以外の中央銀行規則に従って定義される短期金融証券。
1.4	UCITSのユニット。
1.5	中央銀行のガイダンス「UCITSの他の投資ファンドへの許容可能な投資」に定められるAIFのユニット。
1.6	中央銀行規則で定められる信用機関への預金。
1.7	中央銀行規則に定められるFDI。
2 投資制限	
2.1	本ファンドは、第1項に記載されるもの以外の譲渡可能証券および短期金融証券には純資産総額の10%以内を投資することができます。
2.2	本ファンドは、1年以内に（第1.1項に記載される）証券取引所またはその他の市場での正式上場が認められている新規発行の譲渡可能証券に純資産総額の10%以内を投資することができます。この制限は、以下を条件として規則144Aとして知られている特定の米国証券へのファンドによる投資に関しては適用されません。 - 証券は、発行から1年以内に米国証券取引委員会に登録するという約束で発行されるものとします。  - 証券は流動性の低い証券ではなく、すなわち、本ファンドにより評価された価格またはそれに近似する価格で7日以内に本ファンドにより実現されるものとします。
2.3	本ファンドは、同一発行体が発行した譲渡可能証券または短期金融証券に純資産総額の10%以内を投資することができます。ただし、ファンドがそれぞれ5%を超えて投資した発行体で保有される譲渡可能証券と短期金融証券の総額は40%未満とします。
2.4	加盟国に登録事務所を有し、法律によって債券投資家保護のために特別公的監督の下にある金融機関が発行する債券の場合、（第2.3項の）10%制限は25%に引き上げられます。ファンドが、1発行体が発行したこれらの債券に純資産総額の5%を超えて投資する場合、これらの投資の総額は本ファンドの純資産総額の80%を超えてはなりません。この規定を利用するためには、中央銀行の事前の承認が要求されます。
2.5	譲渡可能証券または短期金融証券が加盟国もしくはその地方公共団体、または非加盟国もしくは1つ以上の加盟国が属する公的国際機関により発行されている、または保証されている場合には、（第2.3項の）10%制限は35%に引き上げられます。

2.6	第2.4項および第2.5項に記載される譲渡可能証券および短期金融証券は、第2.3項に記載される40%制限を適用する目的で考慮されないものとします。
2.7	付属的流動性として保有される中央銀行UCITS規制の規制7で指定される金融機関以外の単一金融機関への預金は、以下(a)または(b)を超えないものとします。 (a) ファンドのNAVの10% (b) 預金が受託会社に対して行われている場合、ファンドの純資産の20%
2.8	店頭デリバティブのカウンターパーティに対するファンドのリスクエクスポージャーは、純資産総額の5%を超えてはなりません。 欧州経済領域で認可された金融機関、1988年7月のバーゼル自己資本合意の批准国（欧州経済領域加盟国以外）内で認可された金融機関、またはジャージー島、ガーンジー島、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドで認可された金融機関の場合、この制限は10%に引き上げられます。
2.9	上記第2.3項、第2.7項および第2.8項にもかかわらず、同一発行体が発行した、行った、または引き受けた以下の2つ以上の組み合わせは、純資産総額の20%を超えてはなりません。 - 譲渡可能証券または短期金融商品への投資 - 預金 - 店頭デリバティブ取引から生じるカウンターパーティリスクのエクスポージャー
2.10	単一発行体に対するエクスポージャーが純資産総額の35%を超えないものとするために、上記第2.3項、第2.4項、第2.5項、第2.7項、第2.8項および第2.9項に記載される制限は合算することはできません。
2.11	第2.3項、第2.4項、第2.5項、第2.7項、第2.8項および第2.9項の目的において、グループ会社は単一発行体とみなされます。ただし、純資産価額の20%の制限は、同一グループ内の譲渡可能証券および短期金融市場商品への投資に適用することができます。
2.12	本ファンドは、加盟国、その地方公共団体、非加盟国または1つ以上の加盟国が属する公的国際機関により発行される、または保証されている異なる譲渡可能証券および短期金融証券に純資産総額の100%までを投資することができます。 個々の発行体は、目論見書に記載しなければならず、以下のリストから選択することができます。 OECD諸国政府（関連する銘柄は投資適格であることを条件とします）、中華人民共和国政府、ブラジル政府（銘柄は投資適格であることを条件とします）、インド政府（銘柄は投資適格であることを条件とします）、シンガポール政府、欧州投資銀行、欧州復興開発銀行、国際金融公社、国際通貨基金、欧州原子力共同体（Euratom）、アジア開発銀行、欧州中央銀行、欧州評議会、ヨーロッパ鉄道連合（Eurofima）、アフリカ開発銀行、国際復興開発銀行（世界銀行）、米州開発銀行、欧州連合、連邦住宅抵当公庫（ファニーメイ）、連邦住宅抵当貸付公社（フレディマック）、米国政府抵当金庫（ジニーメイ）、連邦奨学金融資金庫（サリーメイ）、連邦住宅貸付銀行、連邦農業信用銀行、テネシー川流域開発公社、Straight-A Funding LLC。 本ファンドは、異なる6銘柄以上の証券を保有しなければならず、1銘柄の証券は純資産総額の30%を超えてはなりません。
3	集団投資スキームへの投資
3.1	ファンドは1集団投資スキーム（CIS）に対して純資産総額の20%を超えて投資することはできません。
3.2	AIFへの投資は合計で本ファンドの純資産総額の30%を超えてはなりません。
3.3	ファンドが投資するCIS自体は、他のオープンエンド型CISに純資産総額の10%を超えて投資することはできません。
3.4	ファンドが、マネージャー、または共通の管理もしくは支配により、または直接もしくは間接の大量保有により、マネージャーと連携している他の会社により直接または委託により管理される他のCISのユニットに投資する場合、マネージャーまたは他の会社は、本ファンドによるかかる他のCISのユニットへの投資の理由で、申込手数料、為替手数料、または解約手数料を課さないものとします。

3.5	委託手数料（委託手数料の割戻しを含む）が別のCISのユニットへの投資の理由で副投資マネージャーまたは投資顧問により受領される場合、この委託手数料は本ファンドの財産に払い込まれなければなりません。
4	インデックストラッキングUCITS
4.1	本ファンドの投資方針が中央銀行規則により指定され、中央銀行により認められた基準を満たすインデックスに追随することである場合、ファンドは、同一発行体が発行した株式および／または債券に純資産総額の20%までを投資することができます。
4.2	例外的な市況により正当化された場合、第4.1項の制限は35%に引き上げられ、単一発行体に適用されます。
5	一般規定
5.1	信託は、発行体の経営に対して重要な影響力を行使できる議決権を持つ株式を取得することはできません。
5.2	<p>ファンドは以下を取得することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 単一発行体の無議決権株式の10%以内</li> <li>(ii) 単一発行体の債券の10%以内</li> <li>(iii) 単一CISのユニットの25%以内</li> <li>(iv) 単一発行体の短期金融証券の10%以内</li> </ul> <p>注：取得時に、債券もしくは短期金融証券の総額、または発行済み証券の純額が算定できない場合、上記（ii）、（iii）および（iv）に定められる制限は取得時に無視することができます。</p>
5.3	<p>第5.1項および第5.2項は以下には適用されないものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 加盟国またはその地方公共団体により発行されるかまたは保証されている譲渡可能証券および短期金融証券</li> <li>(ii) 非加盟国により発行されるかまたは保証されている譲渡可能証券および短期金融証券</li> <li>(iii) 1つ以上の加盟国が属する公的国際機関により発行される譲渡可能証券および短期金融証券</li> <li>(iv) 非加盟国の法律の下で、保有が本ファンドが非加盟国の発行体の証券に投資できる唯一の方法になる場合、主に非加盟国に登録事務所を有する発行体の証券に資産を投資する非加盟国で設立された会社の出資でファンドにより保有される株式。この権利放棄は、投資方針において、非加盟国の会社が第2.3項から第2.11項まで、第3.1項、第3.2項、第5.1項、第5.2項、第5.4項、第5.5項および第5.6項に定められる制限を遵守している場合に限り、また、これらの制限が超過した場合、下記第5.5項および第5.6項が遵守されていることを条件として適用されます。</li> <li>(v) 排他的に投資家に代わって、投資家の要請によりユニットの買戻しに関して子会社が所在する国で管理業務、顧問業務またはマーケティング業務のみを行っている子会社の出資で信託により保有されている株式</li> </ul>
5.4	それぞれの資産の一部を構成する譲渡可能証券または短期金融証券に付随する新株引受権を行使する場合、ファンドは本書の投資制限を遵守する必要はありません。
5.5	中央銀行は、新規認可ファンドに対し、リスク分散の原則を遵守することを条件として、認可日後6ヵ月間、第2.3項から第2.12項まで、第3.1項、第3.2項、第4.1項および第4.2項の規定からの適用除外を認めることができます。
5.6	本書に定められる制限がファンドの支配の及ばない理由でまたは新株引受権の行使の結果として超過した場合、本ファンドは、売却取引の優先目的として、投資家の利益を十分に考慮し、その事態の改善策を採用しなければなりません。
5.7	<p>信託は以下の空売りを実行することはできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 譲渡可能証券</li> <li>- 短期金融証券*</li> <li>- CISのユニットまたは</li> <li>- FDI</li> </ul> <p>*信託による短期金融証券の空売りは禁止されています。</p>
5.8	ファンドは不随的流動資産を保有することができます。

<b>6</b>	金融デリバティブ商品（「FDI」）
<b>6.1</b>	ファンドのFDIに関するグローバル・エクスポージャーは純資産総額を超えてはなりません。
<b>6.2</b>	FDI（譲渡可能証券または短期金融証券への組み込みFDIを含む）の対象資産のポジションエクスポージャーは、関連する場合において、直接投資から生じたポジションと組み合わせた場合、中央銀行UCITS規制/ガイダンスに定められる投資制限を超過してはなりません。（インデックス型FDIの場合、対象インデックスが中央銀行UCITS規制に定められる基準を満たすインデックスであることを条件として、この規定は適用されません。）
<b>6.3</b>	ファンドは、以下を条件として店頭（OTC）で取引されるFDIに投資することができます。 - 店頭取引（OTC）のカウンターパーティは、プルデンシャル監督の対象であり、中央銀行により承認されたカテゴリーに属する機関とします。
<b>6.4</b>	FDIへの投資は中央銀行により定められた条件および制限に従います。

### 借入れ制限

中央銀行規則は、本ファンドに関して、信託が以下を行うことを定めています。

(a) 借入れを行うことはできません（この借入れが一時的なものであることを条件として、合計で本ファンドの純資産総額の10%を超えない借入れ以外）。借入れは本ファンドの資産に関して保証することができます。借入金残高の比率を算定する場合、貸方残高（例えば、現金）は借入金と相殺することはできません。

(b) バックツーバックローンにより外貨を取得することができます。以下のように預金を相殺することを条件として、この方法で取得した外貨は (a) の借入れ制限の目的で借入金には分類されません。(i) 本ファンドの基準通貨建てにすること、および (ii) 外貨建て借入金残高の価額と同等かまたはこれを上回ること。ただし、外貨建て借入金バックツーバック預金の価額を超過する場合、超過額は上記 (a) の目的で借入れとみなされます。

## 4. 運用状況

### 1 投資状況

(2022年12月31日現在)

資産の種類	国	時価 (円)	投資比率
普通株式	アメリカ合衆国	95,642,688,766	47.46%
普通株式	フランス	16,540,348,028	8.21%
普通株式	英国	10,635,592,863	5.28%
普通株式	デンマーク	6,497,851,331	3.22%
普通株式	スイス	8,250,304,100	4.09%
普通株式	カナダ	7,597,381,054	3.77%
普通株式	日本	6,435,077,990	3.19%
普通株式	オランダ	6,232,352,073	3.09%
普通株式	台湾	4,508,925,398	2.24%
普通株式	香港	3,917,990,881	1.94%
普通株式	インド	2,734,392,536	1.36%
普通株式	ドイツ	2,380,350,954	1.18%
普通株式	ブラジル	2,221,328,158	1.10%
普通株式	ノルウェー	1,788,323,169	0.89%
普通株式	スウェーデン	1,462,260,239	0.73%
普通株式	スペイン	1,310,171,804	0.65%
普通株式	シンガポール	1,074,716,301	0.53%
普通株式	中国	1,463,824,182	0.73%
普通株式	アイルランド	1,015,279,961	0.50%
普通株式	バーミューダ	918,246,168	0.46%
普通株式	メキシコ	840,429,724	0.42%
普通株式	南アフリカ	626,233,006	0.31%
普通株式	イタリア	567,648,202	0.28%
普通株式	ベルギー	555,698,529	0.28%
普通株式	大韓民国	603,071,472	0.30%
普通株式	イスラエル	532,725,423	0.26%
普通株式	オーストラリア	481,389,959	0.24%
普通株式	マカオ	339,800,491	0.17%
普通株式	ジャージー	476,770,634	0.24%
普通株式	ウルグアイ	473,349,437	0.23%
普通株式	チリ	425,860,345	0.21%
普通株式	ルクセンブルク	211,057,104	0.10%
現金	アメリカ合衆国	12,750,743,534	6.33%
合計		201,512,183,816	100.00%

## 2 投資資産

(2022年12月31日現在)

上位30銘柄							
	銘柄名	種類	国	業種	数量	時価 (円)	投資比率
1	MICROSOFT CORP	普通 株式	アメリカ合衆 国	情報技術	247,568	7,833,807,050	3.89%
2	NOVO NORDISK A/S B	普通 株式	デンマーク	ヘルスケア	269,540	4,787,625,898	2.38%
3	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	普通 株式	台湾	情報技術	2,222,000	4,278,181,023	2.12%
4	TESLA INC	普通 株式	アメリカ合衆 国	一般消費財・サービス	190,937	3,103,296,403	1.54%
5	ELI LILLY + CO	普通 株式	アメリカ合衆 国	ヘルスケア	62,746	3,028,797,214	1.50%
6	ASTRAZENECA PLC	普通 株式	英国	ヘルスケア	167,949	2,990,305,079	1.48%
7	AIA GROUP LTD	普通 株式	香港	金融	2,020,200	2,964,400,690	1.47%
8	NESTLE SA REG	普通 株式	スイス	生活必需品	186,222	2,845,377,651	1.41%
9	BROADCOM INC	普通 株式	アメリカ合衆 国	情報技術	35,377	2,609,917,384	1.30%
10	ASML HOLDING NV	普通 株式	オランダ	情報技術	35,594	2,525,188,820	1.25%
11	JPMORGAN CHASE + CO	普通 株式	アメリカ合衆 国	金融	139,972	2,476,640,152	1.23%
12	META PLATFORMS INC CLASS A	普通 株式	アメリカ合衆 国	コミュニケーション・ サービス	152,795	2,426,119,082	1.20%
13	LVHM MOET HENNESSY LOUIS VUI	普通 株式	フランス	一般消費財・サービス	24,767	2,371,250,000	1.18%
14	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	普通 株式	アメリカ合衆 国	ヘルスケア	29,058	2,111,377,423	1.05%
15	CATERPILLAR INC	普通 株式	アメリカ合衆 国	工業	65,987	2,085,766,329	1.04%
16	NETFLIX INC	普通 株式	アメリカ合衆 国	コミュニケーション・ サービス	46,985	1,828,089,746	0.91%
17	REGENERON PHARMACEUTICALS	普通 株式	アメリカ合衆 国	ヘルスケア	18,871	1,796,462,659	0.89%
18	DSV A/S	普通 株式	デンマーク	工業	83,575	1,735,318,379	0.86%
19	CHUBB LTD	普通 株式	スイス	金融	57,598	1,676,508,946	0.83%
20	RELIANCE INDS SPONS GDR 144A	普通 株式	インド	エネルギー	203,134	1,648,354,811	0.82%
21	ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	普通 株式	アメリカ合衆 国	ヘルスケア	51,205	1,605,621,418	0.80%
22	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	普通 株式	アメリカ合衆 国	生活必需品	118,497	1,582,427,217	0.79%
23	CARRIER GLOBAL CORP	普通 株式	アメリカ合衆 国	工業	289,525	1,575,806,860	0.78%
24	ZOETIS INC	普通 株式	アメリカ合衆 国	ヘルスケア	81,023	1,566,704,555	0.78%
25	AIRBUS SE	普通 株式	フランス	工業	99,797	1,560,190,423	0.77%
26	BOOKING HOLDINGS INC	普通 株式	アメリカ合衆 国	一般消費財・サービス	5,798	1,541,723,774	0.77%
27	HOME DEPOT INC	普通 株式	アメリカ合衆 国	一般消費財・サービス	36,492	1,520,846,074	0.75%
28	VALE SA SP ADR	普通 株式	ブラジル	マテリアル	672,906	1,506,708,390	0.75%
29	TOTALENERGIES SE	普通 株式	フランス	エネルギー	181,085	1,495,579,117	0.74%
30	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	普通 株式	カナダ	ヘルスケア	38,819	1,479,123,439	0.73%



## (2) 投資不動産物件

該当事項はありません。

## (3) その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

# 3 運用実績

(2022年12月31日現在)

## (1) 純資産の推移

	純資産総額 (円)	1口当たりの純資産額
第1期計算期間末 2022年9月末	182,320,352,899	8,770.79
2021年12月末	143,880,695,344	10,181.91
2022年1月末	137,848,748,386	9,359.25
2月末	137,528,882,023	8,936.78
3月末	157,145,238,643	9,687.67
4月末	160,757,781,665	9,518.42
5月末	160,488,404,737	9,090.33
6月末	160,784,371,545	8,730.76
7月末	178,684,940,891	9,278.39
8月末	184,485,672,656	9,199.56
9月末	182,320,352,899	8,770.79
10月末	202,808,826,125	9,357.36
11月末	215,219,155,358	9,562.08
12月末	201,512,183,816	8,632.68

## (2) 分配の推移

アクサ・キャピタル・グローバル・エクイティ・ファンドのユニットに配当を宣言することは想定していません(ただし、マネージャーには配当を支払う方針を実施する裁量があります)。その結果、収入およびその他の利益は、累積され、再投資されます。

(3) 収益率の推移

計算期間	収益率
	クラス I
第 1 期計算期間	-12.29%

II 財務ハイライト情報

1. 財務諸表

(1) 損益計算書および純資産変動計算書（自2021年10月27日至2022年9月30日）

(単位：円)

所得

配当収入	2,102,421,326
銀行利子	11,436,610
その他の収益・収入	674,788
損益を通じて公正価値で測定される金融商品の実現（損失）/利益	(5,975,639,182)
損益を通じて公正価値で測定される金融商品の未実現（損失）の純変動	(14,983,809,266)

総投資収益

(18,844,915,724)

経費

マネージャー手数料	(1,125,592,183)
監査料	(1,663,640)
管理費	(21,853,886)
預託手数料	(44,058,366)
振込手数料	(757,257)
その他の費用	(4,616,232)

総経費、全費用、経費全体

(1,198,541,564)

純額（費用）/収入

(1,198,541,564)

財務コスト

支払利息	(348,497)
------	-----------

(損失) / 源泉税控除前の会計年度の利益

(20,043,805,785)

源泉徴収税

(338,735,249)

営業純資産の（減少）・増加

(20,382,541,034)

**(2) 資産・負債計算書 (2022年9月30日現在)**

(単位：円)

**資産**

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産：

公正価値で測定される投資

168,668,071,342

銀行預金

13,721,909,513

未収配当金

207,416,530

投資売却未収金

470,259,994

その他の債権

10,138,199

**資産合計**

---

**183,077,795,578**

---

**負債****負債：1年以内に期限が到来する金額**

投資購入未払金

(454,713,595)

未払管理会社報酬

(243,833,366)

未払受託報酬

(8,645,256)

未払管理事務代行報酬

(4,673,194)

未払名義書換代行報酬

(151,867)

未払監査報酬

(1,663,640)

未払源泉徴収税

(34,798,375)

未払利息

(829,222)

その他の負債

(8,134,164)

**負債合計**

---

**(757,442,679)**

---

**純資産**

---

**182,320,352,899**

---



**特別勘定の名称：新興国株式型**

# I 投資信託(ファンド)の状況

## 1. 投資信託(ファンド)の性格

### 1 名称

エマージング株式インデックス・ファンド<適格機関投資家限定>

※以下、上記のファンドを「当ファンド」という場合があります。

### 2 目的及び基本的性格

当ファンドは、新興国の取引所上場株式(これに準ずるものを含みます。)を主要投資対象とするマザーファンドに主として投資することにより、中長期的な観点から、新興国の株式市場(MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円ベース))の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行う事を基本とします。

※当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資家(受益者)からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金の全部または一部をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

※一般社団法人投資信託協会が公募投資信託について定める「商品分類に関する指針」に基づいて分類した場合、当ファンドは、「追加型投信/海外/株式/インデックス型」に該当します。

追加型投信… 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外…………… 投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載のあるものをいいます。

株式…………… 投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載のあるものをいいます。

インデックス型… 投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

※当ファンドの信託金の上限は 2,000 億円とします。

※当ファンドの信託期間は(原則として)無期限です。ただし、信託元本が 20 億円を下回ることとなった場合または下回ることが明らかとなった場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

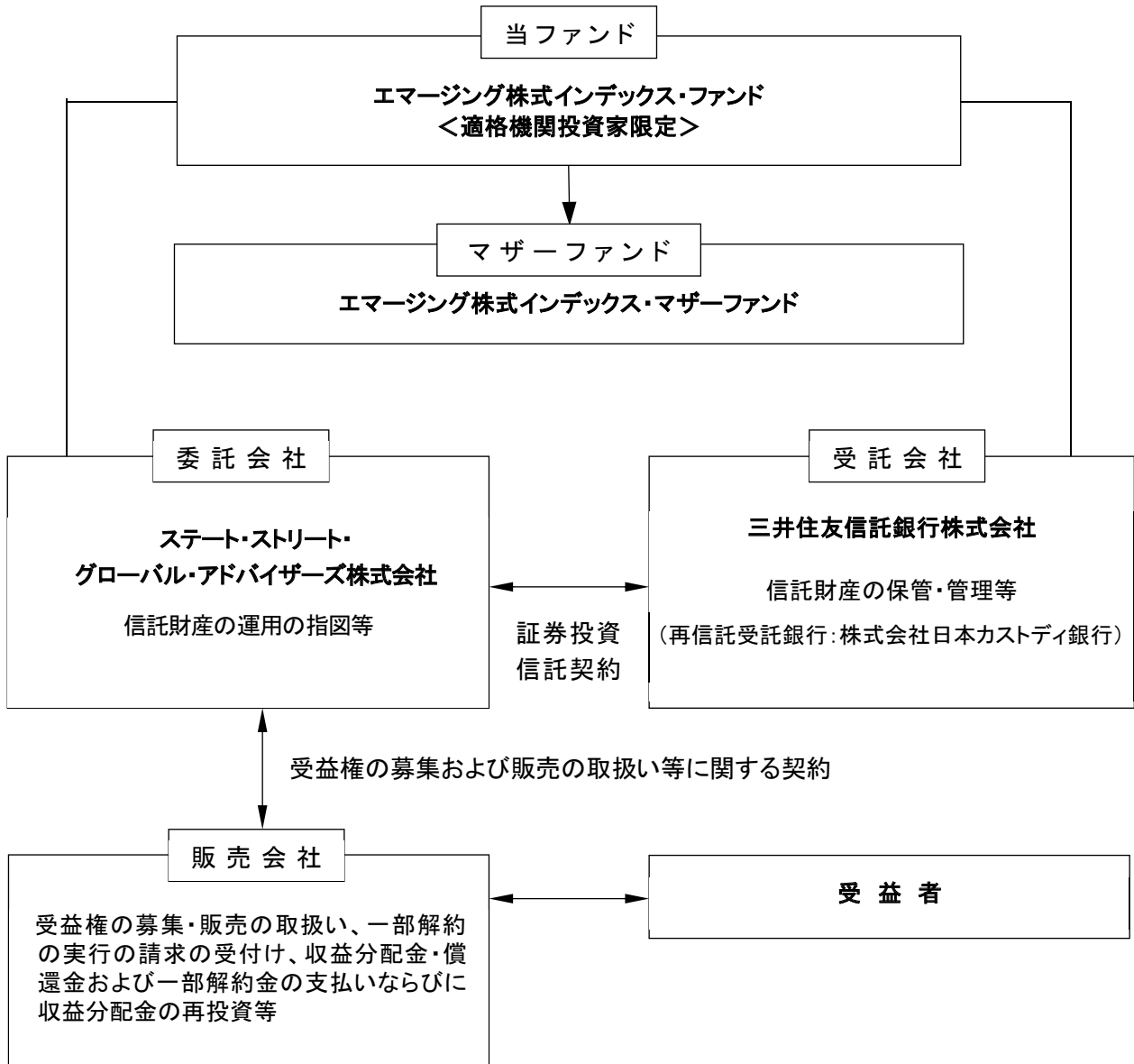
※MSCI エマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国の株式の総合投資収益を各市場の時価総額比率で加重平均し、指数化したものです。「MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円ベース)」に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

### 3 特色

当ファンドは、エマージング株式インデックス・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、実質的に新興国の取引所上場株式(これに準ずるものを含みます。)に投資を行います。

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、中長期的に新興国の株式市場(MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円ベース))の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行う事を基本とします。

#### 4 仕組み



※上記の運用の仕組みは、2022年12月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2. 投資方針及び投資リスク

### 1 投資方針と主な投資対象

当ファンドは、新興国の取引所上場株式(これに準ずるものを含みます。)を主要投資対象とするエマージング株式インデックス・マザーファンド受益証券に主として投資することにより、中長期的な観点から、新興国の株式市場(MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円ベース))の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行う事を基本とします。

#### (1)投資方針

##### ①運用方針

当ファンドは、エマージング株式インデックス・マザーファンド受益証券(以下「マザーファンド受益証券」という場合があります。)への投資を通じて、中長期的な観点から、新興国の株式市場(MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円ベース))の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行う事を基本とします。

##### ②投資態度

- A. MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円ベース)に連動した投資成果を目指して運用を行います。
- B. マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- C. 外貨建資産およびマザーファンド受益証券組入れに伴う実質的な組入外貨建資産については、ベンチマークとの連動性を維持することを目的とする場合を除き、原則として為替ヘッジを行いません。
- D. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるもの)に限ります。以下同じ。)を行うことができます。
- E. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。
- F. 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。
- G. 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

#### (2)投資対象

当ファンドは、エマージング株式インデックス・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用を直接行うことがあります。

※投資対象の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

#### 【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

##### エマージング株式インデックス・マザーファンド

- ① MSCI エマージング・マーケット・インデックスの構成国の株式(これに準ずるものを含みます。)を主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円ベース)に連動した投資成果をめざして運用を行います。
- ② 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。
- ③ 外貨建資産については、ベンチマークとの連動性を維持することを目的とする場合を除き、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスク(為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいう。)を減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるもの)に限ります。)を行うことができます。
- ⑤ 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。
- ⑥ 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。



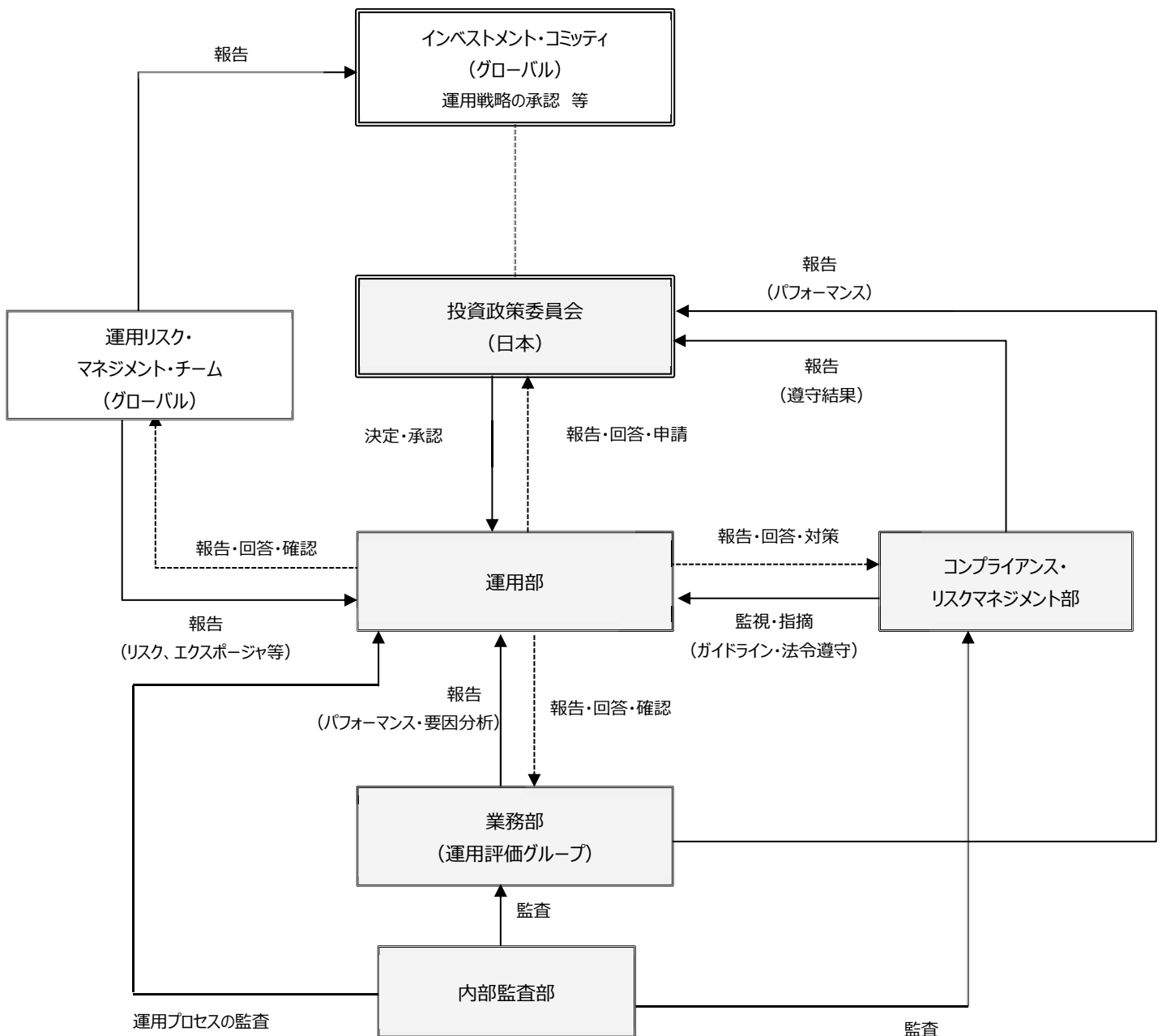
## 2 運用体制

運用部の各ファンド担当者がそのポートフォリオの管理・運用を行っています。運用モデル／プロセスは基本的に、ボストン本社を中心とした各運用戦略グループ全体で共通のものを使用し、またモデルの改善、運用パフォーマンス、市場環境に関する情報などについて海外運用拠点と十分なコミュニケーションをとることによって、質の高い運用サービスの提供を目指しています。

ファンド担当者は、いずれも国内外の有価証券市場に精通した経験豊富な投資運用の専門家であり、資産クラス・運用戦略ごとの運用チームに配置されています。また、チーム・アプローチによって運用を行うため、特定の担当者に依存することのない安定した運用体制となっています。

運用の報告は、投資政策委員会に対してなされます。当委員会は、チーフ・インベストメント・オフィサー、各運用戦略責任者、業務部責任者、コンプライアンス責任者等により構成されています。投資政策委員会においては、各ファンドのパフォーマンス、ガイドラインに対する適合性、同一戦略のファンド間でのパフォーマンスの乖離状況等の報告を受けます。

(運用体制図)



※上記の運用体制は、2022年12月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

### 3 主な投資制限

当ファンドの法令および投資信託約款に基づく主な投資制限は以下のとおりです。

- ① マザーファンド受益証券の投資割合には制限を設けません。
- ② 株式の実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。
- ④ 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ デリバティブ取引は、約款に定める範囲で行います。

※投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

#### 【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

##### エマージング株式インデックス・マザーファンド

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ デリバティブ取引は、約款に定める範囲で行います。

### 4 投資リスクについて

当ファンドは、マザーファンドを通じて主に新興国の取引所上場株式(これに準ずるものを含みます。)に分散投資を行います。主として以下に掲げる要因等により基準価額が大きく変動する場合がありますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

#### ① 株価変動リスク

当ファンドは、新興国の取引所上場株式(これに準ずるものを含みます。)を実質的な主要投資対象としていることから、株式の投資に係る価格変動リスクを伴います。一般に、株式の価格は、個々の企業の活動および業績、経営方針、ならびに法令順守の状況等に反応して変動するほか、投資対象国の経済情勢および景気見通し、ならびに金利変動、為替相場およびそれらの見通し等にも反応して変動します。従って、マザーファンドに組み入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落する可能性があります。

#### ② 信用リスク

当ファンドは、新興国の取引所上場株式(これに準ずるものを含みます。)を実質的な主要投資対象としていることから、新興国の取引所上場株式等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。また、金融商品取引の相手方や受託者の決済不履行または債務不履行等により損失を被ることがあります。

#### ③ 為替変動リスク

当ファンドの実質的な主要投資対象である新興国の取引所上場株式(これに準ずるものを含みます。)は外貨建資産であるため、当ファンドの基準価額は為替変動の影響を受けます。一般に、主な為替相場の変動要因としては、金利変動、中央銀行等による政策金利の変更または為替介入、政治的要因等があります。

#### ④ 流動性リスク

投資対象となる有価証券の市場規模や取引量が少ない状況や解約資金を手当てするために実質的に保有する有価証券を大量に売却しなければならない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは価格の高低にかかわらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

また、解約資金の手当てが間に合わず、売却した有価証券等の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入を行うことにより解約金の支払いに対応する場合があります。その場合の借入金利は当ファンドが負担することになります。

#### ⑤ 投資対象国への投資リスク

当ファンドが実質的に保有する有価証券の発行国(投資対象国)における政治不安や社会不安、あるいは他国との外交関係の悪化などの要因により、投資成果に大きく影響することがあります。また、投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送回国規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の有価証券への投資に悪影響が及ぶ可能性があります。

#### ⑥ デリバティブ取引のリスク

先物・スワップ取引等のデリバティブ取引を用いた投資手法は運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による当ファンドおよびマザーファンドへの影響を低減するために用いられますが、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、また用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

#### ⑦ パッシブ運用のリスク

当ファンドはパッシブ運用を採用しています。パッシブ運用とは、ベンチマーク(参考指数)とするインデックスと連動する投資成果を目指す運用手法であり、ファンド・マネージャーが経済情勢、市場分析等に基づき個別銘柄の売買を行うことによりインデックスを上回る投資成果を目指すアクティブ運用とは異なります。

当ファンドは、投資成果をインデックスにできるだけ連動させるため、原則としてポートフォリオにおける時価構成をインデックスにおける銘柄別時価構成比に近づけるように投資対象銘柄の売買を行います。ただし、インデックス採用銘柄の変更や資本異動等によりポートフォリオの調整が行われる場合等、個別銘柄の売買等にあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があるため、基準価額の変動率がインデックスの変動率に一致せず、ファンドの投資成果がインデックスの投資成果に連動しない場合があります。また、インデックス採用銘柄の売買停止等の理由により当該銘柄に投資できない場合、インデックスの投資成果に連動させるため、インデックス採用銘柄以外の銘柄に投資する場合があります。

#### ⑧ ファミリーファンド方式のリスク

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のファンド(ベビーファンド)に追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合等には、その売買による組入る有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあり、これにより、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

※市場動向や投資対象国の政治、経済、社会情勢等によっては、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

※投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。

上記の投資リスク管理の体制は以下の通りです。

#### ① 運用プロセスにおけるリスク管理

運用部のポートフォリオ・マネージャーは顧客ガイドラインに加え、より詳細な内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行います。

#### ② 運用プロセス外におけるリスク管理

##### ・ コンプライアンス・チェック

コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全運用口座におけるガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しております。また、投資政策委員会にて投資行動やパフォーマンスに関する運用部の報告内容を確認するとともに、毎月末のガイドライン遵守状況等を報告します。

##### ・ パフォーマンス評価

業務部がファンドリターンとベンチマークリターンの乖離状況のモニタリング・分析、パフォーマンス分析等の算出を行い、月次で開催される投資政策委員会に報告を行います。投資政策委員会では、運用担当チーム自らの分析とパフォーマンス・アナリストによる検証をあわせて、運用成果に関する最終的な評価を行います。

※上記のリスク管理体制は、2022年12月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

### 3. その他詳細情報

#### 1 エマージング株式インデックス・ファンド<適格機関投資家限定>の投資対象

(1) 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

①次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。以下同じ。)
- c. 金銭債権
- d. 約束手形

②次に掲げる特定資産以外の資産

- a. 為替手形

(2) ①委託者は、信託金を、主としてステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された「エマージング株式インデックス・マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券(以下「マザーファンド受益証券」といいます。))および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。))に投資することを指図します。

- a. 株券または新株引受権証券
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- f. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- i. 特定目的会社に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- j. コマーシャル・ペーパー
- k. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
- l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号までの証券または証書の性質を有するもの
- m. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。)
- n. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- o. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- p. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- q. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- r. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
- s. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

t. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

u. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

v. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第a号の証券または証書、第l号および第q号の証券または証書のうち第a号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第b号から第f号までの証券ならびに第l号および第q号の証券または証書のうち第b号から第f号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第m号の証券および第n号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を、上記①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形

③上記①の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記②に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④先物取引等の運用指図

- a. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。))および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。))ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
- b. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑤スワップ取引の運用指図

- a. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。))を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないも

- のとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。
- d. 上記cにおいて、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち当該信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- e. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- f. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑥金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図
- a. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑦有価証券の貸付の指図および範囲
- a. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を貸付けることの指図をすることができます。
- b. 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- ⑧公社債の空売りの指図範囲
- a. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 前項の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- ⑨公社債の借入れ
- a. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 第a項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。
- ⑩特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ⑪外国為替予約取引の指図および範囲
- a. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 前項の予約取引の指図は、原則として信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するための当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- d. 第a項および第b項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価相当額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

## 2 エマージング株式インデックス・ファンド〈適格機関投資家限定〉の投資制限

- ① マザーファンド受益証券の投資割合には制限を設けません。
- ② 株式の実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。
- ④ 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 投資する株式等の範囲  
委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、または取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの(上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものを含みます。)とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- ⑥ 信用取引の指図範囲
  - a. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行うものとします。
  - b. 前項の信用取引の指図にあたっては、当該売り付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
  - c. 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
  - d. 第b項においてマザーファンドの信託財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売り付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
  - e. 委託者は、第a項の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

※上記は、2022年12月31日現在における投資信託約款から抜粋し、編集したものです。投資信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

## 4. 運用状況

### 1 投資状況(2022年12月31日現在)

#### エマージング株式インデックス・ファンド<適格機関投資家限定>

2022年12月31日現在

種類	国/地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	11,798,670,974	100.01
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		△1,508,698	△0.01
純資産総額		11,797,162,276	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### 【参考情報】マザーファンドの投資状況(2022年12月31日現在)

#### エマージング株式インデックス・マザーファンド

2022年12月31日現在

種類	国/地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	中国	4,663,813,988	30.26
	インド	2,102,324,561	13.64
	台湾	1,990,641,617	12.92
	韓国	1,642,614,898	10.66
	ブラジル	760,509,316	4.93
	サウジアラビア	594,102,964	3.86
	南アフリカ	531,393,297	3.45
	メキシコ	333,096,305	2.16
	タイ	322,738,361	2.09
	インドネシア	273,959,834	1.78
	マレーシア	225,850,239	1.47
	アラブ首長国連邦	197,359,976	1.28
	カタール	141,069,174	0.92
	クウェート	137,054,433	0.89
	ポーランド	107,825,796	0.70
	フィリピン	105,121,887	0.68
	トルコ	94,656,815	0.61
	チリ	78,022,409	0.51
	ギリシャ	45,434,662	0.29
	ペルー	37,200,394	0.24
	ハンガリー	27,721,574	0.18
	チェコ	22,906,112	0.15
	コロンビア	16,203,457	0.11
エジプト	10,551,121	0.07	
ロシア	0	0.00	
小計		14,462,173,190	93.85
投資証券	メキシコ	7,296,599	0.05
	南アフリカ	6,918,648	0.04
	小計	14,215,247	0.09
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		934,437,864	6.06
純資産総額		15,410,826,301	100.00

(注1)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2)ロシア・ウクライナ情勢によりロシア株式の取引が事実上困難な状態であり、妥当性のある時価の取得が出来ない状況が続いていることから、2022年12月31日現在の保有ロシア株式においては評価をゼロとしています。

## 2 投資資産(2022年12月31日現在)

### エマージング株式インデックス・ファンド<適格機関投資家限定>

#### (1) 投資有価証券の主要銘柄

##### 全銘柄

2022年12月31日現在

順位	国/地域名	種類	銘柄名	業種	数量 (口)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資 信託受 益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	—	3,755,983,502	3.2546	12,224,305,019	3.1413	11,798,670,974	100.01

(注1) 投資有価証券は1銘柄です。

(注2) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### 種類別及び業種別投資比率

2022年12月31日現在

種類	業種	投資比率(%)
親投資信託受益証券	—	100.01
合計		100.01

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### (2) 投資不動産物件

該当する事項はありません。

#### (3) その他投資資産の主要なもの

該当する事項はありません。

### 【参考情報】マザーファンドの投資資産(2022年12月31日現在)

#### エマージング株式インデックス・マザーファンド

#### (1) 投資有価証券の主要銘柄

##### 評価額上位30銘柄

2022年12月31日現在

順位	国/地域名	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	424,086	1,923.24	815,621,752	1,924.80	816,281,666	5.30
2	中国	株式	TENCENT HOLDINGS LIMITED	メディア・娯楽	107,740	4,441.39	478,515,921	5,705.10	614,667,905	3.99
3	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	82,724	6,531.06	540,275,947	5,834.15	482,624,225	3.13
4	中国	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	小売	255,400	1,209.27	308,847,813	1,456.06	371,877,979	2.41
5	中国	株式	MEITUAN-CLASS B	小売	75,900	2,665.11	202,282,240	3,128.27	237,436,148	1.54
6	インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	エネルギー	52,557	4,219.58	221,768,568	4,094.71	215,205,831	1.40
7	インド	株式	INFOSYS LIMITED	ソフトウェア・サービス	58,236	2,553.80	148,723,507	2,443.25	142,285,427	0.92
8	中国	株式	JD.COM INC - CL A	小売	37,142	3,420.97	127,061,992	3,710.35	137,810,191	0.89
9	中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	1,636,764	77.61	127,031,219	83.05	135,945,690	0.88
10	インド	株式	ICICI BANK LIMITED	銀行	89,093	1,442.86	128,549,047	1,461.96	130,250,447	0.85
11	インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	各種金融	29,978	4,286.33	128,495,693	4,307.39	129,127,057	0.84



順位	国/地域名	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
12	ブラジル	株式	VALE SA-SP ADR	素材	48,550	2,084.71	101,213,011	2,239.97	108,750,835	0.71
13	中国	株式	PINDUODUO INC-ADR	小売	8,700	8,702.65	75,713,080	10,935.80	95,141,521	0.62
14	中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	109,406	713.13	78,021,576	862.91	94,407,969	0.61
15	台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	テクノロジー・ハード ウェアおよび機器	215,807	437.89	94,499,729	430.27	92,856,420	0.60
16	サウジア ラビア	株式	AL RAJHI BANK	銀行	34,222	2,967.42	101,551,113	2,659.82	91,024,497	0.59
17	南アフリ カ	株式	NASPERS LTD-N SHS	小売	3,853	18,470.73	71,167,761	22,326.09	86,022,463	0.56
18	インド	株式	TATA CONSULTANCY SVS LTD	ソフトウェア・サービ ス	15,919	5,373.83	85,546,039	5,262.68	83,776,722	0.54
19	韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造 装置	9,477	9,566.50	90,661,785	7,912.50	74,986,763	0.49
20	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS- PFD	テクノロジー・ハード ウェアおよび機器	14,007	5,981.85	83,787,773	5,327.74	74,625,794	0.48
21	台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造 装置	26,159	3,008.04	78,687,394	2,714.57	71,010,575	0.46
22	インドネ シア	株式	BANK CENTRAL ASIA PT	銀行	966,755	74.62	72,143,045	72.88	70,464,355	0.46
23	中国	株式	BAIDU INC-CLASS A	メディア・娯楽	37,600	1,509.67	56,763,742	1,872.20	70,394,720	0.46
24	中国	株式	NETEASE INC	メディア・娯楽	35,400	1,763.27	62,419,828	1,894.32	67,059,140	0.44
25	サウジア ラビア	株式	THE SAUDI NATIONAL BANK	銀行	37,113	1,938.27	71,935,237	1,786.18	66,290,684	0.43
26	中国	株式	BANK OF CHINA LTD - H	銀行	1,365,752	45.10	61,599,512	48.33	66,016,081	0.43
27	中国	株式	IND & COMM BK OF CHINA - H	銀行	948,719	62.80	59,583,158	68.25	64,750,261	0.42
28	中国	株式	WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	医薬品・バイオテク ノロジー・ライフサイ エンス	62,500	877.02	54,813,845	1,013.54	63,346,312	0.41
29	クウェー ト	株式	NATIONAL BANK OF KUWAIT	銀行	126,179	490.67	61,913,288	468.25	59,083,424	0.38
30	韓国	株式	SAMSUNG SDI CO LTD	テクノロジー・ハード ウェアおよび機器	945	80,074.50	75,670,403	62,350.50	58,921,223	0.38

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 2022年12月30日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

## 種類別及び業種別投資比率

2022年12月31日現在

種類	業種	投資比率(%)
株式	銀行	15.01
	素材	8.30
	半導体・半導体製造装置	7.68
	小売	7.48
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.33
	メディア・娯楽	6.48
	エネルギー	4.58
	食品・飲料・タバコ	3.89
	資本財	3.71
	各種金融	3.16
	自動車・自動車部品	2.95
	電気通信サービス	2.86
	公益事業	2.85
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.78
	保険	2.57
	ソフトウェア・サービス	2.45
	運輸	1.94
	不動産	1.71
	耐久消費財・アパレル	1.49
	消費者サービス	1.37
	食品・生活必需品小売り	1.33
	ヘルスケア機器・サービス	1.01
	家庭用品・パーソナル用品	0.86
商業・専門サービス	0.06	
	小計	93.85
投資証券	—	0.09
	合計	93.94

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 2022年12月30日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

### (2) 投資不動産物件

該当する事項はありません。

### (3) その他投資資産の主要なもの

2022年12月31日現在

資産の種類	資産の名称	取引所	買建 ／ 売建	通貨	数量	簿価金額 (現地通貨)	評価金額 (現地通貨)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数 先物取引	MINI MSCI NY	ニューヨーク先物取引 所	買建	アメリカ・ドル	144	7,015,515.47	7,017,840.00	931,267,365	6.04

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する当該取引の評価金額(2022年12月30日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています)の比率です。

(注2) 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しています。

(注3) 先物取引の評価においては、原則として主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。

### 3 運用実績(2022年12月31日現在)

#### エマージング株式インデックス・ファンド<適格機関投資家限定>

##### (1) 純資産の推移

2022年12月31日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

項目		純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
計算期間	月末				
第1期	(2010年11月15日)	分配付:	5,103,175,713	分配付:	1.1317
		分配落:	5,012,992,725	分配落:	1.1117
第2期	(2011年11月15日)	分配付:	909,096	分配付:	0.9091
		分配落:	909,096	分配落:	0.9091
第3期	(2012年11月15日)	分配付:	969,541	分配付:	0.9695
		分配落:	969,541	分配落:	0.9695
第4期	(2013年11月15日)	分配付:	1,253,721	分配付:	1.2537
		分配落:	1,253,721	分配落:	1.2537
第5期	(2014年11月17日)	分配付:	1,491,471	分配付:	1.4915
		分配落:	1,491,471	分配落:	1.4915
第6期	(2015年11月16日)	分配付:	173,435,211	分配付:	1.2881
		分配落:	172,492,696	分配落:	1.2811
第7期	(2016年11月15日)	分配付:	849,387,787	分配付:	1.1703
		分配落:	841,404,172	分配落:	1.1593
第8期	(2017年11月15日)	分配付:	2,412,129,902	分配付:	1.6540
		分配落:	2,378,587,988	分配落:	1.6310
第9期	(2018年11月15日)	分配付:	3,466,793,491	分配付:	1.4385
		分配落:	3,408,952,820	分配落:	1.4145
第10期	(2019年11月15日)	分配付:	5,416,045,916	分配付:	1.4797
		分配落:	5,313,558,294	分配落:	1.4517
第11期	(2020年11月16日)	分配付:	8,731,984,050	分配付:	1.6225
		分配落:	8,602,820,421	分配落:	1.5985
第12期	(2021年11月15日)	分配付:	11,514,370,224	分配付:	1.9053
		分配落:	11,314,941,845	分配落:	1.8723
第13期	(2022年11月15日)	分配付:	12,132,305,039	分配付:	1.7247
		分配落:	11,879,067,834	分配落:	1.6887
	2021年12月末日	11,084,575,406		1.7927	
	2022年1月末日	11,013,573,562		1.7591	
	2月末日	10,915,558,183		1.7308	
	3月末日	11,523,451,727		1.8045	
	4月末日	11,181,078,142		1.7314	
	5月末日	11,489,236,769		1.7572	
	6月末日	11,842,103,205		1.7923	
	7月末日	11,734,929,362		1.7480	
	8月末日	12,163,329,700		1.7918	
	9月末日	11,357,208,659		1.6548	
	10月末日	11,365,913,040		1.6380	
	11月末日	11,879,544,202		1.6957	
	12月末日	11,797,162,276		1.6289	

##### (2) 分配の推移

計算期間	項目	1口当たりの分配金
第1期	(2010年11月15日)	0.0200円
第2期	(2011年11月15日)	0.0000円
第3期	(2012年11月15日)	0.0000円
第4期	(2013年11月15日)	0.0000円
第5期	(2014年11月17日)	0.0000円
第6期	(2015年11月16日)	0.0070円

第7期	(2016年11月15日)	0.0110円
第8期	(2017年11月15日)	0.0230円
第9期	(2018年11月15日)	0.0240円
第10期	(2019年11月15日)	0.0280円
第11期	(2020年11月16日)	0.0240円
第12期	(2021年11月15日)	0.0330円
第13期	(2022年11月15日)	0.0360円

### (3) 収益率の推移

計算期間	項目	収益率
第1期	(自2009年11月30日 至2010年11月15日)	13.2%
第2期	(自2010年11月16日 至2011年11月15日)	△18.2%
第3期	(自2011年11月16日 至2012年11月15日)	6.6%
第4期	(自2012年11月16日 至2013年11月15日)	29.3%
第5期	(自2013年11月16日 至2014年11月17日)	19.0%
第6期	(自2014年11月18日 至2015年11月16日)	△13.6%
第7期	(自2015年11月17日 至2016年11月15日)	△8.6%
第8期	(自2016年11月16日 至2017年11月15日)	42.7%
第9期	(自2017年11月16日 至2018年11月15日)	△11.8%
第10期	(自2018年11月16日 至2019年11月15日)	4.6%
第11期	(自2019年11月16日 至2020年11月16日)	11.8%
第12期	(自2020年11月17日 至2021年11月15日)	19.2%
第13期	(自2021年11月16日 至2022年11月15日)	△7.9%

(注)収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末の分配落基準価額(設定時は当初元本額)を控除した額を、前期末の分配落基準価額(同)で除して得た数に100を乗じて得た数です。

## II 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託(ファンド)の経理状況」の「財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。

「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託(ファンド)の経理状況」中の「財務諸表」は、第13期計算期間(2021年11月16日から2022年11月15日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。監査報告書は当該箇所に添付されております。

### エマージング株式インデックス・ファンド<適格機関投資家限定>

#### 1. 貸借対照表

(単位:円)

区 分	第12期 (2021年11月15日現在)	第13期 (2022年11月15日現在)
	金 額	金 額
資産の部		
流動資産		
金銭信託	64,110	2,338
コール・ローン	31,726,848	32,746,909
親投資信託受益証券	11,513,822,733	12,131,853,948
未収入金	—	700,000
流動資産合計	11,545,613,691	12,165,303,195
資産合計	11,545,613,691	12,165,303,195
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	199,428,379	253,237,205
未払受託者報酬	1,841,604	1,946,885
未払委託者報酬	28,851,778	30,501,183
未払利息	85	88
その他未払費用	550,000	550,000
流動負債合計	230,671,846	286,235,361
負債合計	230,671,846	286,235,361
純資産の部		
元本等		
元本	6,043,284,222	7,034,366,819
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	5,271,657,623	4,844,701,015
(分配準備積立金)	(1,997,781,075)	(1,926,417,772)
元本等合計	11,314,941,845	11,879,067,834
純資産合計	11,314,941,845	11,879,067,834
負債純資産合計	11,545,613,691	12,165,303,195

## 2. 損益および剰余金計算書

(単位:円)

区 分	第12期	第13期
	〔 自 2020年11月17日 至 2021年11月15日 〕	〔 自 2021年11月16日 至 2022年11月15日 〕
	金 額	金 額
営業収益		
有価証券売買等損益	1,739,234,059	△871,368,785
営業収益合計	1,739,234,059	△871,368,785
営業費用		
支払利息	13,604	14,826
受託者報酬	3,520,823	3,791,460
委託者報酬	55,159,506	59,399,514
その他費用	550,027	550,064
営業費用合計	59,243,960	63,755,864
営業利益又は営業損失(△)	1,679,990,099	△935,124,649
経常利益又は経常損失(△)	1,679,990,099	△935,124,649
当期純利益又は当期純損失(△)	1,679,990,099	△935,124,649
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部 解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	145,361,612	△21,313,151
期首剰余金又は期首欠損金(△)	3,221,002,506	5,271,657,623
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,155,491,988	943,947,412
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	1,155,491,988	943,947,412
剰余金減少額又は欠損金増加額	440,036,979	203,855,317
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	440,036,979	203,855,317
分配金	199,428,379	253,237,205
期末剰余金又は期末欠損金(△)	5,271,657,623	4,844,701,015

## 3. 注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-------------------	--

**特別勘定の名称：SDGs世界株式型**

## 特別勘定で組入れる投資信託に関する情報 (資産の運用に関する極めて重要な事項)

### I 投資信託(ファンド)の状況

#### 1. 投資信託(ファンド)の性格

##### 1 名称

エピック・グローバル・エクイティ・オポチュニティーズ・ファンド (E.P.I.C. Global Equity Opportunities Fund)

\*以後、「本ファンド」とも呼びます。

##### 2 目的及び基本的性格

###### 投資目標

本ファンドは、サステナブル投資に焦点を当てた積極的な分散投資のポートフォリオにより、中位以上のリスクレベルで長期的な元本の増大を目的として運用を行います。

###### 主な特徴

- 上記の投資目的により、本ファンドは、SFDR 第9条\*の開示要件の対象となる金融商品です。  
\*「SFDR第9条」とは、欧州連合(EU)のサステナブルファイナンス開示規則(SFDR)で最も厳格な開示要件を定めるものであり、本ファンドはSFDR第9条の開示要件の対象であるため、ファンドが投資家に対して契約前の開示でサステナブル投資をどのように達成するかを説明する必要があります。
- 本ファンドは、その純資産価値(現金を除く)の100%を、アーキタス・マルチマネージャー・ヨーロッパ・リミテッド(以後、「マネージャー」と呼びます)がサステナブル投資であると考え適格集団投資スキームおよび直接投資にて保有する予定です。直接投資は、本ファンドの純資産価値の10%を超えることはない想定です。
- マネージャーは、広範な調査と市場の洞察を利用して、マネージャーの裁量により決定される資産配分を通じて、アウトパフォーマンスの機会を探します。
- 基準通貨: 日本円

##### 3 特色

- ユニットクラス: 機関投資家クラス I(日本円) ヘッジなしユニット
- ISIN: TBC
- 法的構造:
  - 本ファンドは、ユニットトラストであるアーキタス・マルチマネージャー・グローバル・マネージド・ファンズ・ユニットトラストのサブファンドです。
  - 本ファンドのマネージャーは、アーキタス・マルチマネージャー・ヨーロッパ・リミテッドで、アイルランドで認可され、アイルランド中央銀行の規制を受けます。



運用プロセスには以下を含みます。

## 1) 事前選定

定量スクリーニングは投資先ファンド選定の第一歩です。主な目的は投資可能なユニバースをフィルタリングし、一定の重要スキルを発揮できるような資産運用者を擁する、より関連性の高いピアグループを抽出することです。

独自の定量的フィルタリングツールは、相関性の低い要因を多数用いて各資産クラスの本ファンドをランク付けします。その要素には、高いリスク調整後リターン、市場の上昇局面をとらえる手腕、市場のダウンサイド・プロテクション、および各要因の整合性などが含まれます。

アーキタス(以後、アーキタスはアーキタス・マルチマネージャー・ヨーロッパ・リミテッドとその関連会社を指します。)はこのようなフィルタリングにより、ファンドパフォーマンスの根拠を理解し、安定してリターンをあげてきた資産運用者に焦点をあてることができます。

## 2) 選定

選定段階においては、それらのファンド、および事前選定段階を通過した資産運用者に対して、徹底的なデューデリジェンスなどが行われます。アーキタスはこのプロセスを通して、資産運用者の手法と個性を精査し、市場が好調な時期と低調な時期に、資産運用者がどのような行動を取るかを理解します。

### ● 既存データの調査:

これはスクリーニングプロセスではとらえられない要因を検討する際に重要です。たとえば、ファンドパフォーマンスの実績のうち、現在の資産運用者の寄与分はどの程度なのかといったファクターです。アーキタスのチームは各ファンドをより深く理解するために、Morningstar や Bloomberg などの様々なツールを使用します。

### アンケート:

- アーキタスは、投資スタイルごとに 3~5 程度の合理的な数のファンドに範囲を絞ったあと、ファンドマネージャーと面談する前に、デューデリジェンスに関する詳細なアンケートへの回答を依頼します。
- 運用チームだけでなく、本ファンドの戦略と目的に関するさらなる情報を取得するための定性的ステップです。
- アーキタスは事前に決められたテンプレートを使用し、アンケートをスコアリングします。その後、リードアナリストがスコアリングをチーフインベストメントオフィサーに提示し、レビューと承認を依頼します。この時点で、範囲は最終候補者に絞られます。

### 面談

その後、リードアナリストとチーフインベストメントオフィサーによって、現場での半日面談が手配、実施されます。

この面談は、候補先の投資戦略について深い洞察を得るためのものです。アーキタスは、ファンドとファンドグループの特徴を探るため、投資プロセスに影響を持つアナリスト、リスクマネージャー、その他チームメンバーとも面談する場合があります。

### ESG デューデリジェンス:

目的は、情報提供依頼(RFI)プロセスに専用の質問票を追加し、その後対面でのデューデリジェンス会議を行うことで、投資先ファンドの定性的な ESG 評価を行うことです:

- ESG インテグレーション
- エンゲージメントおよびスチュワードシップ

- リスクおよびレポーティング: アーキタスのリスクチームは、投資対象ファンドの SFDR 分類を継続的にモニターしていますが、分類の根拠は、定期的なモニタリングの一環としてインベストメントチームが評価します。根拠に関するレッドフラッグの問題のみがリスクチームによって提起されます。
- ポリシーおよびガバナンス
- SFDR の要求事項の遵守と AXA グループの除外事項との整合性

収集した情報をもとに、セクターアナリストは ESG プロセスの堅牢性(同業他社との比較を含む) について見解をまとめ、インベストメントチームに結果を報告します。ESG のセクションにおいては定性的なスコアリングシステム(現在 0-5、5 が最高)の維持に責任を持ち、ESG スコアの下限値を下回ると、そのファンド追加レビューが実施され、その結果、承認されたバイリストから外されることもあります。

サステナブル・デベロップメント・ゴールズ(以下「SDGs」と言います):

本ファンドは、SDGs へのエクスポージャーを最大化することを目的として、SDGs に紐づけされた 3 つの主要テーマに投資します。SDGs との整合性は、第三者から提供されたデータ、各ゴールにおける投資可能なユニバース、マーケット実勢などに基づき、マネージャーの裁量で決定されます。

### 3) ポートフォリオ構築

ポートフォリオの構築において、運用チームは、相互に補完し合う、リスクと潜在リターンの中で最適なバランスがとれたファンドを探します。

リサーチツールのアウトプットを使用して、各ファンドのリスクとファンドごとのリターンの相関関係を分析し、ファンドのウェイトが変わるとポートフォリオリスクがどのように変化するかを検証します。マネージャーは、必要に応じて、コンビクション(確信度)の高い見通しに合致するスタイルへ、ティルト(傾斜)させます。

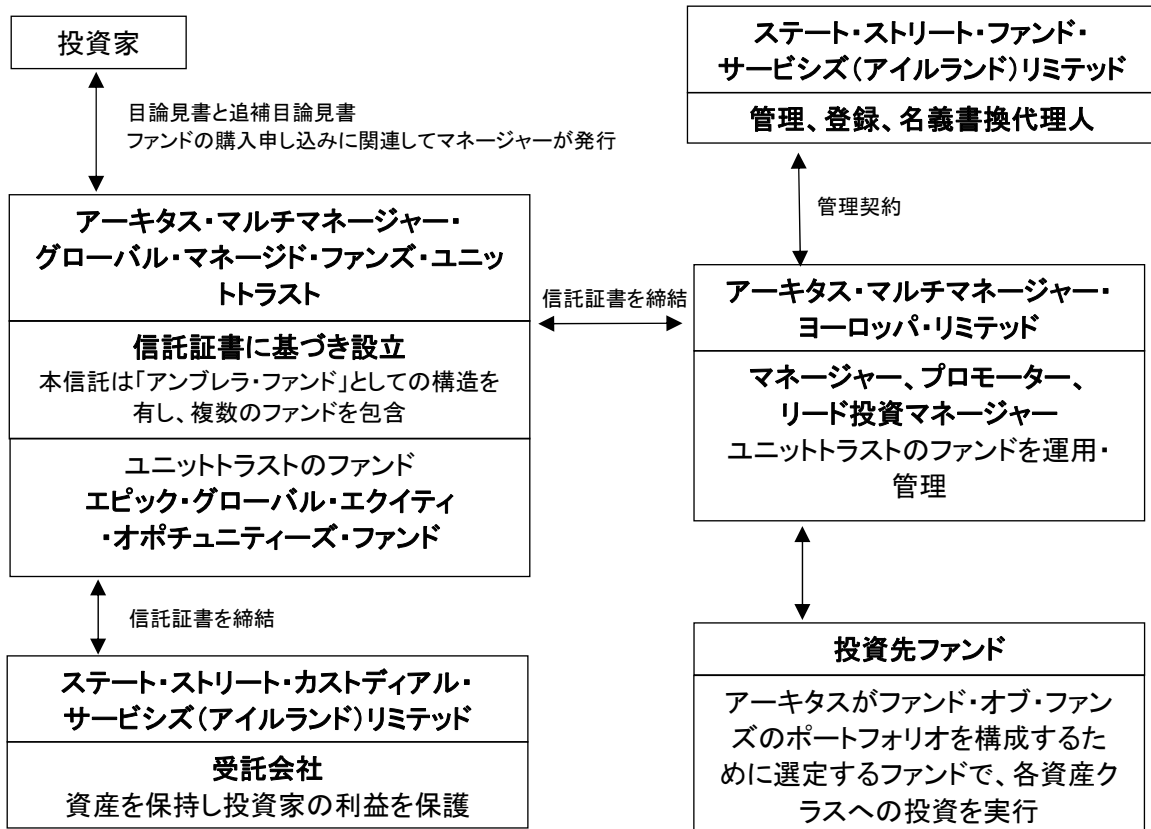
### 4) ファンドとマネージャーのモニタリング

アーキタスの投資プロセスでは、各セクターのリードアナリストが年 2 回、担当セクターの組入推奨リストをレビューします。このレビューは机上分析だけの可能性があります。ただし、アナリストはアーキタスが保有または推薦する全てのファンドマネージャーと面談または電話会議を少なくとも年 1 回実施します。再委託されたマンデートの場合、マネージャーとの面談は四半期ごとに実施します。

これらの面談では、過去のパフォーマンス決定要因と将来のポジショニングについて話し合われます。アナリストは、ファンド運用の投資哲学、スタイル、プロセス、またはチームに何らかの変更があり、これによりファンドにとってのリスクまたはリターン予想が変わる可能性があるかどうかを理解しようとします。アナリストはまた、必要に応じて、現在の保有ファンドと入れ替えになる可能性がある代替ファンドを探すことにも注力します。

\*上記の情報は 2022 年 12 月末時点のものであり、今後変更となる場合があります。

## 4 仕組み



\*上記の情報は 2022 年 12 月末時点のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2. 投資方針及び投資リスク

### 1 投資方針と主な投資対象

本ファンドの投資目的は、持続可能な投資に焦点を当てた、多様でアクティブに運用されている有価証券のポートフォリオにより、中位から高位のボラティリティレベルで資本の長期的な成長を提供することです。

上記の投資目的により、本ファンドは、SFDR 第 9 条の開示要件の対象となる金融商品です。本ファンドは、その純資産価値（現金を除く）の 100% を、マネージャーが持続可能な投資であると考え適格集団投資スキームおよび直接投資にて保有する予定です。直接投資は、本ファンドの純資産価値の 10% を超えることはない想定です。マネージャーは、その広範な調査と市場の洞察を利用して、マネージャーがその裁量で決定した資産配分を通じて、アウトパフォーマンスの機会を探します。

マネージャーは、本ファンドを構築する際に、定性的なリスク評価を実施し、リスクと潜在的なリターンの間で最もバランスの取れたサステナブル投資を選択します。定性的リスク評価プロセスには、相対評価や流動性などの要因の考慮などが含まれます。

さらに、マネージャーは、投資パフォーマンスがどのように達成されたかを理解し、リターンを提供する際の一貫性を強調するために設計された独自のアプローチを利用して、定量的なスクリーニング評価を実施します。このプロセスには、リスク調整後リターン、ダウンサイド・プロテクション、リターンの一貫性などの要素の評価が含まれ、マネージャーがポートフォリオの構築において潜在的な投資可能ユニバースをフィルタリングするのに役立ちます。マネージャーは調査ツールを使用して、潜在的な投資の過去のリスクとリターンの相関関係を分析し、ウェイトの変化に応じてポートフォリオ全体のリスクがどのように変化するかを調べることもできます。

投資目的を達成するために、本ファンドは、その適格集団投資スキーム純資産価値の 50% 以上 100% 未満を適格集団投資スキームに投資し、また直接投資を行うこともできます。本ファンドが投資する適格集団投資スキームは、株式および/または株式関連証券、金融市場商品、デリバティブ、インデックスファンドおよび/または通貨への直接投資またはそれらへのエクスポージャーを反映することができる様々な原資産を有することになります。本ファンドが投資する適格集団投資スキームはパッシブに運用されるものもあれば、アクティブに運用されるものもあります。適格集団投資スキームの一部は、随時レバレッジをかけることができます。本ファンドは、直接投資または適格集団投資スキームへの投資を通じて、いずれかの国、地域、セクター、または市場時価総額に対して取るエクスポージャーについて、いかなる制限も受けません。直接投資および本ファンドが投資する適格集団投資スキームは、マネージャーまたはマネージャーが任命した投資マネージャーによって決定される定性的および定量的なリスク評価を使用して、投資またはエクスポージャーを取ります。本ファンドのポートフォリオは、目論見書の付録 III の条件に従って、主に適格集団投資スキーム（その他のファンド・オブ・ザ・トラストを含む）のユニットまたは株式に投資することができます。以下の表は、本ファンドの資産配分の目安です。この資産配分は、市場の状況によっては、この範囲を超えて変動する可能性があります。

資産クラス	ファンドの資産価値に対する比率
株式	80-100%
現金等	0-20%

サブファンドは、マネージャーがサステナブル投資であると考えSFDR第 9 条に分類される適格集団投資スキームおよび直接投資によって純資産価値（現金を除く）の 100% が保有される予定です。マネージャーはまた、独立した環境、社会、およびガバナンス（「ESG」）デューデリジェンスを実施し、適格集団投資スキームの ESG 統合能力を評価するように設計されています。

デューデリジェンスは、詳細な独自のESGアンケートに基づいており、その後、適格集団投資スキームのマネージャーとの対面式のデューデリジェンスミーティングが行われ、以下がカバーされます。

- ・ ESGポリシーとガバナンス
- ・ 投資決定プロセスへの統合
- ・ エンゲージメントと投票
- ・ モニタリングと報告

マネージャーは、収集した情報を使用して、ESGプロセスの堅牢性に関する見解を形成し（同業他社との比較を含む）、ESGスコアの集計を実施します。スコアが平均を下回る適格集団投資スキームは、さらなる検討のためにフラグが立てられ、その結果、承認された購入リストから削除される可能性があります。直接投資を選択する際、マネージャーは、SFDR およびタクソノミー規則にそれぞれ規定されている社会的および/または環境的目標に対する発行体の積極的な貢献と、発行体のコーポレート・ガバナンスが考慮されたインパクト投資戦略に従います。直接投資がそのような社会的および/または環境的目的に貢献するかどうかに関するマネージャーの評価には、発行体が不平等に対する取り組みに貢献し社会的結束を促進しているか、人的資本に投資するか、クリーンエネルギー、エネルギー効率、持続可能な輸送、きれいな水と資源管理、または低炭素ソリューション、またはマネージャーが関連すると判断するその他の社会的および/または環境的要因など、多くの要素の検討が含まれます。マネージャーは、サステナブル投資を検討する際にガバナンス要因も考慮します。このようなガバナンス要因には、健全な経営構造、役員報酬、従業員関係、スタッフの報酬と税務コンプライアンス、脆弱な労働慣行などの企業の評判の問題などが含まれます。直接投資によるサステナブル投資を特定するために、マネージャーは、確立された財務データプロバイダー（利用可能な場合）および/または独自の調査による専門知識、調査、および情報に依存する場合があります。直接投資を選択する場合、マネージャーはAXAグループの責任投資ポリシーを遵守します。当ポリシーは特定のセクターの特定の発行体を特定し、その証券はサブファンドの潜在的な投資対象から除外されます。

適格集団投資スキームに加えて、本ファンドは、上記の資産配分を前提として、株式（普通株式または優先株式など）、不動産投資信託（「REIT」）のユニットまたは株式、および株式関連証券（米国預託証券（「ADR」）および海外株式預託証券（「GDR」））へ直接投資することがあります。REITへの投資は、本ファンドの純資産価値の10%を超えないものと想定しています。

本ファンドは、直接投資または適格集団投資スキームへの投資を通じて資産へのエクスポージャーを取ることがあります。直接投資とは対照的に、適格集団投資スキームへの投資は、分散化、効率性、または特定の投資マネージャーまたは資産クラスへアクセスするために行われる場合があります。本ファンドは、直接投資または適格集団投資スキームへの投資を通じて、新興市場に20%以上のエクスポージャーを取る可能性があります。

現在、本ファンドは金融デリバティブ商品（以下、「FDI」）を利用することは意図していませんが、その投資目的追求のために、本ファンドは将来、目論見書の規定および目論見書の付録IIIに定められた制限に従い、投資目的または効率的なポートフォリオ管理目的でFDIを採用できるものとします。本ファンドは、純デリバティブのエクスポージャーがそれぞれの純資産価値の50%を超える適格集団投資スキームに投資する予定はありません。もし本ファンドが、将来的にFDIに投資する場合、目論見書補足はそれに応じて更新されます。FDI への投資には、先物（指数先物を含む）やオプション（指数のオプションを含む）などの規制市場で取引される上場 FDI が含まれますが、これらに限定されず、上記の投資への効率的なエクスポージャーの確保、ヘッジによるリスクの低減、および/またはリターンの増大を目的とします。本ファンドは、上記の投資への効率的なエクスポージャーの獲得や、リスクの軽減、またはリターンの向上を目的として、店頭（OTC）FDI スワップ（トータル・リターン・スワップを含む）、オプション（インデックスのオプションを含む）、適格な取引先との外貨先渡契約（通貨へのエクスポージャーを獲得するため、または通貨へのエクスポージャーをヘッジするため）に投資することもできます。本ファンドは、アイルラ

ンド中央銀行に提出されたリスク管理プロセス(RMP)に含まれる FDIのみを利用します。









トータル・リターン・スワップに関して、マネージャーは、そのような取引が本ファンドで行われないことを予測していますが、本ファンドは、その純資産価値の50%まで、取引を行うことができます。

本ファンドは、アイルランド中央銀行の要件および目論見書の付録 II の規定に従って、効率的なポートフォリオ管理を目的に限定して、有価証券貸付、買戻し、および/または売戻条件付き売買契約を締結することができます。マネージャーは、有価証券の貸付および買戻し取引が本ファンドで行われないことを予測していますが、その純資産価値の50%まで、取引を行うことができます。マネージャーは、有価証券の借入およびリバースレポ取引は本ファンドでは行わない予定ですが、その純資産価値の50%まで取引を行うことができます。ただし本ファンドでの利用は現在意図しておりません。本ファンドは、有価証券の貸付、レポおよび/またはリバースレポ契約を締結することを現在意図していませんが、これらの取引に関して得た金額と発生した費用の詳細を含む、これらの取引の過去の利用に関する詳細は、本ファンドの年次報告書に記載されます。

本ファンドの総エクスポージャーは、コミットメント・アプローチを使用して測定およびモニタリングされます。本ファンドは、FDI を利用した結果、純資産価値の最大 50% までレバレッジをかけることができます。また、本ファンドは、純資産価値の10%を上限とし、一時的に借入を行う場合があります。

## 2 運用体制

### アーキタス運用チーム

 <b>Jaime Arguello</b> Chief Investment Officer GLOBAL						
 <b>Mai Khanh Vo</b> Chief Investment Officer ASIA	 <b>Remi Lambert</b> Chief Investment Officer FRANCE	 <b>Bushra Ahmed</b> Responsible Investment Lead UK	 <b>Alex Burn</b> UL Investment Lead UK	 <b>Anna Colombatti</b> Investment COO UK	 <b>Seamus Lyons</b> Senior Portfolio Manager IRELAND	 <b>Niall McDonnell</b> Senior Portfolio Manager IRELAND
<b>Thomas Vogl</b> Senior Investment Analyst	<b>Antoine Machado</b> Deputy CIO +4		<b>Maria Kurczewski</b> Investment Analyst	<b>Sandro Saussois</b> Deputy Head of ODD	<b>Niall Sexton</b> Portfolio Manager	
<b>Alice Mak</b> Investment Analyst	<b>Pierre Jean Macron</b> Senior Portfolio Manager		<b>Priyanka Kalia</b> Investment Analyst	<b>Henry Walker</b> ODD Analyst	<b>Louise O'Hora</b> Junior Portfolio Manager	
	<b>Didier Boubliil</b> Senior Portfolio Manager +1		<b>Dimitrios Nikakis</b> Investment Analyst	<b>Matthew Beahan</b> ODD Analyst		
			<b>Priya Dhuvar</b> Investment Analyst			
			<b>James Hall</b> Investment Analyst			

### エピック・グローバル・エクイティ・オポチュニティーズ・ファンド - ポートフォリオ・マネジメン・チーム

**ハイメ=アグエロ(Jaime Arguello)** - チーフインベストメントオフィサー、インベストメントコミッティー議長  
 アーキタスのチーフインベストメントオフィサーとして、運用部門の体制と管理に対する責任を負うなど、当社のあらゆる投資活動の指揮を担当しています。また、AXA の他の事業分野に対する適切な投資戦略の推薦も、職務に含まれています。彼は Barclays でマルチマネージャーおよびオルタナティブ部門のマネージングディレクターとチーフインベストメントオフィサーを7年間務めたのち、2016年10月にアーキタスに入社しました。Barclaysの前は、Pictetに10年間勤務し、社外の資産運用会社の選定担当ディレクターおよび債券部門ヘッドとして、幅広い資産クラスの運用者を選定しました。業界経験は30年を超えており、アセットアロケーション、ファンド選定、およびポートフォリオ管理をひと通り経験しています。彼はパリの国立土木学校で工学の学位を取得しています。

### マイ=カン(Mai Khanh) - アーキタス・アジア・チーフインベストメントオフィサー

彼女はアーキタス・アジアのチーフインベストメントオフィサーを務めています。アーキタスに入社する前、彼女は香港の AXA Asia でインベストメントヘッドを務めていました。彼女は2017年にパリから香港に転居しましたが、パリでは Amundi でファンドセクションとアドバイザリーのヘッドに加え、ポートフォリオマネジメンの責任者も務めていました。彼女は Sinopia でクオンツアナリストとしてキャリアをスタートしました。彼女はパリ第7大学で場、素粒子および物質学の PhD を取得しており、またエコール・サントラル・ドゥ・リヨンで工学の学位を取得しています。彼女は CFA の資格保有者です。

### トーマス=フォークル(Thomas Vogl) - シニアインベストメントマネージャー

彼は、ドイツの保険会社でインベストメントストラテジストとしてキャリアをスタートさせました。その後、ドイツの大手保険会社の資産管理部門であるミュンヘンの Tecta Invest で、さまざまなポートフォリオ管理の役割を務めました。彼はオルタナティブ投資、株式をカバーし、オーバーレイ運用を担当しました。2021年に香港に移転する前は、ルクセンブルグの Ethena Independent Investors に勤務し、複数のマルチアセットのファンドオブファンズのポートフォリオ マネージャーを担当していました。彼は、ドイツのレーゲンスブルク大学で経営学の学位を取得しています。彼は CFA と FRM の両方の資格保有者です。

\*上記の情報は2022年12月末時点のものであり、今後変更となる場合があります。

### 3 主な投資制限

投資制限は、本ファンドの投資方針に記載されています(本資料「2. 投資方針及び投資リスク」をご参照ください)。

本ファンドにはまた、該当する場合、アーキタス・マルチマネージャー・グローバル・マネージド・ファンズ・ユニットトラストの2020年1月17日付けの目論見書の付録III\*に記載されている投資制限が課されます。

\*目論見書の付録 III は本資料「3.その他詳細情報」の「1 本ファンドの投資対象及び投資制限」に記載しています。



## 4 投資リスクについて

本ファンドでは、以下のリスクがあります。

リスク一般に関する詳細は目論見書の「リスク要因」の項に記載されています。以下は、目論見書の同項からの一部抜粋です。

リスクとは、投資家がある投資で損をするか、または当該投資が投資家の期待していたほど儲からない可能性です。一般に、リスクが大きければ大きいほど、投資の儲けは大きくなり、また損失も大きくなります。他の投資ファンドと同様に、本ファンドのユニットの価額は、本ファンドの投資目標、主な投資戦略、特定のリスク要因の影響を受けることがあります。したがって、本ファンドは様々なリスクにさらされることがあります。リスクの一部(本ファンドへの投資の元本リスクなど)については以下で説明しています。しかしながら、他の要因も本ファンドの投資成果に影響を及ぼすことがあります。ファンドが投資目的を達成するか、またはファンドの価値が失われないという保証はありません。

**資産クラスリスク:**これは、ファンドが投資している投資対象によるリターンが証券市場全体または様々な資産クラスをアンダーパフォームするリスクです。証券および資産クラスの様々な対象は、証券市場全体と比較したアウトパフォームとアンダーパフォームのサイクルを繰り返す傾向にあります。

**ブローカーリスクおよびサブカストディリスク:**特定の市場では、ファンドはカウンターパーティまたはブローカーおよびディーラー、これらの者が取引している取引所の信用リスクにさらされます(これらの者が取引所または取引所外取引に関与しているかを問いません)。ブローカーの破綻もしくは詐欺、ブローカーがファンドを代行して取引を執行し清算する清算ブローカーの破綻もしくは詐欺、または為替清算機関の破綻もしくは詐欺が生じた場合、ファンドは、ブローカーが保有する資産を喪失するリスクにさらされることがあります。ファンドの投資は、法の性質または管轄区域の市場慣行により、サブカストディアンまたはブローカーの名義で登録されることがあり、これは一般的な市場慣行です。当該投資は、サブカストディアンまたはブローカー自身の投資から分離されず、当該保管会社またはブローカーがデフォルトを起こした場合には保護されず、本ファンドにより回収不能になることがあります。

**利益相反リスク:**投資先ファンドの投資マネージャーが効率的なポートフォリオ運用の目的で技法及び手段を採用する場合、投資先ファンドの投資マネージャーに関連する会社は当事者となり、または本ファンドに対して銀行サービス、証券取引サービス、もしくはその他のサービスを提供し、これにより利益を得ることがあります。本ファンドにとって最善の最終結果が関連会社から得られると投資先ファンドの投資マネージャーが判断した場合、これらの関連会社が採用されることがあります。ファンドの管理に関連して、適格カウンターパーティと投資先ファンドの投資マネージャーとの間で利益相反が生じた場合、投資先ファンドの投資マネージャーは「利益相反」のセクションに概説されている原則を遵守します。

**受託会社に対するカウンターパーティリスク:**現金が受託会社または他の受託者により保有される場合、信託は、カウンターパーティとしての受託会社または受託会社により採用される受託者の信用リスクにさらされます。受託会社または他の受託者が支払不能に陥った場合、信託は、本ファンドの現金保有高に関して受託会社またはその他の受託者の一般債権者として取り扱われます。ただし、本ファンドの証券は、分離口座で受託会社または他の受託者により管理されているため、受託会社または他の受託者が支払不能に陥った場合に保護されるはずですが、当該カウンターパーティが経営難に陥った場合、たとえファンドが資金を無事に全部回収できたとしても、その取引はその間大きく混乱し、場合によっては重要な損失につながる可能性があります。

**取引手順のリスク:**ファンドによっては、申込書の受付締切時間後に申込金の決済を行う取引手順が設けられている場合があります。これらのファンドは、投資家に関連する申込金の一部または全部を支払わない、またはそのような支払いが関連する補足文書に定められた期間内に行われえないというリスクを負います。関連ファンドを代表するマネージャーは、関連ファンドが被った損失を回収するために、当該投資家を追求することができます。ただし、マネージャーが当該投資家からこれらの損失を回収できない

場合、関連するファンドは損失を被る可能性があります。

**適格カウンターパーティリスク:** 投資家および投資をお考えの方は、以下の通りに適格カウンターパーティとの取引において特定のリスクが発生することに留意してください。FDIポジション(スワップまたは類似する性質を持つその他のFDIなど)は、店頭で1つ以上の適格カウンターパーティと締結することがあります。当該FDIの取引は当該適格カウンターパーティの信用リスクエクスポージャーをもたらすことがあります(すなわち、FDI取引の適格カウンターパーティがファンドに関する取引の条件に基づく債務の返済を怠るリスクです)。投資先ファンドの投資マネージャーが店頭FDI取引を締結する場合、適格カウンターパーティから担保を受け入れることにより、適格カウンターパーティの信用リスクの大半の軽減を図ることがあります。店頭FDIが完全担保でない場合、適格カウンターパーティによるデフォルトはファンドの価額下落、ひいては、ファンドへの投資の価額下落をもたらすことがあります。

**資金運用リスク:** これは、投資先ファンドの投資マネージャーが採用する戦略およびその銘柄選択が、意図した成果を生み出さないリスクです。

**投資運用会社選定リスク:** これは、マネージャーによる投資先ファンドの選択または代替プロセス、および投資先ファンドを選択または代替するという意思決定が、パフォーマンスおよび/またはファンドの投資目標の達成に関して意図した成果を生み出さないことがあるリスクです。

**投資リスク:** これは、会社の財務状況の変化ならびに全体的な市況および経済情勢に基づいてある銘柄の価額が急激かつ予測不能に上昇および下落することがあるリスクです。

**投資選択リスク:** 投資先ファンドの投資マネージャーは、その戦略全体の範囲内で本ファンドの目標達成を図るために特定の投資を選択します。本ファンド向けに選択された投資は、本ファンド向けに選択されなかった他の銘柄と同様に値動きを示さないことがあります。結果として、本ファンドは、同じ目標を持つまたは同じ資産クラスの他のファンドをアンダーパフォームすることがあります。

**市場リスク:** これは、全体的な経済情勢およびその他の要因に基づいて証券市場が急激かつ予測不能に下落するリスクです。

**買戻し契約に関するリスク:** 担保を預託したカウンターパーティが破綻した場合、回収が遅れる可能性があるため、カウンターパーティから差し出された担保、または最初に受け取った現金は、担保の不正確な価格付けや市場の動きにより、カウンターパーティに差し出した担保よりも少ない場合があるため、ファンドは損失を被る可能性があります。

**リバースレポ契約に関連するリスク:** 現金を預託したカウンターパーティが破綻した場合、現金の回収が遅れたり、担保の現金化が困難であったり、担保の売却による収益が、担保の不正確な価格付けや市場の動きにより、カウンターパーティに預託した現金よりも少なくなる場合があるため、ファンドは損失を被る可能性があります。

**証券貸付リスク:** 追加の収益を実現する目的で、本ファンドは証券を貸し付けることがあります。当該証券貸付は、中央銀行規則に従って担保により継続的に保証されます。証券貸付のリスクは、他の担保付き信用の供与と同様に、追加担保受け入れまたは証券回収が遅延する可能性、借り手が財政破綻したかまたはファンドが保有する担保の価値が下落した場合に証券に対する権利が喪失する可能性からなります。貸付は、企業として適格な要件を具備していると投資先ファンドの投資マネージャーがみなした企業のみに対し行われ、該当する場合、当該貸付から得られる対価がリスクを正当化すると投資先ファンドの投資マネージャーが判断しない限り行われません。

**包括申込金および償還金口座(「集金口座」)リスク:** マネージャーは、信託の名義で包括的レベルで単一の申込および償還金口座を運用しています(「集金口座」)。申込および償還金口座はファンドレベルでは開設されません。ファンドへ、またはファンドから支払われるべきすべての申込金および償還金ならびに配当または現金分配は、集金口座を通じて振り分けられ、管理されます。ユニット発行に先立ちファンドに関して受領された申込金は、信託の名義で集金口座において保有され、信託の資産として取り扱われます。申込済みユニットが発行される時まで、投資家は、集金口座で信託

により申し込まれ、また保有される現金金額に関して信託の無担保債権者となり、関連するユニットが発行される時まで、申込みが行われた関連するファンドの純資産総額の上昇、または他の株主の権利(配当受給権など)から恩恵を受けません。ファンドまたは信託が支払不能に陥った場合、本ファンドまたは信託が無担保債権者への全額の支払いに十分な資金を備えているという保証はありません。

ファンドによる償還金および配当の支払いは、信託またはその代理人、管理会社による引受書類の原本の受領、およびすべてのマネーロンダリング防止規程の遵守を条件とします。償還金または配当を受ける権利を有する投資家への当該金額の支払いは、マネージャーまたはその代理人、管理会社が満足できる上記要件の遵守の結果が出るまで、それに応じて差し止められることがあります。償還金および分配金(差し止められた償還金または分配金を含む)は、関連する投資家への支払いを待機している間、信託の名義で集金口座において保有されます。当該金額が集金口座で保有されている限り、ファンドから当該支払いを受ける権利を有する投資家は、その金額に関して、当該金額に対する権益に関して、およびその権益の範囲で信託の無担保債権者になり、関連するファンドの純資産総額の上昇、または他の株主の権利(追加の配当受給権など)から恩恵を受けません。解約する投資家は、当該解約日付で解約されたユニットに関して投資家ではなくなります。ファンドまたは信託が支払不能に陥った場合、本ファンドまたは信託が無担保債権者への全額の支払いに十分な資金を備えているという保証はありません。したがって、解約する投資家および配当を受ける権利を有する投資家は、そのような支払いを自分の口座で受け取るために必要な未処理の文書および/または情報がマネージャーまたはその代理人である管理会社に速やかに提供されるようにする必要があります。そうしない場合は、投資家自身のリスクとなります。

ファンドが支払不能に陥った場合、他のファンドが受ける権利を有しているが、集金口座の運用の結果として、支払不能のファンドに移転していたはずだった金額の回収は、アイルランド信託法の原則および集金口座の業務手続きの条件に従います。当該金額の回収についての実行の遅延および/または紛争が生じることがあり、支払不能のファンドは他のファンドに支払われるべき金額を返済するには不十分な資金しか備えていないことがあります。

マネージャーは、信託証書の規定に従って集金口座を運用します。

**評価リスク:** ファンドの投資の評価には、不確実性と判断が伴う場合があります。そのような評価が正しくないことが判明した場合、ファンドの純資産価値の計算に影響を与える可能性があります。

## 1 本ファンドの投資対象及び投資制限

本ファンドの投資方針に記載される投資制限に加えて(本資料「2. 投資方針及び投資リスク」をご参照ください)、本ファンドは、該当する場合、目論見書の付録Ⅲに記載される投資制限にも従います。2020年1月17日付のアーキタス・マルチマネージャー・グローバル・マネージド・ファンズ・ユニット trusts の目論見書の付録Ⅲからの抜粋は、以下に記載されています。

当該ファンドの資産運用は本規制を遵守しなければなりません。本規制は以下を定めています。(以下に記載されている「加盟国」「非加盟国」は、それぞれ「EU加盟国」「EU非加盟国」を指します。)

許容される投資	
本ファンドの投資は以下に限定されます。	
1.1	加盟国もしくは非加盟国の証券取引所への正式な上場が認められているか、または加盟国もしくは非加盟国で規制され、定期的に運営され、認知され、公に開かれた市場で取引されている譲渡可能証券および短期金融商品。
1.2	新規発行の譲渡可能証券で1年以内に(上記のような)証券取引所への正式な上場またはその他の市場での上場が認められているもの。
1.3	規制市場で取引されているもの以外の中央銀行規則に従って定義される短期金融証券。
1.4	UCITSのユニット。
1.5	中央銀行のガイダンス「UCITSの他の投資ファンドへの許容可能な投資」に定められるAIFのユニット。
1.6	中央銀行規則で定められる信用機関への預金。
1.7	中央銀行規則に定められるFDI。
2	<b>投資制限</b>
2.1	本ファンドは、第1項に記載されるもの以外の譲渡可能証券および短期金融証券には純資産総額の10%以内を投資することができます。
2.2	本ファンドは、1年以内に(第1.1項に記載される)証券取引所またはその他の市場での正式上場が認められている新規発行の譲渡可能証券に純資産総額の10%以内を投資することができます。この制限は、以下を条件として規則144Aとして知られている特定の米国証券へのファンドによる投資に関しては適用されません。 - 証券は、発行から1年以内に米国証券取引委員会に登録するという約束で発行されるものとします。 - 証券は流動性の低い証券ではなく、すなわち、本ファンドにより評価された価格またはそれに近似する価格で7日以内に本ファンドにより実現されるものとします。
2.3	本ファンドは、同一発行体が発行した譲渡可能証券または短期金融証券に純資産総額の10%以内を投資することができます。ただし、ファンドがそれぞれ5%を超えて投資した発行体で保有される譲渡可能証券と短期金融証券の総額は40%未満とします。
2.4	加盟国に登録事務所を有し、法律によって債券投資家保護のために特別公的監督の下にある金融機関が発行する債券の場合、(第2.3項の)10%制限は25%に引き上げられます。ファンドが、1発行体が発行したこれらの債券に純資産総額の5%を超えて投資する場合、これらの投資の総額は本ファンドの純資産総額の80%を超えてはなりません。この規定を利用するためには、中央銀行の事前の承認が要求されます。
2.5	譲渡可能証券または短期金融証券が加盟国もしくはその地方公共団体、または非加盟国もしくは1つ以上の加盟国が属する公的国際機関により発行されている、または保証されている場合には、(第2.3項の)10%制限は35%に引き上げられます。
2.6	第2.4項および第2.5項に記載される譲渡可能証券および短期金融証券は、第2.3項に記載される40%制限を適用する目的で考慮されないものとします。
2.7	付属的流動性として保有される中央銀行UCITS規制の規制7で指定される金融機関以外の単一金融機関への預金は、以下(a)または(b)を超えないものとします。 (a) ファンドのNAVの10% (b) 預金が受託会社に対して行われている場合、ファンドの純資産の20%

2.8	<p>店頭デリバティブのカウンターパーティに対するファンドのリスクエクスポージャーは、純資産総額の5%を超えてはなりません。</p> <p>欧州経済領域で認可された金融機関、1988年7月のバーゼル自己資本合意の批准国(欧州経済領域加盟国以外)内で認可された金融機関、またはジャージー島、ガーンジー島、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドで認可された金融機関の場合、この制限は10%に引き上げられます。</p>
2.9	<p>上記第2.3項、第2.7項および第2.8項にもかかわらず、同一発行体が発行した、行った、または引き受けた以下の2つ以上の組み合わせは、純資産総額の20%を超えてはなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 譲渡可能証券または短期金融商品への投資</li> <li>- 預金</li> <li>- 店頭デリバティブ取引から生じるカウンターパーティリスクのエクスポージャー</li> </ul>
2.10	<p>単一発行体に対するエクスポージャーが純資産総額の35%を超えないものとするために、上記第2.3項、第2.4項、第2.5項、第2.7項、第2.8項および第2.9項に記載される制限は合算することはできません。</p>
2.11	<p>第2.3項、第2.4項、第2.5項、第2.7項、第2.8項および第2.9項の目的において、グループ会社は単一発行体とみなされます。ただし、純資産価額の20%の制限は、同一グループ内の譲渡可能証券および短期金融市場商品への投資に適用することができます。</p>
2.12	<p>本ファンドは、加盟国、その地方公共団体、非加盟国または1つ以上の加盟国が属する公的国際機関により発行される、または保証されている異なる譲渡可能証券および短期金融証券に純資産総額の100%までを投資することができます。</p> <p>個々の発行体は、目論見書に記載しなければならず、以下のリストから選択することができます。</p> <p>OECD諸国政府(関連する銘柄は投資適格であることを条件とします)、中華人民共和国政府、ブラジル政府(銘柄は投資適格であることを条件とします)、インド政府(銘柄は投資適格であることを条件とします)、シンガポール政府、欧州投資銀行、欧州復興開発銀行、国際金融公社、国際通貨基金、欧州原子力共同体(Euratom)、アジア開発銀行、欧州中央銀行、欧州評議会、ヨーロッパ鉄道連合(Eurofima)、アフリカ開発銀行、国際復興開発銀行(世界銀行)、米州開発銀行、欧州連合、連邦住宅抵当公庫(ファニーメイ)、連邦住宅抵当貸付公社(フレディマック)、米国政府抵当金庫(ジニーメイ)、連邦奨学金融資金庫(サリーメイ)、連邦住宅貸付銀行、連邦農業信用銀行、テネシー川流域開発公社、Straight-A Funding LLC。</p> <p>本ファンドは、異なる6銘柄以上の証券を保有しなければならず、1銘柄の証券は純資産総額の30%を超えてはなりません。</p>
3	<p>集団投資スキームへの投資</p>
3.1	<p>ファンドは1集団投資スキーム(CIS)に対して純資産総額の20%を超えて投資することはできません。</p>
3.2	<p>AIFへの投資は合計で本ファンドの純資産総額の30%を超えてはなりません。</p>
3.3	<p>ファンドが投資するCIS自体は、他のオープンエンド型CISに純資産総額の10%を超えて投資することはできません。</p>
3.4	<p>ファンドが、マネージャー、または共通の管理もしくは支配により、または直接もしくは間接の大量保有により、マネージャーと連携している他の会社により直接または委託により管理される他のCISのユニットに投資する場合、マネージャーまたは他の会社は、本ファンドによるかかる他のCISのユニットへの投資の理由で、申込手数料、為替手数料、または解約手数料を課さないものとします。</p>
3.5	<p>委託手数料(委託手数料の割戻しを含む)が別のCISのユニットへの投資の理由で投資先ファンドの投資マネージャーまたは投資顧問により受領される場合、この委託手数料は本ファンドの財産に払い込まれなければなりません。</p>
3.6	<p>ファンドが他の信託ファンドに投資する場合、以下の投資制限が適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ファンドは、信託ファンド自体が他の信託ファンドの株式を保有している信託ファンドには投資しないものとします。</li> <li><input type="checkbox"/> かかる他の信託ファンドに投資しているファンドは、申込手数料、両替手数料、または解約手数料が課されないものとします。</li> </ul>

	<p>□ マネージャーは、本ファンドが別の信託ファンドに投資した資産のその部分に関してはファンドに対して運用報酬を課さないものとします。投資先ファンドの投資マネージャーの報酬がファンドの資産から直接支払われる場合、投資先ファンドの投資マネージャーは、本ファンドが別の信託ファンドに投資した資産のその部分に関してはファンドに対して投資運用報酬を課さないものとします。</p> <p>ファンドによる別の信託ファンドへの投資は、上記第3.1項から第3.3項までに定められる制限の対象となるものとします。</p>
4	インデックストラッキングUCITS
4.1	本ファンドの投資方針が中央銀行規則により指定され、中央銀行により認められた基準を満たすインデックスに追随することである場合、ファンドは、同一発行体が発行した株式および／または債券に純資産総額の20%までを投資することができます。
4.2	例外的な市況により正当化された場合、第4.1項の制限は35%に引き上げられ、単一発行体に適用されます。
5	一般規定
5.1	信託は、発行体の経営に対して重要な影響力を行使できる議決権を持つ株式を取得することはできません。
5.2	<p>ファンドは以下を取得することができます。</p> <p>(i) 単一発行体の無議決権株式の10%以内</p> <p>(ii) 単一発行体の債券の10%以内</p> <p>(iii) 単一CISのユニットの25%以内</p> <p>(iv) 単一発行体の短期金融証券の10%以内</p> <p>注: 取得時に、債券もしくは短期金融証券の総額、または発行済み証券の純額が算定できない場合、上記(ii)、(iii)および(iv)に定められる制限は無視することができます。</p>
5.3	<p>第5.1項および第5.2項は以下には適用されないものとします。</p> <p>(i) 加盟国またはその地方公共団体により発行されるかまたは保証されている譲渡可能証券および短期金融証券</p> <p>(ii) 非加盟国により発行されるかまたは保証されている譲渡可能証券および短期金融証券</p> <p>(iii) 1つ以上の加盟国が属する公的国際機関により発行される譲渡可能証券および短期金融証券</p> <p>(iv) 非加盟国の法律の下で、保有が本ファンドが非加盟国の発行体の証券に投資できる唯一の方法になる場合、主に非加盟国に登録事務所を有する発行体の証券に資産を投資する非加盟国で設立された会社の出資でファンドにより保有される株式。この権利放棄は、投資方針において、非加盟国の会社が第2.3項から第2.11項まで、第3.1項、第3.2項、第5.1項、第5.2項、第5.4項、第5.5項および第5.6項に定められる制限を遵守している場合に限り、また、これらの制限が超過した場合、下記第5.5項および第5.6項が遵守されていることを条件として適用されます。</p> <p>(v) 排他的に投資家に代わって、投資家の要請によりユニットの買戻しに関して子会社が所在する国で管理業務、顧問業務またはマーケティング業務のみを行っている子会社の出資で信託により保有されている株式</p>
5.4	それぞれの資産の一部を構成する譲渡可能証券または短期金融証券に付随する新株引受権を行使する場合、ファンドは本書の投資制限を遵守する必要はありません。
5.5	中央銀行は、新規認可ファンドに対し、リスク分散の原則を遵守することを条件として、認可日後6か月間、第2.3項から第2.12項まで、第3.1項、第3.2項、第4.1項および第4.2項の規定からの適用除外を認めることができます。
5.6	本書に定められる制限がファンドの支配の及ばない理由でまたは新株引受権の行使の結果として超過した場合、本ファンドは、売却取引の優先目的として、投資家の利益を十分に考慮し、その事態の改善策を採用しなければなりません。
5.7	<p>信託は以下の空売りを実行することはできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 譲渡可能証券</li> <li>- 短期金融証券*</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>- CISのユニットまたは</li> <li>- FDI</li> </ul> <p>*信託による短期金融証券の空売りは禁止されています。</p>
5.8	ファンドは不随的流動資産を保有することができます。
6	金融デリバティブ商品(「FDI」)
6.1	ファンドのFDIに関するグローバル・エクスポージャーは純資産総額を超えてはなりません。
6.2	FDI(譲渡可能証券または短期金融証券への組み込みFDIを含む)の対象資産のポジションエクスポージャーは、関連する場合において、直接投資から生じたポジションと組み合わせた場合、中央銀行UCITS規制/ガイダンスに定められる投資制限を超過してはなりません。(インデックス型FDIの場合、対象インデックスが中央銀行UCITS規制に定められる基準を満たすインデックスであることを条件として、この規定は適用されません。)
6.3	<p>ファンドは、以下を条件として店頭(OTC)で取引されるFDIに投資することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 店頭取引(OTC)のカウンターパーティは、プルデンシャル監督の対象であり、中央銀行により承認されたカテゴリーに属する機関とします。</li> </ul>
6.4	FDIへの投資は中央銀行により定められた条件および制限に従います。

### 借入れ制限

中央銀行規則は、本ファンドに関して、信託が以下を行うことを定めています。

(a)借入れを行うことはできません(この借入れが一時的なものであることを条件として、合計で本ファンドの純資産総額の10%を超えない借入れ以外)。借入れは本ファンドの資産に関して保証することができます。借入金残高の比率を算定する場合、貸方残高(例えば、現金)は借入金と相殺することはできません。

(b)バックツーバックローンにより外貨を取得することができます。以下のように預金を相殺することを条件として、この方法で取得した外貨は(a)の借入れ制限の目的で借入金には分類されません。(i)本ファンドの基準通貨建てにすること、および(ii)外貨建て借入金残高の価額と同等かまたはこれを上回ること。ただし、外貨建て借入金バックツーバック預金の価額を超過する場合、超過額は上記(a)の目的で借入れとみなされます。

## 4. 運用状況

### 1 投資状況

本ファンドの機関投資家向けクラス I (JPY) ヘッジなしユニットは、2023年12月に設定される予定で、本資料の作成時には、該当する情報はございません。

### 2 投資資産

本ファンドの機関投資家向けクラス I (JPY) ヘッジなしユニットは、2023年12月に設定される予定で、本資料の作成時には、該当する情報はございません。

- (1) 投資有価証券の主要銘柄
- (2) 投資不動産物件
- (3) その他投資資産の主要なもの

### 3 運用実績

本ファンドの機関投資家向けクラス I (JPY) ヘッジなしユニットは、2023年12月に設定される予定で、本資料の作成時には、該当する情報はございません。

- (1) 純資産の推移
- (2) 分配の推移
- (3) 収益率の推移

## II 財務ハイライト情報

本ファンドの機関投資家向けクラス I (JPY) ヘッジなしユニットは、2023年12月に設定される予定で、本資料の作成時には、該当する情報はございません。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益及び剰余金計算書
- (3) 注記表



**特別勘定の名称：外国債券型**

## 資産の運用に関する極めて重要な事項

### I 投資信託(ファンド)の状況

#### 1. 投資信託(ファンド)の性格

##### 1 名称

外国債券インデックスファンド VA(適格機関投資家専用)

※以下において、上記のファンドを「当ファンド」という場合があります。

##### 2 目的及び基本的性格

外国債券インデックスマザーファンド受益証券を通じて、外国の公社債に投資し、投資成果をFTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

※当ファンドは、追加型投信/海外/債券/インデックス型です。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	グローバル(除く日本)
	投資対象資産(収益の源泉)	債券
属性区分	投資対象資産	その他資産(投資信託証券(債券 公債))
	決算頻度	年1回
	投資対象地域	グローバル(除く日本)
	投資形態 為替ヘッジ	ファミリーファンド 為替ヘッジなし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ[<http://www.toushin.or.jp/>]をご参照下さい。

### 3 特色

#### 1. 基本方針

当ファンドは、投資成果を FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

外国債券インデックスマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、外国の公社債に投資し、投資成果を FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
- ② マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

##### (3) 投資制限

###### ① マザーファンドの受益証券への投資制限

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

###### ② 株式への投資制限

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使等により取得したものに限り、株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%以下とします。

###### ③ 投資信託証券への投資制限

投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

###### ④ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

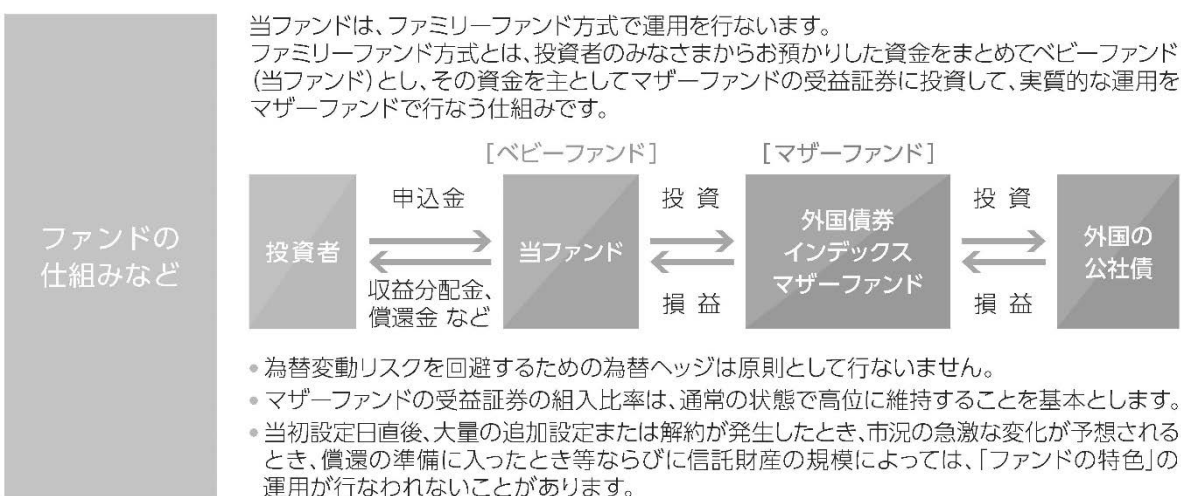
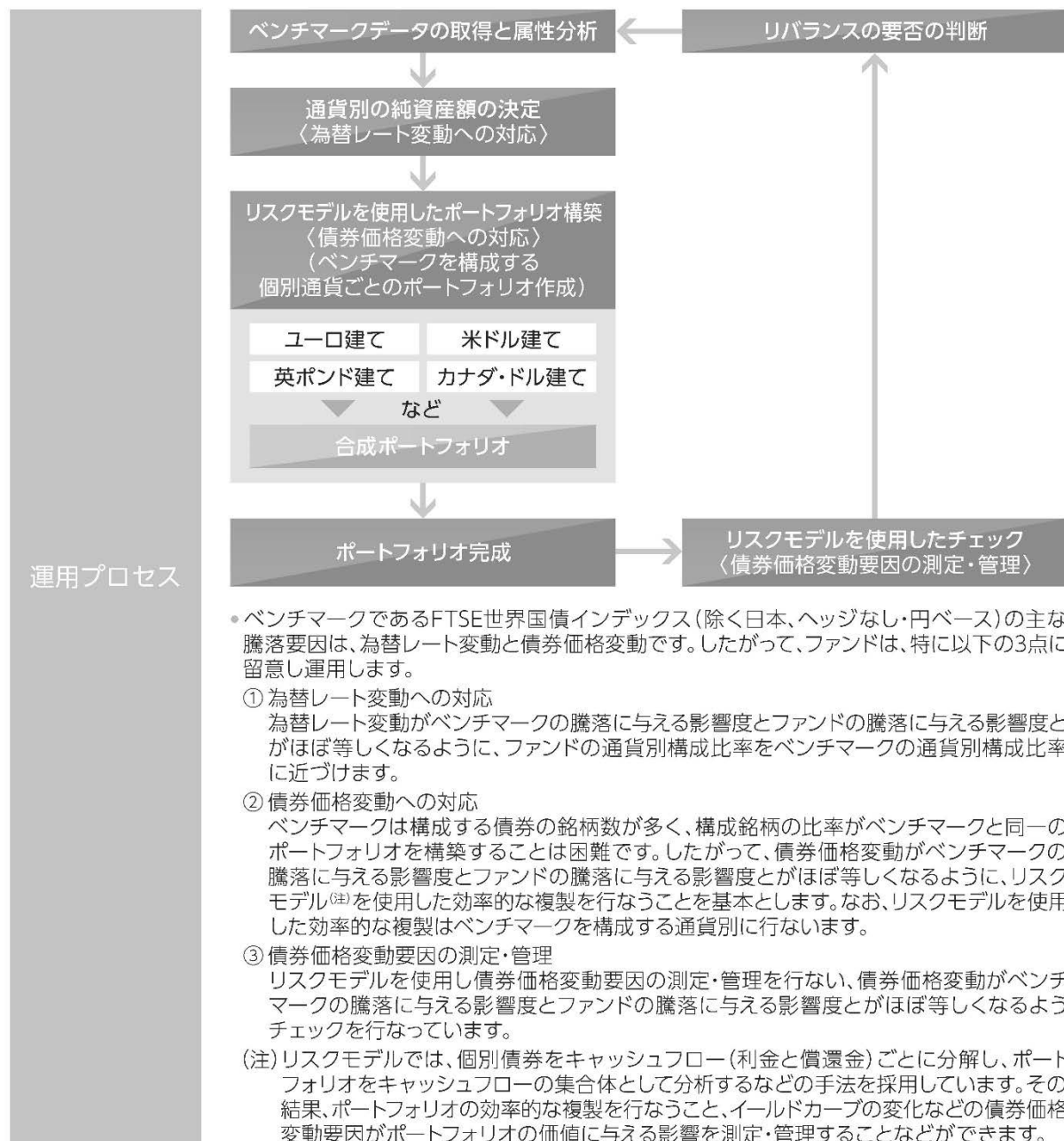
#### 3. 収益分配方針

① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。

② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

#### 4. 運用プロセス



FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

● 基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)の動きに連動する投資成果をあげることがめざして運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- ・ 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れるわけではないこと
- ・ 基準価額の算出に使用する為替レートと、指数の算出に使用する為替レートの評価時点が異なること
- ・ 運用管理費用(信託報酬)等を負担することによる影響
- ・ 追加設定および解約に対応した公社債の約定価格と指数の算出に使用する価格の差
- ・ 債券先物取引等を利用した場合の指数との値動きの差、コストなど
- ・ 公社債および債券先物取引等の最低取引単位の影響
- ・ 公社債または債券先物取引等の流動性が低下した場合における売買対応の影響

## 4 仕組み

受益者	お申込者	
	収益分配金、償還金など↑↓お申込金(※3)	
お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約(※1)に基づき、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集の取扱い ②一部解約請求に関する事務 ③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
↑↓※1	収益分配金、償還金など↑↓お申込金(※3)	
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約(以下「信託契約」といいます。)(※2)の委託者であり、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集・発行 ②信託財産の運用指図 ③信託財産の計算 ④運用報告書の作成 など
↓運用指図↑↓※2	損益↑↓信託金(※3)	
受託会社	三井住友信託銀行株式会社 再信託受託会社： 株式会社日本カ ストディ銀行	信託契約(※2)の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 ①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 ②信託財産の計算 など
	損益↑↓投資	
投資対象	外国の公社債 など (ファミリーファンド方式で運用を行ないます。)	

※ 上記の仕組みは 2022 年 12 月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

※1: 受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

※2: 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項(運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等)が規定されています。

※3: 販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から收受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

## 2. 投資方針および投資リスク

### 1 投資方針と主な投資対象

外国債券インデックスマザーファンドの受益証券を通じて、外国の公社債に投資し、投資成果を FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

- ◆ 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、外国の公社債に投資し、投資成果を FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
- ◆ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ◆ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

※ 投資対象の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照下さい。

#### 【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

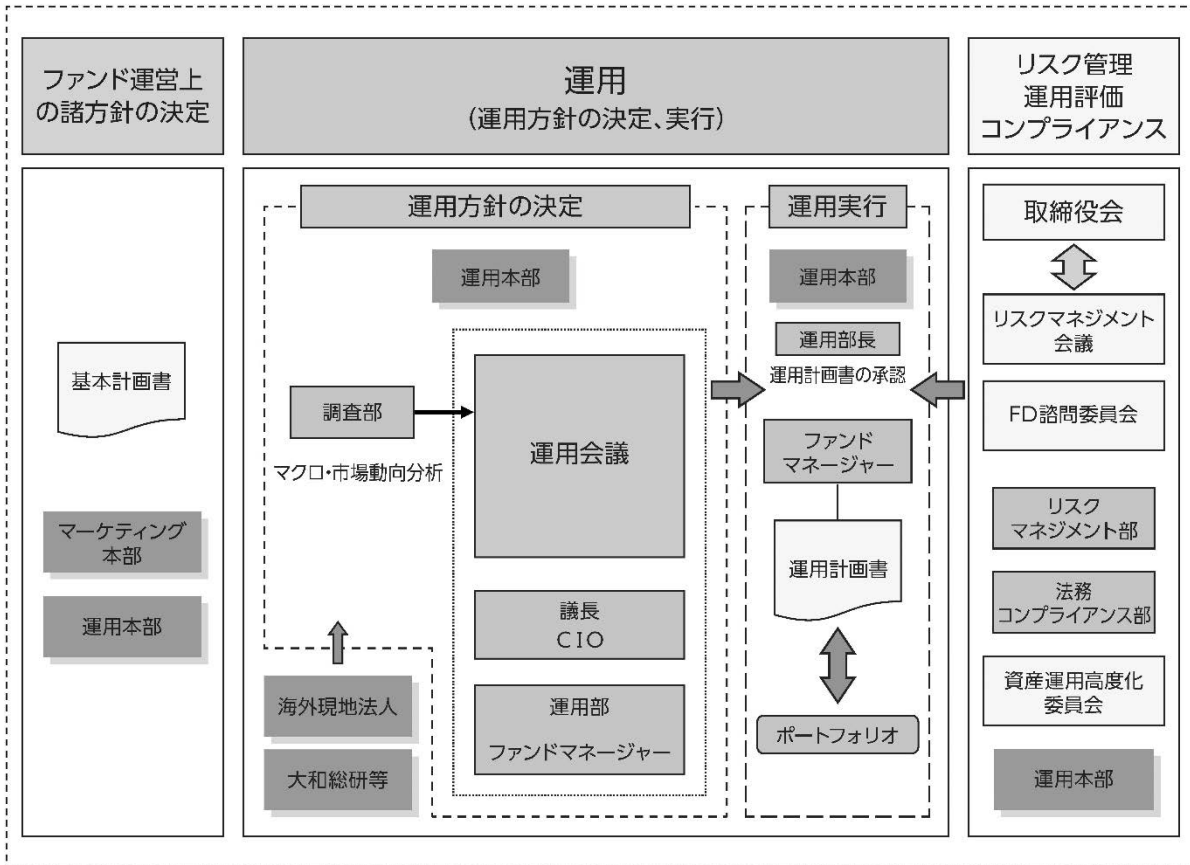
##### 外国債券インデックスマザーファンド

1. 主として外国の公社債に投資し、投資成果を FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)の動きに連動させることをめざして運用を行なうことを基本とします。
2. 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。
3. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

## 2 運用体制

### ① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



### ② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

#### イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。

#### ロ. 基本的な運用方針の決定

CIO※<sup>1</sup>が議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

#### ハ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

### ③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

#### イ. CIO(1名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・基本的な運用方針の決定
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

#### ロ. Deputy-CIO※<sup>2</sup>(0~5名程度)

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

#### ハ. インベストメント・オフィサー(0~5名程度)

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

#### ニ. 運用部長(各運用部に1名)

ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。

#### ホ. 運用チームリーダー

ファンドの基本的な運用方針を策定します。

#### ヘ. ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

※<sup>1</sup>CIO(Chief Investment Officer)

※<sup>2</sup>Deputy-CIO(副 Chief Investment Officer)



- ④ リスクマネジメント会議、FD<sup>※3</sup> 諮問委員会および資産運用高度化委員会  
 次のとおり各会議体等において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体等の事務局となる部署の人員は 35～45 名程度です。
- イ. リスクマネジメント会議  
 経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。
- ロ. FD 諮問委員会  
 取締役会の諮問委員会として、ファンド組成・運用に関わる会議体等に対する牽制に資する事項について、取締役会に意見を述べます。
- ハ. 資産運用高度化委員会  
 資産運用高度化への取組みについて報告・検討し、必要事項を審議・決定します。
- ⑤ 受託会社に対する管理体制  
 受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※3FD(フィデューシャリーデューティの略)

※ 上記の運用体制は 2022 年 12 月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

### 3 主な投資制限

ファンドの法令および約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。

- 1) マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使等により取得したものに限り、株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- 3) 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします
- 4) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

※投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

#### 【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

##### 外国債券インデックスマザーファンド

- 1) 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))の新株予約権に限ります。)の行使等により取得したものに限り、株式および株式を組入可能な投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 3) 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 6) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 7) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- 8) スワップ取引は、約款第16条の範囲で行ないます。
- 9) 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第17条の範囲で行ないます。

## 4 投資リスクについて

### <価額変動リスク>

当ファンドは、公社債など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

#### ①. 公社債の価格変動(価格変動リスク・信用リスク)

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します(値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。)。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合(債務不履行)、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します(利息および償還金が支払われないこともあります。)。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

#### ②. 外国証券への投資に伴うリスク

##### イ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

なお、当ファンドにおいては、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。そのため基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

##### ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

#### ③. その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。二. 外国証券への投資に伴うリスク

### <換金性が制限される場合>

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

- ① 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、お買付け、ご換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けたお買付けの申込みを取消することがあります。
- ② ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受け付けたものとして取扱います。

### <その他の留意点>

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

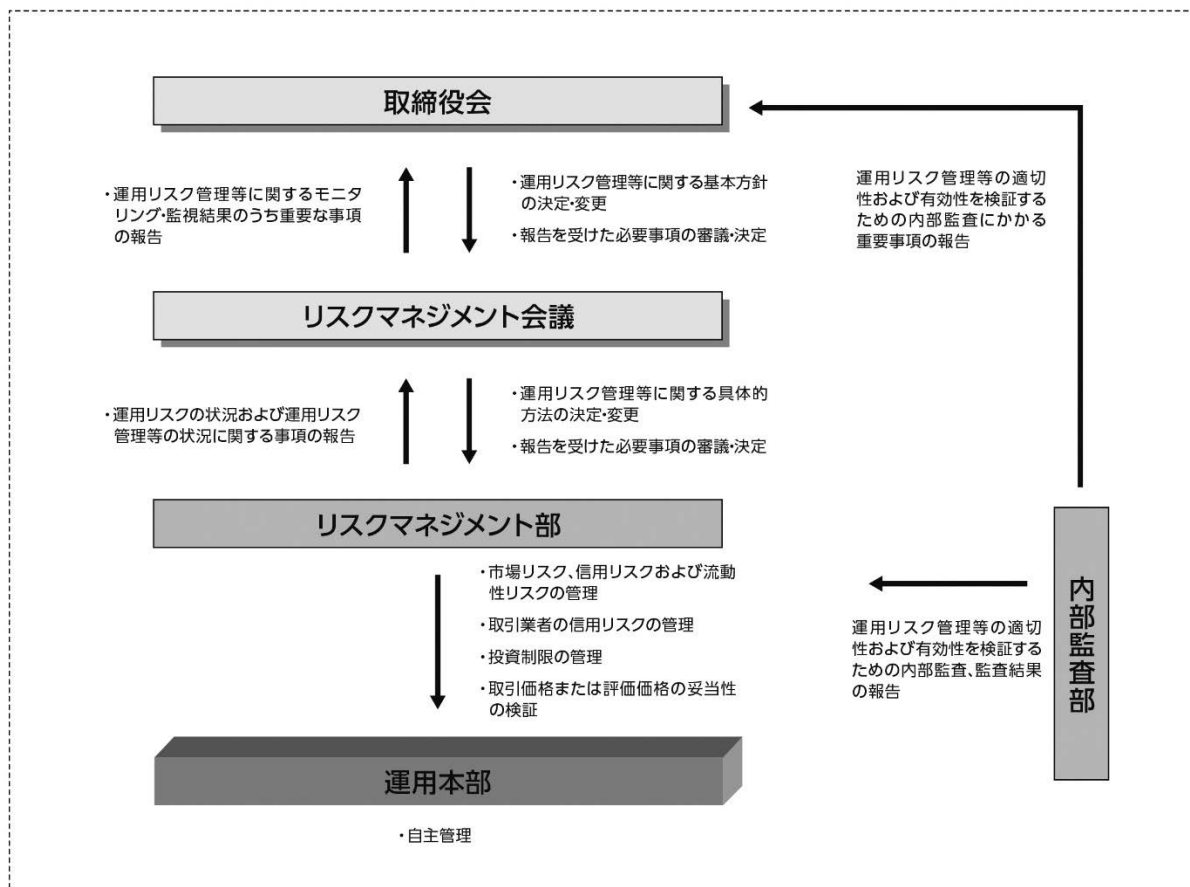
※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映することができないことについては、<特色>の「●基準価額の動きに関する留意点」をご参照下さい。

※流動性リスクに関する事項

・ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

運用リスク管理体制(※)は、以下のとおりとなっています。



※上記の運用リスク管理体制は 2022 年 12 月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

※ 流動性リスクに対する管理体制

- ・ 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- ・ 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

### 3. その他詳細情報

#### 1 投資対象

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
  1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
    - イ. 有価証券
    - ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。)
    - ハ. 約束手形
    - ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
  2. 次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ. 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託会社とし三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された外国債券インデックスマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券、ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。
  1. 転換社債の転換、新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))の新株予約権に限ります。)の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証書
  2. 国債証券
  3. 地方債証券
  4. 特別の法律により法人の発行する債券
  5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
  6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
  7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
  8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
  9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
  10. コマーシャル・ペーパー
  11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
  12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
  14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
  15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
  16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
  17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
  18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  19. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
  20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
  21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの  
なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券(新投資口予約権証券、投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
  1. 預金
  2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

## 2投資制限

- ① マザーファンドの受益証券(信託約款)  
マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
  - ② 株式(信託約款)
    - イ. 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。)の行使等により取得したものに限りません。
    - ロ. 委託会社は信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。
    - ロ. 前ロ.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
  - ③ 投資信託証券(信託約款)
    - イ. 信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。))な投資信託証券(以下「上場投資信託証券」といいます。))を除きます。の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。))の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
    - ロ. 前イ.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。))の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
  - ④ 投資する株式等の範囲(信託約款)
    - イ. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
    - ロ. 前イ.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
  - ⑤ 信用取引(信託約款)
    - イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
    - ロ. 前イ.の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
      1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
      2. 株式分割により取得する株券
      3. 有償増資により取得する株券
      4. 売出しにより取得する株券
      5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。)の行使により取得可能な株券
      6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。))の行使により取得可能な株券
  - ⑥ 先物取引等(信託約款)
    - イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。))および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。))ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。))
    - ロ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
  - ハ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- ⑦ スワップ取引(信託約款)
    - イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。))を行なうことの指図をすることができます。
    - ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  - ハ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- 二. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- ⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(信託約款)
  - イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
  - ロ. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- 二. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- ⑨ 有価証券の貸付け(信託約款)
  - イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
    1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
    2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
    3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
  - ロ. 前イ.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
- ⑩ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)  
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ⑪ 外国為替予約取引(信託約款)
  - イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
  - ロ. 前イ.の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ハ. 前ロ.においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属

するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の  
売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占め  
る信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割  
合を乗じて得た額をいいます。

二. 前口の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期  
間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外  
国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑫ 資金の借入れ(信託約款)

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性  
に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴  
う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を  
目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手  
当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含み  
ます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有  
価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益  
者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券  
等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日ま  
での間、もしくは償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である  
場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、  
解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借  
入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の  
10%を超えないこととします。

ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収  
益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入  
額は収益分配金の再投資額を限度とします。

二. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

## 4. 運用状況

### 外国債券インデックスファンド VA(適格機関投資家専用)

#### 1 投資状況

当ファンドの運用は、2024年2月より開始する予定であるため、該当事項はありません。

#### 2 投資資産

当ファンドの運用は、2024年2月より開始する予定であるため、該当事項はありません。

#### 3 運用実績

当ファンドの運用は、2024年2月より開始する予定であるため、該当事項はありません。

## II 財務ハイライト情報

当ファンドの運用は、2024年2月より開始する予定であるため、該当事項はありません。





**特別勘定の名称：世界債券プラス型**

## I 投資信託(ファンド)の状況

### 1. 投資信託(ファンド)の性格

#### 1 名称

適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンドー3

※以下、上記のファンドを「当ファンド」という場合があります。

#### 2 目的及び基本的性格

当ファンドは、アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド(以下、「マザーファンド」という場合があります。)受益証券を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。なお、マザーファンドは、世界各国の投資適格格付けの公社債(以下、「投資適格債」という場合があります。)を主な投資対象とします。原則として、取得時に格付け機関により投資適格格付け(BBB 格以上)を得ている公社債としますが、格付けを得ていない場合でも、委託会社が投資適格債に相当すると判断した場合は投資を行う場合もあります。

※当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

※一般社団法人投資信託協会が公募投資信託について定める「商品分類に関する指針」に基づいて分類した場合、当ファンドは、「追加型投信／内外／債券」に該当します。

追加型投信……一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外……投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券……投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※当ファンドの信託金の上限は、500 億円とします。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

※当ファンドの信託期間は無期限です。ただし、委託会社は、信託元本が 10 億円を下回ったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

#### 3 特色

##### 1. アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。マザーファンドは世界各国の投資適格債に投資します。

◆マザーファンドは、主として米国国債、投資適格社債などの米国内の投資適格債をはじめ、米国外の投資適格国の国債、事業債などの投資適格債へ投資します。

◆原則として、取得時に格付け機関により投資適格格付け(BBB 格以上)を得ている公社債に投資します。ただし、格付けを得ていない場合でも、委託会社が投資適格債に相当すると判断した場合は投資を行う場合もあります。

##### ◎格付けと投資対象

債券は、その元本や利息の支払いの確実性の度合いによって格付け機関によって格付けがなされています。BBB 一格(S&P)、Baa3格(ムーディーズ)以上の債券を「投資適格債」といいます。

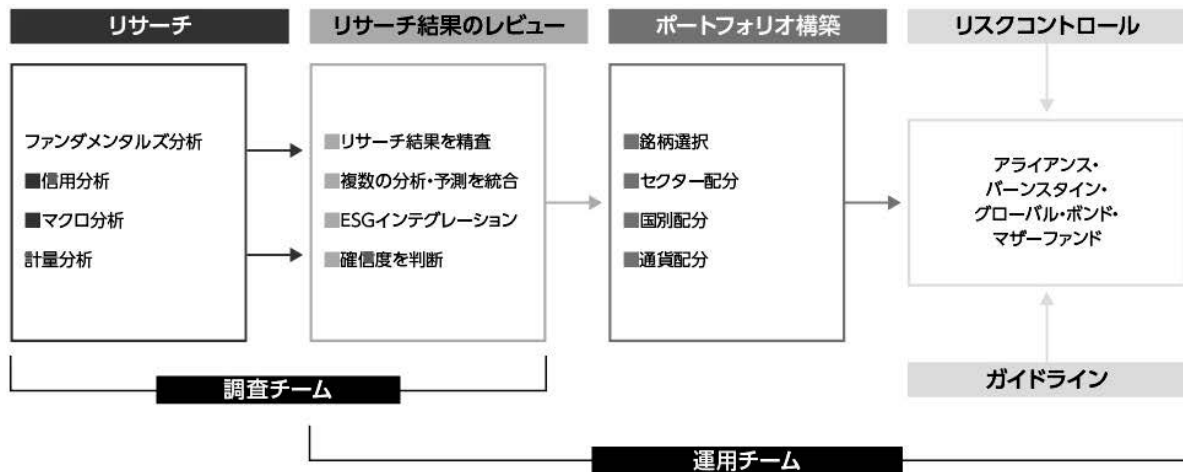
※S&P、ムーディーズは格付け機関の例として提示したもので、その他の格付け機関の格付け情報も採用します。

## 2. 調査チームによる相対的投資価値分析を基本としたアクティブ運用を行います。

◆債券の運用チームは、調査チームによる相対的な投資価値の分析に基づき、①国別資産配分、②債券セクター\*配分、③個別銘柄の選定を行います。

\*債券セクターとは、公社債をその属性に基づき区分したもので、例えば、米国国債、社債といった区分があります。債券セクターによって利回りや収益率は異なります。

### <債券運用のプロセス> (2022年12月末現在)



- ・ファンダメンタルズ分析と計量分析を融合し、相対的に高い収益が期待される国・債券セクターや銘柄に対して、機動的に資産配分を行います。
- ・マクロ分析チームと計量分析チームはそれぞれの分析手法により、各国、各債券セクター等のリターンの予測を行います。信用分析チームは、業種および個別企業のファンダメンタルズ分析を行います。
- ・運用チームと調査チームは、ファンダメンタルズ分析および計量分析の結果について徹底的に吟味し、基本投資戦略を策定します。
- ・運用チームは、投資戦略と投資ガイドラインに従ってポートフォリオを構築します。

※上記は、2022年12月末現在の状況であり、今後変更となる場合があります。

◆為替の運用は、債券運用とは分離して行います(カレンシー・オーバーレイ運用)。

- ・各国の景気サイクルや政策の見通しなどのファンダメンタルズ分析と、自社開発モデルを利用した計量分析をもとに通貨配分を決定します。

◆チーム運用を行います。

- ・米国、欧州、日本、香港、オーストラリアに運用拠点を配置しています。
- ・情報を共有し、規律あるチームワークを重視した意思決定を行います。

※上記の内容は、今後変更となる場合があります。

※市場動向、資金動向等によっては、運用の基本方針に沿った運用ができない場合があります。

## 3. FTSE世界国債インデックス(円ベース)をベンチマークとします。

◆ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。また、投資対象国の債券市場の構造変化等によっては、当ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

◆「FTSE世界国債インデックス(円ベース)」とは、FTSE Fixed Income LLCが算出・公表する指数で、1984年12月末日を100として世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均し指数化したものです。FTSE世界国債インデックス(円ベース)に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

## 4. 実質外貨建資産\*については、原則として為替ヘッジを行いません。

\*当ファンドの信託財産に属する外貨建資産と、マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち、当ファンドの信託財産に属するとみなした資産を合わせた資産のことをいいます。

## 5. マザーファンドの運用は、アライアンス・パースタイン・エル・ピー等、海外のグループ会社に委託します。

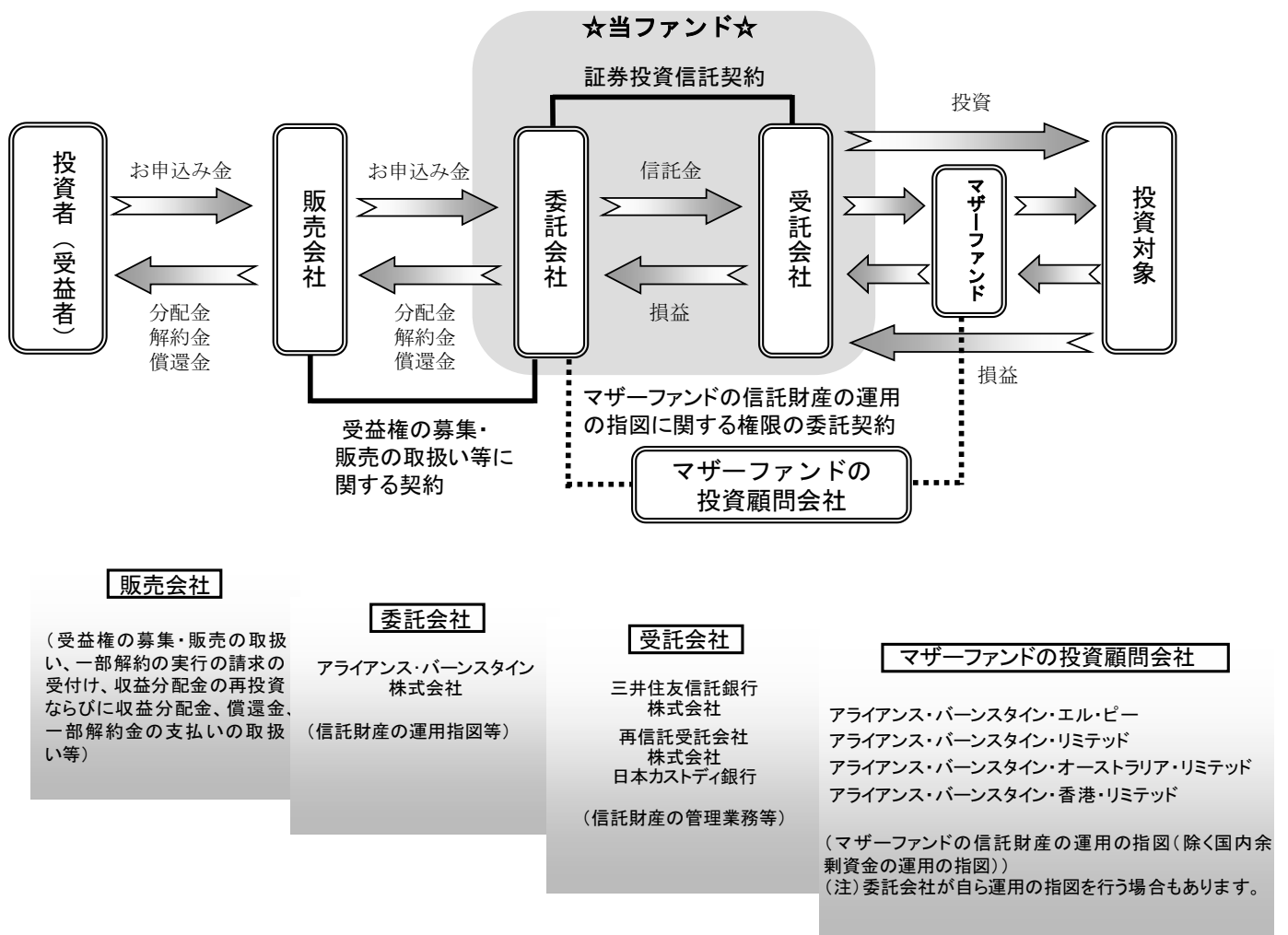
◆運用の一層の強化・充実を図るため、委託会社はマザーファンドの信託財産の運用の指図に関する権限(国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。)を以下の投資顧問会社に委託します。ただし、委託会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

- アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
- アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
- アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
- アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

◆アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーを中核とするアライアンス・バーンスタイン(AB)\*1は、総額約6,464億米ドル(2022年12月末現在、約85.3兆円\*2)の資産を運用し、米国をはじめ世界26の国・地域、51都市(2022年12月末現在)に拠点を有しています。

- \*1 アライアンス・バーンスタインおよび AB には、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。
- \*2 米ドルの邦貨換算レートは1米ドル=131.945円(2022年12月31日のWMロイター)を用いております。

#### 4 仕組み



※上記の仕組みは、2022年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2. 投資方針及び投資リスク

### 1 投資方針と主な投資対象

当ファンドは、アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。  
なお、マザーファンドは原則として、取得時に格付機関により投資適格格付け(BBB 格以上)を得ている世界各国の公社債に投資します。

- マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を維持することを原則とします。
- 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避または軽減するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

※投資対象の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

#### 【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

##### アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド

- この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
- 世界各国の投資適格債を主な投資対象とします。原則として、取得時に格付機関により投資適格格付け(BBB 格以上)を得ている公社債としますが、格付けを得ていない場合でも、委託会社が投資適格債に相当すると判断した場合は投資を行う場合もあります。
- 世界中の公社債の中から、相対的に投資価値の高い証券に分散投資します。
- 分散投資と投資対象証券の相対的投資価値分析を基本とした、アクティブな運用を行います。
- 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避または軽減するため、有価証券先物取引等を行うことができます。

## 2 運用体制

### ①ファンドの運用体制

委託会社はマザーファンドの信託財産の運用の指図に関する権限(国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。)を以下の投資顧問会社に委託します。ただし、委託会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

アライアンス・バーンスタイン・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

### ②内部管理体制および意思決定を監督する組織等

委託会社は、ファンドの運用・管理業務およびリスク管理について、それぞれ社内規程を定めています。

- ・リーガル・コンプライアンス本部は信託約款および法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。
- ・運用管理部はポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについてモニターしています。
- ・クライアント本部は市場リスク等があらかじめ定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしています。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

### ③委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、運用委託先の管理については、社内規程に従い、運用部門から独立した管理担当部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。また、受託会社に対して、信託財産の日常の管理業務を通じ、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合

は適宜改善を求めています。

◆上記の運用体制等は、2022年12月末現在のものであり、今後変更する場合があります。

### 3 主な投資制限

当ファンドの法令および信託約款に基づく主な投資制限は以下のとおりです。

- ① 外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。
- ② 株式への投資は、優先株および転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、株主割当または社債権者割当により取得したものに限りします。
- ③ 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑧ 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

※投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

#### 【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

##### アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド

- ① 外貨建資産への投資については、制限を設けません。
- ② 株式への投資は、優先株および転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使、株主割当または社債権者割当により取得したものに限りします。
- ③ 株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑨ 有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図については、信託約款に定める範囲内で行います。

## 4 投資リスクについて

投資信託である当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて公社債などの値動きのある金融商品等に投資しますので、当該マザーファンドおよび当ファンドに組入れられた金融商品等の値動き(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)により基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

### 基準価額の変動要因

#### ① 金利変動リスク

一般に、債券価格は金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。また、一般的に満期までの期間が長いほど価格変動のリスクは大きくなります。

#### ② 信用リスク

発行国の債務返済能力等の変化、発行体の業績や財務内容等の変化による格付け(信用度)の変更や変更の可能性、信用リスクに対する投資家の姿勢、特定の債券の信用度に関する投資家の考え方が変わることなどにより、債券価格が大きく変動することがあります。また、デフォルト(債務不履行)が生じる場合には、債券価格が大きく下落します。なお、このような場合には流動性も低下し、機動的な売買ができないことも考えられます。また、金融商品等の取引相手方にデフォルトが生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

#### ③ カントリー・リスク

発行国の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。

また、エマージング・カントリー公社債市場は、一般に先進諸国の金融・証券市場に比べ、市場規模、取引量が小さく、法制度(金融・証券市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等)やインフラストラクチャーが未発達であり、低い流動性、高い価格変動性、ならびに決済の低い効率性が考えられます。こうしたリスクには、債券の発行体等に対する投資家の権利保全措置や投資家の権利を迅速かつ公正に実現、執行する裁判制度の不備等により、デフォルト等が生じた場合、投資資金の回収が困難になる可能性も含まれています。なお、企業情報の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、エマージング・カントリー公社債は先進諸国に比べカントリー・リスクが高くなります。

#### ④ 流動性リスク

市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない場合があります。投資適格社債の中でも相対的に格付けの低い債券などは、一般に米国国債など主要国の国債に比べ流動性リスクが高くなります。

#### ⑤ 為替リスク

為替相場の変動を収益向上の機会と捉え、機動的に通貨配分を行います。実質外貨建資産に対し原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動により当ファンドの基準価額が影響を受けます。

#### ⑥ 一部解約による当ファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

受益者による当ファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有する金融商品等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有する金融商品等を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が大きく変動することが考えられます。

#### ⑦ インデックスの下落に伴うリスク

当ファンドは、FTSE世界国債インデックス(円ベース)を運用上のベンチマークとして運用を行います。ベンチマークとしたインデックスが下落する局面では、当ファンドのパフォーマンスも下落し、基準価額の下落につながることがあります。

#### ⑧ 他のベビーファンドの設定・解約等に伴う基準価額変動のリスク

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入金融商品等に売買が生じた場合、その売買による組入金融商品等の価格変動や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※市場動向や投資対象国の政治、経済、社会情勢等によっては、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

※投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

上記の投資リスクの管理体制は以下のとおりです。

① 投資顧問会社におけるリスク管理

市場/ポートフォリオ・リスクおよびオペレーショナル・リスクについて、各リスク管理担当が常時モニターしています。各リスク管理担当は、リスク管理内容を債券部門チーフ・インベストメント・オフィサーに報告することにより、牽制が働く体制としています。

《債券運用に関わるリスクへの対応》

運用チームでは、債券運用に関わるリスクについて以下のような対応を図っています。

金利変動リスク	◆エコノミストを中心に、世界経済、債券市場を分析しています。 ◆金利上昇局面では、状況に応じ国別配分や債券セクター配分を変えることで対応します。
信用リスク	◆格付機関出身者など、経験豊富な信用分析専門のアナリストがファンダメンタルズ分析を行い、管理しています。 ◆格付予想モデルを使った分析も行っています。 ◆分散投資により、1銘柄の信用リスクがポートフォリオに大きな影響を与えないよう配慮しています。
流動性リスク	◆社債については、1発行体が発行する社債の買付割合、組入銘柄の分散や、発行額等に留意しています。

② 委託会社におけるリスク管理

a. 運用ガイドラインの遵守状況の監視

運用部門から独立した部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。具体的には、リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。

b. パフォーマンスの検証

ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。さらに、クライアント本部においても運用リスク(市場リスク、信用リスク、為替リスク等)があらかじめ定められた運用の基本方針、及び運用方法に即した適正範囲のものであるかをチェックしており、その結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

また、クライアント本部ではファンドのパフォーマンス分析も行っており、その結果は投信戦略委員会に報告され、運用状況の検証が行われます。

c. 流動性リスクの管理

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※上記の投資リスク管理体制は、2022年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。



### 3. その他詳細情報

## 1 適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド-3の投資対象

#### (1) 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

①次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下、同じ。)

- 有価証券
- デリバティブ取引(金融商品取引法第20条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。)
- 金銭債権
- 約束手形

②次に掲げる特定資産以外の資産

- 為替手形

#### (2) 有価証券の指図範囲

委託者は、主としてアライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)(に投資することを指図します。

- 株券または新株引受権証券
- 国債証券
- 地方債証券
- 特別の法律により法人の発行する債券
- 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。)(の新株引受権証券を除きます。)
- 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- コマース・ペーパー
- 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下、同じ。)(および新株予約権証券
- 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a.から k.までの証券または証書の性質を有するもの
- 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 外国の者に対する権利で上記 u.の有価証券の性質を有するもの

なお、a.の証券または証書、l.ならびに q.の証券または証書のうち a.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b.から f.までの証券および l.ならびに q.の証券または証書のうち b.から f.までの証券の性質を有するものおよび n.に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、m.の証券および n.の証券(ただし、投資法人債券を除きます。)(を以下「投資信託証券」といいます。

#### (3) 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を上記(2)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券と

みなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)(により運用することを指図することができます。

- 預金
- 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- コール・ローン
- 手形割引市場において売買される手形
- 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 外国の者に対する権利で上記 e.の権利の性質を有するもの

#### (4) 金融商品の運用指図

上記(2)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、上記(3)の a.から d.までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

#### (5) 先物取引等の運用指図および範囲

①委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)(、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)(および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)(ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。))。

- 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。)(の時価総額の範囲内とします。
- 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額。)(に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記(3)の a.から d.までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本(5)で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

②委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

- 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
- 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
- コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本(5)で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

- 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記(3)の a.から d.までに掲げる金融商品で運用しているもの)をいいます。以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。以下同じ。)(の時価総額の範囲内とします。
- 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記(3)の a.から d.までに掲げる金融商品で運用している額(以下、本③におい

て、「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下、同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金を加えた額を限度とします。

c.コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本(5)で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### (6) スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- ① 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下、「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、本③において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 上記③において、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### (7) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

- ① 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 上記③においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総

額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ⑤ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑥ 上記⑤においてマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑧ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑨ 本(7)に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑩ 本(7)に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下、本(7)において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下、本(7)において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

## 2適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド3の投資制限

### (1) 信託約款による制限

#### ① 外貨建資産への実質投資割合

外貨建資産への実質投資割合については、制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### ② 株式への投資制限

株式への投資は、優先株および転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))の新株予約権に限ります。の行使、株主割当または社債権者割当により取得したものに限りません。

#### ③ 株式への投資割合

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

#### ④ 投資する株式等の範囲

a. 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

b. 上記aの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### ⑤ 新株引受権証券等への投資割合

委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### ⑥ 同一銘柄への投資割合

##### a. 同一銘柄の株式への投資割合

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

##### b. 同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

##### c. 同一銘柄の転換社債等への投資割合

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### ⑦ 投資信託証券への投資割合

委託者は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。))の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

### (2) 法令により禁止または制限される取引等

#### 同一法人の発行する株式の投資制限

委託者は、同一法人の発行する株式について、委託者が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託の投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

### (3) その他信託約款に定める取引の方法と条件

#### ① 外国為替予約の指図

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

#### ② 有価証券貸付けの指図・目的・範囲

a. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の(イ)および(ロ)の範囲で貸付けの指図をすることができます。

(イ) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

(ロ) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

b. 上記a.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたとときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### ③ 一部解約の請求ならびに有価証券の売却および再投資の指図

a. 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

b. 委託者は、上記a.による解約代金、売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の収入金を再投資することの指図をすることができます。

#### ④ 資金の借入れ

a. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。))を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。))の指図をすることができます。

す。なお、この借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- b. 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

※上記は 2022 年 12 月末現在における信託約款からの抜粋です。信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

## 4. 運用状況

### 1 投資状況(2022年12月30日現在)

#### 適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド-3

2022年12月30日現在

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	9,226,216,513	100.09
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△8,508,578	△0.09
合計(純資産総額)		9,217,707,935	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### 【参考情報】マザーファンドの投資状況(2022年12月30日現在)

#### アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド

2022年12月30日現在

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	4,382,305,169	11.45
	アメリカ	15,140,501,977	39.57
	カナダ	785,715,338	2.05
	ペルー	295,029,951	0.77
	ドイツ	1,551,116,960	4.05
	イタリア	1,400,658,786	3.66
	フランス	274,472,941	0.71
	オランダ	417,015,441	1.09
	スペイン	912,586,992	2.38
	ベルギー	766,165,598	2.00
	オーストリア	2,165,287,104	5.66
	アイルランド	103,082,328	0.26
	イギリス	539,371,449	1.41
	オーストラリア	52,454,621	0.13
	ニュージーランド	1,861,641,474	4.86
	マレーシア	123,465,272	0.32
	インドネシア	126,232,797	0.32
		韓国	155,410,373
	小計	31,052,514,571	81.17
地方債証券	日本	279,308,166	0.73
	アメリカ	113,517,827	0.29
	小計	392,825,993	1.02
特殊債券	日本	557,460,056	1.45
	ドイツ	205,187,452	0.53
	フランス	98,316,981	0.25
	スウェーデン	99,873,107	0.26
	韓国	109,970,785	0.28
	国際機関	732,029,321	1.91
	小計	1,802,837,702	4.71
社債券	アメリカ	273,294,477	0.71
	カナダ	749,349,372	1.95
	フランス	501,166,175	1.31
	オランダ	180,206,110	0.47
	スペイン	401,047,221	1.04
	ルクセンブルク	66,399,836	0.17
	フィンランド	101,528,817	0.26
	イギリス	673,495,557	1.76
	スイス	126,484,601	0.33
	スウェーデン	451,491,955	1.18
	ノルウェー	199,168,276	0.52
	デンマーク	204,567,359	0.53
	オーストラリア	425,481,677	1.11
	韓国	98,496,924	0.25
	小計	4,452,178,357	11.63
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	552,854,688	1.44

合計(純資産総額)	38,253,211,311	100.00
-----------	----------------	--------

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 2 投資資産(2022年12月30日現在)

### 適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンドー3

#### (1) 投資有価証券の主要銘柄

全銘柄

2022年12月30日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	アライアンス・バーンスタイン・ グローバル・ボンド・マザーファンド	4,281,704,341	2.2690	9,715,187,150	2.1548	9,226,216,513	100.09

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### 種類別及び業種別の投資比率

2022年12月30日現在

種類	国内/外国	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	国内	100.09
合計		100.09

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### (2) 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### (3) その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産(2022年12月30日現在)  
 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド

(1) 投資有価証券の主要銘柄

時価金額上位30銘柄

2022年12月30日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY	16,208,000	12,668.38	2,053,291,544	12,365.98	2,004,278,240	2.25	2027年2月15日	5.23
2	オーストリア	国債証券	REPUBLIC OF AUSTRIA	15,824,000	12,794.86	2,024,659,248	11,726.02	1,855,526,019	0.9	2032年2月20日	4.85
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY	12,326,200	12,526.88	1,544,088,283	12,372.20	1,525,022,309	0.375	2024年9月15日	3.98
4	アメリカ	国債証券	US TSY INFL IX N/B	9,750,000	13,287.25	1,366,128,653	12,463.43	1,324,745,751	0.125	2026年10月15日	3.46
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY	9,614,000	12,652.11	1,216,374,395	12,171.07	1,170,127,450	1.875	2027年2月28日	3.05
6	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	7,785,000	13,689.06	1,065,693,447	13,402.72	1,043,402,245	1.3	2027年10月15日	2.72
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY	8,133,700	12,738.65	1,036,123,992	12,121.31	985,911,448	2.75	2032年8月15日	2.57
8	ニュージーランド	国債証券	NEW ZEALAND GOVERNMENT	11,675,000	8,226.31	960,422,279	8,000.87	934,102,628	2.75	2025年4月15日	2.44
9	日本	国債証券	第433回利付国債(2年)	924,750,000	100.10	925,745,633	100.00	924,750,000	0.005	2024年2月1日	2.41
10	アメリカ	国債証券	US TSY INFL IX N/B	5,669,800	13,323.45	926,654,161	12,840.79	913,393,939	0.125	2024年7月15日	2.38
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY	6,040,000	12,996.30	784,976,897	12,699.80	767,068,203	1.875	2024年8月31日	2.00
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY	5,970,000	12,676.99	756,816,714	12,735.05	760,282,671	0.875	2024年1月31日	1.98
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY	6,315,000	12,208.90	770,992,184	11,876.64	750,010,447	0.75	2026年4月30日	1.96
14	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	5,080,000	13,574.75	689,597,496	12,885.65	654,591,197	0.5	2026年2月1日	1.71
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY	5,065,000	12,685.29	642,509,969	12,556.73	635,998,754	0.375	2024年4月15日	1.66
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY	6,900,100	10,373.39	715,774,462	9,154.22	631,650,786	1.75	2041年8月15日	1.65
17	アメリカ	国債証券	US TREASURY	6,960,000	10,476.77	729,183,442	8,799.66	612,456,944	2	2051年8月15日	1.60
18	アメリカ	国債証券	US TREASURY	6,509,000	9,205.08	599,158,932	8,374.61	545,103,628	1.125	2040年5月15日	1.42
19	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	4,090,000	14,122.17	577,596,773	13,241.87	541,592,685	4	2035年4月30日	1.41
20	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3,839,000	14,018.65	538,176,255	13,225.18	507,714,715	1.7	2032年8月15日	1.32
21	スペイン	国債証券	SPANISH GOVERNMENT	3,756,000	14,060.34	528,106,725	13,223.62	496,679,367	3.45	2043年7月30日	1.29
22	カナダ	国債証券	CANADIAN GOVERNMENT	5,080,000	9,417.92	478,430,339	9,529.78	484,113,194	2.75	2027年9月1日	1.26
23	ニュージーランド	国債証券	NEW ZEALAND GOVERNMENT	6,893,000	6,994.44	482,126,852	6,789.18	467,978,290	2	2032年5月15日	1.22
24	日本	国債証券	第138回利付国債(5年)	465,400,000	100.21	466,377,340	100.11	465,935,210	0.1	2023年12月20日	1.21
25	イギリス	国債証券	UK TREASURY	4,535,000	10,105.83	458,299,564	10,151.99	460,393,198	1.25	2041年10月22日	1.20
26	ニュージーランド	国債証券	NEW ZEALAND GOVERNMENT	5,983,000	7,885.85	471,810,713	7,681.10	459,560,556	3.5	2033年4月14日	1.20
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY	5,341,700	10,319.14	551,217,752	8,540.48	456,207,304	1.875	2051年2月15日	1.19
28	日本	国債証券	第158回利付国債(20年)	466,500,000	100.20	467,437,665	94.65	441,570,240	0.5	2036年9月20日	1.15
29	オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVERNMENT	3,635,000	11,442.37	415,930,387	11,472.22	417,015,441	0.5	2032年7月15日	1.09
30	スペイン	国債証券	SPANISH GOVERNMENT	4,380,000	11,204.84	490,772,361	9,495.60	415,907,625	0.85	2037年7月30日	1.08

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2022年12月30日現在

種類	国内/外国	投資比率 (%)
国債証券	国内	11.45
	外国	69.72
地方債証券	国内	0.73
	外国	0.29
特殊債券	国内	1.45
	外国	3.25
社債券	外国	11.63
合計		98.55

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 投資不動産物件

該当事項はありません。

(3) その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

### 3 運用実績(2022年12月30日現在)

#### 適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンドー3

##### (1) 純資産の推移

2022年12月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額 (百万円)		1万口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5期計算期間末 (2013年5月1日)	199	199	12,822	12,822
第6期計算期間末 (2014年5月1日)	334	334	13,478	13,478
第7期計算期間末 (2015年5月1日)	623	623	14,783	14,783
第8期計算期間末 (2016年5月2日)	1,104	1,104	13,958	13,958
第9期計算期間末 (2017年5月1日)	1,949	1,949	14,113	14,113
第10期計算期間末 (2018年5月1日)	3,048	3,048	14,409	14,409
第11期計算期間末 (2019年5月7日)	4,259	4,259	14,514	14,514
第12期計算期間末 (2020年5月1日)	5,662	5,662	14,761	14,761
第13期計算期間末 (2021年5月6日)	7,432	7,432	15,498	15,498
第14期計算期間末 (2022年5月2日)	8,938	8,938	15,792	15,792
2021年12月末日	8,461	—	15,847	—
2022年1月末日	8,423	—	15,607	—
2月末日	8,531	—	15,361	—
3月末日	8,784	—	15,747	—
4月末日	8,931	—	15,780	—
5月末日	8,991	—	15,653	—
6月末日	9,274	—	15,961	—
7月末日	9,480	—	16,123	—
8月末日	9,460	—	15,951	—
9月末日	9,433	—	15,734	—
10月末日	9,734	—	16,094	—
11月末日	9,532	—	15,623	—
12月末日	9,217	—	14,943	—

(注1)純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

(注2)月末日とはその月の最終営業日を指します。

##### (2) 分配の推移

期	計算期間	1万口当たりの分配金 (円)
第5期計算期間	2012年5月2日～2013年5月1日	0
第6期計算期間	2013年5月2日～2014年5月1日	0
第7期計算期間	2014年5月2日～2015年5月1日	0
第8期計算期間	2015年5月2日～2016年5月2日	0
第9期計算期間	2016年5月3日～2017年5月1日	0
第10期計算期間	2017年5月2日～2018年5月1日	0
第11期計算期間	2018年5月2日～2019年5月7日	0
第12期計算期間	2019年5月8日～2020年5月1日	0
第13期計算期間	2020年5月2日～2021年5月6日	0
第14期計算期間	2021年5月7日～2022年5月2日	0

##### (3) 収益率の推移

期	計算期間	収益率 (%)
第5期計算期間	2012年5月2日～2013年5月1日	20.7
第6期計算期間	2013年5月2日～2014年5月1日	5.1
第7期計算期間	2014年5月2日～2015年5月1日	9.7
第8期計算期間	2015年5月2日～2016年5月2日	△5.6
第9期計算期間	2016年5月3日～2017年5月1日	1.1
第10期計算期間	2017年5月2日～2018年5月1日	2.1
第11期計算期間	2018年5月2日～2019年5月7日	0.7
第12期計算期間	2019年5月8日～2020年5月1日	1.7
第13期計算期間	2020年5月2日～2021年5月6日	5.0
第14期計算期間	2021年5月7日～2022年5月2日	1.9

(注)収益率は、各計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数(小数点第二位を四捨五入)を記載しております。



## II 財務ハイライト情報

- 以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託(ファンド)の経理状況」の「1. 財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。
- 「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託(ファンド)の経理状況」の中の「1. 財務諸表」については、EY 新日本有限責任監査法人による監査証明を受けており、監査報告書は当該箇所に添付されております。

### 適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンドー3

#### 1.貸借対照表

(単位：円)

	第13期 (2021年 5月 6日現在)	第14期 (2022年 5月 2日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	290,585	34,549
親投資信託受益証券	7,429,876,576	8,938,007,419
未収入金	22,300,000	23,700,000
流動資産合計	7,452,467,161	8,961,741,968
資産合計	7,452,467,161	8,961,741,968
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	1,936,252	2,259,225
未払委託者報酬	18,200,640	21,236,693
その他未払費用	110,000	110,000
流動負債合計	20,246,892	23,605,918
負債合計	20,246,892	23,605,918
純資産の部		
元本等		
元本	4,795,558,331	5,660,011,887
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	2,636,661,938	3,278,124,163
(分配準備積立金)	483,855,344	619,077,883
元本等合計	7,432,220,269	8,938,136,050
純資産合計	7,432,220,269	8,938,136,050
負債純資産合計	7,452,467,161	8,961,741,968

## 2.損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第13期 (自 2020年 5月 2日 至 2021年 5月 6日)	第14期 (自 2021年 5月 7日 至 2022年 5月 2日)
営業収益		
有価証券売買等損益	349,659,071	199,143,611
営業収益合計	349,659,071	199,143,611
営業費用		
支払利息	9	2
受託者報酬	3,654,079	4,481,964
委託者報酬	34,348,151	42,130,435
その他費用	220,000	220,000
営業費用合計	38,222,239	46,832,401
営業利益又は営業損失(△)	311,436,832	152,311,210
経常利益又は経常損失(△)	311,436,832	152,311,210
当期純利益又は当期純損失(△)	311,436,832	152,311,210
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う 当期純損失金額の分配額(△)	8,234,689	1,543,045
期首剰余金又は期首欠損金(△)	1,826,647,673	2,636,661,938
剰余金増加額又は欠損金減少額	606,865,893	586,406,450
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	606,865,893	586,406,450
剰余金減少額又は欠損金増加額	100,053,771	95,712,390
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	100,053,771	95,712,390
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	2,636,661,938	3,278,124,163

## 3.注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第14期 (自 2021年 5月 7日 至 2022年 5月 2日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、前期末および当期末が休日のため、2021年5月7日から2022年5月2日までとなっております。

**特別勘定の名称：オーストラリア債券型**

## I 投資信託(ファンド)の状況

### 1. 投資信託(ファンド)の性格

#### 1 名称

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)

※以下、上記のファンドを「当ファンド」という場合があります。

#### 2 目的及び基本的性格

当ファンドは、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券マザーファンド(以下、「マザーファンド」という場合があります。 )の受益証券を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。

※当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

※一般社団法人投資信託協会が公募投資信託について定める「商品分類に関する指針」に基づいて分類した場合、当ファンドは、「追加型投信／海外／債券」に該当します。

追加型投信……一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外……投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券……投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※当ファンドの信託金の上限は、5,000 億円とします。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

※当ファンドの信託期間は、無期限です。ただし、委託会社は、信託元本が 10 億円を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。

#### 3 特色

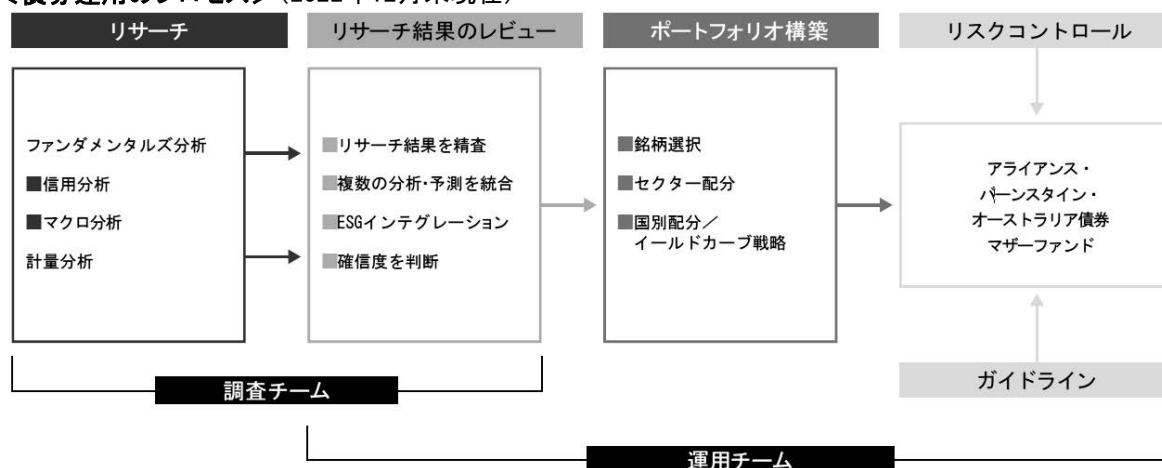
1. アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主としてオーストラリア・ドル建ての国債、州政府債、国際機関債および事業債等の公社債に投資することにより、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。

2. 調査チームによる相対的投資価値分析を基本としたアクティブ運用を行います。

◆債券の運用チームは、調査チームによる相対的な投資価値の分析に基づき、①国別資産配分／イールドカーブ戦略、②債券セクター\*配分、③個別銘柄の選定を行います。

\*債券セクターとは、公社債をその属性に基づき区分したもので、例えば、国債、社債といった区分があります。債券セクターによって利回りや収益率は異なります。

## ＜債券運用のプロセス＞(2022年12月末現在)



- ・ファンダメンタルズ分析と計量分析を融合し、相対的に高い収益が期待される年限(イールドカーブ)、債券セクターや銘柄に対して、機動的に資産配分を行います。
- ・マクロ分析チームと計量分析チームはそれぞれの分析手法により、各国、年限別、各債券セクター等のリターンの予測を行います。信用分析チームは、業種および個別企業のファンダメンタルズ分析を行います。
- ・運用チームと調査チームは、ファンダメンタルズ分析および計量分析の結果について徹底的に吟味し、基本投資戦略を策定します。
- ・運用チームは、投資戦略と投資ガイドラインに従ってポートフォリオを構築します。

※上記は、2022年12月末現在の状況であり、今後変更となる場合があります。

### ◆チーム運用を行います。

- ・米国、欧州、日本、香港、オーストラリアに運用拠点を配置しています。
- ・情報を共有し、規律あるチームワークを重視した意思決定を行います。

※上記の内容は、今後変更となる場合があります。

※市場動向、資金動向等によっては、運用の基本方針に沿った運用ができない場合があります。

### 3. ブルームバーグ・オーストラリア国債インデックス(円換算)をベンチマークとします。

- ◆ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことで、また、投資対象国の債券市場の構造変化等によっては、当ファンドのベンチマークを見直す場合があります。
- ◆ブルームバーグ・オーストラリア国債インデックスは、ブルームバーグが算出・公表する指数で、オーストラリアの債券市場の値動きを表す指数です。当該インデックスに対する著作権、知的財産権その他一切の権利はブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーに帰属します。

### 4. 実質組入外貨建資産\*については、原則として為替ヘッジを行いません。

- \* 当ファンドの信託財産に属する外貨建資産と、マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち、当ファンドの信託財産に属するとみなした資産を合わせた資産のことをいいます。

### 5. マザーファンドの運用は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー等、海外のグループ会社に委託します。

- ◆運用の一層の強化・充実を図るため、委託会社はマザーファンドの信託財産の運用の指図に関する権限(国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。)を以下の投資顧問会社に委託します。ただし、委託会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

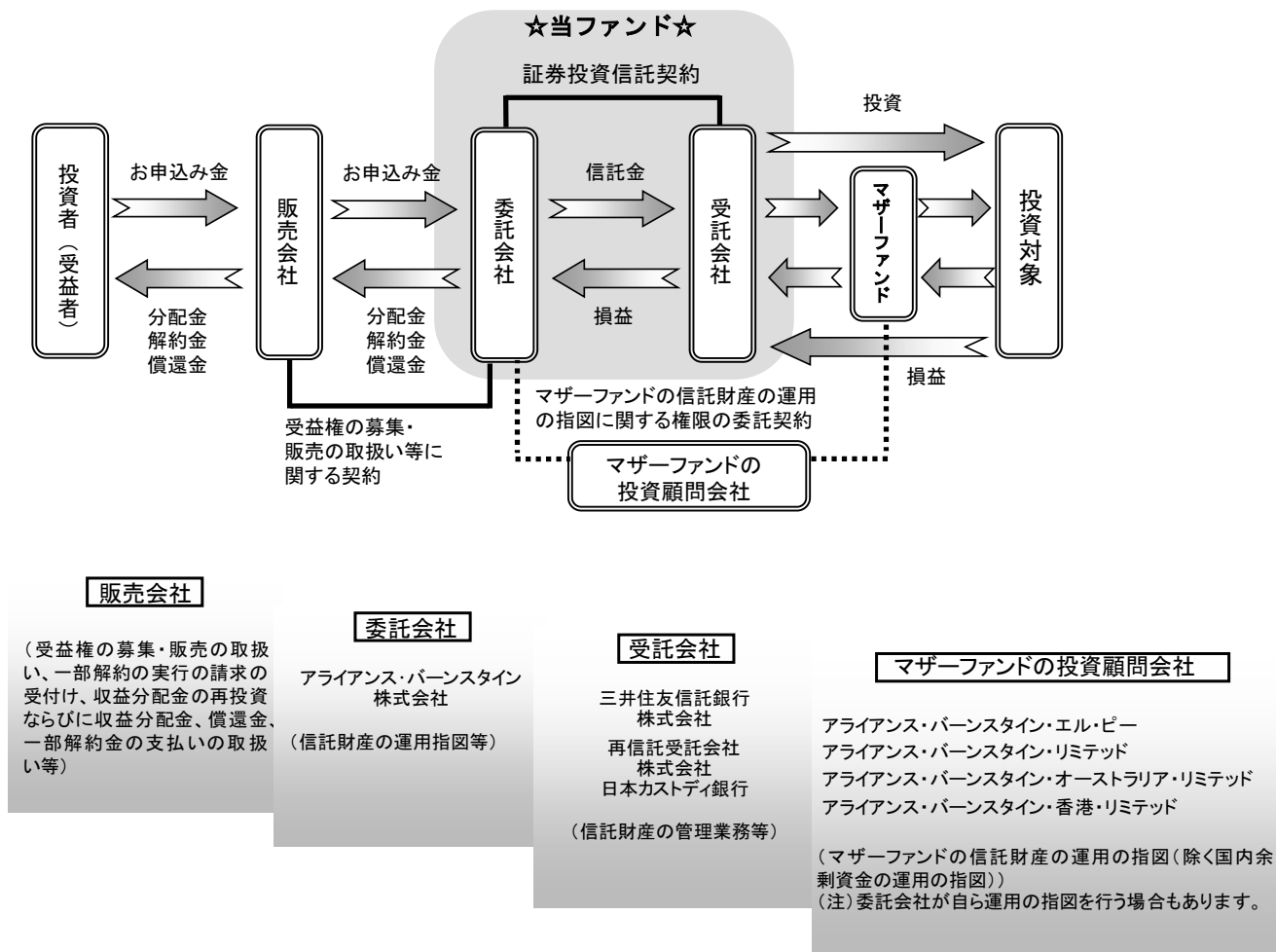
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー  
 アライアンス・バーンスタイン・リミテッド  
 アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド  
 アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

- ◆アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーを中核とするアライアンス・バーンスタイン(AB)\*<sup>1</sup>は、総額約6,464億米ドル(2022年12月末現在、約85.3兆円\*<sup>2</sup>)の資産を運用し、米国をはじめ世界26の国・地域、51都市(2022年12月末現在)に拠点を有しています。

\*1 アライアンス・バーンスタインおよび AB には、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

\*2 米ドルの邦貨換算レートは 1 米ドル=131.945 円(2022 年 12 月 31 日の WM ロイター)を用いております。

## 4 仕組み



※上記の仕組みは、2022年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2. 投資方針及び投資リスク

### 1 投資方針と主な投資対象

当ファンドは、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。

- マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主としてオーストラリア・ドル建ての国債、州政府債、国際機関債および事業債等の公社債に投資を行い、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
- デリバティブ取引等の直接利用は行いません。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- マザーファンドの受益証券の組入比率は、高位に維持することを原則とします。
- 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想される時、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

※投資対象の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

#### 【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

##### アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券マザーファンド

- この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。
- 主としてオーストラリア・ドル建ての国債、州政府債、国際機関債および事業債等の公社債に投資することにより、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- デリバティブ取引等の利用は、ヘッジ目的に限定しません。
- 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想される時、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

## 2 運用体制

### ①ファンドの運用体制

委託会社はマザーファンドの信託財産の運用の指図に関する権限(国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。)を以下の投資顧問会社に委託します。ただし、委託会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー  
アライアンス・バーンスタイン・リミテッド  
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド  
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

### ②内部管理体制および意思決定を監督する組織等

委託会社は、ファンドの運用・管理業務およびリスク管理について、それぞれ社内規程を定めています。

- ・リーガル・コンプライアンス本部は信託約款および法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。
- ・運用管理部はポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについてモニターしています。
- ・クライアント本部は市場リスク等があらかじめ定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしています。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

### ③委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、運用委託先の管理については、社内規程に従い、運用部門から独立した管理担当部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。また、受託会社に対して、信託財産の日常の管理業務を通じ、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

◆上記の運用体制等は、2022年12月末現在のものであり、今後変更する場合があります。

### 3 主な投資制限

当ファンドの法令および信託約款に基づく主な投資制限は以下のとおりです。

- ① 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものならびに転換社債の転換および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑦ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券等を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

※投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

#### 【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

##### アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券マザーファンド

- ① 外貨建資産への投資には制限を設けません。
- ② 株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものならびに転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑦ 投資信託証券(上場投資信託証券等を除きます。)への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。



## 4 投資リスクについて

投資信託である当ファンドは、主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じて公社債などの値動きのある金融商品等に投資しますので、当該マザーファンドおよび当ファンドに組入れられた金融商品等の値動き(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)により基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

### 基準価額の変動要因

- ① 金利変動リスク  
一般に債券価格は金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。また、一般的に満期までの期間が長いほど価格変動のリスクは大きくなります。
- ② 信用リスク  
金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被るリスクがあります。また、金融商品等の取引相手方にデフォルト(債務不履行)が生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。
- ③ カントリー・リスク  
金融商品等の発行国の政治・経済・社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。
- ④ 流動性リスク  
金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、損失を被るリスクがあります。
- ⑤ 為替リスク  
為替相場の変動を収益向上の機会と捉え、機動的に通貨配分を行います。実質外貨建資産に対し原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動により当ファンドの基準価額が影響を受けます。
- ⑥ 一部解約による当ファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク  
受益者による当ファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有する金融商品等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有する金融商品等を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が大きく変動することが考えられます。
- ⑦ インデックスの下落に伴うリスク  
当ファンドは、ブルームバーグ・オーストラリア国債インデックス(円換算)を運用上のベンチマークとして運用を行います。ベンチマークとしたインデックスが下落する局面では、当ファンドのパフォーマンスも下落し、基準価額の下落につながる可能性があります。
- ⑧ 他のベビーファンドの設定・解約等に伴う基準価額変動のリスク  
当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入金融商品等に売買が生じた場合、その売買による組入金融商品等の価格変動や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※市場動向や投資対象国の政治、経済、社会情勢等によっては、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

※投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

上記の投資リスクの管理体制は以下のとおりです。

① 投資顧問会社におけるリスク管理

市場/ポートフォリオ・リスクおよびオペレーショナル・リスクについて、各リスク管理担当が常時モニターしています。各リスク管理担当は、リスク管理内容を債券部門チーフ・インベストメント・オフィサーに報告することにより、牽制が働く体制としています。

《債券運用に関わるリスクへの対応》

運用チームでは、債券運用に関わるリスクについて以下のような対応を図っています。

金利変動リスク	◆エコノミストを中心に、世界経済、債券市場を分析しています。 ◆金利上昇局面では、状況に応じ国別配分や債券セクター配分を変えることで対応します。
信用リスク	◆格付機関出身者など、経験豊富な信用分析専門のアナリストがファンダメンタルズ分析を行い、管理しています。 ◆格付予想モデルを使った分析も行っています。 ◆分散投資により、1銘柄の信用リスクがポートフォリオに大きな影響を与えないよう配慮しています。
流動性リスク	◆社債については、1発行体が発行する社債の買付割合、組入銘柄の分散や、発行額等に留意しています。

② 委託会社におけるリスク管理

a. 運用ガイドラインの遵守状況の監視

運用部門から独立した部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。具体的には、リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。

b. パフォーマンスの検証

ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。さらに、クライアント本部においても運用リスク(市場リスク、信用リスク、為替リスク等)があらかじめ定められた運用の基本方針、及び運用方法に即した適正範囲のものであるかをチェックしており、その結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

また、クライアント本部ではファンドのパフォーマンス分析も行っており、その結果は投信戦略委員会に報告され、運用状況の検証が行われます。

c. 流動性リスクの管理

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※上記の投資リスク管理体制は、2022年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

### 3. その他詳細情報

## 1 アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)の投資対象

### (1) 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

①次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下、同じ。)

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限り)に係る権利
- c. 金銭債権
- d. 約束手形

②次に掲げる特定資産以外の資産

- a. 為替手形

### (2) 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主としてアライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- a. 株券または新株引受権証券
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- f. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- i. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- j. コマーシャル・ペーパー
- k. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下、同じ。))および新株予約権証券
- l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a. から k. までの証券または証書の性質を有するもの
- m. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- n. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- o. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- p. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り)です。
- q. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り)です。
- t. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- v. 外国の者に対する権利で上記 u. の有価証券の性質を有するもの

なお、a. の証券または証書、l. ならびに q. の証券または証書のうち a. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b. から f. までの証券および l. ならびに q. の証券または証書のうち b. から f. までの証券の性質を有するものおよび n. に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、m. の証券および n. の証券(ただし、投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

### (3) 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を上記(2)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含み)により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利で上記 e. の権利の性質を有するもの

### (4) 金融商品の運用指図

上記(2)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、上記(3)に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

### (5) 信用取引の指図・目的・範囲

①委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②上記①の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- a. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- b. 株式分割により取得する株券
- c. 有償増資により取得する株券
- d. 売出しにより取得する株券
- e. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り)の行使により取得可能な株券
- f. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(上記 e. に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券。

### (6) 選択権付取引の運用指図

①委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、選択権付取引を行うことの指図をすることができます。

### (7) スワップ取引の運用指図・目的・範囲

①委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下、「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が

可能なものについては、この限りではありません。

③スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(8) 市場デリバティブ取引および外国市場デリバティブ取引の運用指図・目的・範囲

①委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、市場デリバティブ取引および外国市場デリバティブ取引を行うことの指図をすることができます。

②委託者は、市場デリバティブ取引および外国市場デリバティブ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(9) 店頭デリバティブ取引の運用指図・目的・範囲

①委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、店頭デリバティブ取引を行うことの指図をすることができます。

②店頭デリバティブ取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。

③店頭デリバティブ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額または価格情報会社の提供する価額で評価するものとします。

④上記③の規定にかかわらず、委託者が、評価額の入手に十分な努力を行ったにもかかわらず当該店頭デリバティブ取引の評価額を入手できなかった場合、または入手した評価額が時価と認定できない事由を認めた場合は、委託者は忠実義務に基づき合理的と認める評価額により評価するものとします。

⑤委託者は、店頭デリバティブ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

## 2 アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)の投資制限

### (1) 信託約款による制限

#### ① 外貨建資産への実質投資割合

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### ② 株式への投資制限

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証券の性質を有するものならびに転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。)を行使したものに限りません。

#### ③ 株式への投資割合

委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### ④ 投資する株式等の範囲

a. 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当てまたは社債権者割当てにより取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

b. 上記 a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### ⑤ 新株引受権証券等への投資割合

委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### ⑥ 同一銘柄への投資割合

##### a. 同一銘柄の株式への投資割合

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額と

は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

##### b. 同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

##### c. 同一銘柄の転換社債等への投資割合

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### ⑦ 投資信託証券への投資割合

委託者は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券ならびに取引所金融商品市場または外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。))な投資信託証券および信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなったもの(「上場投資信託証券等」といいます。))を除きます。の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券等を除きます。))の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

### (2) 法令により禁止または制限される取引等

#### 同一法人の発行する株式の投資制限

委託者は、同一法人の発行する株式について、委託者が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託の投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えるこ

ととなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

### (3) その他信託約款に定める取引の方法と条件

#### ① 外国為替予約の指図

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

#### ② 有価証券貸付けの指図・目的・範囲

a. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の(イ)および(ロ)の範囲で貸付けの指図をすることができます。

(イ) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

(ロ) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

b. 上記 a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c. 委託者は、有価証券の貸付けの指図にあたっては、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該信託期間内で全部の解約が可能なものについては、この限りではありません。

d. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### ③ 一部解約の請求ならびに有価証券の売却および再投資の指図

a. 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

b. 委託者は、前項の規定による解約代金、売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の収入金を再投資することの指図をすることができます。

#### ④ 資金の借入れ

a. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日に

おける信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

d. 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### ⑤ 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

※上記は2022年12月末現在における信託約款等からの抜粋です。信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

## 4. 運用状況

### 1 投資状況(2022年12月30日現在)

#### アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)

2022年12月30日現在

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2,904,335,409	100.10
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△2,966,506	△0.10
合計(純資産総額)		2,901,368,903	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### 【参考情報】マザーファンドの投資状況(2022年12月30日現在)

##### アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券マザーファンド

2022年12月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	オーストラリア	2,155,402,296	74.21
地方債証券	オーストラリア	110,170,920	3.79
特殊債券	ドイツ	58,990,981	2.03
	ノルウェー	26,949,732	0.92
	国際機関	93,428,496	3.21
	小計	179,369,209	6.17
社債券	アメリカ	62,086,171	2.13
	オーストラリア	304,611,339	10.48
	小計	366,697,510	12.62
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	92,628,291	3.18
合計(純資産総額)		2,904,268,226	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### 2 投資資産(2022年12月30日)

#### アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)

##### (1) 投資有価証券の主要銘柄

全銘柄

2022年12月30日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	アライアンス・バーンスタイン・オース トラリア債券マザーファンド	2,725,795,786	1.1390	3,104,681,401	1.0655	2,904,335,409	100.10

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

##### 種類別及び業種別の投資比率

2022年12月30日現在

種類	国内/外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	100.10
合計		100.10

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

##### (2) 投資不動産物件

該当事項はありません。

##### (3) その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産(2022年12月30日現在)

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券マザーファンド

(1) 投資有価証券の主要銘柄

全銘柄

2022年12月30日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,000,000	7,999.22	399,961,400	8,003.70	400,185,325	0.5	2026年9月21日	13.77
2	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,503,000	8,315.67	291,298,228	8,155.61	285,691,271	2.5	2030年5月21日	9.83
3	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,300,000	7,196.82	237,495,303	7,036.88	232,217,301	1.25	2032年5月21日	7.99
4	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,633,000	8,847.45	232,953,513	8,446.80	222,404,488	3.75	2037年4月21日	7.65
5	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,300,000	9,235.47	212,415,882	9,153.60	210,532,941	4.25	2026年4月21日	7.24
6	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,880,000	9,609.87	180,665,663	9,305.33	174,940,349	4.5	2033年4月21日	6.02
7	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIA I/L	1,250,000	12,884.37	161,054,698	13,022.13	162,776,681	4.134	2025年9月20日	5.60
8	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,875,000	8,598.09	161,214,244	8,479.41	158,988,989	2.75	2028年11月21日	5.47
9	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,750,000	8,822.64	154,396,287	8,678.88	151,880,490	3.25	2029年4月21日	5.22
10	オーストラリア	社債券	COMMONWEALTH BANK AUSTRALIA	1,000,000	8,941.14	89,411,461	8,941.41	89,414,148	3.25	2023年4月25日	3.07
11	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIA I/L	1,000,000	8,366.37	83,663,754	8,428.76	84,287,609	0.2708	2032年11月21日	2.90
12	国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVESTMENT BANK	1,000,000	7,654.02	76,540,252	7,630.19	76,301,996	0.75	2027年7月15日	2.62
13	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,010,000	7,628.67	77,049,637	7,078.89	71,496,852	3	2047年3月21日	2.46
14	オーストラリア	社債券	NATIONAL AUSTRALIA BANK	800,000	8,645.65	69,165,237	8,658.91	69,271,288	2.15	2024年6月19日	2.38
15	ドイツ	特殊債券	RENTENBANK	700,000	8,560.83	59,925,823	8,427.28	58,990,981	3.25	2028年4月12日	2.03
16	オーストラリア	社債券	NATIONAL AUSTRALIA BANK	500,000	8,983.69	44,918,459	8,967.21	44,836,055	3.8003	2025年1月21日	1.54
17	オーストラリア	社債券	MACQUARIE BANK LTD	500,000	8,944.01	44,720,062	8,945.08	44,725,436	3.873	2025年2月12日	1.53
18	オーストラリア	地方債証券	QUEENSLAND TREASURY CORP	600,000	7,379.31	44,275,884	7,155.74	42,934,484	1.75	2031年8月21日	1.47
19	オーストラリア	地方債証券	NEW S WALES TREASURY CRP	500,000	8,500.73	42,503,652	8,366.73	41,833,668	3	2028年11月15日	1.44
20	ノルウェー	特殊債券	KOMMUNALBANKEN AS	300,000	9,028.83	27,086,506	8,983.24	26,949,732	4.5	2023年4月17日	0.92
21	オーストラリア	社債券	ING BANK AUSTRALIA LTD	300,000	8,873.87	26,621,637	8,879.88	26,639,641	3	2023年9月7日	0.91
22	オーストラリア	地方債証券	NEW S WALES TREASURY CRP	300,000	8,452.45	25,357,356	8,467.58	25,402,768	1.25	2025年3月20日	0.87
23	アメリカ	社債券	AT&T INC	270,000	8,773.11	23,687,404	8,720.35	23,544,961	4.1	2026年1月19日	0.81
24	アメリカ	社債券	JPMORGAN CHASE & CO	250,000	8,803.47	22,008,693	8,725.46	21,813,654	4.5	2026年1月30日	0.75
25	オーストラリア	社債券	TOYOTA FINANCE AUSTRALIA	200,000	8,872.53	17,745,071	8,932.18	17,864,378	1.3	2023年2月17日	0.61
26	国際機関	特殊債券	ASIAN DEVELOPMENT BANK	200,000	8,660.61	17,321,225	8,563.25	17,126,500	3.4	2027年9月10日	0.58
27	アメリカ	社債券	MET LIFE GLOB FUNDING I	200,000	8,542.56	17,085,120	8,363.77	16,727,556	4	2027年7月13日	0.57
28	オーストラリア	社債券	PACCAR FINANCIAL PTY LTD	140,000	8,415.01	11,781,016	8,471.70	11,860,393	0.75	2024年5月24日	0.40

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2022年12月30日現在

種類	国内/外国	投資比率 (%)
国債証券	外国	74.21
地方債証券	外国	3.79
特殊債券	外国	6.17
社債券	外国	12.62
合計		96.81

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 投資不動産物件

該当事項はありません。

(3) その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。



### 3 運用実績(2022年12月30日現在)

#### アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)

##### (1) 純資産の推移

2022年12月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額 (百万円)		1万口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末 (2015年9月7日)	967	967	8,970	8,970
第2期計算期間末 (2016年9月5日)	1,314	1,314	9,061	9,061
第3期計算期間末 (2017年9月5日)	1,500	1,500	9,902	9,902
第4期計算期間末 (2018年9月5日)	2,074	2,074	9,377	9,377
第5期計算期間末 (2019年9月5日)	2,124	2,124	9,441	9,441
第6期計算期間末 (2020年9月7日)	2,732	2,732	10,260	10,260
第7期計算期間末 (2021年9月6日)	2,914	2,914	10,786	10,786
第8期計算期間末 (2022年9月5日)	3,129	3,129	11,114	11,114
2021年12月末日	2,895	—	10,817	—
2022年1月末日	2,744	—	10,252	—
2月末日	2,788	—	10,381	—
3月末日	3,003	—	11,135	—
4月末日	2,982	—	10,932	—
5月末日	2,973	—	10,884	—
6月末日	3,003	—	10,864	—
7月末日	3,114	—	11,217	—
8月末日	3,105	—	11,114	—
9月末日	3,014	—	10,818	—
10月末日	3,099	—	11,089	—
11月末日	3,057	—	10,946	—
12月末日	2,901	—	10,380	—

(注1)純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

(注2)月末日とはその月の最終営業日を指します。

##### (2) 分配の推移

期	計算期間	1万口当たりの分配金 (円)
第1期計算期間	2015年4月10日～2015年9月7日	0
第2期計算期間	2015年9月8日～2016年9月5日	0
第3期計算期間	2016年9月6日～2017年9月5日	0
第4期計算期間	2017年9月6日～2018年9月5日	0
第5期計算期間	2018年9月6日～2019年9月5日	0
第6期計算期間	2019年9月6日～2020年9月7日	0
第7期計算期間	2020年9月8日～2021年9月6日	0
第8期計算期間	2021年9月7日～2022年9月5日	0

##### (3) 収益率の推移

期	計算期間	収益率 (%)
第1期計算期間	2015年4月10日～2015年9月7日	△10.3
第2期計算期間	2015年9月8日～2016年9月5日	1.0
第3期計算期間	2016年9月6日～2017年9月5日	9.3
第4期計算期間	2017年9月6日～2018年9月5日	△5.3
第5期計算期間	2018年9月6日～2019年9月5日	0.7
第6期計算期間	2019年9月6日～2020年9月7日	8.7
第7期計算期間	2020年9月8日～2021年9月6日	5.1
第8期計算期間	2021年9月7日～2022年9月5日	3.0

(注)収益率は、各計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数(小数点第二位を四捨五入)

を記載しております。

## II 財務ハイライト情報

- 以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託(ファンド)の経理状況」の「1. 財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。
- 「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託(ファンド)の経理状況」の中の「1. 財務諸表」については、EY 新日本有限責任監査法人による監査証明を受けており、監査報告書は当該箇所に添付されております。

### アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)

#### 1. 貸借対照表

	(単位：円)	
	第7期 (2021年 9月 6日現在)	第8期 (2022年 9月 5日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	78,933	13,675
親投資信託受益証券	2,914,583,968	3,129,680,126
未収入金	9,900,000	10,200,000
流動資産合計	2,924,562,901	3,139,893,801
資産合計	2,924,562,901	3,139,893,801
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	1,548,797	1,607,463
未払委託者報酬	8,053,620	8,358,688
その他未払費用	220,000	220,000
流動負債合計	9,822,417	10,186,151
負債合計	9,822,417	10,186,151
純資産の部		
元本等		
元本	2,702,449,709	2,816,037,060
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	212,290,775	313,670,590
(分配準備積立金)	273,837,958	341,400,550
元本等合計	2,914,740,484	3,129,707,650
純資産合計	2,914,740,484	3,129,707,650
負債純資産合計	2,924,562,901	3,139,893,801

## 2. 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第7期 (自 2020年 9月 8日 至 2021年 9月 6日)	第8期 (自 2021年 9月 7日 至 2022年 9月 5日)
営業収益		
有価証券売買等損益	151,995,837	102,969,642
営業収益合計	151,995,837	102,969,642
営業費用		
支払利息	13	14
受託者報酬	1,548,797	1,607,463
委託者報酬	8,053,620	8,358,688
その他費用	220,000	220,000
営業費用合計	9,822,430	10,186,165
営業利益又は営業損失(△)	142,173,407	92,783,477
経常利益又は経常損失(△)	142,173,407	92,783,477
当期純利益又は当期純損失(△)	142,173,407	92,783,477
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う 当期純損失金額の分配額(△)	14,150,022	△402,044
期首剰余金又は期首欠損金(△)	69,172,898	212,290,775
剰余金増加額又は欠損金減少額	25,465,526	28,932,651
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	25,465,526	28,932,651
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,371,034	20,738,357
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,371,034	20,738,357
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	212,290,775	313,670,590

## 3. 注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第8期 (自 2021年 9月 7日 至 2022年 9月 5日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、前期末が休日のため、2021年9月7日から2022年9月5日までとなっております。

**特別勘定の名称：金融市場型**

# 特別勘定で組み入れる投資信託に関する情報

## I 投資信託(ファンド)の状況

### 1. 投資信託(ファンド)の性格

#### 1 名称

アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド(B)〈適格機関投資家私募〉

※以下、上記のファンドを「当ファンド」という場合があります。

#### 2 目的及び基本的性格

当ファンドは、アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド〈適格機関投資家私募〉(以下「マザー・ファンド」といいます。)の受益証券への投資を通じて、本邦通貨表示の公社債等に投資を行い、利息等収入の確保を目指して運用を行います。

※一般社団法人投資信託協会が公募投資信託について定める「商品分類に関する指針」に基づいて分類した場合、当ファンドは、「追加型投信／国内／債券」に該当します。

「追加型投信」……一度設定された投資信託であってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用される投資信託をいいます。

「国内」……投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「債券」……投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※当ファンドは「ファミリー・ファンド方式」により運用を行います。「ファミリー・ファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資家からの資金をまとめてベビー・ファンド(当ファンド)とし、その資金の全部または一部をマザー・ファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用をマザー・ファンドにて行う仕組みです。

※信託金の上限は、5,000 億円とします。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

※信託期間は原則として無期限です。ただし、信託期間中において、以下のいずれかに該当した場合には、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

○委託会社が信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

○委託会社が、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたとき

○委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき

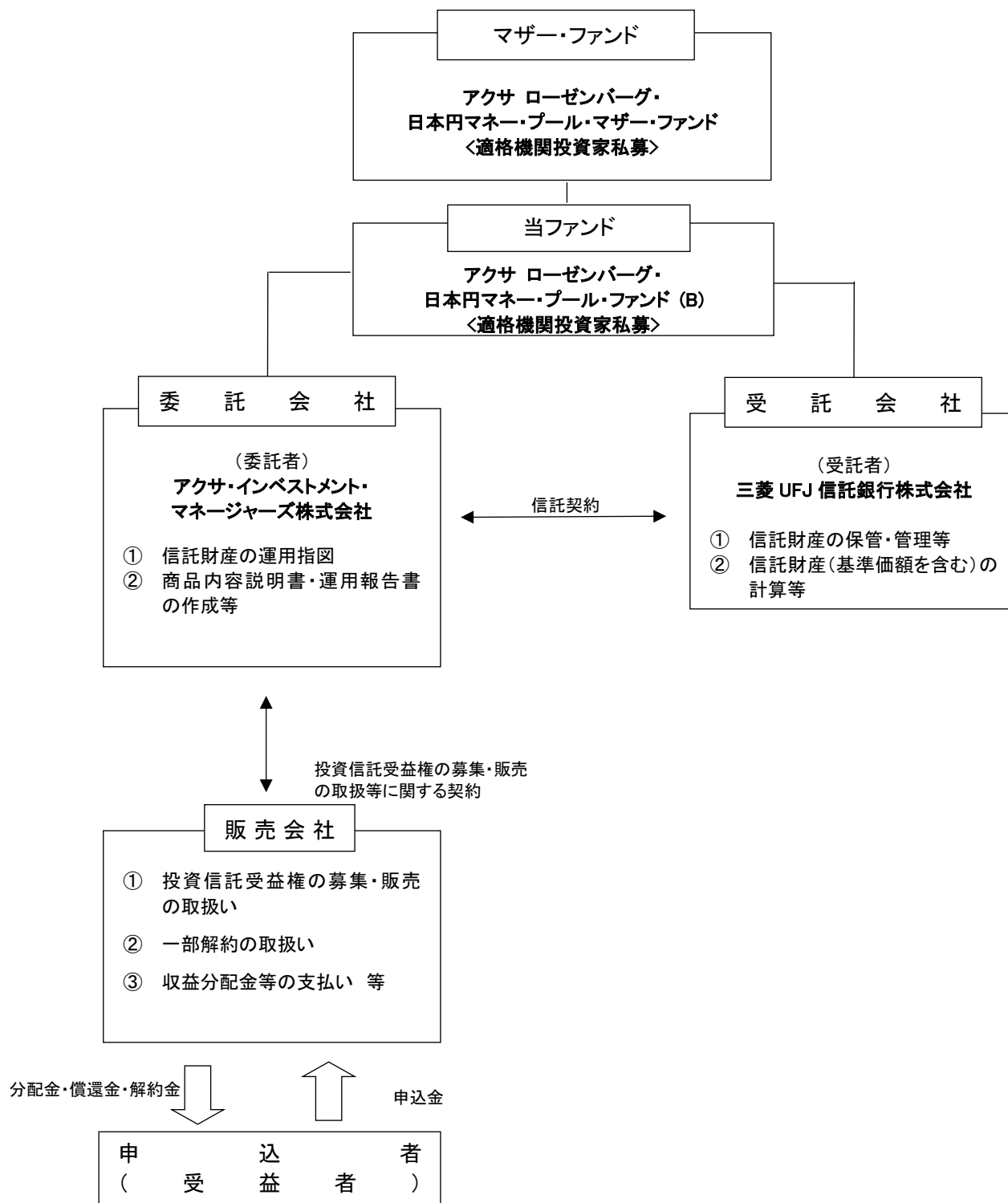
○委託会社が、新受託会社を選任できないとき

#### 3 特色

当ファンドは、マザー・ファンドの受益証券への投資を通じて、本邦通貨表示の公社債等に投資を行い、利息等収入の確保を目指して運用を行います。

日本円無担保コールオーバーナイト物レートにより日々運用したときに得られる投資収益を指数化したものをベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。

#### 4 仕組み



※運用の仕組みは、2022年12月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2. 投資方針及び投資リスク

### 1 投資方針と主な投資対象

当ファンドは、安定した収益の確保を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

- ※ 主としてマザー・ファンドの受益証券に投資を行い、安定した収益の確保を図ります。
- ※ 日本円無担保コールオーバーナイト物レートにより日々運用したときに得られる投資収益を指数化したものをベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
- ※ マザー・ファンドの受益証券の組み入れは原則として高位を保ちますが、市況動向等によっては公社債および株式等に直接投資する場合があります。
- ※ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。
- ※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ※ 日本の取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。以下、同じ)において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の取引所(金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下、同じ。)において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- ※ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。
- ※ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- ※ 投資対象の詳細につきましては、「3.その他詳細情報」をご参照ください。

### 【参考情報】マザー・ファンドの投資方針と主な投資対象

#### アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド〈適格機関投資家私募〉

- ① 本邦通貨表示の公社債に投資を行い、利息等収入の確保を目指して運用を行います。
- ② 日本円無担保コールオーバーナイト物レートにより日々運用したときに得られる投資収益を指数化したものをベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
- ③ 投資に際しては、原則として内外いずれかの評価機関から長期格付け A3 あるいは A-格相当以上または短期格付け P-2 あるいは A-2 格相当以上の格付けを得ている信用度の高い銘柄とします。
- ④ 格付けを取得していない公社債については、委託者が同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。
- ⑤ 原則として本邦通貨表示の公社債に投資するファンドですが、本邦通貨表示の公社債と比べて投資妙味が高いと判断される場合には、タイミングを見て、外国通貨表示の公社債に投資することがあります。この場合、為替はフルヘッジとします。
- ⑥ 日本の取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。以下、同じ)において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の取引所(金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下、同じ。)において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- ⑦ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。
- ⑧ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- ⑨ 原則として残存年数が2年以内の銘柄に投資します。また、原則としてファンドの平均残存年数は1年以内を維持します。



## 2 運用体制

当ファンドの運用は、アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社の債券運用部の中で、円貨建て債券運用に特化した経験豊富なポートフォリオ・マネージャーが担当しています。また、当部は、各運用戦略や市場に特化した運用専門家チームの集合体の形態をとっているアクサ・インベストメント・マネージャーズの一部門となっており、グローバルベースでのリサーチ及び運用戦略に貢献すると同時に、それらの幅広い調査分析リソースを享受しています。



※上記の運用体制は、2022年12月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

●当ファンドに関わる日本経済見通しおよび投資・運用方針は、グローバルのマクロ・ストラテジー・グループが策定するグローバル投資環境見通し(月次)に基づき、債券運用部により行われる投資戦略会議(週次)において策定されます。また、この会議では、過去に行われた投資行動やパフォーマンスについてもレビューされます。当ファンドにおける有価証券売買等の最終意思決定は、運用方針に基づき、原則として運用担当者によって行われます。

### ■ 運用体制に関する社内規則

運用を担当する者は、委託会社が運用者のサービスについて社内規則として定めた「倫理規程」などを遵守することが求められています。当該規程はポートフォリオ・マネージャーの適正な行動基準及び禁止行為などを規定しており、法令遵守、顧客の保護、取引の公正確保を第一にすることが求められています。また、実際の運用の指図を行うにあたっては、「インサイダーおよび市場操作等に係る方針」など様々な社内規則を定めており、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止しています。

### ■ 内部管理

コンプライアンス・オフィサーが投資信託財産の運用に関して、投資信託約款に予め定める基本方針および運用態度に適っていることを日々確認することにより、投資信託財産の運用の適正性を確保します。

取引執行や事務執行に起因する事故等、もしくは、投資制限違反などが生じた場合には、コンプライアンス・オフィサーは事故顛末ならびに再発防止策等の提出を求めます。また、事故報告書、ならびに、再発防止策は隔週で行われる社内マネジメント・コミッティ会議で報告・検証され、必要とされる場合にはその他の措置を決定します。

### 3 主な投資制限

当ファンドの法令および約款に基づく主な投資制限は以下のとおりです。

- ① 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ② 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ マザー・ファンドの受益証券以外の国内籍投資信託の受益権及び外国籍投資信託の受益証券または投資証券(振替受益権または振替投資口を含みます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以内とします。

※「実質投資割合」とは、ファンドの信託財産の純資産総額に対する、ファンドの信託財産に属する各種の資産の時価総額とマザー・ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。「ファンドの信託財産に属するとみなした額」とは、ファンドの信託財産に属するマザー・ファンドの受益証券の時価総額に、マザー・ファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

※ 投資制限の詳細につきましては、「3.その他詳細情報」をご参照ください。

#### 【参考情報】マザー・ファンドの主な投資制限

##### アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド〈適格機関投資家私募〉

- ① 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ② 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## 4 投資リスクについて

(投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。)

当ファンドは、マザー・ファンドを通じて主に公社債等の値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクがあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、元本を割り込む恐れがあります。当ファンドに生じた利益及び損失は、受益者に帰属します。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

### ● 証券投資信託の運用において想定されるリスク

#### ① 金利変動リスク

金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それに伴い債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、当ファンドがマザー・ファンドを通じて投資している債券の価格は下落し、それに伴い当ファンドの基準価額が下落することがあります。

#### ② 信用リスク

信用リスクとは、株式、公社債、コマーシャル・ペーパー及び短期金融商品の発行体や取引先等が、経営不振、その他の理由により利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、当該公社債等の価格は下落(価格がゼロになることもあります。)し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。投資対象とするマザー・ファンドが実質的に組み入れる有価証券等の発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、支払いが滞るリスクが生じる可能性があります。特に、格付の低い債券については、格付の高い債券に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。また、債券の格付が上昇すれば信用度が高くなるため、通常、価格は上昇します。逆に債券の格付が下落すれば信用度が低くなるため、通常、価格は下落します。また、格付が変わらなくても、特定の債券の信用度に関するマーケットの考え方が変わることによっても価格は変動します。

#### ③ 債券の流動性リスク

市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない場合があります。投資適格社債の中でも相対的に格付けの低い債券などは、一般に、主要国の国債に比べ流動性リスクが高くなります。

#### ④ 為替変動リスク

為替変動リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に、投資している国の通貨が円に対して弱く(円高に)なれば基準価額の下落要因となり、強く(円安に)なれば基準価額の上昇要因となります。

### ● その他リスク・留意点

#### ① 資産規模に関わる留意点

当ファンドの資産規模によって、投資方針に沿った投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る場合があります。

#### ② ファミリー・ファンド方式にかかる留意点

当ファンドはファミリー・ファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザー・ファンドを投資対象とする他のベビー・ファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果としてマザー・ファンドにおいて売買等が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。これにより不測の損失が生じるおそれがあります。この場合、当ファンドの基準価額が下落し、投資元本を割り込むおそれがあります。

#### ③ 解約申込みに伴う基準価額の下落に関するリスク

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組み入れる有価証券を市場

実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあり、不測の損失が生じるおそれがあります。この場合、当ファンドの基準価額が下落し、投資元本を割り込むおそれがあります。

④ ベンチマークに関わる留意点

当ファンドは、日本円無担保コールオーバーナイト物レートにより日々運用したときに得られる投資収益を指数化したものをベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指しますが、実際のパフォーマンスはこれを下回る場合があります。

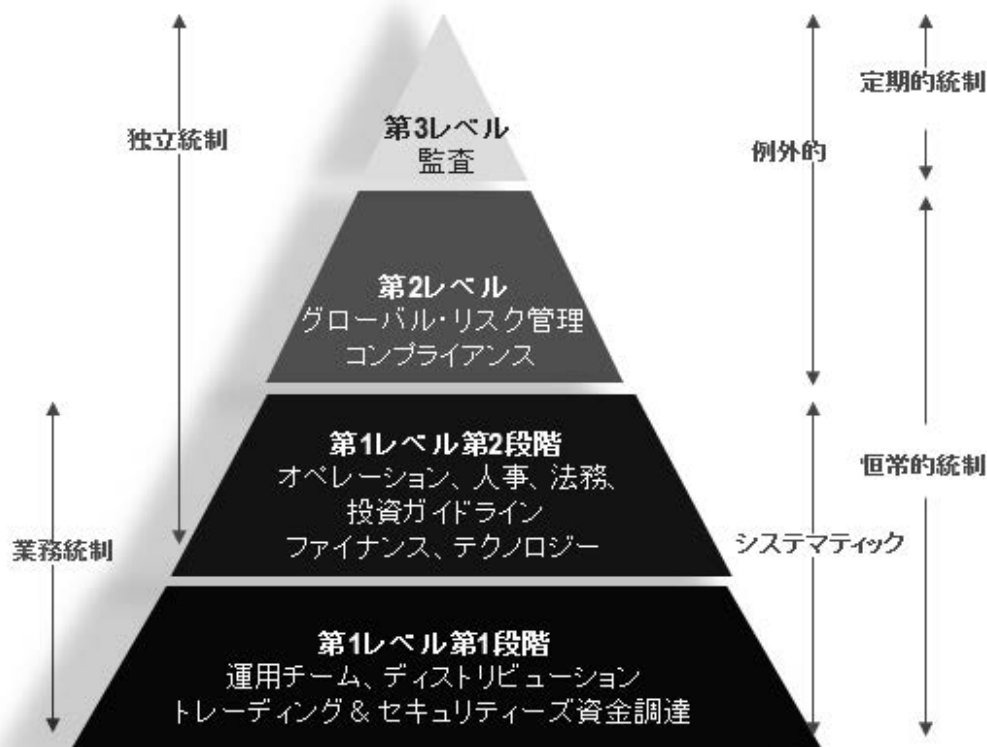
⑤ 法令・税制・会計等の変更に関わる留意点

法令・税制・会計等は今後変更される可能性があります。

前記の投資リスク管理体制は以下のとおりです。

リスク管理は、アクサ・インベストメント・マネージャーズ(以下、AXA IM)の投資哲学の重要な部分であり、業務プロセス及び投資プロセスに完全に統合されます。

AXA IM のグローバル・リスク・フレームワーク(枠組み)は、ポートフォリオ・マネージャーによる日々のリスク管理と、独立した部門によって管理しています。



**第1レベル 第1段階 ポートフォリオ管理によって行われるコントロール**

日々のシステムティックなリスク管理はポートフォリオ・マネージャーが責任を有し、特にポートフォリオの制約、リスク指標、市場及び流動性リスクについての様々なツールを用いて監視します。

債券ポートフォリオ・マネージャーはポートフォリオ・エンジニアリング・グループのサポートをうけながら、ポートフォリオのアクティブ・リスクを測定及び配分します。

この専任チームは債券のグローバル・ヘッドにレポートします。当チームの主な役割は、各ポートフォリオで実行される前に、各々のアクティブ戦略についてリスクを測定することで、特定の制約(顧客の制約、規制当局、等)を考慮しつつ個々のポートフォリオ構築に貢献し、リスク・バジェット配分を最適化します。当チームの推奨は、ポートフォリオのリスク・リターン特性を最適化するための鍵となる役割を担っています。

## **独立した部門によって行われる管理**

AXA IM では、約 200 名の従業員がオペレーション、コンプライアンス、内部統制、リスク管理部門で監視及び管理業務に就いています。

### **オペレーション (第1レベル 第2段階)**

第 1 レベルの最初のシステムティックな管理は、“業務”部門によって行われ、同部門は、ミドルオフィス部門により提供されるデータやサービスの質、特に全てのポートフォリオに関連する情報に対して責任を持ちます。当部門は、3 つの主要部門で構成されます。

- **トレード・マネージャー**は、トレーダー、ブローカー、ミドルオフィス間の取引の流れの完全性を確実にします。
- **ポートフォリオ・コントローラー**はポートフォリオの完全性に責任を担います(ポートフォリオの純資産価格を含む)。  
ポートフォリオ・コントローラーはポートフォリオ・マネージャーやミドル/バックオフィスと緊密に連絡をとります。
- **投資ガイドライン・コントローラー**は、顧客、規制当局、またはあらゆる社内規定によって設定されたガイドラインに対するファンドの監視に責任をもちます。例外が特定された場合、運用チームと該当する管理部門に報告されます。

“業務”部門は、AXA IM の主要な第三者プロバイダーとの関係を管理し、提供されるサービスの質を監視します。より具体的には、ステート・ストリート・バンクとの日常的な連携を担います。コントローラーは運用チーム、ミドル/バックオフィス部門、リスク管理部門と協力して業務を行います。

### **グローバル・リスク管理 (第2レベル)**

独立した管理の第 2 レベルは、グローバル・リスク管理部門によって行われ、市場、クレジット、カウンターパーティー、オペレーショナル・リスクを制御します。

- **インベストメント・リスク・アナリシス・アンド・スタンダード**は、投資及びリスク・モデリングの特定、分析、第 2 レベルの管理に責任をもちます。AXA IM グループが使用する投資リスク方法論やバリュエーション・モデルの定義や検証を行います。
- **オペレーショナル・リスク・マネジمنت**は、組織全体のオペレーショナル・リスクの特定、監視、報告、評価、管理とともに軽減の推奨や監視について責任をもちます。
- **シニア・エグゼクティブズ・リスク・マネージャー**は、特定の専門知識を持つ独立したリスク・マネージャーとして行動します。AXA IM 全体のグローバル・リスク管理や運用チームに対し、重要なリスクについての見解を提供します。

### **コンプライアンス及び内部統制 (第2レベル)**

コンプライアンスと内部統制はその他の第 2 レベルの管理機能となります。

AXA IM はグローバルなコンプライアンス・チームを有しており、AXA IM の全ての関連子会社に適用される基準の作成に責任を負います。基準は職業倫理、管理手順、規則順守に関連しています。コンプライアンス部門は AXA IM の従業員が従う職業倫理原則の指針を反映したコンプライアンス・チャートを作成しています。

## **第3レベル: 内部監査 (第3レベル)**

内部監査チームは、AXA IM の手続き及び管理の有効性を定期的かつ独立した評価を行います。主に独立した参加者により構成される監査・リスク委員会は、リスク管理プロセスや財務報告書を管理します。

※リスク管理体制は、2022 年 12 月 31 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

また、委託会社においては、運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク&コントロール部門を設置し、全社的なリスク管理活動およびガイドラインのモニタリング、指導の一元化を図っております。

### 3. その他詳細情報

#### 1 アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド(B)〈適格機関投資家私募〉の投資対象

##### (1) 投資の対象とする資産の範囲

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、2 アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド(B)〈適格機関投資家私募〉の投資制限(4)、(5)、及び(6)に定めるものに限り。)

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

##### (2) 運用の指図範囲等

①委託者は、信託金を、主としてアクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社を委託者とし、三菱 UFJ 信託銀行株式会社を受託者とするアクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド〈適格機関投資家私募〉(以下「マザー・ファンド」といいます。)の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1.株券または新株引受権証券

2.国債証券

3.地方債証券

4.特別の法律により法人の発行する債券

5.社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)

6.特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

8.協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9.特定目的会社にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

10.コマーシャル・ペーパー

11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券

12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13.金融商品取引法第2条第1項第10号で定める国内籍投資信託の受益権または外国投資信託の受益証券(振替受益権を含みます。)

14.金融商品取引法第2条第1項第11号で定める投資証券または外国投資証券(振替投資口を含みます。)

15.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

16.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。)

17.預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

18.外国法人が発行する譲渡性預金証書

19.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。)

20.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

21.外国の者に対する権利で前号の有価証券の権利の性質を有するもの

22.なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。

1.預金

2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3.コール・ローン

4.手形割引市場において売買される手形

5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6.外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③委託者は、取得時において投資信託財産に属する株式の時価総額とマザー・ファンドの投資信託財産に属する株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザー・ファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤委託者は、投資信託財産に属するマザー・ファンドの受益証券以外の第1項13号及び14号に定める投資信託証券等の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザー・ファンドの受益証券の時価総額にマザー・ファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

## 2 アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド(B)〈適格機関投資家私募〉の投資制限

### (1) 投資する株式等の範囲

- ① 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場をいいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとして、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

### (2) 同一銘柄の株式等への投資制限

- ① 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザー・ファンドの投資信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ② 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザー・ファンドの投資信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザー・ファンドの投資信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額の合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前各項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザー・ファンドの受益証券の時価総額にマザー・ファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

### (3) 信用取引の指図範囲

- ① 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザー・ファンドの投資信託財産に属する当該売付けにかかる建玉のうち投資信託財産に属するとみなした額(投資信託財産に属するマザー・ファンドの受益証券の時価総額にマザー・ファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて

得た額をいいます。)との合計額が、投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

### (4) 先物取引等の運用指図

- ① 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所(金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下、本条において同じ。)におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

### (5) スワップ取引の運用指図

- ① 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

### (6) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- ① 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

- ⑦ 有価証券の貸付の指図および範囲① 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する

株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

- 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときには、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### (8) 公社債の空売りの指図範囲

- ①委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算において投資信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(投資信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ②前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### (9) 公社債の借入れ

- ①委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときには、担保の提供の指図をするものとします。
- ②前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借入れた公社債の一部を返却するための指図をするものとします。
- ④①の借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支弁します。

#### (10) 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

- ①外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### (11) 外国為替予約取引の指図および範囲

- ①委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図を行うことができます。
- ②前項の予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の

買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産とマザー・ファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額(投資信託財産に属するマザー・ファンドの時価総額にマザー・ファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- ③前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

※上記は、2022年12月31日現在における信託約款からの抜粋です。信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

#### 【その他の法令上の投資制限】

(1) 同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式においての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

(2) デリバティブ取引に係る投資制限(金融商品取引業に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

(3) 信用リスクの集中の回避のための投資制限(金融商品取引業に関する内閣府令第130条第1項第8号の2)

運用財産に関し、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生しうる危険をいう。)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することになる取引を行うことを内容とした運用を行いません。



## 4. 運用状況

### (1)【投資状況】

(2022年12月末日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	1,389,366,670	100.02
内 日本	1,389,366,670	100.02
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	△294,805	△0.02
純資産総額	1,389,071,865	100.00

(参考)アクサローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド〈適格機関投資家私募〉  
投資状況

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	649,921,546	22.70
内 日本	649,921,546	22.70
特殊債券	400,054,653	13.97
内 日本	400,054,653	13.97
社債券	1,803,434,821	62.99
内 フランス	599,855,543	20.95
内 イギリス	400,176,022	13.98
内 日本	202,866,959	7.09
内 アメリカ	200,964,482	7.02
内 オーストラリア	200,057,415	6.99
内 韓国	199,514,400	6.97
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	9,536,680	0.33
純資産総額	2,862,947,700	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

### (2)【投資資産】

#### ①【投資有価証券の主要銘柄】

(2022年12月末日現在)

	銘柄名	通貨地域	種類業種	数量(口)	簿価単価 簿価金額(円)	評価単価 時価金額(円)	利率(%) 償還期限(年/月/日)	投資比率
1	アクサローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド〈適格機関投資家私募〉	日本・円 日本	親投資信託受益証券 —	1,335,544,238	1.0399 1,388,871,643	1.0403 1,389,366,670	— —	100.02%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別および業種別投資比率

(2022年12月末日現在)

種類	国内／外国	業種	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	親投資信託受益証券	100.02
	小計		100.02
合計(対純資産総額比)			100.02

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)アクサローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド<適格機関投資家私募>

① 投資有価証券の主要銘柄

	銘柄名	通貨地域	種類業種	数量(株)	簿価単価 簿価金額(円)	評価単価 時価金額(円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資比率
1	439 2年国債	日本・円 日本	国債証券 —	350,000,000	100.17 350,619,500	99.96 349,860,000	0.005000 2024/08/01	12.22%
2	29 東日本旅客鉄道	日本・円 日本	社債券 —	200,000,000	101.43 202,866,959	101.43 202,866,959	2.010000 2023/09/20	7.09%
3	13 シテイグループ・インク	日本・円 アメリカ	社債券 —	200,000,000	100.48 200,964,482	100.48 200,964,482	1.460000 2023/06/02	7.02%
4	102 道路機構	日本・円 日本	特殊債券 —	200,000,000	100.13 200,266,493	100.13 200,266,493	0.666000 2023/03/20	7.00%
5	6 ロイズ・バンキング G	日本・円 イギリス	社債券 —	200,000,000	100.07 200,146,272	100.07 200,146,272	0.650000 2023/05/30	6.99%
6	425 2年国債	日本・円 日本	国債証券 —	200,000,000	100.03 200,066,546	100.03 200,066,546	0.005000 2023/06/01	6.99%
7	12 ウエストパツク BK	日本・円 オーストラリア	社債券 —	200,000,000	100.02 200,057,415	100.02 200,057,415	0.320000 2023/07/06	6.99%
8	2 エイチエスピーシーHD	日本・円 イギリス	社債券 —	200,000,000	100.01 200,029,750	100.01 200,029,750	0.842000 2023/09/26	6.99%
9	1 サンタンデール	日本・円 フランス	社債券 —	200,000,000	100.00 200,017,690	100.00 200,017,690	0.568000 2023/01/11	6.99%
10	26 フランス相互信用 BK	日本・円 フランス	社債券 —	200,000,000	99.99 199,986,192	99.99 199,986,192	0.443000 2023/10/12	6.99%
11	18 水資源	日本・円 日本	特殊債券 —	200,000,000	99.89 199,788,160	99.89 199,788,160	0.001000 2023/12/20	6.98%
12	1 新韓銀行	日本・円 韓国	社債券 —	200,000,000	100.00 200,000,000	99.75 199,514,400	0.870000 2024/10/18	6.97%

13	17 BPCE S.A.	日本・ 円 フランス	社債券 —	100,000,000	99.99 99,997,461	99.99 99,997,461	0.217000 2023/01/25	3.49%
14	432 2 年国債	日本・ 円 日本	国債証券 —	100,000,000	100.06 100,066,000	99.99 99,995,000	0.005000 2024/01/01	3.49%
15	21 BPCE S.A.	日本・ 円 フランス	社債券 —	100,000,000	100.35 100,353,000	99.85 99,854,200	0.528000 2024/01/25	3.49%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### 種類別および業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率(%)
公社債券	国内	国債証券	22.70
		特殊債券	13.97
		社債券	7.09
	小計		43.76
	外国	社債券	55.91
	小計		55.91
合 計(対純資産総額比)			99.67

② 投資不動産物件  
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの  
該当事項はありません。

### (3)【運用実績】

#### ① 【純資産の推移】

2022年12月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (2000年12月21日)	2,000,000,000	—	1.0000	—
第16計算期間末日 (2016年3月10日)	487,989,749	487,989,749	1.0215	1.0215
第17計算期間末日 (2017年3月10日)	429,329,169	429,329,169	1.0232	1.0232
第18計算期間末日 (2018年3月12日)	1,005,929,205	1,005,929,205	1.0226	1.0226
第19計算期間末日 (2019年3月11日)	815,964,644	815,964,644	1.0218	1.0218
第20計算期間末日 (2020年3月10日)	946,161,201	946,161,201	1.0216	1.0216
第21計算期間末日 (2021年3月10日)	1,244,310,543	1,244,310,543	1.0200	1.0200
第22計算期間末日 (2022年3月10日)	1,402,628,171	1,402,628,171	1.0190	1.0190
2021年12月末日	1,293,853,468	—	1.0194	—
2022年1月末日	1,279,222,722	—	1.0194	—
2月末日	1,388,590,407	—	1.0191	—
3月末日	1,422,003,562	—	1.0191	—
4月末日	1,402,953,046	—	1.0190	—
5月末日	1,352,026,296	—	1.0189	—
6月末日	1,310,256,646	—	1.0190	—
7月末日	1,368,252,915	—	1.0188	—
8月末日	1,368,427,146	—	1.0190	—
9月末日	1,332,932,660	—	1.0188	—
10月末日	1,399,150,900	—	1.0190	—
11月末日	1,389,420,454	—	1.0191	—
12月末日	1,389,071,865	—	1.0188	—

#### ② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000

第 6 計算期間	0.0000
第 7 計算期間	0.0000
第 8 計算期間	0.0000
第 9 計算期間	0.0000
第 10 計算期間	0.0000
第 11 計算期間	0.0000
第 12 計算期間	0.0000
第 13 計算期間	0.0000
第 14 計算期間	0.0000
第 15 計算期間	0.0000
第 16 計算期間	0.0000
第 17 計算期間	0.0000
第 18 計算期間	0.0000
第 19 計算期間	0.0000
第 20 計算期間	0.0000
第 21 計算期間	0.0000
第 22 計算期間	0.0000

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第 1 計算期間	0.1
第 2 計算期間	0.1
第 3 計算期間	△0.0
第 4 計算期間	△0.0
第 5 計算期間	△0.0
第 6 計算期間	△0.0
第 7 計算期間	0.2
第 8 計算期間	0.4
第 9 計算期間	0.5
第 10 計算期間	0.1
第 11 計算期間	0.2
第 12 計算期間	0.0
第 13 計算期間	0.4
第 14 計算期間	0.2
第 15 計算期間	0.1
第 16 計算期間	△0.2
第 17 計算期間	0.2
第 18 計算期間	△0.1
第 19 計算期間	△0.1
第 20 計算期間	△0.0
第 21 計算期間	△0.2
第 22 計算期間	△0.1

## II 財務ハイライト情報

- 以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託(ファンド)の経理状況」の「財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。
- その監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託(ファンド)の経理状況」に記載している該当する財務諸表の直前に添付しております。

### アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド (B)〈適格機関投資家私募〉

#### (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第 21 期 (2021年3月10日現在)	第 22 期 (2022年3月10日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,244,763,852	1,403,104,891
流動資産合計	1,244,763,852	1,403,104,891
資産合計	1,244,763,852	1,403,104,891
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	15,937	17,734
未払委託者報酬	191,876	213,490
その他未払費用	245,496	245,496
流動負債合計	453,309	476,720
負債合計	453,309	476,720
純資産の部		
元本等		
元本	1,219,950,640	1,376,461,649
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	24,359,903	26,166,522
(分配準備積立金)	11,987	11,166
元本等合計	1,244,310,543	1,402,628,171
純資産合計	1,244,310,543	1,402,628,171
負債純資産合計	1,244,763,852	1,403,104,891

#### (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第 21 期 (自 2020年3月11日 至 2021年3月10日)	第 22 期 (自 2021年3月11日 至 2022年3月10日)
営業収益		
有価証券売買等損益	△790,340	△291,753
営業収益合計	△790,340	△291,753
営業費用		
受託者報酬	30,430	34,844
委託者報酬	366,482	419,566
その他費用	495,000	495,000
営業費用合計	891,912	949,410
営業利益又は営業損失(△)	△1,682,252	△1,241,163
経常利益又は経常損失(△)	△1,682,252	△1,241,163
当期純利益又は当期純損失(△)	△1,682,252	△1,241,163
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△79,758	△5,867
期首剰余金又は期首欠損金(△)	19,982,342	24,359,903
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,658,219	4,798,991
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,658,219	4,798,991
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,678,164	1,757,076
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,678,164	1,757,076
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	24,359,903	26,166,522

### (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法による時価で評価しております。 なお、時価は、親投資信託受益証券の基準価額を用いております。
-----------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第 22 期

(2022 年 3 月 10 日現在)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第 21 期 (2021 年 3 月 10 日現在)	第 22 期 (2022 年 3 月 10 日現在)
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	926,178,859 円	1,219,950,640 円
期中追加設定元本額	465,041,781 円	244,501,009 円
期中一部解約元本額	171,270,000 円	87,990,000 円
2. 受益権の総数	1,219,950,640 口	1,376,461,649 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 21 期 (自 2020 年 3 月 11 日 至 2021 年 3 月 10 日)	第 22 期 (自 2021 年 3 月 11 日 至 2022 年 3 月 10 日)
分配金の計算過程	分配金の計算過程
費用控除後の配当等収益額	費用控除後の配当等収益額
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額
収益調整金額	収益調整金額
分配準備積立金額	分配準備積立金額
当ファンドの分配対象収益額	当ファンドの分配対象収益額
当ファンドの期末残存口数	当ファンドの期末残存口数
1 万口当たり収益分配対象額	1 万口当たり収益分配対象額
1 万口当たり分配金額	1 万口当たり分配金額
収益分配金金額	収益分配金金額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	第 21 期 自 2020 年 3 月 11 日 至 2021 年 3 月 10 日	第 22 期 自 2021 年 3 月 11 日 至 2022 年 3 月 10 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号)第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券を主要投資対象としております。親投資信託受益証券は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク&コントロール部門を設置し、全社的なリスク管理活動およびガイドラインのモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	第 21 期 2021 年 3 月 10 日現在	第 22 期 2022 年 3 月 10 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。  (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。  (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左  (2)デリバティブ取引 同左  (3)上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左



(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	第 21 期 (2021 年 3 月 10 日現在)	第 22 期 (2022 年 3 月 10 日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△738,663	△311,513
合計	△738,663	△311,513

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第 21 期 (2021 年 3 月 10 日現在)	第 22 期 (2022 年 3 月 10 日現在)
1口当たり純資産額	1.0200 円	1.0190 円
(1万口当たり純資産額)	(10,200 円)	(10,190 円)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。



# 資産の運用に関する重要な事項



## 「安定成長バランス型」「積極運用バランス型」の投資対象となる投資信託（特別勘定で組入れる投資信託）に関する詳細内容

【記載されている投資信託の名称】

- 日本債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）
- アーキタス・ワールド・エックス・ジャパン・パッシブ・ボンド・ファンド
- ※「セレクション・ジャパン・エクイティ」については290ページ、  
「アクサIM・グローバル（日本除く）コア株式ファンド〈適格機関投資家専用〉」については308ページ  
をご覧ください。

## 資産の運用に関する重要な事項

### I 投資信託(ファンド)の沿革

#### 1. 当ファンドの沿革

2024年2月 信託契約締結、運用開始(予定)

#### 2. マザーファンドの沿革

2005年3月31日 信託契約締結、運用開始

### II 投資信託(ファンド)の経理状況

#### 1. 財務諸表

当ファンドの運用は、2024年2月より開始する予定であるため、該当事項はありません。

#### 2. 投資信託(ファンド)の現況

当ファンドの運用は、2024年2月より開始する予定であるため、該当事項はありません。

### III 設定及び解約の実績

当ファンドの運用は、2024年2月より開始する予定であるため、該当事項はありません。

## 特別勘定で組入れる投資信託に関する情報 (資産運用に関する重要な事項)

### 1. 投資信託(ファンド)の沿革

2011年 2月 15日 アーキタス・マルチマネージャー・グローバル・ファンズ・ユニットトラスト の設立  
2011年 2月 18日 アーキタス・マルチマネージャー・グローバル・ファンズ・ユニットトラスト の運用開始  
2021年 3月 24日 アーキタス・ワールド・エックス・ジャパン・パッシブ・ボンド・ファンド の設定日

### 2. 投資信託(ファンド)の経理状況

以下に掲げる日本文の財務書類は、アーキタス・マルチマネージャー・グローバル・ファンズ・ユニットトラストの原文の財務書類からアーキタス・ワールド・エックス・ジャパン・パッシブ・ボンド・ファンドの財務諸表および重要な会計方針に関する注記を抜粋し、翻訳したものです。

アーキタス・マルチマネージャー・グローバル・ファンズ・ユニットトラストの原文の財務書類については、外国監査法人等の監査を受けており、以下のとおり監査報告書を受領しています。(日本語訳に続けて原文を掲載。)

## 「アーキタス・マルチマネージャー・グローバル・ファンズ・ユニットトラスト」の投資信託の投資主に対する、独立監査人による報告書

### 2022年9月30日に終了した年度の財務書類の監査に関する報告書

#### 監査意見

我々の意見では、アーキタス・マルチマネージャー・グローバル・ファンズ・ユニットトラストの財務書類は

- 2022年9月30日現在の本ファンドの資産、負債、および財務状況について、また同日に終了した事業年度の結果について、正確かつ公正に反映している
- アイルランドで一般に認められた会計原則 (GAAP) (財務報告基準第102号「英国およびアイルランド共和国において適用可能な財務報告基準」など、英国財務報告評議会が発行する会計基準、およびアイルランド法) に基づいて適切に作成されている
- 2011年に策定 (その後改定) された欧州共同体 (EC) 規則 (「譲渡可能証券の集団投資事業」= UCITS) に基づく要件に従って適切に作成されている。

我々は、年次報告書および監査済財務諸表に含まれる、以下で構成される財務書類を監査した。

- 2022年9月30日現在の財政状態計算書
- 2022年9月30日に終了した年度の包括利益計算書

•2022年9月30日に終了した年度の買戻可能参加受益証券の投資主に帰属する純資産変動計算書；2022年9月30日に終了した年度の持分変動計算書

•2022年9月30日現在の投資明細表

•財務書類に対する注記（ファンド別、重要な会計方針を含む）

## 監査意見の根拠

我々は、国際監査基準（アイルランド）（以下、「ISA（アイルランド）」）および適用法に基づいて監査を行った。

ISA（アイルランド）に基づく我々の責任は、本報告書の「財務書類監査に対する監査人の責任」区分に詳述されている。我々は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 独立性

我々は、アイルランドにおいて我々が行う財務書類の監査に関連する倫理規程（アイルランド監査・会計監督当局の倫理基準を含む）に基づき、本トラストから独立性を保持し、また当該規程で要求される倫理上の責任を果たした。

## 重要事項の強調 - 継続企業の前提以外に基づいて作成された財務諸表

我々は、国際監査基準（アイルランド）（以下、「ISA（アイルランド）」）および適用法に基づいて監査を行った。

修正されていない財務諸表に対する意見を形成するにあたり、修正されていない財務諸表の注記 1 に注意を喚起する。

AXAセレクション・フィデリティ・ヨーロピアン・エクイティ（旧アクサ・セレクション・フィデリティ・ヨーロピアン・グロース）の財務諸表は、継続企業の前提以外に基づいて準備されている。

## 継続企業の前提に関する結論

上記の「重要事項の強調 - 継続企業の前提以外に基づいて作成された財務諸表」に記載されている通り、継続企業の前提以外に関する会計処理が採用されているAXAセレクション・フィデリティ・ヨーロピアン・エクイティ（旧アクサ・セレクション・フィデリティ・ヨーロピアン・グロース）を除いて、我々が行った調査に基づいて、我々は、当該財務諸表が公表を承認された日から少なくとも12ヶ月間、継続企業として継続する能力に対して個別または総合的に重大な疑いを生じさせる事象または状況に関する重要な不確実性を識別していない。

上記の「重要事項の強調 - 継続企業の前提以外に基づいて作成された財務諸表」に記載されている通り、継続企業の前提以外に関する会計処理が採用されているAXAセレクション・フィデリティ・ヨーロピアン・エクイティ（旧アクサ・セレクション・フィデリティ・ヨーロピアン・グロース）を除いて、財務諸表の監査において、我々は、マネージャーが使用した継続企業を前提とした財務諸表の作成における会計処理は適切であると結論付けた。

ただし、すべての将来の出来事や状況を予測できるわけではないため、この結論はファンドが継続企業として継続する能力を保証するものではない。

継続企業に関する当社の責任とマネージャーの責任は、本報告書の関連セクションに記載されている。

## その他の記載内容

その他の記載内容はすべて、財務書類およびこの監査報告書以外は、年次報告書および監査済財務書類に記載されている。マネージャーは、その他の記載内容に対して責任を有している。我々の財務書類に対する監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって我々は、当該その他の記載内容に対して、本報告書で明確に記載された項目を除き、いかなる監査意見も保証も表明しない。財務書類の監査における我々の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または我々が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか留意することにある。我々は、明らかに重要な不一致または重要な虚偽記載を識別した場合には、財務書類の重要な虚偽表示である



のか、またはその他の記載内容の重要な虚偽記載であるのかを結論付けるための手続きを実施するよう求められている。我々は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。我々は、これらの責任に基づき報告すべき事項はない。

## 財務書類および監査に対する責任

### 財務書類に対するマネージャーの責任

5ページの「マネージャーの責任に関する説明」で詳述されているとおり、マネージャーは、真実かつ公正な概観を提供する適切なフレームワークを適用し、財務書類を作成する責任を負う。

マネージャーはまた、不正または誤謬による重大な虚偽記載のない財務書類を作成するうえで、自らが必要と判断する内部統制に対する責任を負う。

マネージャーは、財務書類の作成において、事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、本ファンドが継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、該当する場合には、継続企業の前提に関する事項を開示し、継続企業を前提とした会計処理を行う責任を有する。

### 財務書類監査に対する監査人の責任

監査における我々の目的は、財務書類の全体にわたり、不正または誤謬による重大な虚偽記載がないかについて合理的な保証を得て、監査意見の表明を含む監査報告書を作成することにある。合理的な保証とは、高い水準の保証であるが、ISA（アイルランド）に準拠して行う監査は、常に重大な虚偽記載が発見できることを保証するものではない。虚偽記載は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別または全体として、本財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

我々の監査の試査には、データ監査手法を用いた特定の取引および残高の完全な母集団の試査が含まれることがある。ただし、通常は、完全な母集団を試査するのではなく、限られた数の項目を試査の対象として選択する。我々は、規模やリスクの特性に基づいて、特定の項目を試査の対象にすることがよくある。それ以外の場合は、サンプルが選択された母集団について結論を出すために、監査サンプリングを用いることがある。

財務書類監査に対する我々の責任の詳細については、IAASAのウェブサイト（以下）に掲載されている。

[https://iaasa.ie/wp-content/uploads/2022/10/Description\\_of\\_auditors\\_responsibilities\\_for\\_audit.pdf](https://iaasa.ie/wp-content/uploads/2022/10/Description_of_auditors_responsibilities_for_audit.pdf)

当記載は我々の監査報告書の一部を構成する。

### 本報告書の利用

監査意見を含む本報告書は、2011年の欧州UCITS規則（その後の改定を含む）に準拠して、本ファンドの投資主のみを対象として作成されたものであり、その他の目的はない。監査意見を述べるにあたり、我々が事前に文書で明示的に同意している場合を除き、我々は、その他の目的に対して責任を負わず、また、本報告書を閲覧するその他の者または本報告書を入手する可能性のあるその他の者に対して責任を負うものではない。

プライスウォーターハウスクーパース

公認会計士および登録監査人

ダブリン

2022年12月16日



## ***Independent auditors' report to the unitholders of the Funds of Architas Multi-Manager Global Funds Unit Trust***

### **Report on the audit of the financial statements**

---

#### **Opinion**

In our opinion, Architas Multi-Manager Global Funds Unit Trust's financial statements:

- give a true and fair view of the Funds' assets, liabilities and financial position as at 30 September 2022 and of their results for the year then ended;
- have been properly prepared in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland (accounting standards issued by the Financial Reporting Council of the UK, including Financial Reporting Standard 102 "The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland" and Irish law); and
- have been properly prepared in accordance with the requirements of the European Communities (Undertakings for Collective Investment in Transferable Securities) Regulations 2011 (as amended).

We have audited the financial statements, included within the Annual Report and Audited Financial Statements, which comprise:

- the Statement of Financial Position as at 30 September 2022;
  - the Statement of Comprehensive Income for the year then ended;
  - the Statement of Changes in Net Assets Attributable to Redeemable Participating Unitholders/Statement of Changes in Equity for the year then ended;
  - the Schedule of Investments for each of the Funds as at 30 September 2022; and
  - the notes to the financial statements for each of the Funds, which include a description of the significant accounting policies.
- 

#### **Basis for opinion**

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (Ireland) ("ISAs (Ireland)") and applicable law.

Our responsibilities under ISAs (Ireland) are further described in the Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements section of our report. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

#### **Independence**

We remained independent of the Trust in accordance with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in Ireland, which includes IAASA's Ethical Standard, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements.

---

#### **Emphasis of matter - financial statements prepared on a basis other than going concern**

In forming our opinion on the financial statements, which is not modified, we draw attention to note 1 to the financial statements which discloses that the financial statements of AXA Selection Fidelity European Equity (formerly AXA Selection Fidelity European Growth) have been prepared on a basis other than going concern.

---

#### **Conclusions relating to going concern**

With the exception of AXA Selection Fidelity European Equity (formerly AXA Selection Fidelity European Growth) where a basis of accounting other than going concern has been adopted as set out in the Emphasis of matter - financial statements prepared on a basis other than going concern above, based on the work we have performed, we have not identified any material uncertainties relating to events or conditions that, individually or collectively, may cast significant doubt on the Funds' ability to continue as a going concern for a period of at least twelve months from the date on which the financial statements are authorised for issue.

With the exception of AXA Selection Fidelity European Equity (formerly AXA Selection Fidelity European Growth) where a basis of accounting other than going concern has been adopted as set out in the Emphasis of matter - financial statements prepared on a basis other than going concern above, in auditing the financial statements, we have concluded that the manager's use of the going concern basis of accounting in the preparation of the financial statements is appropriate.

However, because not all future events or conditions can be predicted, this conclusion is not a guarantee as to the Funds' ability to continue as a going concern.

Our responsibilities and the responsibilities of the manager with respect to going concern are described in the relevant sections of this report.



---

## Reporting on other information

The other information comprises all of the information in the Annual Report and Audited Financial Statements other than the financial statements and our auditors' report thereon. The manager is responsible for the other information. Our opinion on the financial statements does not cover the other information and, accordingly, we do not express an audit opinion or, except to the extent otherwise explicitly stated in this report, any form of assurance thereon. In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If we identify an apparent material inconsistency or material misstatement, we are required to perform procedures to conclude whether there is a material misstatement of the financial statements or a material misstatement of the other information. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report based on these responsibilities.

---

## Responsibilities for the financial statements and the audit

### *Responsibilities of the manager for the financial statements*

As explained more fully in the Statement of Manager's Responsibilities set out on page 5, the manager is responsible for the preparation of the financial statements in accordance with the applicable framework giving a true and fair view.

The manager is also responsible for such internal control as the manager determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the manager is responsible for assessing the Funds' ability to continue as going concerns, disclosing as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the manager intends to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

### *Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements*

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (Ireland) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

Our audit testing might include testing complete populations of certain transactions and balances, possibly using data auditing techniques. However, it typically involves selecting a limited number of items for testing, rather than testing complete populations. We will often seek to target particular items for testing based on their size or risk characteristics. In other cases, we will use audit sampling to enable us to draw a conclusion about the population from which the sample is selected.

A further description of our responsibilities for the audit of the financial statements is located on the IAASA website at:

[https://www.iaasa.ie/getmedia/b2789013-1cf6-458b-9b8f-a98202dc9c3a/Description\\_of\\_auditors\\_responsibilities\\_for\\_audit.pdf](https://www.iaasa.ie/getmedia/b2789013-1cf6-458b-9b8f-a98202dc9c3a/Description_of_auditors_responsibilities_for_audit.pdf)

This description forms part of our auditors' report.

### *Use of this report*

This report, including the opinion, has been prepared for and only for the unitholders of each of the Funds as a body in accordance with the European Communities (Undertakings for Collective Investment in Transferable Securities) Regulations 2011 (as amended) and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers  
Chartered Accountants and Registered Auditors  
Dublin  
16 December 2022

## 1. 財務諸表

### (1) 損益計算書および純資産変動計算書（自2021年10月1日至2022年9月30日）

（単位：円）

所得	
金利収入	800,377,711
配当収入	2,173,219
銀行利子	14,178
その他の収益・収入	45
純損益を通じて公正価値で金融商品の実現（損失）/利益	331,966,109
純損益を通じた公正価値での金融商品の未実現利益/（損失）の純変動	(340,919,614)
<b>投資収益合計</b>	<b>793,611,648</b>
費用	
マネージャー手数料	(147,838,387)
監査料	(2,008,594)
管理費	(7,539,566)
預託手数料	(7,727,983)
振込手数料	(265,306)
その他の費用	(16,107,763)
<b>総経費、全費用、経費全体</b>	<b>(181,487,599)</b>
費用の償還	13,269,218
<b>総純費用</b>	<b>(168,218,381)</b>
<b>純利益/（費用）</b>	<b>625,393,267</b>
財務コスト	
支払利息	(417,580)
<b>源泉徴収税前会計年度の利益/（損失）</b>	<b>624,975,687</b>
源泉徴収税	(61,030)
<b>事業に起因する償還可能な参加投資主に帰属する純資産の増加/（減少）</b>	<b>624,914,657</b>

(2) 資産・負債計算書 (2022年9月30日現在)

(単位：円)

**資産**

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産：

公正価値で測定される投資	41,444,262,238
銀行預金	53,306,833
未収利息	303,167,881
投資売却未収金	450,185,919
その他の債権	5,365,812
未収払戻費用	797,891

**資産合計**

**42,257,086,574**

**負債**

負債：1年以内に期限が到来する金額

投資購入未払金	(470,163,392)
未払管理会社報酬	(40,412,226)
未払受託報酬	(1,114,316)
未払管理事務代行報酬	(1,361,123)
未払名義書換代行報酬	(69,569)
未払監査報酬	(1,444,739)
その他の負債	(19,423,413)

**負債合計**

**(533,988,778)**

**純資産**

**41,723,097,796**

## 1 財務書類作成のための基本準拠基準

本ファンドの財務書類は、損益を通じて公正価値で保有する金融資産および金融負債の再評価額を計上して修正される取得原価主義に従って適正に作成されている。

2022年9月30日に終了した年度の財務書類は、継続企業を前提として作成されている。管理会社の取締役会は、本財務書類の発行が承認された日から12ヵ月（「評価期間」）にわたり、本トラストが存続できるとの意見である。管理会社の取締役会は、当該ファンドの債務を期限通りに支払うために十分なキャッシュフローが、金融資産によって継続的に生み出されるものと予測する。この評価を行ううえで、管理会社の取締役会は、新型コロナウイルスの感染拡大による影響を考慮した。本トラストに関するセクションの付属資料、および注記13で詳述する今年度の重要イベントを参照のこと。

これらの財務書類は、財務報告基準第102号「英国及びアイルランドにおいて適用される財務報告基準」（「FRS102」）、1990年ユニットトラスト法、UCITS指令など、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計慣行（アイルランドGAAP）に基づいて作成されている。真実かつ公正な概観を提供する財務書類を作成するうえで、アイルランドにおいて一般に認められている会計基準は、アイルランド勅許会計士協会によって公表され、財務報告評議会（「FRC」）により交付された会計基準である。

本トラストは、キャッシュフロー計算書を作成しないというFRS102セクション7.1に従うオープン・エンド型投資信託に適用可能な免除規定を享受している。

## 2 会計方針

財務書類の作成には、特定の重要な会計上の見積りを使用することが必要となる。また、管理会社の取締役会は、投資運用会社の助言に基づき、本トラストの会計方針を適用する過程で、独自の判断を下す必要がある。高度な判断または煩雑性を伴う分野、もしくは財務書類を作成する過程で前提や見積りが重要となる分野は以下のとおりである。

### 純損益を通じて公正価値で測定される金融商品

#### (i)分類

当カテゴリーは、取引用に保有される金融資産および金融負債と、管理会社により損益計算書を通じて公正価値で測定すると指定された金融資産および金融負債の2つのサブカテゴリーに分けられる。各ファンドの投資明細表に記載されるすべての金融商品は、損益を通じて公正価値で測定される。最初に損益が認識された後、純損益を通じて公正価値で分類されるすべての金融商品は、包括利益計算書に計上された公正価値の変動を反映し、公正価値で測定される。

#### (ii) 認識および認識の中止

本トラストは、金融資産および金融負債を、当該金融商品について契約条項の当事者となった日基準で認識する。金融商品の購入は、取引日基準により認識される。金融資産または金融負債の公正価値の変動から生じる利得および損失は、取引日から計上される。

投資からのキャッシュフローを受け取る権利が消滅した場合、または本トラストが、所有に係るリスクと経済価値のほぼすべてを移転した場合、金融商品の認識は中止される。

#### (iii)測定

損益を通じて公正価値で算定される金融資産および金融負債は、公正価値で測定される。活発な市場で取引される金融商品（売買目的有価証券など）の公正価値は、債券のロングポジションについては、ミッドプライスを使用する。ミッドプライスが入手不可能である場合は、その他の評価手法による。投資資産が、一般に認められた株式市場に上場されていない場合、または規制市場で取引されていない場合、管理会社またはその代理人がおおよその公正価値を定め、適格者となる受託会社によって承認されるものとする。

運用開始時に、損益を通じて公正価値で測定されるものと指定される金融資産および金融負債は、本トラストの文書化された投資戦略に基づいて運用され、また公正価値ベースでパフォーマンスが評価される。本トラストの方針では、関連する投資運用会社が、これらの金融資産に関する情報を、関連するその他の金融情報と併せ、公正価値ベースで評価するものとする。

#### (iv)公正価値による評価

活発な市場で取引される金融商品については、財政状態計算書の日付における市場価格に基づいて公正価値が決められる。各ファンドが保有する金融資産に適用される取引相場価格は、最新のミッドプライスとする。

活発な市場で取引されない金融商品については、評価手法を用いて公正価値が決められる。管理会社は、さまざまな評価手法を用い、それぞれの財政状態計算書の日付の市況に基づいて臆測を立てる。評価手法には、直近に行われた同等の公正妥当な取引の参照、割引キャッシュフロー分析、または市場参加者が一般的に用いるその他の手法が含まれる。

特定の金融商品进行评估するうえで、市場参加者が一般的に用いる手法が存在し、当該手法が、実際の市場取引で得られた信頼できる見積価格を提供できると証明された場合、管理会社は、当該手法を用いる。公正価値の計算には、評価手法および評価モデルが用いられる場合がある。公正価値や市場ボラティリティの見積りは、動的な性質を持つ想定に基づくため、財務書類に反映される投資の価値は、短期的な売買取引において当事者同士の交渉で決められる価値とは異なる場合があり、そうした差異は大きくなる可能性がある。

#### 投資ファンド

オープン・エンド型投資ファンドに対する投資の公正価値は、管理事務代行会社が提供する、株価や受益証券の最新の未監査の純資産総額に基づくものである。当該受益証券の純資産総額に生じる日々の変動は、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る純利得/（損失）として認識される。

#### 現金、ブローカーキャッシュ、当座借越

銀行の現金残高は、当座預金残高と当座借越で構成される。また現金は、2021年9月30日および2022年9月30日現在で当該ファンドが保有する、オプションや先物などのデリバティブ取引の建玉に対する当初証拠金として、またカウンターパーティーに差し入れる担保として必要であり、当該ファンドにより、また当該ファンドの代理人により、ブローカーに預け入れられる。現金同等物および当座借越は額面金額と経過利息（該当する場合）に基づいて評価される。

#### 担保

各ファンドの資産は担保となり、デリバティブ取引の建玉に応じて、カウンターパーティーやブローカーに差し入れられ、保有される。本ファンドが保有するデリバティブ取引の建玉に対して、カウンターパーティーから受け入れる担保についての詳細は、関連する投資明細表の末尾に記載される。

#### フォワード為替取引およびスポット為替取引

外国為替市場におけるフォワード取引およびスポット取引の公正価値は、それらの取引の契約レートと、財政状態計算書の日付にそれらのポジションをクローズする場合に必要なフォワード取引の、現在のレートとの差異として計算される。当該ファンドが保有する外国為替スポット取引に生じる損益は、財政状態計算書に計上された銀行預金に反映され、外国為替フォワード取引に生じる損益は、適宜、財政状態計算書に計上される。外国為替取引の未実現損益として適切に反映され、個別ファンドの投資明細表で開示される。未実現損益に生じる前年度末からの変動、および実現損益については、個別ファンドの包括利益計算書に反映される。

#### 先物

当初証拠金は、先物取引を行う際に必要となり、通常は現金または現金同等物で差し入れられる。先物取引の公正価値は、日次の決済価格に基づいて決められる。先物の建値に生じる変動は、建玉が決済されるまで未実現損益として計上され、決済後に実現損益として計上される。先物の建値に生じる損益は、それぞれ関連するファンドごとに投資明細表で計上され、適宜、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債として、財政状態計算書に表示される。未実現損益に生じる前年度末からの変動、および実現損益については、個別ファンドの包括利益計算書に反映される。

#### トータルリターンスワップ

トータルリターンスワップでは、一方の当事者が金利（固定または変動）を支払い、他方の当事者が原資産から生じるすべてのリターン（キャピタルゲインおよびインカムゲインを含む）を支払い、互いに交換する。トータルリターンスワップでは、株式指数や債券指数が原資産（「参照資産」と呼ばれる）となる。参照資産は、金利の支払いを受ける当事者によって保有される。トータルリターンの受け手は、参照資産となる資

産を実際に保有することなく、エクスポージャーとリターンが得られる。トータルリターンスワップ契約の想定元本は時価評価され、スワップの適切な公正価値として、個別ファンドの財政状態計算書に資産または負債として適宜、計上される。

金利の支払いとスワップのリターンの差額は、公正価値で測定される金融資産に係る実現純利得/（損失）として、包括利益計算書に反映される。

#### **TBA取引**

本ファンドは、TBA取引の決済額に相当する額の現金または高格付け債を決済日まで保有するか、または保有している他の有価証券の相当額を先渡売却する場合がある。

TBA取引で購入する証券については、決済日までインカムゲインが得られない。TBA取引により、証券の購入と同様のエクスポージャーを持つことになり、ファンドが保有する他の資産の下落リスクに加え、TBA取引の決済日前に、当該証券の価格が下落するリスクに晒されることになる。決済日前のTBA取引のエクスポージャーは、原資産となる有価証券の市場価格に基づいて評価される。本ファンドは、有価証券を購入する意図で、または保有するオプション取引について現物受け渡し決済をする目的でTBA取引を行う場合があるが、当該投資運用会社が妥当と判断する場合、TBA取引のコミットメントを決済日前に破棄する場合がある。

#### **投資取引の会計処理**

投資に係る通常の売買は取引日基準で認識される。取引日とは、本ファンドによる資産の売買を確定する日付を指す。投資は当初公正価値で認識され、損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債で生じる取引コストは、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る実現純利得/（損失）として、包括利益計算書に反映される。

投資からのキャッシュフローを受け取る権利が本ファンドに移行された場合、または本ファンドが、所有に係るリスクと経済価値のほぼすべてに対してエクスポージャーを持つ場合、投資が認識される。投資からのキャッシュフローを受け取る権利が失効した場合、または本ファンドが、所有に係るリスクと経済価値のほぼすべてを移転した場合、投資の認識は中止される。

投資取引にかかる実現損益は、平均原価法で計算される。債務証券の投資取引にかかる実現損益は、当該債務証券の売却代金と償却原価の差異として計算される。

受取利息は実効金利法を利用し、期間按分ベースで認識される。受取利息には、現金および現金同等物の利息、および損益を通じて公正価値で測定される債務証券の利息が含まれる。

損益を通じて公正価値で測定されるあらゆる金融資産および金融負債の売却によって発生する損益は、包括利益計算書に反映される。

#### **受取配当金および受取利息**

投資から得られる配当収入は、配当落ち日に包括利益計算書に利益として計上される。配当収入は、包括利益計算書において回収不能源泉税控除前の金額で、別項目として表示される。税額控除分は差し引いて表示される。受取利息は、実効利回り基準で会計処理される。当座借越費用は支払利息に含まれる。

#### **費用**

各ファンドは、それぞれ発生する費用を負担し、また本トラストで発生する費用について、管理会社が負担すると明示されている場合を除き、該当する割合に応じて負担する。費用は、それぞれ本ファンドの特定の受益証券クラスに帰属することから、該当する受益証券クラスが負担するものとする。すべての費用は日次で発生する。

#### **取引費用**

取引費用は、金融資産または金融負債の取得、発行、売却に直接帰属する増分費用である。増分費用とは、事業体が金融商品を取得、発行、売却しなかった場合、発生しなかった費用を指す。金融資産および金融負債が最初に認識される際、企業は、当該金融資産または金融負債について、損益を通じて公正価値で測定し、当該金融資産や金融負債から発生する取引費用は、包括利益計算書で直接認識される。



投資の売買決済により預託機関から請求される取引費用は営業費用の「預託手数料」として計上され、各ファンドの包括利益計算書に反映される。これらの費用は、「取引費用」区分の注記6「手数料及び費用」にファンド別に記載される。

株式、投資ファンド、先物建玉、オプションの売買に係る取引費用は、純損益を通じて公正価値で測定されるに係る金融商品純利得/（損失）として、包括利益計算書に反映される。これらの費用には、仲買手数料、コミッション、取引関連税、その他の市場関連費用が含まれ、「取引費用」区分の注記6「手数料及び費用」にファンド別に記載される。

債券の売買、為替予約、スワップにかかる取引費用は、投資の売買価格に反映される。これらの費用は投資費用に含まれ、実務的または確実に徴収されることはなく、したがって個別に検証または開示できない。

### 為替取引

FRS102第30号に基づき、各ファンドの財務書類に記載される項目は、当該ファンドが運用する主要な経済環境の通貨（以下「機能通貨」）を用いて計算される。管理会社による機能通貨の選択は、(a)当該ファンドが主に販売される地域の通貨である、(b)本ファンドの多様な顧客の大半にとって代用通貨である、という2つの基準により決められる。機能通貨についての評価は、ファンドごとに行われている。本ファンドで使用するすべての基準通貨は、FRS102第30号に基づいて評価され、それぞれの機能通貨と同等に扱われる。

各ファンドで使用される機能通貨は、それぞれ表示通貨となっている。外貨建て取引は、取引日の実勢為替レートを利用して各ファンドの機能通貨に換算される。

各ファンドにおける外国為替取引については、以下が適用される。

(i)財務書類に計上された外貨の受取配当金および受取利息の金額と、実際に機能通貨で受け払いされる金額の差異により、為替差損益が発生する可能性がある。外国為替差損益は、適宜、包括利益計算書において、受取配当金および受取利息の一部として計上される。

(ii)有価証券の売買および売買取引で発生する為替差損益は、当該ファンドの包括利益計算書において、「損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る実現純利得/（損失）」として反映される。

(iii)年度末に保有有価証券で発生する未実現の為替差損益は、当該ファンドの包括利益計算書において、「純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る未実現利得/（損失）の純変動額」として反映される。

(iv)同ファンドの機能通貨以外で表示される金融資産および金融負債は、当該報告日の営業時間終了時における実勢為替レートを利用して換算され、換算差額は、金融商品に係る実現純利得/（損失）として、当該ファンドの包括利益計算書に反映される。

### 発行済受益証券

受益証券および買戻可能参加受益証券は、それぞれ投資主の選択により償還でき、株式または金融負債に分類される。

AXA Selection Income、Architas Selection Bonds Core、Architas Selection Bonds Satellite、Architas Selection Equity、アーキタス・ワールド・エックス・ジャパン・パッシブ・ボンド・ファンド、およびArchitas Global Equityを除くすべてのファンドの受益証券は、FRS102に基づき金融負債に分類される。FRS102は、プット可能な金融商品、または、清算時のみ純資産を比例割合に応じて他の当事者に分配することが義務付けられた構成単位について、当該金融商品が固有の特徴を持ち、また特定の条件を満たす場合に限り、負債に分類することを要求している。AXA Selection Income、Architas Selection Bonds Core、Architas Selection Bonds Satellite、Architas Selection Equity、アーキタス・ワールド・エックス・ジャパン・パッシブ・ボンド・ファンド、およびArchitas Global Equityの受益証券は、FRS102に基づき資本に分類される。FRS102は、プット可能な金融商品、または、清算時のみ純資産を比例割合に応じて他の当事者に分配することが義務付けられた構成単位について、当該金融商品が固有の特徴を持ち、また特定の条件を満たす場合に限り、株主資本に分類することを要求している。上記の各ファンドは、これらの条件を満たしている。

## 分配方針

管理会社は、その裁量において、本トラストに属するいかなるファンドについても、分配を宣言し、支払う権利を有する。AXA Selection Income Fundは、2021年9月30日に終了した年度および2022年9月30日に終了した年度に、それぞれ分配金を分配した。詳しくは注記12を参照のこと。これ以外に、当該年度またはそれ以前の年度を対象とした支払済みの分配金、または未払いの分配金はない。

### (3) 投資明細表 (2022年9月30日現在)

	株数	時 価 (円)	対純資産比 率 (%)
<b>セクター - 国債</b>			
US TREASURY N/B 1.875% 31 Aug 2024	3,500,000	484,720,441	1.16%
US TREASURY N/B 2.125% 31 Jul 2024	3,320,000	462,551,385	1.11%
US TREASURY N/B 2.5% 15 May 2024	3,000,000	421,988,188	1.01%
US TREASURY N/B 0.125% 15 Feb 2024	3,080,000	421,294,767	1.01%
US TREASURY N/B 1.625% 15 Feb 2026	3,100,000	412,304,408	0.99%
US TREASURY N/B 1.875% 15 Feb 2032	2,950,000	361,847,211	0.87%
US TREASURY N/B 1.875% 31 Jul 2026	2,700,000	359,470,225	0.86%
US TREASURY N/B 2.875% 31 Oct 2023	2,360,000	336,607,638	0.81%
US TREASURY N/B 2% 30 Jun 2024	2,390,000	332,805,596	0.80%
US TREASURY N/B 2.75% 30 Jun 2025	2,300,000	320,156,129	0.77%
US TREASURY N/B 2% 15 Feb 2025	2,250,000	309,188,868	0.74%
US TREASURY N/B 2.25% 30 Apr 2024	2,200,000	308,450,441	0.74%
US TREASURY N/B 2.375% 15 May 2029	2,350,000	308,022,429	0.74%
US TREASURY N/B 2.625% 15 Feb 2029	2,300,000	306,969,632	0.74%
US TREASURY N/B 1.25% 15 Aug 2031	2,600,000	304,230,222	0.73%
US TREASURY N/B 0.375% 15 Sep 2024	2,200,000	295,526,300	0.71%
US TREASURY N/B 2.25% 15 Feb 2027	2,200,000	294,605,810	0.71%
US TREASURY N/B 2.125% 30 Nov 2024	2,100,000	290,737,276	0.70%
US TREASURY N/B 1.75% 31 Dec 2024	2,100,000	288,196,321	0.69%
US TREASURY N/B 1.25% 31 Mar 2028	2,300,000	287,267,917	0.69%
US TREASURY N/B 1.625% 15 May 2031	2,330,000	283,176,329	0.68%
US TREASURY N/B 2.125% 31 May 2026	2,100,000	282,805,699	0.68%
US TREASURY N/B 2.125% 15 May 2025	2,000,000	274,427,454	0.66%
US TREASURY N/B 2.875% 30 Nov 2023	1,900,000	270,600,192	0.65%
US TREASURY N/B 1.625% 15 Nov 2050	3,000,000	269,802,397	0.65%
US TREASURY N/B 2.375% 15 May 2027	2,000,000	268,547,189	0.64%
US TREASURY N/B 0.625% 31 Dec 2027	2,200,000	267,364,353	0.64%
US TREASURY N/B 2.5% 15 Aug 2023	1,870,000	266,677,175	0.64%
US TREASURY N/B 2.25% 15 Aug 2027	2,000,000	266,392,975	0.64%
US TREASURY N/B 2.25% 31 Oct 2024	1,890,000	262,860,409	0.63%
US TREASURY N/B 1.25% 31 May 2028	2,100,000	261,266,969	0.63%
US TREASURY N/B 1.375% 31 Aug 2023	1,850,000	260,874,691	0.63%
US TREASURY N/B 2.625% 31 Dec 2023	1,820,000	258,156,874	0.62%
US TREASURY N/B 2.25% 31 Jan 2024	1,800,000	253,711,958	0.61%
US TREASURY N/B 2.125% 31 Mar 2024	1,800,000	252,378,722	0.60%
US TREASURY N/B 1% 31 Jul 2028	2,050,000	250,143,371	0.60%
US TREASURY N/B 0.625% 30 Nov 2027	2,000,000	243,601,296	0.58%
US TREASURY N/B 1.375% 31 Aug 2026	1,850,000	241,125,929	0.58%
US TREASURY N/B 5.25% 15 Feb 2029	1,550,000	239,709,012	0.57%
US TREASURY N/B 1.75% 15 Nov 2029	1,900,000	239,070,099	0.57%
US TREASURY N/B 1.875% 28 Feb 2027	1,800,000	237,468,856	0.57%
US TREASURY N/B 1.25% 15 May 2050	2,920,000	236,802,577	0.57%
US TREASURY N/B 2.75% 31 Aug 2025	1,700,000	236,050,810	0.57%

US TREASURY N/B 0.75%	31 Aug 2026	1,800,000	228,645,065	0.55%
US TREASURY N/B 2.25%	15 Nov 2027	1,700,000	225,371,908	0.54%
US TREASURY N/B 1.375%	15 Nov 2031	1,900,000	223,476,935	0.54%
US TREASURY N/B 1.5%	15 Aug 2026	1,700,000	222,699,778	0.53%
US TREASURY N/B 0.25%	31 May 2025	1,670,000	217,518,671	0.52%
US TREASURY N/B 3%	31 Oct 2025	1,530,000	213,665,487	0.51%
US TREASURY N/B 1.625%	31 Oct 2026	1,600,000	209,916,421	0.50%
US TREASURY N/B 2.375%	15 May 2051	1,900,000	205,874,871	0.49%
US TREASURY N/B 2.875%	15 May 2049	1,700,000	205,446,291	0.49%
US TREASURY N/B 2.75%	15 Feb 2028	1,500,000	203,488,273	0.49%
US TREASURY N/B 1.125%	15 Feb 2031	1,700,000	199,285,015	0.48%
US TREASURY N/B 0.375%	30 Sep 2027	1,610,000	194,651,649	0.47%
US TREASURY N/B 0.25%	30 Sep 2025	1,500,000	193,022,533	0.46%
US TREASURY N/B 0.625%	15 Aug 2030	1,690,000	191,710,612	0.46%
US TREASURY N/B 2.375%	30 Apr 2026	1,400,000	190,575,438	0.46%
US TREASURY N/B 2%	15 Feb 2050	1,900,000	189,180,570	0.45%
US TREASURY N/B 0.5%	30 Apr 2027	1,500,000	184,838,220	0.44%
US TREASURY N/B 0.875%	15 Nov 2030	1,600,000	184,549,862	0.44%
US TREASURY N/B 0.25%	30 Jun 2025	1,400,000	181,971,026	0.44%
FRANCE (GOVT OF) 6%	25 Oct 2025	1,150,000	181,912,785	0.44%
US TREASURY N/B 2.875%	30 Apr 2025	1,300,000	181,876,603	0.44%
US TREASURY N/B 2.875%	30 Nov 2025	1,290,000	179,266,781	0.43%
US TREASURY N/B 2.25%	15 Aug 2046	1,700,000	177,600,406	0.43%
US TREASURY N/B 2.375%	15 Nov 2049	1,600,000	174,607,690	0.42%
US TREASURY N/B 1.875%	15 Feb 2051	1,800,000	172,608,400	0.41%
US TREASURY N/B 2.75%	15 Aug 2047	1,460,000	169,202,483	0.41%
US TREASURY N/B 3%	15 Feb 2047	1,390,000	168,552,346	0.40%
US TREASURY N/B 0.125%	15 Sep 2023	1,200,000	167,086,461	0.40%
US TREASURY N/B 1.625%	30 Nov 2026	1,260,000	165,109,705	0.40%
US TREASURY N/B 1.75%	31 Jan 2029	1,300,000	164,456,318	0.39%
US TREASURY N/B 1.875%	15 Feb 2041	1,600,000	164,140,818	0.39%
FRANCE (GOVT OF) 5.75%	25 Oct 2032	910,000	163,135,602	0.39%
US TREASURY N/B 2.25%	15 May 2041	1,460,000	159,903,239	0.38%
US TREASURY N/B 3%	15 Nov 2044	1,310,000	158,625,583	0.38%
US TREASURY N/B 1.25%	30 Apr 2028	1,250,000	155,784,622	0.37%
US TREASURY N/B 2.5%	15 May 2046	1,400,000	153,953,258	0.37%
US TREASURY N/B 3.375%	15 May 2044	1,180,000	152,564,951	0.37%
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 1.5%	15 May 2024	1,050,000	148,693,730	0.36%
US TREASURY N/B 0.625%	15 May 2030	1,300,000	148,329,691	0.36%
US TREASURY N/B 0.75%	30 Apr 2026	1,150,000	147,502,777	0.35%
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 1.6%	30 Apr 2025	1,050,000	146,565,058	0.35%
FRANCE (GOVT OF) 0.01%	25 Nov 2031	1,300,000	146,261,189	0.35%
FRANCE (GOVT OF) 0.25%	25 Nov 2026	1,100,000	144,365,119	0.35%
FRANCE (GOVT OF) 0.01%	25 Mar 2024	1,040,000	143,585,506	0.34%
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 1.95%	30 Apr 2026	1,000,000	139,507,638	0.33%
US TREASURY N/B 3.125%	15 Nov 2028	1,000,000	137,632,131	0.33%
US TREASURY N/B 2.625%	31 Jan 2026	1,000,000	137,626,476	0.33%
FRANCE (GOVT OF) 1.75%	25 Nov 2024	950,000	134,160,759	0.32%

US TREASURY N/B 3.125%	15 May 2048	1,050,000	131,660,551	0.32%
BUONI POLIENNALI DEL TES	1.5% 01 Jun 2025	970,000	131,536,334	0.32%
FRANCE (GOVT OF)	0.75% 25 May 2028	1,000,000	129,924,835	0.31%
US TREASURY N/B 3.625%	15 Feb 2044	950,000	127,968,141	0.31%
FRANCE (GOVT OF)	1% 25 May 2027	950,000	127,437,276	0.31%
US TREASURY N/B 3%	15 Nov 2045	1,000,000	121,020,381	0.29%
FRANCE (GOVT OF)	5.5% 25 Apr 2029	720,000	120,798,455	0.29%
FRANCE (GOVT OF)	2.75% 25 Oct 2027	830,000	120,220,617	0.29%
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1.4% 30 Apr 2028	900,000	118,831,967	0.28%
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	0.01% 15 Nov 2027	900,000	115,685,892	0.28%
BUONI POLIENNALI DEL TES	1.6% 01 Jun 2026	850,000	113,069,950	0.27%
US TREASURY N/B 1.375%	30 Sep 2023	800,000	112,521,187	0.27%
BUONI POLIENNALI DEL TES	2.5% 01 Dec 2024	800,000	112,376,819	0.27%
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	4.75% 04 Jul 2034	620,000	111,687,047	0.27%
FRANCE (GOVT OF)	3.5% 25 Apr 2026	750,000	111,374,567	0.27%
US TREASURY N/B 0.125%	15 Oct 2023	800,000	110,961,689	0.27%
US TREASURY N/B 1.5%	15 Feb 2030	900,000	110,633,232	0.27%
FRANCE (GOVT OF)	4.5% 25 Apr 2041	650,000	110,266,468	0.26%
FRANCE (GOVT OF)	2.5% 25 May 2030	770,000	110,062,298	0.26%
FRANCE (GOVT OF)	1.25% 25 May 2036	950,000	109,432,283	0.26%
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	4.25% 04 Jul 2039	590,000	107,197,341	0.26%
BUONI POLIENNALI DEL TES	6.5% 01 Nov 2027	650,000	104,288,900	0.25%
FRANCE (GOVT OF)	0.01% 25 Mar 2025	770,000	103,969,636	0.25%
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	4.9% 30 Jul 2040	600,000	101,230,904	0.24%
FRANCE (GOVT OF)	0.01% 25 Feb 2024	730,000	101,005,429	0.24%
FRANCE (GOVT OF)	4.75% 25 Apr 2035	600,000	100,924,022	0.24%
FRANCE (GOVT OF)	0.01% 25 Nov 2029	840,000	100,352,508	0.24%
US TREASURY N/B 0.375%	31 Jul 2027	820,000	99,737,440	0.24%
FRANCE (GOVT OF)	0.5% 25 May 2029	780,000	98,001,476	0.23%
FRANCE (GOVT OF)	0.01% 25 Nov 2030	840,000	97,649,391	0.23%
US TREASURY N/B 2.625%	31 Mar 2025	700,000	97,486,317	0.23%
BUONI POLIENNALI DEL TES	0.01% 15 Aug 2024	720,000	96,809,060	0.23%
BUONI POLIENNALI DEL TES	5% 01 Aug 2034	650,000	96,588,314	0.23%
US TREASURY N/B 2.875%	15 Nov 2046	800,000	94,753,689	0.23%
BUONI POLIENNALI DEL TES	5.25% 01 Nov 2029	600,000	92,023,840	0.22%
US TREASURY N/B 2.375%	31 Mar 2029	700,000	91,798,855	0.22%
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	2.15% 31 Oct 2025	650,000	91,789,226	0.22%
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1.95% 30 Jul 2030	690,000	90,857,262	0.22%
AUSTRALIAN GOVERNMENT	4.25% 21 Apr 2026	940,000	89,303,362	0.21%
FRANCE (GOVT OF)	0.5% 25 May 2025	650,000	88,612,785	0.21%
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1.75% 15 Feb 2024	620,000	88,137,791	0.21%
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	0.5% 15 Aug 2027	660,000	87,607,263	0.21%
CHINA GOVERNMENT BOND	3.02% 22 Oct 2025	4,200,000	87,476,318	0.21%
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	4% 04 Jan 2037	500,000	86,296,634	0.21%
BUNDESobligation	0.01% 10 Oct 2025	640,000	86,099,235	0.21%
CHINA GOVERNMENT BOND	3.59% 03 Aug 2027	4,000,000	85,922,568	0.21%
CHINA GOVERNMENT BOND	1.99% 09 Apr 2025	4,200,000	85,087,150	0.20%
UNITED KINGDOM GILT	4.25% 07 Dec 2055	470,000	84,266,025	0.20%

US TREASURY N/B 1.125%	15 May 2040	930,000	84,232,934	0.20%
FRANCE (GOVT OF) 0.75%	25 Nov 2028	650,000	83,790,287	0.20%
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 0.01%	15 Aug 2031	700,000	82,955,549	0.20%
MEX BONOS DESARR FIX RT 8%	05 Sep 2024	12,000,000	82,841,002	0.20%
BUONI POLIENNALI DEL TES 5%	01 Aug 2039	550,000	82,795,316	0.20%
BUONI POLIENNALI DEL TES 0.35%	01 Feb 2025	620,000	82,584,468	0.20%
AUSTRALIAN GOVERNMENT 1.25%	21 May 2032	1,120,000	82,349,077	0.20%
UNITED KINGDOM GILT 1%	22 Apr 2024	535,000	82,290,284	0.20%
UNITED KINGDOM GILT 4.25%	07 Sep 2039	500,000	81,909,124	0.20%
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 1.5%	30 Apr 2027	600,000	81,113,100	0.19%
BUNDESOBLIGATION 0.01%	13 Oct 2023	580,000	80,863,686	0.19%
CANADIAN GOVERNMENT 0.5%	01 Dec 2030	950,000	80,748,540	0.19%
FRANCE (GOVT OF) 0.5%	25 May 2026	600,000	80,328,999	0.19%
UNITED KINGDOM GILT 4.25%	07 Jun 2032	490,000	80,247,190	0.19%
BUONI POLIENNALI DEL TES 6%	01 May 2031	500,000	80,191,319	0.19%
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 5.15%	31 Oct 2028	500,000	80,038,672	0.19%
FRANCE (GOVT OF) 0.01%	25 Feb 2026	600,000	79,315,580	0.19%
CHINA GOVERNMENT BOND 3.01%	13 May 2028	3,800,000	79,273,562	0.19%
CANADIAN GOVERNMENT 5.75%	01 Jun 2033	610,000	79,032,612	0.19%
FRANCE (GOVT OF) 1.5%	25 May 2050	770,000	78,859,255	0.19%
FRANCE (GOVT OF) 4.25%	25 Oct 2023	540,000	78,552,203	0.19%
BUONI POLIENNALI DEL TES 0.5%	01 Feb 2026	600,000	77,384,782	0.19%
CANADIAN GOVERNMENT 0.5%	01 Sep 2025	800,000	77,051,262	0.18%
CANADIAN GOVERNMENT 2.5%	01 Jun 2024	740,000	76,370,075	0.18%
BUONI POLIENNALI DEL TES 3.5%	01 Mar 2030	550,000	75,424,434	0.18%
BUONI POLIENNALI DEL TES 1.85%	15 May 2024	530,000	73,989,777	0.18%
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 2.5%	04 Jul 2044	490,000	73,775,398	0.18%
REPUBLIC OF AUSTRIA 0.75%	20 Oct 2026	550,000	73,532,327	0.18%
UNITED KINGDOM GILT 4.5%	07 Dec 2042	425,000	73,180,256	0.18%
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 0.25%	15 Feb 2027	550,000	72,806,477	0.17%
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 3.8%	30 Apr 2024	500,000	72,750,111	0.17%
BUONI POLIENNALI DEL TES 2.05%	01 Aug 2027	550,000	72,403,114	0.17%
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 5.625%	04 Jan 2028	430,000	72,020,996	0.17%
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 0.01%	15 Feb 2031	600,000	71,923,095	0.17%
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 1.3%	31 Oct 2026	530,000	71,839,918	0.17%
FRANCE (GOVT OF) 1.25%	25 May 2034	600,000	71,677,810	0.17%
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 0.1%	30 Apr 2031	650,000	71,674,868	0.17%
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 1.85%	30 Jul 2035	600,000	71,452,519	0.17%
BUONI POLIENNALI DEL TES 4.5%	01 Mar 2024	490,000	71,178,310	0.17%
BELGIUM KINGDOM 0.5%	22 Oct 2024	510,000	70,439,431	0.17%
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 2.5%	15 Aug 2046	460,000	70,120,782	0.17%
CHINA GOVERNMENT BOND 3.29%	23 May 2029	3,300,000	70,096,125	0.17%
REPUBLIC OF AUSTRIA 4.85%	15 Mar 2026	450,000	69,708,812	0.17%
US TREASURY N/B 3.125%	15 Nov 2041	550,000	69,310,234	0.17%
UNITED KINGDOM GILT 0.625%	07 Jun 2025	470,000	68,837,644	0.16%
BUONI POLIENNALI DEL TES 2%	01 Feb 2028	530,000	68,776,491	0.16%
CHINA GOVERNMENT BOND 2.9%	05 May 2026	3,300,000	68,383,811	0.16%
BUONI POLIENNALI DEL TES 2%	01 Dec 2025	500,000	68,155,315	0.16%

UNITED KINGDOM GILT 3.5%	22 Jan 2045	450,000	67,969,724	0.16%
US TREASURY N/B 3.625%	15 Aug 2043	500,000	67,560,854	0.16%
BUONI POLIENNALI DEL TES 2.1%	15 Jul 2026	500,000	67,541,547	0.16%
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 5.75%	30 Jul 2032	390,000	67,499,345	0.16%
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 0.01%	15 Aug 2026	510,000	67,494,076	0.16%
CHINA GOVERNMENT BOND 2.68%	21 May 2030	3,300,000	67,045,975	0.16%
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 1.45%	31 Oct 2027	500,000	66,849,059	0.16%
BUONI POLIENNALI DEL TES 2.8%	01 Dec 2028	500,000	66,788,062	0.16%
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 0.01%	15 Aug 2030	550,000	66,722,503	0.16%
NETHERLANDS GOVERNMENT 0.75%	15 Jul 2027	500,000	66,569,544	0.16%
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 1.4%	30 Jul 2028	500,000	65,644,047	0.16%
UNITED KINGDOM GILT 4.25%	07 Dec 2049	380,000	65,400,137	0.16%
US TREASURY N/B 4.5%	15 Aug 2039	420,000	65,326,241	0.16%
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 1.25%	15 Aug 2048	550,000	65,039,368	0.16%
BUONI POLIENNALI DEL TES 2.95%	01 Sep 2038	550,000	64,515,473	0.15%
FRANCE (GOVT OF) 2%	25 May 2048	550,000	64,166,547	0.15%
US TREASURY N/B 0.375%	31 Jan 2026	500,000	63,772,607	0.15%
UNITED KINGDOM GILT 5%	07 Mar 2025	390,000	63,765,921	0.15%
FRANCE (GOVT OF) 3.25%	25 May 2045	430,000	63,379,156	0.15%
BUONI POLIENNALI DEL TES 1.65%	01 Mar 2032	560,000	63,154,960	0.15%
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 0.01%	15 May 2036	600,000	63,122,882	0.15%
CHINA GOVERNMENT BOND 3.12%	05 Dec 2026	3,000,000	62,861,642	0.15%
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 5.5%	04 Jan 2031	350,000	62,603,712	0.15%
BUONI POLIENNALI DEL TES 1.25%	01 Dec 2026	480,000	62,160,836	0.15%
BUONI POLIENNALI DEL TES 0.95%	15 Sep 2027	500,000	62,136,852	0.15%
US TREASURY N/B 3%	15 May 2042	500,000	61,641,012	0.15%
BUONI POLIENNALI DEL TES 3.1%	01 Mar 2040	520,000	61,344,677	0.15%
NETHERLANDS GOVERNMENT 0.25%	15 Jul 2025	450,000	61,041,692	0.15%
US TREASURY N/B 4.375%	15 May 2041	400,000	60,718,262	0.15%
CHINA GOVERNMENT BOND 3.53%	18 Oct 2051	2,800,000	60,673,450	0.15%
US TREASURY N/B 2.625%	31 Dec 2025	440,000	60,622,820	0.15%
CANADIAN GOVERNMENT 1.25%	01 Jun 2030	660,000	60,368,138	0.14%
BUNDESobligation 0.01%	18 Oct 2024	440,000	60,294,563	0.14%
BUONI POLIENNALI DEL TES 3.25%	01 Sep 2046	500,000	59,111,420	0.14%
UNITED KINGDOM GILT 1.5%	22 Jul 2047	580,000	58,815,964	0.14%
BUONI POLIENNALI DEL TES 3%	01 Aug 2029	440,000	58,717,861	0.14%
UNITED KINGDOM GILT 4.5%	07 Sep 2034	350,000	58,253,104	0.14%
UNITED KINGDOM GILT 0.125%	31 Jan 2024	380,000	58,173,808	0.14%
BUONI POLIENNALI DEL TES 5.75%	01 Feb 2033	370,000	58,097,568	0.14%
UNITED KINGDOM GILT 1.25%	22 Oct 2041	570,000	58,045,960	0.14%
CHINA GOVERNMENT BOND 3.02%	27 May 2031	2,800,000	58,000,958	0.14%
NETHERLANDS GOVERNMENT 4%	15 Jan 2037	350,000	57,644,306	0.14%
NETHERLANDS GOVERNMENT 2.5%	15 Jan 2033	400,000	57,003,472	0.14%
NETHERLANDS GOVERNMENT 2.75%	15 Jan 2047	380,000	56,945,410	0.14%
CHINA GOVERNMENT BOND 3.81%	14 Sep 2050	2,500,000	56,398,044	0.14%
BELGIUM KINGDOM 5%	28 Mar 2035	330,000	56,309,696	0.13%
BELGIUM KINGDOM 1%	22 Jun 2031	450,000	56,143,629	0.13%
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 2.75%	31 Oct 2024	390,000	56,000,338	0.13%

BUNDESOBLIGATION 0.01%	11 Apr 2025	410,000	55,679,748	0.13%
CANADIAN GOVERNMENT 1%	01 Sep 2026	580,000	55,643,983	0.13%
BUONI POLIENNALI DEL TES 2.5%	15 Nov 2025	400,000	55,351,963	0.13%
AUSTRALIAN GOVERNMENT 1.5%	21 Jun 2031	720,000	55,311,417	0.13%
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 2.35%	30 Jul 2033	420,000	54,585,940	0.13%
AUSTRALIAN GOVERNMENT 4.75%	21 Apr 2027	560,000	54,473,466	0.13%
FRANCE (GOVT OF) 1.75%	25 Jun 2039	450,000	53,802,578	0.13%
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 0.5%	15 Feb 2025	390,000	53,748,782	0.13%
UNITED KINGDOM GILT 4%	22 Jan 2060	300,000	53,576,934	0.13%
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 0.25%	15 Feb 2029	420,000	53,455,215	0.13%
BELGIUM KINGDOM 4.25%	28 Mar 2041	330,000	53,431,014	0.13%
CHINA GOVERNMENT BOND 2.89%	18 Nov 2031	2,600,000	53,265,671	0.13%
CHINA GOVERNMENT BOND 3.69%	21 Sep 2024	2,500,000	52,762,018	0.13%
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 1%	15 Aug 2025	380,000	52,755,565	0.13%
FRANCE (GOVT OF) 1.5%	25 May 2031	400,000	52,534,369	0.13%
UNITED KINGDOM GILT 1.75%	22 Jul 2057	500,000	52,412,112	0.13%
CANADIAN GOVERNMENT 2%	01 Dec 2051	630,000	52,383,125	0.13%
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 0.6%	31 Oct 2029	430,000	52,070,519	0.12%
BUNDESOBLIGATION 0.01%	10 Apr 2026	390,000	51,960,655	0.12%
FRANCE (GOVT OF) 0.5%	25 Jun 2044	600,000	51,949,798	0.12%
CHINA GOVERNMENT BOND 2.84%	08 Apr 2024	2,500,000	51,613,397	0.12%
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 3.25%	04 Jul 2042	310,000	51,441,561	0.12%
FRANCE (GOVT OF) 4%	25 Apr 2060	300,000	51,437,023	0.12%
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 0.25%	15 Aug 2028	400,000	51,374,774	0.12%
AUSTRALIAN GOVERNMENT 1%	21 Nov 2031	700,000	50,816,007	0.12%
UNITED KINGDOM GILT 0.25%	31 Jul 2031	440,000	50,738,835	0.12%
BUONI POLIENNALI DEL TES 2.25%	01 Sep 2036	460,000	50,734,124	0.12%
BELGIUM KINGDOM 0.01%	22 Oct 2027	400,000	50,505,884	0.12%
BUONI POLIENNALI DEL TES 1.65%	01 Dec 2030	430,000	50,291,313	0.12%
US TREASURY N/B 3.75%	15 Aug 2041	360,000	49,995,371	0.12%
NETHERLANDS GOVERNMENT 0.75%	15 Jul 2028	380,000	49,771,880	0.12%
MEX BONOS DESARR FIX RT 7.75%	23 Nov 2034	8,000,000	49,705,753	0.12%
UNITED KINGDOM GILT 1.5%	22 Jul 2026	340,000	49,358,500	0.12%
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 0.85%	30 Jul 2037	500,000	48,961,773	0.12%
BUONI POLIENNALI DEL TES 1.75%	01 Jul 2024	350,000	48,728,811	0.12%
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 0.01%	15 Aug 2050	610,000	48,587,278	0.12%
FRANCE (GOVT OF) 0.75%	25 May 2052	600,000	48,278,697	0.12%
AUSTRALIAN GOVERNMENT 2.25%	21 May 2028	560,000	48,268,543	0.12%
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 0.25%	30 Jul 2024	350,000	47,985,853	0.12%
BUONI POLIENNALI DEL TES 0.01%	15 Jan 2024	350,000	47,967,192	0.11%
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 6.5%	04 Jul 2027	280,000	47,767,926	0.11%
CANADIAN GOVERNMENT 1.5%	01 Jun 2023	460,000	47,705,449	0.11%
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 0.5%	15 Feb 2026	350,000	47,556,704	0.11%
UNITED KINGDOM GILT 4.75%	07 Dec 2030	280,000	47,267,994	0.11%
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 0.01%	15 Aug 2029	380,000	47,062,679	0.11%
UNITED KINGDOM GILT 0.625%	31 Jul 2035	450,000	46,986,944	0.11%
BUONI POLIENNALI DEL TES 0.25%	15 Mar 2028	400,000	46,772,731	0.11%
UNITED KINGDOM GILT 4.25%	07 Dec 2040	280,000	46,298,004	0.11%



UNITED KINGDOM GILT 2.5%	22 Jul 2065	350,000	46,139,544	0.11%
BUONI POLIENNALI DEL TES 0.65%	15 Oct 2023	330,000	46,033,525	0.11%
US TREASURY N/B 4.375%	15 May 2040	300,000	45,715,104	0.11%
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 1.45%	30 Apr 2029	350,000	45,533,992	0.11%
BELGIUM KINGDOM 0.8%	22 Jun 2025	330,000	45,414,471	0.11%
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 0.01%	15 Feb 2030	370,000	45,383,738	0.11%
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 0.01%	15 Nov 2028	360,000	45,292,606	0.11%
REPUBLIC OF AUSTRIA 1.65%	21 Oct 2024	320,000	45,206,874	0.11%
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 0.7%	30 Apr 2032	400,000	45,081,036	0.11%
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 1.25%	31 Oct 2030	360,000	44,652,518	0.11%
UNITED KINGDOM GILT 1.625%	22 Oct 2054	450,000	44,642,759	0.11%
BUONI POLIENNALI DEL TES 1.35%	01 Apr 2030	380,000	44,441,665	0.11%
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 2.9%	31 Oct 2046	350,000	44,362,084	0.11%
MEX BONOS DESARR FIX RT 5.75%	05 Mar 2026	7,000,000	44,268,035	0.11%
BUONI POLIENNALI DEL TES 4.75%	01 Sep 2044	300,000	44,240,137	0.11%
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 5.15%	31 Oct 2044	250,000	44,210,217	0.11%
UNITED KINGDOM GILT 4.25%	07 Mar 2036	270,000	44,134,513	0.11%
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 4.8%	31 Jan 2024	300,000	44,054,355	0.11%
BELGIUM KINGDOM 0.8%	22 Jun 2027	330,000	43,815,096	0.11%
CHINA GOVERNMENT BOND 2.56%	21 Oct 2023	2,100,000	43,153,493	0.10%
CANADIAN GOVERNMENT 2%	01 Jun 2032	450,000	42,847,766	0.10%
NETHERLANDS GOVERNMENT 2%	15 Jul 2024	300,000	42,741,869	0.10%
REPUBLIC OF AUSTRIA 1.75%	20 Oct 2023	300,000	42,628,367	0.10%
US TREASURY N/B 4.625%	15 Feb 2040	270,000	42,512,961	0.10%
BUONI POLIENNALI DEL TES 0.6%	01 Aug 2031	410,000	42,404,205	0.10%
KINGDOM OF DENMARK 4.5%	15 Nov 2039	1,750,000	42,072,989	0.10%
REPUBLIC OF AUSTRIA 4.15%	15 Mar 2037	260,000	41,958,224	0.10%
CHINA GOVERNMENT BOND 3.57%	22 Jun 2024	2,000,000	41,942,991	0.10%
US TREASURY N/B 4.375%	15 Nov 2039	270,000	41,293,201	0.10%
MEX BONOS DESARR FIX RT 8.5%	31 May 2029	6,000,000	40,725,552	0.10%
NETHERLANDS GOVERNMENT 3.75%	15 Jan 2042	240,000	40,289,257	0.10%
BUONI POLIENNALI DEL TES 3.45%	01 Mar 2048	330,000	40,131,488	0.10%
CANADIAN GOVERNMENT 0.25%	01 Apr 2024	400,000	39,989,040	0.10%
CANADIAN GOVERNMENT 1%	01 Jun 2027	420,000	39,884,710	0.10%
BUONI POLIENNALI DEL TES 2.45%	01 Oct 2023	280,000	39,751,000	0.10%
MEX BONOS DESARR FIX RT 7.5%	03 Jun 2027	6,000,000	39,587,460	0.09%
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 4.4%	31 Oct 2023	270,000	39,261,027	0.09%
MEX BONOS DESARR FIX RT 8.5%	18 Nov 2038	6,000,000	38,994,875	0.09%
BELGIUM KINGDOM 0.9%	22 Jun 2029	300,000	38,564,474	0.09%
BUONI POLIENNALI DEL TES 3.35%	01 Mar 2035	300,000	37,968,690	0.09%
SINGAPORE GOVERNMENT 0.5%	01 Nov 2025	410,000	37,789,349	0.09%
SINGAPORE GOVERNMENT 2.25%	01 Aug 2036	430,000	37,732,642	0.09%
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 6.25%	04 Jan 2024	250,000	37,473,147	0.09%
UNITED KINGDOM GILT 6%	07 Dec 2028	210,000	36,870,012	0.09%
POLAND GOVERNMENT BOND 3.25%	25 Jul 2025	1,400,000	36,794,947	0.09%
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 6.25%	04 Jan 2030	200,000	36,430,535	0.09%
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 3.45%	30 Jul 2066	270,000	36,073,989	0.09%
AUSTRALIAN GOVERNMENT 3.75%	21 Apr 2037	400,000	35,967,972	0.09%

BUNDESOBLIGATION 0.01%	09 Oct 2026	270,000	35,515,207	0.09%
US TREASURY N/B 4.375%	15 Feb 2038	230,000	35,437,079	0.08%
BELGIUM KINGDOM 4.5%	28 Mar 2026	230,000	35,247,790	0.08%
BUONI POLIENNALI DEL TES 2.45%	01 Sep 2033	300,000	35,085,738	0.08%
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 1.2%	31 Oct 2040	360,000	35,043,691	0.08%
UNITED KINGDOM GILT 3.25%	22 Jan 2044	240,000	34,954,141	0.08%
UNITED KINGDOM GILT 0.875%	22 Oct 2029	270,000	34,798,492	0.08%
NETHERLANDS GOVERNMENT 0.01%	15 Jul 2031	300,000	34,797,828	0.08%
BUONI POLIENNALI DEL TES 2.45%	01 Sep 2050	350,000	34,361,177	0.08%
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 1.7%	15 Aug 2032	250,000	34,127,358	0.08%
NETHERLANDS GOVERNMENT 0.5%	15 Jul 2026	250,000	33,554,169	0.08%
NETHERLANDS GOVERNMENT 0.5%	15 Jan 2040	330,000	33,218,601	0.08%
CHINA GOVERNMENT BOND 2.28%	17 Mar 2024	1,600,000	32,762,718	0.08%
FRANCE (GOVT OF) 0.5%	25 May 2040	350,000	32,584,687	0.08%
BELGIUM KINGDOM 0.8%	22 Jun 2028	250,000	32,556,752	0.08%
AUSTRALIAN GOVERNMENT 3.25%	21 Apr 2025	350,000	32,356,137	0.08%
UNITED KINGDOM GILT 0.125%	30 Jan 2026	230,000	32,272,822	0.08%
UNITED KINGDOM GILT 1.25%	22 Jul 2027	230,000	32,149,440	0.08%
CHINA GOVERNMENT BOND 3.52%	04 May 2027	1,500,000	32,130,793	0.08%
UNITED KINGDOM GILT 4.25%	07 Dec 2027	200,000	32,077,263	0.08%
BUONI POLIENNALI DEL TES 0.95%	01 Dec 2031	300,000	31,674,078	0.08%
REPUBLIC OF AUSTRIA 0.01%	20 Feb 2030	270,000	31,586,199	0.08%
BUONI POLIENNALI DEL TES 0.9%	01 Apr 2031	290,000	31,360,670	0.08%
BELGIUM KINGDOM 3.75%	22 Jun 2045	200,000	31,151,910	0.07%
NETHERLANDS GOVERNMENT 0.25%	15 Jul 2029	250,000	31,058,836	0.07%
AUSTRALIAN GOVERNMENT 3%	21 Mar 2047	400,000	30,821,474	0.07%
FRANCE (GOVT OF) 1.75%	25 May 2066	300,000	30,725,449	0.07%
AUSTRALIAN GOVERNMENT 3.25%	21 Apr 2029	340,000	30,707,497	0.07%
IRELAND GOVERNMENT BOND 5.4%	13 Mar 2025	200,000	30,694,915	0.07%
FINNISH GOVERNMENT 0.5%	15 Sep 2028	243,000	30,693,661	0.07%
UNITED KINGDOM GILT 0.5%	31 Jan 2029	240,000	30,656,275	0.07%
AUSTRALIAN GOVERNMENT 0.25%	21 Nov 2024	350,000	30,440,764	0.07%
MEX BONOS DESARR FIX RT 8%	07 Nov 2047	5,000,000	30,378,454	0.07%
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 2.7%	31 Oct 2048	250,000	30,106,955	0.07%
POLAND GOVERNMENT BOND 2.5%	25 Apr 2024	1,100,000	30,031,525	0.07%
BUONI POLIENNALI DEL TES 2.7%	01 Mar 2047	280,000	29,933,741	0.07%
REPUBLIC OF AUSTRIA 0.75%	20 Feb 2028	230,000	29,838,781	0.07%
BELGIUM KINGDOM 0.1%	22 Jun 2030	250,000	29,647,763	0.07%
BUONI POLIENNALI DEL TES 4.75%	01 Sep 2028	200,000	29,639,729	0.07%
NETHERLANDS GOVERNMENT 0.01%	15 Jan 2024	210,000	29,135,757	0.07%
BUONI POLIENNALI DEL TES 1.45%	01 Mar 2036	290,000	28,966,681	0.07%
BUONI POLIENNALI DEL TES 4.75%	01 Aug 2023	200,000	28,921,519	0.07%
CANADIAN GOVERNMENT 0.75%	01 Oct 2024	290,000	28,805,552	0.07%
FRANCE (GOVT OF) 4%	25 Oct 2038	180,000	28,531,781	0.07%
FINNISH GOVERNMENT 2%	15 Apr 2024	200,000	28,471,624	0.07%
POLAND GOVERNMENT BOND 2.5%	25 Jul 2027	1,200,000	28,443,755	0.07%
CHINA GOVERNMENT BOND 4.08%	22 Oct 2048	1,200,000	28,394,567	0.07%
AUSTRALIAN GOVERNMENT 2.5%	21 May 2030	330,000	28,036,424	0.07%

BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 1%	15 Aug 2024	200,000	28,029,658	0.07%
CANADIAN GOVERNMENT 1.5%	01 Apr 2025	280,000	27,949,235	0.07%
BELGIUM KINGDOM 1%	22 Jun 2026	200,000	27,266,834	0.07%
REPUBLIC OF AUSTRIA 0.01%	20 Feb 2031	240,000	27,183,132	0.07%
IRELAND GOVERNMENT BOND 2.4%	15 May 2030	190,000	26,940,431	0.06%
CANADIAN GOVERNMENT 4%	01 Jun 2041	230,000	26,861,557	0.06%
BELGIUM KINGDOM 4%	28 Mar 2032	170,000	26,749,592	0.06%
US TREASURY N/B 4.5%	15 Feb 2036	170,000	26,615,070	0.06%
ISRAEL FIXED BOND 5.5%	31 Jan 2042	500,000	26,379,883	0.06%
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 1%	31 Oct 2050	340,000	26,266,654	0.06%
IRELAND GOVERNMENT BOND 0.9%	15 May 2028	200,000	26,210,910	0.06%
REPUBLIC OF AUSTRIA 0.5%	20 Feb 2029	210,000	26,153,490	0.06%
AUSTRALIAN GOVERNMENT 2.75%	21 Nov 2029	300,000	26,104,593	0.06%
UNITED KINGDOM GILT 0.375%	22 Oct 2026	190,000	26,038,575	0.06%
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 0.01%	31 May 2024	190,000	26,029,095	0.06%
UNITED KINGDOM GILT 0.125%	31 Jan 2028	200,000	25,909,931	0.06%
BELGIUM KINGDOM 1.25%	22 Apr 2033	210,000	25,798,776	0.06%
BUONI POLIENNALI DEL TES 0.95%	01 Aug 2030	230,000	25,657,108	0.06%
UNITED KINGDOM GILT 0.5%	22 Oct 2061	400,000	25,403,414	0.06%
UNITED KINGDOM GILT 2.25%	07 Sep 2023	160,000	25,398,196	0.06%
FINNISH GOVERNMENT 4%	04 Jul 2025	170,000	25,396,287	0.06%
SINGAPORE GOVERNMENT 3.5%	01 Mar 2027	250,000	25,155,609	0.06%
IRELAND GOVERNMENT BOND 1%	15 May 2026	180,000	24,592,142	0.06%
POLAND GOVERNMENT BOND 2.75%	25 Oct 2029	1,100,000	24,422,898	0.06%
BELGIUM KINGDOM 3%	22 Jun 2034	170,000	24,332,801	0.06%
BELGIUM KINGDOM 1.7%	22 Jun 2050	230,000	24,293,087	0.06%
BELGIUM KINGDOM 2.25%	22 Jun 2057	200,000	23,974,117	0.06%
US TREASURY N/B 4.75%	15 Feb 2041	150,000	23,902,431	0.06%
NETHERLANDS GOVERNMENT 0.01%	15 Jul 2030	200,000	23,831,556	0.06%
IRELAND GOVERNMENT BOND 0.01%	18 Oct 2031	210,000	23,637,364	0.06%
UNITED KINGDOM GILT 1.625%	22 Oct 2028	170,000	23,610,455	0.06%
BELGIUM KINGDOM 0.01%	22 Oct 2031	210,000	23,532,858	0.06%
CANADIAN GOVERNMENT 3.5%	01 Dec 2045	210,000	23,294,891	0.06%
IRELAND GOVERNMENT BOND 1.7%	15 May 2037	190,000	23,111,693	0.06%
REPUBLIC OF AUSTRIA 3.15%	20 Jun 2044	150,000	22,329,705	0.05%
SWEDISH GOVERNMENT 0.75%	12 Nov 2029	1,900,000	22,301,099	0.05%
REPUBLIC OF AUSTRIA 2.4%	23 May 2034	160,000	21,547,043	0.05%
BUONI POLIENNALI DEL TES 1.7%	01 Sep 2051	260,000	21,485,474	0.05%
REPUBLIC OF AUSTRIA 1.5%	20 Feb 2047	200,000	21,457,936	0.05%
CHINA GOVERNMENT BOND 3.6%	06 Sep 2025	1,000,000	21,249,145	0.05%
SINGAPORE GOVERNMENT 2.875%	01 Sep 2030	220,000	21,204,855	0.05%
CHINA GOVERNMENT BOND 3.25%	22 Nov 2028	1,000,000	21,137,815	0.05%
CHINA GOVERNMENT BOND 4.08%	22 Aug 2023	1,000,000	20,893,035	0.05%
KINGDOM OF DENMARK 1.75%	15 Nov 2025	1,100,000	20,695,761	0.05%
CHINA GOVERNMENT BOND 2.95%	16 Jun 2023	1,000,000	20,573,219	0.05%
IRELAND GOVERNMENT BOND 2%	18 Feb 2045	170,000	20,235,576	0.05%
FINNISH GOVERNMENT 0.5%	15 Apr 2026	150,000	20,111,111	0.05%
SWEDISH GOVERNMENT 1.5%	13 Nov 2023	1,540,000	19,916,229	0.05%

CANADIAN GOVERNMENT 2.25%	01 Jun 2029	200,000	19,885,175	0.05%
NORWEGIAN GOVERNMENT 1.375%	19 Aug 2030	1,700,000	19,685,726	0.05%
FRANCE (GOVT OF) 0.75%	25 Feb 2028	150,000	19,574,273	0.05%
IRELAND GOVERNMENT BOND 0.2%	15 May 2027	150,000	19,417,343	0.05%
ISRAEL FIXED BOND 2.25%	28 Sep 2028	500,000	19,269,899	0.05%
ISRAEL FIXED BOND 0.5%	30 Apr 2025	500,000	19,076,610	0.05%
ISRAEL FIXED BOND 6.25%	30 Oct 2026	400,000	19,057,078	0.05%
MALAYSIA GOVERNMENT 4.392%	15 Apr 2026	600,000	18,977,292	0.05%
MALAYSIA GOVERNMENT 3.48%	15 Mar 2023	600,000	18,786,002	0.05%
MALAYSIA GOVERNMENT 3.882%	14 Mar 2025	600,000	18,775,243	0.04%
MALAYSIA GOVERNMENT 3.9%	30 Nov 2026	600,000	18,639,203	0.04%
BUONI POLIENNALI DEL TES 1.5%	30 Apr 2045	220,000	18,432,276	0.04%
KINGDOM OF DENMARK 0.5%	15 Nov 2029	1,100,000	18,321,917	0.04%
US TREASURY N/B 0.125%	15 Jul 2023	130,000	18,228,786	0.04%
FINNISH GOVERNMENT 0.5%	15 Sep 2027	140,000	18,138,100	0.04%
CANADIAN GOVERNMENT 1.75%	01 Dec 2053	230,000	17,787,426	0.04%
IRELAND GOVERNMENT BOND 0.2%	18 Oct 2030	150,000	17,786,197	0.04%
CANADIAN GOVERNMENT 2%	01 Jun 2028	180,000	17,752,247	0.04%
FINNISH GOVERNMENT 2.625%	04 Jul 2042	130,000	17,748,051	0.04%
FINNISH GOVERNMENT 1.125%	15 Apr 2034	150,000	17,727,343	0.04%
REPUBLIC OF AUSTRIA 2.1%	31 Dec 2099	160,000	17,619,653	0.04%
UNITED KINGDOM GILT 4.75%	07 Dec 2038	100,000	17,287,797	0.04%
AUSTRALIAN GOVERNMENT 1.75%	21 Jun 2051	300,000	16,990,781	0.04%
REPUBLIC OF AUSTRIA 0.75%	20 Mar 2051	200,000	16,808,929	0.04%
CANADIAN GOVERNMENT 2.75%	01 Dec 2048	170,000	16,719,468	0.04%
KINGDOM OF DENMARK 0.5%	15 Nov 2027	950,000	16,499,970	0.04%
US TREASURY N/B 5%	15 May 2037	100,000	16,423,185	0.04%
POLAND GOVERNMENT BOND 2.75%	25 Apr 2028	700,000	16,373,300	0.04%
CHINA GOVERNMENT BOND 2.69%	15 Aug 2032	800,000	16,247,433	0.04%
MALAYSIA GOVERNMENT 2.632%	15 Apr 2031	600,000	16,236,911	0.04%
BUONI POLIENNALI DEL TES 2.8%	01 Mar 2067	160,000	16,062,492	0.04%
SWEDISH GOVERNMENT 1%	12 Nov 2026	1,300,000	16,021,923	0.04%
BELGIUM KINGDOM 1.6%	22 Jun 2047	150,000	15,899,981	0.04%
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 0.01%	15 Aug 2030	130,000	15,766,054	0.04%
ISRAEL FIXED BOND 1.75%	31 Aug 2025	400,000	15,656,004	0.04%
NETHERLANDS GOVERNMENT 0.01%	15 Jan 2027	120,000	15,582,515	0.04%
MALAYSIA GOVERNMENT 3.885%	15 Aug 2029	500,000	15,163,788	0.04%
ISRAEL FIXED BOND 1.5%	30 Nov 2023	370,000	15,008,018	0.04%
IRELAND GOVERNMENT BOND 1.3%	15 May 2033	120,000	14,810,732	0.04%
MALAYSIA GOVERNMENT 4.893%	08 Jun 2038	470,000	14,762,340	0.04%
MALAYSIA GOVERNMENT 3.844%	15 Apr 2033	500,000	14,631,322	0.04%
NORWEGIAN GOVERNMENT 3%	14 Mar 2024	1,100,000	14,608,102	0.04%
CANADIAN GOVERNMENT 2.75%	01 Dec 2064	150,000	14,583,319	0.03%
SWEDISH GOVERNMENT 0.75%	12 May 2028	1,200,000	14,353,919	0.03%
NETHERLANDS GOVERNMENT 0.01%	15 Jan 2052	200,000	14,300,254	0.03%
AUSTRALIAN GOVERNMENT 2.75%	21 Jun 2035	170,000	13,851,873	0.03%
NORWEGIAN GOVERNMENT 1.75%	17 Feb 2027	1,100,000	13,777,286	0.03%
KINGDOM OF DENMARK 0.01%	15 Nov 2024	750,000	13,696,032	0.03%

SWEDISH GOVERNMENT 3.5%	30 Mar 2039	875,000	13,687,978	0.03%
KINGDOM OF DENMARK 0.01%	15 Nov 2031	900,000	13,628,469	0.03%
SINGAPORE GOVERNMENT 2.875%	01 Jul 2029	140,000	13,578,733	0.03%
KINGDOM OF DENMARK 1.5%	15 Nov 2023	700,000	13,290,552	0.03%
NORWEGIAN GOVERNMENT 1.75%	13 Mar 2025	1,000,000	12,857,131	0.03%
BUONI POLIENNALI DEL TES 0.85%	15 Jan 2027	100,000	12,669,606	0.03%
BELGIUM KINGDOM 0.4%	22 Jun 2040	140,000	12,621,054	0.03%
BELGIUM KINGDOM 1.45%	22 Jun 2037	110,000	12,593,986	0.03%
POLAND GOVERNMENT BOND 1.25%	25 Oct 2030	650,000	12,319,150	0.03%
BELGIUM KINGDOM 0.65%	22 Jun 2071	200,000	12,281,870	0.03%
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 0.01%	15 Aug 2052	160,000	12,215,885	0.03%
MALAYSIA GOVERNMENT 3.733%	15 Jun 2028	400,000	12,112,715	0.03%
SINGAPORE GOVERNMENT 3%	01 Sep 2024	120,000	12,011,444	0.03%
POLAND GOVERNMENT BOND 2.25%	25 Oct 2024	450,000	11,943,253	0.03%
BUONI POLIENNALI DEL TES 2.15%	01 Mar 2072	140,000	11,887,169	0.03%
SINGAPORE GOVERNMENT 2.375%	01 Jun 2025	120,000	11,778,121	0.03%
IRELAND GOVERNMENT BOND 0.4%	15 May 2035	110,000	11,651,438	0.03%
FINNISH GOVERNMENT 0.01%	15 Sep 2030	100,000	11,563,979	0.03%
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 0.5%	31 Oct 2031	100,000	11,249,726	0.03%
POLAND GOVERNMENT BOND 1.75%	25 Apr 2032	600,000	11,186,013	0.03%
FINNISH GOVERNMENT 0.75%	15 Apr 2031	91,000	11,069,194	0.03%
ISRAEL FIXED BOND 1.5%	31 May 2037	350,000	11,023,579	0.03%
MALAYSIA GOVERNMENT 4.065%	15 Jun 2050	400,000	10,703,224	0.03%
MEX BONOS DESARR FIX RT 6.75%	09 Mar 2023	1,500,000	10,635,491	0.03%
FRANCE (GOVT OF) 0.5%	25 May 2072	190,000	10,619,818	0.03%
MALAYSIA GOVERNMENT 3.478%	14 Jun 2024	340,000	10,598,605	0.03%
ISRAEL FIXED BOND 3.75%	31 Mar 2047	250,000	10,359,783	0.02%
IRELAND GOVERNMENT BOND 1.5%	15 May 2050	100,000	10,205,185	0.02%
SINGAPORE GOVERNMENT 1.875%	01 Mar 2050	135,000	10,118,229	0.02%
NORWEGIAN GOVERNMENT 2%	26 Apr 2028	800,000	9,984,984	0.02%
BELGIUM KINGDOM 0.2%	22 Oct 2023	70,000	9,770,788	0.02%
AUSTRALIAN GOVERNMENT 2.75%	21 Apr 2024	100,000	9,226,465	0.02%
SINGAPORE GOVERNMENT 2.75%	01 Mar 2046	100,000	9,159,416	0.02%
CANADIAN GOVERNMENT 0.5%	01 Nov 2023	90,000	9,141,329	0.02%
FINNISH GOVERNMENT 0.125%	15 Sep 2031	80,000	9,080,929	0.02%
MALAYSIA GOVERNMENT 3.828%	05 Jul 2034	300,000	8,617,108	0.02%
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 2%	15 Aug 2023	60,000	8,539,563	0.02%
KINGDOM OF DENMARK 0.25%	15 Nov 2052	850,000	8,502,864	0.02%
POLAND GOVERNMENT BOND 0.01%	25 Apr 2023	300,000	8,473,825	0.02%
FINNISH GOVERNMENT 0.125%	15 Apr 2036	80,000	7,939,387	0.02%
SWEDISH GOVERNMENT 2.25%	01 Jun 2032	600,000	7,921,057	0.02%
MALAYSIA GOVERNMENT 4.762%	07 Apr 2037	250,000	7,862,399	0.02%
MALAYSIA GOVERNMENT 4.498%	15 Apr 2030	250,000	7,847,296	0.02%
IRELAND GOVERNMENT BOND 1.1%	15 May 2029	60,000	7,843,254	0.02%
SWEDISH GOVERNMENT 2.5%	12 May 2025	600,000	7,831,378	0.02%
NORWEGIAN GOVERNMENT 2.125%	18 May 2032	650,000	7,810,963	0.02%
ISRAEL FIXED BOND 0.5%	27 Feb 2026	200,000	7,493,917	0.02%
REPUBLIC OF AUSTRIA 0.85%	30 Jun 2120	120,000	7,344,653	0.02%

FINNISH GOVERNMENT 0.25% 15 Sep 2040	80,000	7,226,185	0.02%
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 1.45% 31 Oct 2071	100,000	7,039,745	0.02%
FINNISH GOVERNMENT 0.125% 15 Apr 2052	99,000	6,804,989	0.02%
MALAYSIA GOVERNMENT 4.736% 15 Mar 2046	200,000	6,033,171	0.01%
MALAYSIA GOVERNMENT 4.642% 07 Nov 2033	190,000	5,912,366	0.01%
MALAYSIA GOVERNMENT 4.921% 06 Jul 2048	190,000	5,813,882	0.01%
MALAYSIA GOVERNMENT 3.757% 22 May 2040	200,000	5,406,677	0.01%
ISRAEL FIXED BOND 1% 31 Mar 2030	150,000	5,188,590	0.01%
ISRAEL FIXED BOND 1.3% 30 Apr 2032	140,000	4,764,920	0.01%
MALAYSIA GOVERNMENT 4.696% 15 Oct 2042	155,000	4,722,274	0.01%
IRELAND GOVERNMENT BOND 3.4% 18 Mar 2024	30,000	4,350,416	0.01%
<b>小計- 国債</b>	<b>455,258,000</b>	<b>41,402,820,831</b>	<b>99.23%</b>
<b>現金</b>		<b>320,276,965</b>	<b>0.77%</b>
<b>総合計</b>	<b>455,258,000</b>	<b>41,723,097,796</b>	<b>100.00%</b>

## 2. 投資信託（ファンド）の現況

2022年12月31日現在の未監査のデータを以下に示します。

アーキタス・ワールド・エックス・ジャパン・パッシブ・ ボンド・ファンド	
ファンドクラス ISIN	機関投資家クラスJ（日本円） IE00BMF59G26
資産	¥40,903,509,856.49
負債	439,626,661.85
基本通貨での純資産合計	¥40,463,883,194.64
FX レート	-
クラス通貨での純資産合計	¥40,463,883,194.64
発行済ユニット	4,159,928.480
ユニットあたりの純資産額	¥9,727.06

## 3. 設定及び解約の実績

	設定（円）	一部解約（円）	ネット（円）
2021年3月24日-2021年9月30日	26,366,400,000	-	26,366,400,000

	設定したユニット数	一部解約ユニット数	発行済ユニット数
2021年3月24日-2021年9月30日	2,634,883.85	-	2,634,883.85

	設定（円）	一部解約（円）	ネット（円）
2021年10月1日-2022年9月30日	27,050,000,037	12,623,170,005	14,426,830,032

	設定したユニット数	一部解約ユニット数	発行済ユニット数
2021年10月1日-2022年9月30日	2,640,276.51	1,229,063.22	1,411,213.29





**特別勘定の名称：日本株式型**

## 資産の運用に関する重要な事項

### I 投資信託(ファンド)の沿革

2006年4月25日	マザーファンドの投資信託約款締結、設定、運用開始
2009年12月2日	マザーファンド名称の変更(旧名「BGIインデックス・マザー・ファンド国内株式」)
2017年5月18日	マザーファンド名称の変更(旧名「ブラックロック・インデックス・マザー・ファンド国内株式」)
2023年3月15日	ファンドの投資信託約款締結、設定、運用開始予定

### II 投資信託(ファンド)の経理状況

#### 1. 財務諸表

ファンドは2023年3月15日から運用を開始する予定であるため、該当事項はありません。

#### 2. 投資信託(ファンド)の現況

ファンドは2023年3月15日から運用を開始する予定であるため、該当事項はありません。

### III 設定および解約の実績

ファンドは2023年3月15日から運用を開始する予定であるため、該当事項はありません。

## 特別勘定の名称：日本株式プラス型

【記載されている投資信託の名称】

○セレクション・ジャパン・エクイティ

※この投資信託は、「安定成長バランス型」「積極運用バランス型」においても、投資対象となっています。

## 特別勘定で組入れる投資信託に関する情報 (資産運用に関する重要な事項)

### 1. 投資信託(ファンド)の沿革

2011年 2月 15日 アーキタス・マルチマネージャー・グローバル・ファンズ・ユニットトラスト の設立  
2011年 2月 18日 アーキタス・マルチマネージャー・グローバル・ファンズ・ユニットトラスト の運用開始  
2021年 4月 21日 セレクション・ジャパン・エクイティ の設定日

### 2. 投資信託(ファンド)の経理状況

以下に掲げる日本語の財務書類は、アーキタス・マルチマネージャー・グローバル・ファンズ・ユニットトラストの原文の財務書類からセレクション・ジャパン・エクイティの財務諸表および重要な会計方針に関する注記を抜粋し、翻訳したものです。

アーキタス・マルチマネージャー・グローバル・ファンズ・ユニットトラストの原文の財務書類については、外国監査法人等の監査を受けており、以下のとおり監査報告書を受領しています。(日本語訳に続けて原文を掲載。)

## 「アーキタス・マルチマネージャー・グローバル・ファンズ・ユニットトラスト」の投資信託の投資主に対する、独立監査人による報告書

### 2022年9月30日に終了した年度の財務書類の監査に関する報告書

#### 監査意見

我々の意見では、アーキタス・マルチマネージャー・グローバル・ファンズ・ユニットトラストの財務書類は

•2022年9月30日現在の本ファンドの資産、負債、および財務状況について、また同日に終了した事業年度の結果について、正確かつ公正に反映している

•アイルランドで一般に認められた会計原則(GAAP)(財務報告基準第102号「英国およびアイルランド共和国において適用可能な財務報告基準」など、英国財務報告評議会が発行する会計基準、およびアイルランド法)に基づいて適切に作成されている

•2011年に策定(その後改定)された欧州共同体(EC)規則(「譲渡可能証券の集団投資事業」=UCITS)に基づく要件に従って適切に作成されている。

我々は、年次報告書および監査済財務諸表に含まれる、以下で構成される財務書類を監査した。

•2022年9月30日現在の財政状態計算書

•2022年9月30日に終了した年度の包括利益計算書

•2022年9月30日に終了した年度の買戻可能参加受益証券の投資主に帰属する純資産変動計算書；2022年9月30日に終了した年度の持分変動計算書

•2022年9月30日現在の投資明細表

•財務書類に対する注記(ファンド別、重要な会計方針を含む)

## 監査意見の根拠

我々は、国際監査基準（アイルランド）（以下、「ISA（アイルランド）」）および適用法に基づいて監査を行った。

ISA（アイルランド）に基づく我々の責任は、本報告書の「財務書類監査に対する監査人の責任」区分に詳述されている。我々は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 独立性

我々は、アイルランドにおいて我々が行う財務書類の監査に関連する倫理規程（アイルランド監査・会計監督当局の倫理基準を含む）に基づき、本トラストから独立性を保持し、また当該規程で要求される倫理上の責任を果たした。

## 重要事項の強調 - 継続企業の前提以外に基づいて作成された財務諸表

我々は、国際監査基準（アイルランド）（以下、「ISA（アイルランド）」）および適用法に基づいて監査を行った。

修正されていない財務諸表に対する意見を形成するにあたり、修正されていない財務諸表の注記 1 に注意を喚起する。

AXAセレクション・フィデリティ・ヨーロピアン・エクイティ（旧アクサ・セレクション・フィデリティ・ヨーロピアン・グロス）の財務諸表は、継続企業の前提以外に基づいて準備されている。

## 継続企業の前提に関する結論

上記の「重要事項の強調 - 継続企業の前提以外に基づいて作成された財務諸表」に記載されている通り、継続企業の前提以外に関する会計処理が採用されているAXAセレクション・フィデリティ・ヨーロピアン・エクイティ（旧アクサ・セレクション・フィデリティ・ヨーロピアン・グロス）を除いて、我々が行った調査に基づいて、我々は、当該財務諸表が公表を承認された日から少なくとも12ヶ月間、継続企業として継続する能力に対して個別または総合的に重大な疑いを生じさせる事象または状況に関する重要な不確実性を識別していない。

上記の「重要事項の強調 - 継続企業の前提以外に基づいて作成された財務諸表」に記載されている通り、継続企業の前提以外に関する会計処理が採用されているAXAセレクション・フィデリティ・ヨーロピアン・エクイティ（旧アクサ・セレクション・フィデリティ・ヨーロピアン・グロス）を除いて、財務諸表の監査において、我々は、マネージャーが使用した継続企業を前提とした財務諸表の作成における会計処理は適切であると結論付けた。

ただし、すべての将来の出来事や状況を予測できるわけではないため、この結論はファンドが継続企業として継続する能力を保証するものではない。

継続企業に関する当社の責任とマネージャーの責任は、本報告書の関連セクションに記載されている。

## その他の記載内容

その他の記載内容はすべて、財務書類およびこの監査報告書以外は、年次報告書および監査済財務書類に記載されている。マネージャーは、その他の記載内容に対して責任を有している。我々の財務書類に対する監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって我々は、当該その他の記載内容に対して、本報告書で明確に記載された項目を除き、いかなる監査意見も保証も表明しない。財務書類の監査における我々の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または我々が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか留意することにある。我々は、明らかに重要な不一致または重要な虚偽記載を識別した場合には、財務書類の重要な虚偽表示であるのか、またはその他の記載内容の重要な虚偽記載であるのかを結論付けるための手続きを実施するよう求められている。我々は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。我々は、これらの責任に基づき報告すべき事項はない。

## 財務書類および監査に対する責任

### 財務書類に対するマネージャーの責任

5ページの「マネージャーの責任に関する説明」で詳述されているとおり、マネージャーは、真実かつ公正な概観を提供する適切なフレームワークを適用し、財務書類を作成する責任を負う。

マネージャーはまた、不正または誤謬による重大な虚偽記載のない財務書類を作成するうえで、自らが必要と判断する内部統制に対する責任を負う。

マネージャーは、財務書類の作成において、事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、本ファンドが継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、該当する場合には、継続企業的前提に関する事項を開示し、継続企業を前提とした会計処理を行う責任を有する。

#### *財務書類監査に対する監査人の責任*

監査における我々の目的は、財務書類の全体にわたり、不正または誤謬による重大な虚偽記載がないかについて合理的な保証を得て、監査意見の表明を含む監査報告書を作成することにある。合理的な保証とは、高い水準の保証であるが、ISA（アイルランド）に準拠して行う監査は、常に重大な虚偽記載が発見できることを保証するものではない。虚偽記載は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別または全体として、本財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

我々の監査の試査には、データ監査手法を用いた特定の取引および残高の完全な母集団の試査が含まれることがある。ただし、通常は、完全な母集団を試査するのではなく、限られた数の項目を試査の対象として選択する。我々は、規模やリスクの特性に基づいて、特定の項目を試査の対象にすることがよくある。それ以外の場合は、サンプルが選択された母集団について結論を出すために、監査サンプリングを用いることがある。

財務書類監査に対する我々の責任の詳細については、IAASAのウェブサイト（以下）に掲載されている。

[https://iaasa.ie/wp-content/uploads/2022/10/Description\\_of\\_auditors\\_responsibilities\\_for\\_audit.pdf](https://iaasa.ie/wp-content/uploads/2022/10/Description_of_auditors_responsibilities_for_audit.pdf)

当記載は我々の監査報告書の一部を構成する。

#### *本報告書の利用*

監査意見を含む本報告書は、2011年の欧州UCITS規則（その後の改定を含む）に準拠して、本ファンドの投資主のみを対象として作成されたものであり、その他の目的はない。監査意見を述べるにあたり、我々が事前に文書で明示的に同意している場合を除き、我々は、その他の目的に対して責任を負わず、また、本報告書を閲覧するその他の者または本報告書を入手する可能性のあるその他の者に対して責任を負うものではない。

プライスウォーターハウスクーパース

公認会計士および登録監査人

ダブリン

2022年12月16日



## ***Independent auditors' report to the unitholders of the Funds of Architas Multi-Manager Global Funds Unit Trust***

### **Report on the audit of the financial statements**

---

#### **Opinion**

In our opinion, Architas Multi-Manager Global Funds Unit Trust's financial statements:

- give a true and fair view of the Funds' assets, liabilities and financial position as at 30 September 2022 and of their results for the year then ended;
- have been properly prepared in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland (accounting standards issued by the Financial Reporting Council of the UK, including Financial Reporting Standard 102 "The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland" and Irish law); and
- have been properly prepared in accordance with the requirements of the European Communities (Undertakings for Collective Investment in Transferable Securities) Regulations 2011 (as amended).

We have audited the financial statements, included within the Annual Report and Audited Financial Statements, which comprise:

- the Statement of Financial Position as at 30 September 2022;
- the Statement of Comprehensive Income for the year then ended;
- the Statement of Changes in Net Assets Attributable to Redeemable Participating Unitholders/Statement of Changes in Equity for the year then ended;
- the Schedule of Investments for each of the Funds as at 30 September 2022; and
- the notes to the financial statements for each of the Funds, which include a description of the significant accounting policies.

---

#### **Basis for opinion**

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (Ireland) ("ISAs (Ireland)") and applicable law.

Our responsibilities under ISAs (Ireland) are further described in the Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements section of our report. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

#### *Independence*

We remained independent of the Trust in accordance with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in Ireland, which includes IAASA's Ethical Standard, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements.

---

#### **Emphasis of matter - financial statements prepared on a basis other than going concern**

In forming our opinion on the financial statements, which is not modified, we draw attention to note 1 to the financial statements which discloses that the financial statements of AXA Selection Fidelity European Equity (formerly AXA Selection Fidelity European Growth) have been prepared on a basis other than going concern.

---

#### **Conclusions relating to going concern**

With the exception of AXA Selection Fidelity European Equity (formerly AXA Selection Fidelity European Growth) where a basis of accounting other than going concern has been adopted as set out in the Emphasis of matter - financial statements prepared on a basis other than going concern above, based on the work we have performed, we have not identified any material uncertainties relating to events or conditions that, individually or collectively, may cast significant doubt on the Funds' ability to continue as a going concern for a period of at least twelve months from the date on which the financial statements are authorised for issue.

With the exception of AXA Selection Fidelity European Equity (formerly AXA Selection Fidelity European Growth) where a basis of accounting other than going concern has been adopted as set out in the Emphasis of matter - financial statements prepared on a basis other than going concern above, in auditing the financial statements, we have concluded that the manager's use of the going concern basis of accounting in the preparation of the financial statements is appropriate.

However, because not all future events or conditions can be predicted, this conclusion is not a guarantee as to the Funds' ability to continue as a going concern.

Our responsibilities and the responsibilities of the manager with respect to going concern are described in the relevant sections of this report.



---

## Reporting on other information

The other information comprises all of the information in the Annual Report and Audited Financial Statements other than the financial statements and our auditors' report thereon. The manager is responsible for the other information. Our opinion on the financial statements does not cover the other information and, accordingly, we do not express an audit opinion or, except to the extent otherwise explicitly stated in this report, any form of assurance thereon. In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If we identify an apparent material inconsistency or material misstatement, we are required to perform procedures to conclude whether there is a material misstatement of the financial statements or a material misstatement of the other information. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report based on these responsibilities.

---

## Responsibilities for the financial statements and the audit

### *Responsibilities of the manager for the financial statements*

As explained more fully in the Statement of Manager's Responsibilities set out on page 5, the manager is responsible for the preparation of the financial statements in accordance with the applicable framework giving a true and fair view.

The manager is also responsible for such internal control as the manager determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the manager is responsible for assessing the Funds' ability to continue as going concerns, disclosing as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the manager intends to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

### *Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements*

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (Ireland) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

Our audit testing might include testing complete populations of certain transactions and balances, possibly using data auditing techniques. However, it typically involves selecting a limited number of items for testing, rather than testing complete populations. We will often seek to target particular items for testing based on their size or risk characteristics. In other cases, we will use audit sampling to enable us to draw a conclusion about the population from which the sample is selected.

A further description of our responsibilities for the audit of the financial statements is located on the IAASA website at:

[https://www.iaasa.ie/getmedia/b2389013-1cf6-458b-9b8f-a98202dc9c3a/Description\\_of\\_auditors\\_responsibilities\\_for\\_audit.pdf](https://www.iaasa.ie/getmedia/b2389013-1cf6-458b-9b8f-a98202dc9c3a/Description_of_auditors_responsibilities_for_audit.pdf)

This description forms part of our auditors' report.

### *Use of this report*

This report, including the opinion, has been prepared for and only for the unitholders of each of the Funds as a body in accordance with the European Communities (Undertakings for Collective Investment in Transferable Securities) Regulations 2011 (as amended) and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

A handwritten signature in cursive script that reads 'PricewaterhouseCoopers'.

PricewaterhouseCoopers  
Chartered Accountants and Registered Auditors  
Dublin  
16 December 2022



## 1. 財務諸表

### (1) 損益計算書および純資産変動計算書（自2021年10月1日至2022年9月30日）

(単位：円)

#### 所得

配当収入	1,850,853,641
純損益を通じて公正価値で金融商品の実現利益	(160,037,702)
純損益を通じた公正価値での金融商品の未実現利益の純変動	(9,464,874,157)

#### 総投資収益

(7,774,058,218)

#### 経費

マネージャー手数料	(608,788,372)
監査料	(2,521,928)
管理費	(13,973,174)
預託手数料	(18,448,605)
振込手数料	(577,260)
その他の費用	(9,437,621)

#### 総経費、全費用、経費全体

(653,746,960)

#### 費用の償還

23,394,570

#### 総純費用

(630,352,390)

#### 純額（費用）/収入

(8,404,410,608)

#### 財務コスト

支払利息	(4,992,279)
------	-------------

#### (損失) / 源泉税控除前の会計年度の利益

(8,409,402,887)

#### 源泉徴収税

(277,628,051)

#### 事業に起因する償還可能な参加投資主に帰属する純資産の減少

(8,687,030,938)

## (2) 資産・負債計算書 (2022年9月30日現在)

(単位：円)

### 資産

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産：

公正価値で測定される投資	69,537,809,780
銀行預金	1,240,918,642
未収配当金	720,362,778
投資売却未収金	52,040,925
その他の債権	5,540,915
未収払戻費用	343,903

### 資産合計

71,557,016,943

### 負債

負債：1年以内に期限が到来する金額

投資購入未払金	(42,546,805)
未払管理会社報酬	(129,762,756)
未払受託報酬	(2,734,542)
未払管理事務代行報酬	(3,176,033)
未払名義書換代行報酬	(109,592)
未払監査報酬	(1,488,520)
未払源泉徴収税	(108,054,418)
その他の負債	(8,434,760)

### 負債合計

(296,307,426)

### 純資産

71,260,709,517

## 1 財務書類作成のための基本準拠基準

本ファンドの財務書類は、損益を通じて公正価値で保有する金融資産および金融負債の再評価額を計上して修正される取得原価主義に従って適正に作成されている。

2022年9月30日に終了した年度の財務書類は、継続企業を前提として作成されている。管理会社の取締役会は、本財務書類の発行が承認された日から12ヵ月（「評価期間」）にわたり、本トラストが存続できるとの意見である。管理会社の取締役会は、当該ファンドの債務を期限通りに支払うために十分なキャッシュフローが、金融資産によって継続的に生み出されるものと予測する。この評価を行ううえで、管理会社の取締役会は、新型コロナウイルスの感染拡大による影響を考慮した。本トラストに関するセクションの付属資料、および注記13で詳述する今年度の重要イベントを参照のこと。

これらの財務書類は、財務報告基準第102号「英国及びアイルランドにおいて適用される財務報告基準」（「FRS102」）、1990年ユニットトラスト法、UCITS指令など、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計慣行（アイルランドGAAP）に基づいて作成されている。真実かつ公正な概観を提供する財務書類を作成するうえで、アイルランドにおいて一般に認められている会計基準は、アイルランド勅許会計士協会によって公表され、財務報告評議会（「FRC」）により交付された会計基準である。

本トラストは、キャッシュフロー計算書を作成しないというFRS102セクション7.1に従うオープン・エンド型投資信託に適用可能な免除規定を享受している。

## 2 会計方針

財務書類の作成には、特定の重要な会計上の見積りを使用することが必要となる。また、管理会社の取締役会は、投資運用会社の助言に基づき、本トラストの会計方針を適用する過程で、独自の判断を下す必要がある。高度な判断または煩雑性を伴う分野、もしくは財務書類を作成する過程で前提や見積りが重要となる分野は以下のとおりである。

### 純損益を通じて公正価値で測定される金融商品

#### (i) 分類

当カテゴリーは、取引用に保有される金融資産および金融負債と、管理会社により損益計算書を通じて公正価値で測定すると指定された金融資産および金融負債の2つのサブカテゴリーに分けられる。各ファンドの投資明細表に記載されるすべての金融商品は、損益を通じて公正価値で測定される。最初に損益が認識された後、純損益を通じて公正価値で分類されるすべての金融商品は、包括利益計算書に計上された公正価値の変動を反映し、公正価値で測定される。

#### (ii) 認識および認識の中止

本トラストは、金融資産および金融負債を、当該金融商品について契約条項の当事者となった日基準で認識する。金融商品の購入は、取引日基準により認識される。金融資産または金融負債の公正価値の変動から生じる利得および損失は、取引日から計上される。

投資からのキャッシュフローを受け取る権利が消滅した場合、または本トラストが、所有に係るリスクと経済価値のほぼすべてを移転した場合、金融商品の認識は中止される。

#### (iii) 測定

損益を通じて公正価値で算定される金融資産および金融負債は、公正価値で測定される。活発な市場で取引される金融商品（売買目的有価証券など）の公正価値は、債券のロングポジションについては、ミッドプライスを使用する。ミッドプライスが入手不可能である場合は、その他の評価手法による。投資資産が、一般に認められた株式市場に上場されていない場合、または規制市場で取引されていない場合、管理会社またはその代理人がおおよその公正価値を定め、適格者となる受託会社によって承認されるものとする。

運用開始時に、損益を通じて公正価値で測定されるものと指定される金融資産および金融負債は、本トラストの文書化された投資戦略に基づいて運用され、また公正価値ベースでパフォーマンスが評価される。本トラストの方針では、関連する投資運用会社が、これらの金融資産に関する情報を、関連するその他の金融情報と併せ、公正価値ベースで評価するものとする。

#### (iv) 公正価値による評価

活発な市場で取引される金融商品については、財政状態計算書の日付における市場価格に基づいて公正価値が決められる。各ファンドが保有する金融資産に適用される取引相場価格は、最新のミッドプライスとする。

活発な市場で取引されない金融商品については、評価手法を用いて公正価値が決められる。管理会社は、さまざまな評価手法を用い、それぞれの財政状態計算書の日付の市況に基づいて臆測を立てる。評価手法には、直近に行われた同等の公正妥当な取引の参照、割引キャッシュフロー分析、または市場参加者が一般的に用いるその他の手法が含まれる。

特定の金融商品进行评估するうえで、市場参加者が一般的に用いる手法が存在し、当該手法が、実際の市場取引で得られた信頼できる見積価格を提供できると証明された場合、管理会社は、当該手法を用いる。公正価値の計算には、評価手法および評価モデルが用いられる場合がある。公正価値や市場ボラティリティの見積りは、動的な性質を持つ想定に基づくため、財務書類に反映される投資の価値は、短期的な売買取引において当事者同士の交渉で決められる価値とは異なる場合があり、そうした差異は大きくなる可能性がある。

### 投資ファンド

オープン・エンド型投資ファンドに対する投資の公正価値は、管理事務代行会社が提供する、株価や受益証券の最新の未監査の純資産総額に基づくものである。当該受益証券の純資産総額に生じる日々の変動は、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る純利得/（損失）として認識される。

### 現金、ブローカーキャッシュ、当座借越

銀行の現金残高は、当座預金残高と当座借越で構成される。また現金は、2020年9月30日および2021年9月30日現在で当該ファンドが保有する、オプションや先物などのデリバティブ取引の建玉に対する当初証拠金として、またカウンターパーティーに差し入れる担保として必要であり、当該ファンドにより、また当該ファンドの代理人により、ブローカーに預け入れられる。現金同等物および当座借越は額面金額と経過利息（該当する場合）に基づいて評価される。

### 担保

各ファンドの資産は担保となり、デリバティブ取引の建玉に応じて、カウンターパーティーやブローカーに差し入れられ、保有される。本ファンドが保有するデリバティブ取引の建玉に対して、カウンターパーティーから受け入れる担保についての詳細は、関連する投資明細表の末尾に記載される。

### フォワード為替取引およびスポット為替取引

外国為替市場におけるフォワード取引およびスポット取引の公正価値は、それらの取引の契約レートと、財政状態計算書の日付にそれらのポジションをクローズする場合に必要となるフォワード取引の、現在のレートとの差異として計算される。当該ファンドが保有する外国為替スポット取引に生じる損益は、財政状態計算書に計上された銀行預金に反映され、外国為替フォワード取引に生じる損益は、適宜、財政状態計算書に計上される、外国為替取引の未実現損益として適切に反映され、個別ファンドの投資明細表で開示される。未実現損益に生じる前年度末からの変動、および実現損益については、個別ファンドの包括利益計算書に反映される。

### 先物

当初証拠金は、先物取引を行う際に必要となり、通常は現金または現金同等物で差し入れられる。先物取引の公正価値は、日次の決済価格に基づいて決められる。先物の建値に生じる変動は、建玉が決済されるまで未実現損益として計上され、決済後に実現損益として計上される。先物の建値に生じ損益は、それぞれ関連するファンドごとに投資明細表で計上され、適宜、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債として、財政状態計算書に表示される。未実現損益に生じる前年度末からの変動、および実現損益については、個別ファンドの包括利益計算書に反映される。

### トータルリターンスワップ

トータルリターンスワップでは、一方の当事者が金利（固定または変動）を支払い、他方の当事者が原資産から生じるすべてのリターン（キャピタルゲインおよびインカムゲインを含む）を支払い、互いに交換する。トータルリターンスワップでは、株式指数や債券指数が原資産（「参照資産」と呼ばれる）となる。参照資産は、金利の支払いを受ける当事者によって保有される。トータルリターンの受け手は、参照資産となる資産を実際に保有することなく、エクスポージャーとリターンが得られる。トータルリターンスワップ契約の想定元本は時価評価され、スワップの適切な公正価値として、個別ファンドの財政状態計算書に資産または負債として適宜、計上される。

金利の支払いとスワップのリターンの差額は、公正価値で測定される金融資産に係る実現純利得/（損失）として、包括利益計算書に反映される。

## TBA取引

本ファンドは、TBA取引の決済額に相当する額の現金または高格付け債を決済日まで保有するか、または保有している他の有価証券の相当額を先渡し売却する場合があります。

TBA取引で購入する証券については、決済日までインカムゲインが得られない。TBA取引により、証券の購入と同様のエクスポージャーを持つことになり、ファンドが保有する他の資産の下落リスクに加え、TBA取引の決済日前に、当該証券の価格が下落するリスクに晒されることになる。決済日前のTBA取引のエクスポージャーは、原資産となる有価証券の市場価格に基づいて評価される。本ファンドは、有価証券を購入する意図で、または保有するオプション取引について現物受け渡し決済をする目的でTBA取引を行う場合があるが、当該投資運用会社が妥当と判断する場合、TBA取引のコミットメントを決済日前に破棄する場合がある。

## 投資取引の会計処理

投資に係る通常の売買は取引日基準で認識される。取引日とは、本ファンドによる資産の売買を確定する日付を指す。投資は当初公正価値で認識され、損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債で生じる取引コストは、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る実現純利得/（損失）として、包括利益計算書に反映される。

投資からのキャッシュフローを受け取る権利が本ファンドに移行された場合、または本ファンドが、所有に係るリスクと経済価値のほぼすべてに対してエクスポージャーを持つ場合、投資が認識される。投資からのキャッシュフローを受け取る権利が失効した場合、または本ファンドが、所有に係るリスクと経済価値のほぼすべてを移転した場合、投資の認識は中止される。

投資取引にかかる実現損益は、平均原価法で計算される。債務証券の投資取引にかかる実現損益は、当該債務証券の売却代金と償却原価の差異として計算される。

受取利息は実効金利法を利用し、期間按分ベースで認識される。受取利息には、現金および現金同等物の利息、および損益を通じて公正価値で測定される債務証券の利息が含まれる。

損益を通じて公正価値で測定されるあらゆる金融資産および金融負債の売却によって発生する損益は、包括利益計算書に反映される。

## 受取配当金および受取利息

投資から得られる配当収入は、配当落ち日に包括利益計算書に利益として計上される。配当収入は、包括利益計算書において源泉徴収税控除前の金額で、別項目として表示される。税額控除分は差し引いて表示される。受取利息は、実効利回り基準で会計処理される。当座借越費用は支払利息に含まれる。

## 費用

各ファンドは、それぞれ発生する費用を負担し、また本トラストで発生する費用について、管理会社が負担すると明示されている場合を除き、該当する割合に応じて負担する。費用は、それぞれ本ファンドの特定の受益証券クラスに帰属することから、該当する受益証券クラスが負担するものとする。すべての費用は日次で発生する。

## 取引費用

取引費用は、金融資産または金融負債の取得、発行、売却に直接帰属する増分費用である。増分費用とは、事業体が金融商品を取得、発行、売却しなかった場合、発生しなかった費用を指す。金融資産および金融負債が最初に認識される際、企業は、当該金融資産または金融負債について、損益を通じて公正価値で測定し、当該金融資産や金融負債から発生する取引費用は、包括利益計算書で直接認識される。

投資の売買決済により預託機関から請求される取引費用は営業費用の「預託手数料」として計上され、各ファンドの包括利益計算書に反映される。これらの費用は、「取引費用」区分の注記6「手数料及び費用」にファンド別に記載される。

株式、投資ファンド、先物建玉、オプションの売買に係る取引費用は、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る純利得/（損失）として、包括利益計算書に反映される。これらの費用には、仲買手数料、コミッション、取引関連税、その他の市場関連費用が含まれ、「取引費用」区分の注記6「手数料及び費用」にファンド別に記載される。

債券の売買、為替予約、スワップにかかる取引費用は、投資の売買価格に反映される。これらの費用は投資費用に含まれ、実務的または確実に徴収されることはなく、したがって個別に検証または開示できない。

### 為替取引

FRS102第30号に基づき、各ファンドの財務書類に記載される項目は、当該ファンドが運用する主要な経済環境の通貨（以下「機能通貨」）を用いて計算される。管理会社による機能通貨の選択は、(a)当該ファンドが主に販売される地域の通貨である、(b)本ファンドの多様な顧客の大半にとって代用通貨である、という2つの基準により決められる。機能通貨についての評価は、ファンドごとに行われている。本ファンドで使用するすべての基準通貨は、FRS102第30号に基づいて評価され、それぞれの機能通貨と同等に扱われる。

各ファンドで使用される機能通貨は、それぞれ表示通貨となっている。外貨建て取引は、取引日の実勢為替レートを利用して各ファンドの機能通貨に換算される。

各ファンドにおける外国為替取引については、以下が適用される。

(i)財務書類に計上された外貨の受取配当金および受取利息の金額と、実際に機能通貨で受け払いされる金額の差異により、為替差損益が発生する可能性がある。外国為替差損益は、適宜、包括利益計算書において、受取配当金および受取利息の一部として計上される。

(ii)有価証券の売買および売買取引で発生する為替差損益は、当該ファンドの包括利益計算書において、「損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る実現純利得/（損失）」として反映される。

(iii)年度末に保有有価証券で発生する未実現の為替差損益は、当該ファンドの包括利益計算書において、「純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る未実現利得/（損失）の純変動額」として反映される。

(iv)同ファンドの機能通貨以外で表示される金融資産および金融負債は、当該報告日の営業時間終了時における実勢為替レートを利用して換算され、換算差額は、金融商品に係る実現純利得/（損失）として、当該ファンドの包括利益計算書に反映される。

### 発行済受益証券

受益証券および買戻可能参加受益証券は、それぞれ投資主の選択により償還でき、株式または金融負債に分類される。

AXA Selection Income、Architas Selection Bonds Core、Architas Selection Bonds Satellite、Architas Selection Equity、Architas World Ex-Japan Passive Bond、およびArchitas Global Equityを除くすべてのファンドの受益証券は、FRS102に基づき金融負債に分類される。FRS102は、プット可能な金融商品、または、清算時のみ純資産を比例割合に応じて他の当事者に分配することが義務付けられた構成単位について、当該金融商品が固有の特徴を持ち、また特定の条件を満たす場合に限り、負債に分類することを要求している。AXA Selection Income、Architas Selection Bonds Core、Architas Selection Bonds Satellite、Architas Selection Equity、Architas World Ex-Japan Passive Bond、およびArchitas Global Equityの受益証券は、FRS102に基づき資本に分類される。FRS102は、プット可能な金融商品、または、清算時のみ純資産を比例割合に応じて他の当事者に分配することが義務付けられた構成単位について、当該金融商品が固有の特徴を持ち、また特定の条件を満たす場合に限り、株主資本に分類することを要求している。上記の各ファンドは、これらの条件を満たしている。

### 分配方針

管理会社は、その裁量において、本トラストに属するいかなるファンドについても、分配を宣言し、支払う権利を有する。AXA Selection Income Fundは、2021年9月30日に終了した年度および2022年9月30日に終了した年度に、それぞれ分配金を分配した。詳しくは注記12を参照のこと。これ以外に、当該年度またはそれ以前の年度を対象とした支払済みの分配金、または未払いの分配金はない。

**(3) 投資明細表 (2022年9月30日現在)**

	株数	時 価 (円)	対純資産比率 (%)
<b>業種 - 資本財・サービス</b>			
FANUC CORP	86,200	1,746,412,000	2.45%
RECRUIT HOLDINGS CO LTD	339,300	1,411,827,300	1.98%
DAIKIN INDUSTRIES LTD	38,100	849,439,500	1.19%
HAZAMA ANDO CORP	871,900	729,780,300	1.02%
JAPAN AIRPORT TERMINAL CO	110,900	670,945,000	0.94%
mitsui + CO LTD	210,600	650,543,400	0.91%
DAIFUKU CO LTD	85,900	584,979,000	0.82%
SANWA HOLDINGS CORP	449,500	559,178,000	0.78%
VISIONAL INC	62,200	557,934,000	0.78%
AMADA CO LTD	533,800	523,657,800	0.73%
EXEO GROUP INC	245,500	513,340,500	0.72%
HITACHI LTD	82,700	505,627,800	0.71%
NIDEC CORP	56,600	460,158,000	0.65%
TECHNOPRO HOLDINGS INC	143,000	441,155,000	0.62%
KUMAGAI GUMI CO LTD	172,200	434,288,400	0.61%
AGC INC	92,500	415,325,000	0.58%
NICHIAS CORP	177,100	397,589,500	0.56%
NOMURA CO LTD	423,300	383,086,500	0.54%
SENKO GROUP HOLDINGS CO LTD	392,600	376,503,400	0.53%
MONOTARO CO LTD	167,100	371,296,200	0.52%
NIHON M+A CENTER HOLDINGS IN	203,900	339,085,700	0.48%
TSUBAKI NAKASHIMA CO LTD	271,200	305,913,600	0.43%
MINEBEA MITSUMI INC	136,000	290,904,000	0.41%
DAI NIPPON PRINTING CO LTD	100,300	290,870,000	0.41%
STAR MICRONICS CO LTD	175,500	285,889,500	0.40%
PRESTIGE INTERNATIONAL INC	428,400	271,605,600	0.38%
INABA DENKI SANGYO CO LTD	76,100	207,524,700	0.29%
KANEMATSU CORP	116,900	166,816,300	0.23%
SATO HOLDINGS CORP	81,300	146,177,400	0.21%
NIPPON DENSETSU KOGYO CO LTD	66,000	121,176,000	0.17%
<b>小計 - 資本財・サービス</b>	<b>6,396,600</b>	<b>15,009,029,400</b>	<b>21.06%</b>
<b>業種 - 一般消費財・サービス</b>			
TOYOTA MOTOR CORP	1,016,600	1,907,141,600	2.68%
SONY GROUP CORP	190,000	1,764,340,000	2.48%
BRIDGESTONE CORP	204,600	955,277,400	1.34%
PAN PACIFIC INTERNATIONAL HO	333,200	852,992,000	1.20%
SEKISUI HOUSE LTD	350,500	841,550,500	1.18%
ROLAND CORP	180,000	799,200,000	1.12%
SUZUKI MOTOR CORP	173,400	777,005,400	1.09%
FAST RETAILING CO LTD	8,700	667,377,000	0.94%
ORIENTAL LAND CO LTD	29,700	585,238,500	0.82%
HONDA MOTOR CO LTD	180,200	565,287,400	0.79%
DENSO CORP	82,600	544,003,600	0.76%
K S HOLDINGS CORP	433,200	517,674,000	0.73%
ABC MART INC	78,700	490,301,000	0.69%

FOOD + LIFE COMPANIES LTD	202,900	451,249,600	0.63%
SHIMANO INC	16,700	379,758,000	0.53%
NITORI HOLDINGS CO LTD	22,600	275,494,000	0.39%
TOYO TIRE CORP	95,000	149,150,000	0.21%
TOYODA GOSEI CO LTD	64,000	139,840,000	0.20%
<b>小計 - 一般消費財・サービス</b>	<b>3,662,600</b>	<b>12,662,880,000</b>	<b>17.77%</b>
<b>業種 - 金融</b>			
SUMITOMO MITSUI FINANCIAL GR	521,000	2,096,504,000	2.94%
ORIX CORP	983,000	1,994,015,500	2.80%
TOKIO MARINE HOLDINGS INC	708,600	1,817,559,000	2.55%
DAI ICHI LIFE HOLDINGS INC	280,600	643,135,200	0.90%
ZENKOKU HOSHO CO LTD	118,100	568,651,500	0.80%
MITSUBISHI UFJ FINANCIAL GRO	833,600	543,090,400	0.76%
RESONA HOLDINGS INC	1,012,600	534,652,800	0.75%
ARUHI CORP	374,400	514,800,000	0.72%
EGUARANTEE INC	131,500	328,092,500	0.46%
WEALTHNAVI INC	153,100	242,051,100	0.34%
<b>小計 - 金融</b>	<b>5,116,500</b>	<b>9,282,552,000</b>	<b>13.03%</b>
<b>業種 - 情報技術</b>			
NEC CORP	177,500	820,937,500	1.15%
ROHM CO LTD	76,600	724,636,000	1.02%
HAMAMATSU PHOTONICS KK	104,800	649,760,000	0.91%
OTSUKA CORP	141,800	641,645,000	0.90%
KYOCERA CORP	80,100	584,730,000	0.82%
MURATA MANUFACTURING CO LTD	80,500	533,876,000	0.75%
NEC NETWORKS + SYSTEM INTEGR	332,500	523,022,500	0.73%
BIPROGY INC	160,100	502,714,000	0.71%
IRISO ELECTRONICS CO LTD	123,200	488,488,000	0.69%
MACNICA HOLDINGS INC	179,800	487,977,200	0.68%
KEYENCE CORP	9,800	469,420,000	0.66%
OBIC CO LTD	21,700	420,763,000	0.59%
NTT DATA CORP	223,300	416,677,800	0.58%
WINGARC1ST INC	191,500	352,168,500	0.49%
LASERTEC CORP	21,300	313,003,500	0.44%
AMANO CORP	126,400	307,152,000	0.43%
DEXERIALS CORP	92,700	301,275,000	0.42%
GMO PAYMENT GATEWAY INC	26,500	263,675,000	0.37%
SIMPLEX HOLDINGS INC	139,700	259,562,600	0.36%
NET PROTECTIONS HOLDINGS INC	452,400	171,459,600	0.24%
<b>小計 - 情報技術</b>	<b>2,762,200</b>	<b>9,232,943,200</b>	<b>12.96%</b>
<b>業種 - ヘルスケア</b>			
SYSMEX CORP	97,100	754,272,800	1.06%
ASTELLAS PHARMA INC	328,500	629,734,500	0.88%
M3 INC	130,300	527,845,300	0.74%
HOYA CORP	37,500	520,500,000	0.73%
NAKANISHI INC	170,700	450,818,700	0.63%
SANTEN PHARMACEUTICAL CO LTD	411,600	401,310,000	0.56%
ASAHI INTECC CO LTD	169,300	392,268,100	0.55%
PEPTIDREAM INC	199,500	322,192,500	0.45%
JMDC INC	63,400	302,101,000	0.42%



<b>小計 - ヘルスケア</b>	<b>1, 607, 900</b>	<b>4, 301, 042, 900</b>	<b>6. 04%</b>
<b>業種 - コミュニケーション・サービス</b>			
KDDI CORP	443, 300	1, 880, 921, 900	2. 64%
SOFTBANK CORP	867, 800	1, 255, 272, 700	1. 76%
NIPPON TELEGRAPH + TELEPHONE	172, 100	672, 222, 600	0. 94%
NEXON CO LTD	222, 300	567, 309, 600	0. 80%
SOFTBANK GROUP CORP	112, 800	552, 720, 000	0. 78%
CYBERAGENT INC	327, 600	399, 016, 800	0. 56%
Z HOLDINGS CORP	1, 010, 100	384, 040, 020	0. 54%
DIRECT MARKETING MIX INC	191, 600	312, 116, 400	0. 44%
ARTERIA NETWORKS CORP	84, 600	100, 758, 600	0. 14%
RETTY INC	83, 300	17, 409, 700	0. 02%
<b>小計 - コミュニケーション・サービス</b>	<b>3, 515, 500</b>	<b>6, 141, 788, 320</b>	<b>8. 62%</b>
<b>業種 - 素材</b>			
SHIN ETSU CHEMICAL CO LTD	135, 200	1, 937, 416, 000	2. 72%
AIR WATER INC	329, 700	563, 127, 600	0. 79%
RENGO CO LTD	656, 200	551, 208, 000	0. 77%
NITTO DENKO CORP	65, 200	510, 516, 000	0. 72%
MITSUI CHEMICALS INC	175, 600	495, 016, 400	0. 69%
TOKYO OHKA KOGYO CO LTD	78, 200	472, 328, 000	0. 66%
KH NEOCHEM CO LTD	172, 800	455, 500, 800	0. 64%
TORAY INDUSTRIES INC	533, 200	379, 531, 760	0. 53%
FUJIMI INC	61, 300	370, 865, 000	0. 52%
SUMITOMO METAL MINING CO LTD	86, 600	360, 256, 000	0. 51%
AICA KOGYO CO LTD	97, 000	303, 610, 000	0. 43%
TAIYO HOLDINGS CO LTD	119, 600	287, 398, 800	0. 40%
LINTEC CORP	101, 100	224, 543, 100	0. 32%
ADEKA CORP	81, 900	176, 985, 900	0. 25%
<b>小計 - 素材</b>	<b>2, 693, 600</b>	<b>7, 088, 303, 360</b>	<b>9. 95%</b>
<b>業種 - 不動産</b>			
STAR ASIA INVESTMENT CORPORA	13, 564	759, 584, 000	1. 07%
DAIWA HOUSE INDUSTRY CO LTD	206, 000	606, 361, 000	0. 85%
NOMURA REAL ESTATE HOLDINGS	167, 700	549, 217, 500	0. 77%
KATITAS CO LTD	159, 700	513, 435, 500	0. 72%
<b>小計 - 不動産</b>	<b>546, 964</b>	<b>2, 428, 598, 000</b>	<b>3. 41%</b>
<b>業種 - 生活必需品</b>			
KOSE CORP	45, 000	670, 500, 000	0. 94%
KOBE BUSSAN CO LTD	164, 700	575, 626, 500	0. 81%
KOBAYASHI PHARMACEUTICAL CO	43, 000	364, 640, 000	0. 51%
SUNDRUG CO LTD	75, 200	264, 328, 000	0. 37%
PIGEON CORP	119, 400	252, 411, 600	0. 35%
NISSIN FOODS HOLDINGS CO LTD	8, 700	87, 609, 000	0. 12%
<b>小計 - 生活必需品</b>	<b>456, 000</b>	<b>2, 215, 115, 100</b>	<b>3. 11%</b>
<b>業種 - 公益事業</b>			
RENOVA INC	197, 200	671, 466, 000	0. 94%
NIPPON GAS CO LTD	245, 300	504, 091, 500	0. 71%
<b>小計 - 公益事業</b>	<b>442, 500</b>	<b>1, 175, 557, 500</b>	<b>1. 65%</b>

総合計

27, 200, 364

69, 537, 809, 780

97. 58%

## 2. 投資信託（ファンド）の現況

2022年12月31日現在の未監査のデータを以下に示します。

セレクション・ジャパン・エクイティ				
ファンドクラス	各クラスの合成	機関投資家クラス I		
ISIN		Inst I EUR/I JPY n/a	(円) IE00BMXYTL65	Z EUR IE00033KIQ91
資産	¥73, 025, 529, 557. 84	¥3, 865, 454, 475. 62	¥68, 827, 424, 321. 05	¥332, 650, 761. 16
負債	¥290, 889, 899. 67	¥15, 397, 651. 63	¥274, 167, 166. 97	¥1, 325, 081. 07
基本通貨での純資産合計	¥73, 316, 419, 457. 51	¥3, 850, 056, 824. 00	¥68, 553, 257, 154. 33	¥331, 325, 680. 10
FX レート	FX Rate	0. 007101353	1. 00	0. 007101353
クラス通貨での純資産合計		€27, 340, 611. 95	¥68, 553, 257, 154. 33	€2, 352, 860. 56
発行済ユニット		310, 823. 173	6, 921, 678. 589	26, 701. 542
ユニットあたりの純資産額		€87. 96	¥9, 904. 14	€88. 12

## 3. 設定及び解約の実績

	ファンドクラス	設定	一部解約	ネット
2021年4月21日-2021年9月30日	Inst I JPY	42, 586, 300, 000	582, 300, 000	42, 004, 000, 000
2021年4月21日-2021年9月30日	Inst I EUR	23, 530, 194. 79	-	23, 530, 194. 79
2021年4月21日-2021年9月30日	Z Eur	4, 950, 197. 14	-	4, 950, 197. 14

	ファンドクラス	設定したユニット数	一部解約ユニット数	発行済ユニット数
2021年4月21日-2021年9月30日	Inst I JPY	4, 256, 435	55, 831	4, 200, 604
2021年4月21日-2021年9月30日	Inst I EUR	237, 825	-	237, 825
2021年4月21日-2021年9月30日	Z Eur	50, 314	-	50, 314

	ファンドクラス	設定	一部解約	ネット
2021年10月1日-2022年9月30日	Inst I JPY	42, 697, 700, 007	13, 093, 430, 023	29, 604, 269, 984
2021年10月1日-2022年9月30日	Inst I EUR	2, 493, 534, 299	1, 036, 643, 377	1, 456, 890, 922
2021年10月1日-2022年9月30日	Z Eur	143, 264, 134	262, 302, 888	(119, 038, 754)

	ファンドクラス	設定したユニット数	一部解約ユニット数	発行済ユニット数
2021年10月1日-2022年9月30日	Inst I JPY	4, 019, 357. 65	1, 296, 372. 71	2, 722, 984. 94
2021年10月1日-2022年9月30日	Inst I EUR	199, 753. 08	85, 876. 42	113, 876. 66
2021年10月1日-2022年9月30日	Z Eur	11, 167. 98	21, 443. 19	(10, 275. 21)

**特別勘定の名称：外国株式型**

## 資産の運用に関する重要な事項

### I 投資信託(ファンド)の沿革

#### 1. 当ファンドの沿革

2024年2月 信託契約締結、運用開始(予定)

#### 2. マザーファンドの沿革

2000年4月28日 信託契約締結、運用開始

### II 投資信託(ファンド)の経理状況

#### 1. 財務諸表

当ファンドの運用は、2024年2月より開始する予定であるため、該当事項はありません。

#### 2. 投資信託(ファンド)の現況

当ファンドの運用は、2024年2月より開始する予定であるため、該当事項はありません。

### III 設定及び解約の実績

当ファンドの運用は、2024年2月より開始する予定であるため、該当事項はありません。

## 特別勘定の名称：外国株式プラス型

【記載されている投資信託の名称】

○アクサ IM・グローバル（日本除く）コア株式ファンド〈適格機関投資家専用〉

※この投資信託は、「安定成長バランス型」「積極運用バランス型」においても、投資対象となっています。

## 1. 投資信託(ファンド)の沿革

### 1. 当ファンドの沿革

2022年6月16日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

### 2. マザーファンドの沿革

2022年6月16日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

## 2. 投資信託(ファンド)の経理状況

該当事項はありません。

### 1 財務諸表

アクサ IM・グローバル(日本除く)コア株式ファンド(適格機関投資家専用)

#### (1)【貸借対照表】

該当事項はありません。

#### (2)【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

#### (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

該当事項はありません。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

該当事項はありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

#### (4)【附属明細表】

##### 第1 有価証券明細表

###### (1)株式

該当事項はありません。

###### (2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

##### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

##### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2 投資信託(ファンド)の現状

### アクサ IM・グローバル(日本除く)コア株式ファンド(適格機関投資家専用)

#### 【純資産額計算書】

(2022年12月末日現在)

I 資産総額	155,075,861,714 円
II 負債総額	32,084,175 円
III 純資産総額(I - II)	155,043,777,539 円
IV 発行済数量	148,308,030,913 口
V 1単位当たり純資産額(III / IV)	1.0454 円

#### (参考)アクサ IM・グローバル(日本除く)コア株式マザーファンド

#### 純資産額計算書

I 資産総額	157,166,115,518 円
II 負債総額	2,101,348,240 円
III 純資産総額(I - II)	155,064,767,278 円
IV 発行済数量	147,854,058,734 口
V 1単位当たり純資産額(III / IV)	1.0488 円

## 3. 設定及び解約の実績

該当事項はありません。





**特別勘定の名称：世界株式プラス型**

## 特別勘定で組入れる投資信託に関する情報 (資産運用に関する重要な事項)

### 1. 投資信託(ファンド)の沿革

2011年 2月 15日 アーキタス・マルチマネージャー・グローバル・ファンズ・ユニットトラスト の設立  
2011年 2月 18日 アーキタス・マルチマネージャー・グローバル・ファンズ・ユニットトラスト の運用開始  
2021年10月 27日 アクサ・キャピタル・グローバル・エクイティ・ファンド の設定日

### 2. 投資信託(ファンド)の経理状況

以下に掲げる日本語の財務書類は、アーキタス・マルチマネージャー・グローバル・ファンズ・ユニットトラストの原文の財務書類からアクサ・キャピタル・グローバル・エクイティ・ファンドの財務諸表および重要な会計方針に関する注記を抜粋し、翻訳したものです。

アーキタス・マルチマネージャー・グローバル・ファンズ・ユニットトラストの原文の財務書類については、外国監査法人等の監査を受けており、以下のとおり監査報告書を受領しています。(日本語訳に続けて原文を掲載。)

## 「アーキタス・マルチマネージャー・グローバル・ファンズ・ユニットトラスト」の投資信託の投資主に対する、独立監査人による報告書

### 2022年9月30日に終了した年度の財務書類の監査に関する報告書

#### 監査意見

我々の意見では、アーキタス・マルチマネージャー・グローバル・ファンズ・ユニットトラストの財務書類は

- 2022年9月30日現在の本ファンドの資産、負債、および財務状況について、また同日に終了した事業年度の結果について、正確かつ公正に反映している
- アイルランドで一般に認められた会計原則 (GAAP) (財務報告基準第102号「英国およびアイルランド共和国において適用可能な財務報告基準」など、英国財務報告評議会が発行する会計基準、およびアイルランド法) に基づいて適切に作成されている
- 2011年に策定 (その後改定) された欧州共同体 (EC) 規則 (「譲渡可能証券の集団投資事業」 = UCITS) に基づく要件に従って適切に作成されている。

我々は、年次報告書および監査済財務諸表に含まれる、以下で構成される財務書類を監査した。

- 2022年9月30日現在の財政状態計算書
- 2022年9月30日に終了した年度の包括利益計算書
- 2022年9月30日に終了した年度の買戻可能参加受益証券の投資主に帰属する純資産変動計算書；2022年9月30日に終了した年度の持分変動計算書
- 2022年9月30日現在の投資明細表
- 財務書類に対する注記 (ファンド別、重要な会計方針を含む)

## 監査意見の根拠

我々は、国際監査基準（アイルランド）（以下、「ISA（アイルランド）」）および適用法に基づいて監査を行った。

ISA（アイルランド）に基づく我々の責任は、本報告書の「財務書類監査に対する監査人の責任」区分に詳述されている。我々は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 独立性

我々は、アイルランドにおいて我々が行う財務書類の監査に関連する倫理規程（アイルランド監査・会計監督当局の倫理基準を含む）に基づき、本トラストから独立性を保持し、また当該規程で要求される倫理上の責任を果たした。

## 重要事項の強調 - 継続企業の前提以外に基づいて作成された財務諸表

我々は、国際監査基準（アイルランド）（以下、「ISA（アイルランド）」）および適用法に基づいて監査を行った。

修正されていない財務諸表に対する意見を形成するにあたり、修正されていない財務諸表の注記 1 に注意を喚起する。

AXAセレクトジョン・フィデリティ・ヨーロピアン・エクイティ（旧アクサ・セレクトジョン・フィデリティ・ヨーロピアン・グロス）の財務諸表は、継続企業の前提以外に基づいて準備されている。

## 継続企業の前提に関する結論

上記の「重要事項の強調 - 継続企業の前提以外に基づいて作成された財務諸表」に記載されている通り、継続企業の前提以外に関する会計処理が採用されているAXAセレクトジョン・フィデリティ・ヨーロピアン・エクイティ（旧アクサ・セレクトジョン・フィデリティ・ヨーロピアン・グロス）を除いて、我々が行った調査に基づいて、我々は、当該財務諸表が公表を承認された日から少なくとも12ヶ月間、継続企業として継続する能力に対して個別または総合的に重大な疑いを生じさせる事象または状況に関する重要な不確実性を識別していない。

上記の「重要事項の強調 - 継続企業の前提以外に基づいて作成された財務諸表」に記載されている通り、継続企業の前提以外に関する会計処理が採用されているAXAセレクトジョン・フィデリティ・ヨーロピアン・エクイティ（旧アクサ・セレクトジョン・フィデリティ・ヨーロピアン・グロス）を除いて、財務諸表の監査において、我々は、マネージャーが使用した継続企業を前提とした財務諸表の作成における会計処理は適切であると結論付けた。

ただし、すべての将来の出来事や状況を予測できるわけではないため、この結論はファンドが継続企業として継続する能力を保証するものではない。

継続企業に関する当社の責任とマネージャーの責任は、本報告書の関連セクションに記載されている。

## その他の記載内容

その他の記載内容はすべて、財務書類およびこの監査報告書以外は、年次報告書および監査済財務書類に記載されている。マネージャーは、その他の記載内容に対して責任を有している。我々の財務書類に対する監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって我々は、当該その他の記載内容に対して、本報告書で明確に記載された項目を除き、いかなる監査意見も保証も表明しない。財務書類の監査における我々の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または我々が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか留意することにある。我々は、明らかに重要な不一致または重要な虚偽記載を識別した場合には、財務書類の重要な虚偽表示であるのか、またはその他の記載内容の重要な虚偽記載であるのかを結論付けるための手続きを実施するよう求められている。我々は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。我々は、これらの責任に基づき報告すべき事項はない。

## 財務書類および監査に対する責任

### 財務書類に対するマネージャーの責任

5ページの「マネージャーの責任に関する説明」で詳述されているとおり、マネージャーは、真実かつ公正な概観を提供する適切なフレームワークを適用し、財務書類を作成する責任を負う。

マネージャーはまた、不正または誤謬による重大な虚偽記載のない財務書類を作成するうえで、自らが必要と判断する内部統制に対する責任を負う。

マネージャーは、財務書類の作成において、事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、本ファンドが継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、該当する場合には、継続企業的前提に関する事項を開示し、継続企業を前提とした会計処理を行う責任を有する。

#### *財務書類監査に対する監査人の責任*

監査における我々の目的は、財務書類の全体にわたり、不正または誤謬による重大な虚偽記載がないかについて合理的な保証を得て、監査意見の表明を含む監査報告書を作成することにある。合理的な保証とは、高い水準の保証であるが、ISA（アイルランド）に準拠して行う監査は、常に重大な虚偽記載が発見できることを保証するものではない。虚偽記載は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別または全体として、本財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

我々の監査の試査には、データ監査手法を用いた特定の取引および残高の完全な母集団の試査が含まれることがある。ただし、通常は、完全な母集団を試査するのではなく、限られた数の項目を試査の対象として選択する。我々は、規模やリスクの特性に基づいて、特定の項目を試査の対象にすることがよくある。それ以外の場合は、サンプルが選択された母集団について結論を出すために、監査サンプリングを用いることがある。

財務書類監査に対する我々の責任の詳細については、IAASAのウェブサイト（以下）に掲載されている。

[https://iaasa.ie/wp-content/uploads/2022/10/Description\\_of\\_auditors\\_responsibilities\\_for\\_audit.pdf](https://iaasa.ie/wp-content/uploads/2022/10/Description_of_auditors_responsibilities_for_audit.pdf)

当記載は我々の監査報告書の一部を構成する。

#### *本報告書の利用*

監査意見を含む本報告書は、2011年の欧州UCITS規則（その後の改定を含む）に準拠して、本ファンドの投資主のみを対象として作成されたものであり、その他の目的はない。監査意見を述べるにあたり、我々が事前に文書で明示的に同意している場合を除き、我々は、その他の目的に対して責任を負わず、また、本報告書を閲覧するその他の者または本報告書を入手する可能性のあるその他の者に対して責任を負うものではない。

プライスウォーターハウスクーパース

公認会計士および登録監査人

ダブリン

2022年12月16日



## ***Independent auditors' report to the unitholders of the Funds of Architas Multi-Manager Global Funds Unit Trust***

### **Report on the audit of the financial statements**

---

#### **Opinion**

In our opinion, Architas Multi-Manager Global Funds Unit Trust's financial statements:

- give a true and fair view of the Funds' assets, liabilities and financial position as at 30 September 2022 and of their results for the year then ended;
- have been properly prepared in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland (accounting standards issued by the Financial Reporting Council of the UK, including Financial Reporting Standard 102 "The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland" and Irish law); and
- have been properly prepared in accordance with the requirements of the European Communities (Undertakings for Collective Investment in Transferable Securities) Regulations 2011 (as amended).

We have audited the financial statements, included within the Annual Report and Audited Financial Statements, which comprise:

- the Statement of Financial Position as at 30 September 2022;
  - the Statement of Comprehensive Income for the year then ended;
  - the Statement of Changes in Net Assets Attributable to Redeemable Participating Unitholders/Statement of Changes in Equity for the year then ended;
  - the Schedule of Investments for each of the Funds as at 30 September 2022; and
  - the notes to the financial statements for each of the Funds, which include a description of the significant accounting policies.
- 

#### **Basis for opinion**

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (Ireland) ("ISAs (Ireland)") and applicable law.

Our responsibilities under ISAs (Ireland) are further described in the Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements section of our report. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

#### *Independence*

We remained independent of the Trust in accordance with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in Ireland, which includes IAASA's Ethical Standard, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements.

---

#### **Emphasis of matter - financial statements prepared on a basis other than going concern**

In forming our opinion on the financial statements, which is not modified, we draw attention to note 1 to the financial statements which discloses that the financial statements of AXA Selection Fidelity European Equity (formerly AXA Selection Fidelity European Growth) have been prepared on a basis other than going concern.

---

#### **Conclusions relating to going concern**

With the exception of AXA Selection Fidelity European Equity (formerly AXA Selection Fidelity European Growth) where a basis of accounting other than going concern has been adopted as set out in the Emphasis of matter - financial statements prepared on a basis other than going concern above, based on the work we have performed, we have not identified any material uncertainties relating to events or conditions that, individually or collectively, may cast significant doubt on the Funds' ability to continue as a going concern for a period of at least twelve months from the date on which the financial statements are authorised for issue.

With the exception of AXA Selection Fidelity European Equity (formerly AXA Selection Fidelity European Growth) where a basis of accounting other than going concern has been adopted as set out in the Emphasis of matter - financial statements prepared on a basis other than going concern above, in auditing the financial statements, we have concluded that the manager's use of the going concern basis of accounting in the preparation of the financial statements is appropriate.

However, because not all future events or conditions can be predicted, this conclusion is not a guarantee as to the Funds' ability to continue as a going concern.

Our responsibilities and the responsibilities of the manager with respect to going concern are described in the relevant sections of this report.



---

## Reporting on other information

The other information comprises all of the information in the Annual Report and Audited Financial Statements other than the financial statements and our auditors' report thereon. The manager is responsible for the other information. Our opinion on the financial statements does not cover the other information and, accordingly, we do not express an audit opinion or, except to the extent otherwise explicitly stated in this report, any form of assurance thereon. In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If we identify an apparent material inconsistency or material misstatement, we are required to perform procedures to conclude whether there is a material misstatement of the financial statements or a material misstatement of the other information. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report based on these responsibilities.

---

## Responsibilities for the financial statements and the audit

### *Responsibilities of the manager for the financial statements*

As explained more fully in the Statement of Manager's Responsibilities set out on page 5, the manager is responsible for the preparation of the financial statements in accordance with the applicable framework giving a true and fair view.

The manager is also responsible for such internal control as the manager determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the manager is responsible for assessing the Funds' ability to continue as going concerns, disclosing as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the manager intends to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

### *Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements*

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (Ireland) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

Our audit testing might include testing complete populations of certain transactions and balances, possibly using data auditing techniques. However, it typically involves selecting a limited number of items for testing, rather than testing complete populations. We will often seek to target particular items for testing based on their size or risk characteristics. In other cases, we will use audit sampling to enable us to draw a conclusion about the population from which the sample is selected.

A further description of our responsibilities for the audit of the financial statements is located on the IAASA website at:

[https://www.iaasa.ie/getmedia/b2389013-1cf6-458b-9b8f-a98202dc9c3a/Description\\_of\\_auditors\\_responsibilities\\_for\\_audit.pdf](https://www.iaasa.ie/getmedia/b2389013-1cf6-458b-9b8f-a98202dc9c3a/Description_of_auditors_responsibilities_for_audit.pdf).

This description forms part of our auditors' report.

### *Use of this report*

This report, including the opinion, has been prepared for and only for the unitholders of each of the Funds as a body in accordance with the European Communities (Undertakings for Collective Investment in Transferable Securities) Regulations 2011 (as amended) and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers  
Chartered Accountants and Registered Auditors  
Dublin  
16 December 2022

## 1. 財務諸表

### (1) 損益計算書および純資産変動計算書（自2021年10月27日至2022年9月30日）

(単位：円)

#### 所得

配当収入	2,102,421,326
銀行利子	11,436,610
その他の収益・収入	674,788
損益を通じて公正価値で測定される金融商品の実現（損失）/利益	(5,975,639,182)
損益を通じて公正価値で測定される金融商品の未実現（損失）の純変動	(14,983,809,266)

#### 総投資収益

(18,844,915,724)

#### 経費

マネージャー手数料	(1,125,592,183)
監査料	(1,663,640)
管理費	(21,853,886)
預託手数料	(44,058,366)
振込手数料	(757,257)
その他の費用	(4,616,232)

#### 総経費、全費用、経費全体

(1,198,541,564)

#### 純額（費用）/収入

(1,198,541,564)

#### 財務コスト

支払利息	(348,497)
------	-----------

#### (損失) / 源泉税控除前の会計年度の利益

(20,043,805,785)

#### 源泉徴収税

(338,735,249)

#### 営業純資産の（減少）・増加

(20,382,541,034)

## (2) 資産・負債計算書 (2022年9月30日現在)

(単位：円)

### 資産

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産：

公正価値で測定される投資	168,668,071,342
銀行預金	13,721,909,513
未収配当金	207,416,530
投資売却未収金	470,259,994
その他の債権	10,138,199

### 資産合計

183,077,795,578

### 負債

負債：1年以内に期限が到来する金額

投資購入未払金	(454,713,595)
未払管理会社報酬	(243,833,366)
未払受託報酬	(8,645,256)
未払管理事務代行報酬	(4,673,194)
未払名義書換代行報酬	(151,867)
未払監査報酬	(1,663,640)
未払源泉徴収税	(34,798,375)
未払利息	(829,222)
その他の負債	(8,134,164)

### 負債合計

(757,442,679)

### 純資産

182,320,352,899



## 1 財務書類作成のための基本準拠基準

本ファンドの財務書類は、損益を通じて公正価値で保有する金融資産および金融負債の再評価額を計上して修正される取得原価主義に従って適正に作成されている。

2022年9月30日に終了した年度の財務書類は、継続企業を前提として作成されている。管理会社の取締役会は、本財務書類の発行が承認された日から12ヵ月（「評価期間」）にわたり、本トラストが存続できるとの意見である。管理会社の取締役会は、当該ファンドの債務を期限通りに支払うために十分なキャッシュフローが、金融資産によって継続的に生み出されるものと予測する。この評価を行ううえで、管理会社の取締役会は、新型コロナウイルスの感染拡大による影響を考慮した。本トラストに関するセクションの付属資料、および注記13で詳述する今年度の重要イベントを参照のこと。

これらの財務書類は、財務報告基準第102号「英国及びアイルランドにおいて適用される財務報告基準」（「FRS102」）、1990年ユニットトラスト法、UCITS指令など、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計慣行（アイルランドGAAP）に基づいて作成されている。真実かつ公正な概観を提供する財務書類を作成するうえで、アイルランドにおいて一般に認められている会計基準は、アイルランド勅許会計士協会によって公表され、財務報告評議会（「FRC」）により交付された会計基準である。

本トラストは、キャッシュフロー計算書を作成しないというFRS102セクション7.1に従うオープン・エンド型投資信託に適用可能な免除規定を享受している。

## 2 会計方針

財務書類の作成には、特定の重要な会計上の見積りを使用することが必要となる。また、管理会社の取締役会は、投資運用会社の助言に基づき、本トラストの会計方針を適用する過程で、独自の判断を下す必要がある。高度な判断または煩雑性を伴う分野、もしくは財務書類を作成する過程で前提や見積りが重要となる分野は以下のとおりである。

### 純損益を通じて公正価値で測定される金融商品

#### (i) 分類

当カテゴリーは、取引用に保有される金融資産および金融負債と、管理会社により損益計算書を通じて公正価値で測定すると指定された金融資産および金融負債の2つのサブカテゴリーに分けられる。各ファンドの投資明細表に記載されるすべての金融商品は、損益を通じて公正価値で測定される。最初に損益が認識された後、純損益を通じて公正価値で分類されるすべての金融商品は、包括利益計算書に計上された公正価値の変動を反映し、公正価値で測定される。

#### (ii) 認識および認識の中止

本トラストは、金融資産および金融負債を、当該金融商品について契約条項の当事者となった日基準で認識する。金融商品の購入は、取引日基準により認識される。金融資産または金融負債の公正価値の変動から生じる利得および損失は、取引日から計上される。

投資からのキャッシュフローを受け取る権利が消滅した場合、または本トラストが、所有に係るリスクと経済価値のほぼすべてを移転した場合、金融商品の認識は中止される。

#### (iii) 測定

損益を通じて公正価値で算定される金融資産および金融負債は、公正価値で測定される。活発な市場で取引される金融商品（売買目的有価証券など）の公正価値は、債券のロングポジションについては、ミッドプライスを使用する。ミッドプライスが入手不可能である場合は、その他の評価手法による。投資資産が、一般に認められた株式市場に上場されていない場合、または規制市場で取引されていない場合、管理会社またはその代理人がおおよその公正価値を定め、適格者となる受託会社によって承認されるものとする。

運用開始時に、損益を通じて公正価値で測定されるものと指定される金融資産および金融負債は、本トラストの文書化された投資戦略に基づいて運用され、また公正価値ベースでパフォーマンスが評価される。本トラストの方針では、関連する投資運用会社が、これらの金融資産に関する情報を、関連するその他の金融情報と併せ、公正価値ベースで評価するものとする。

#### (iv) 公正価値による評価

活発な市場で取引される金融商品については、財政状態計算書の日付における市場価格に基づいて公正価値が決められる。各ファンドが保有する金融資産に適用される取引相場価格は、最新のミッドプライスとする。

活発な市場で取引されない金融商品については、評価手法を用いて公正価値が決められる。管理会社は、さまざまな評価手法を用い、それぞれの財政状態計算書の日付の市況に基づいて臆測を立てる。評価手法には、直近に行われた同等の公正妥当な取引の参照、割引キャッシュフロー分析、または市場参加者が一般的に用いるその他の手法が含まれる。

特定の金融商品进行评估するうえで、市場参加者が一般的に用いる手法が存在し、当該手法が、実際の市場取引で得られた信頼できる見積価格を提供できると証明された場合、管理会社は、当該手法を用いる。公正価値の計算には、評価手法および評価モデルが用いられる場合がある。公正価値や市場ボラティリティの見積りは、動的な性質を持つ想定に基づくため、財務書類に反映される投資の価値は、短期的な売買取引において当事者同士の交渉で決められる価値とは異なる場合があり、そうした差異は大きくなる可能性がある。

### 投資ファンド

オープン・エンド型投資ファンドに対する投資の公正価値は、管理事務代行会社が提供する、株価や受益証券の最新の未監査の純資産総額に基づくものである。当該受益証券の純資産総額に生じる日々の変動は、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る純利得/（損失）として認識される。

### 現金、ブローカーキャッシュ、当座借越

銀行の現金残高は、当座預金残高と当座借越で構成される。また現金は、2021年9月30日および2022年9月30日現在で当該ファンドが保有する、オプションや先物などのデリバティブ取引の建玉に対する当初証拠金として、またカウンターパーティーに差し入れる担保として必要であり、当該ファンドにより、また当該ファンドの代理人により、ブローカーに預け入れられる。現金同等物および当座借越は額面金額と経過利息（該当する場合）に基づいて評価される。

### 担保

各ファンドの資産は担保となり、デリバティブ取引の建玉に応じて、カウンターパーティーやブローカーに差し入れられ、保有される。本ファンドが保有するデリバティブ取引の建玉に対して、カウンターパーティーから受け入れられる担保についての詳細は、関連する投資明細表の末尾に記載される。

### フォワード為替取引およびスポット為替取引

外国為替市場におけるフォワード取引およびスポット取引の公正価値は、それらの取引の契約レートと、財政状態計算書の日付にそれらのポジションをクローズする場合に必要なフォワード取引の、現在のレートとの差異として計算される。当該ファンドが保有する外国為替スポット取引に生じる損益は、財政状態計算書に計上された銀行預金に反映され、外国為替フォワード取引に生じる損益は、適宜、財政状態計算書に計上される、外国為替取引の未実現損益として適切に反映され、個別ファンドの投資明細表で開示される。未実現損益に生じる前年度末からの変動、および実現損益については、個別ファンドの包括利益計算書に反映される。

### 先物

当初証拠金は、先物取引を行う際に必要となり、通常は現金または現金同等物で差し入れられる。先物取引の公正価値は、日次の決済価格に基づいて決められる。先物の建値に生じる変動は、建玉が決済されるまで未実現損益として計上され、決済後に実現損益として計上される。先物の建値に生じ損益は、それぞれ関連するファンドごとに投資明細表で計上され、適宜、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債として、財政状態計算書に表示される。未実現損益に生じる前年度末からの変動、および実現損益については、個別ファンドの包括利益計算書に反映される。

### トータルリターンスワップ

トータルリターンスワップでは、一方の当事者が金利（固定または変動）を支払い、他方の当事者が原資産から生じるすべてのリターン（キャピタルゲインおよびインカムゲインを含む）を支払い、互いに交換する。トータルリターンスワップでは、株式指数や債券指数が原資産（「参照資産」と呼ばれる）となる。参照資産は、金利の支払いを受ける当事者によって保有される。トータルリターンの受け手は、参照資産となる資産を実際に保有することなく、エクスポージャーとリターンが得られる。トータルリターンスワップ契約の想定元本は時価評価され、スワップの適切な公正価値として、個別ファンドの財政状態計算書に資産または負債として適宜、計上される。

金利の支払いとスワップのリターンの差額は、公正価値で測定される金融資産に係る実現純利得/（損失）として、包括利益計算書に反映される。

## TBA取引

本ファンドは、TBA取引の決済額に相当する額の現金または高格付け債を決済日まで保有するか、または保有している他の有価証券の相当額を先渡売却する場合がある。

TBA取引で購入する証券については、決済日までインカムゲインが得られない。TBA取引により、証券の購入と同様のエクスポージャーを持つことになり、ファンドが保有する他の資産の下落リスクに加え、TBA取引の決済日前に、当該証券の価格が下落するリスクに晒されることになる。決済日前のTBA取引のエクスポージャーは、原資産となる有価証券の市場価格に基づいて評価される。本ファンドは、有価証券を購入する意図で、または保有するオプション取引について現物受け渡し決済をする目的でTBA取引を行う場合があるが、当該投資運用会社が妥当と判断する場合、TBA取引のコミットメントを決済日前に破棄する場合がある。

## 投資取引の会計処理

投資に係る通常の売買は取引日基準で認識される。取引日とは、本ファンドによる資産の売買を確定する日付を指す。投資は当初公正価値で認識され、損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債で生じる取引コストは、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る実現純利得/（損失）として、包括利益計算書に反映される。

投資からのキャッシュフローを受け取る権利が本ファンドに移行された場合、または本ファンドが、所有に係るリスクと経済価値のほぼすべてに対してエクスポージャーを持つ場合、投資が認識される。投資からのキャッシュフローを受け取る権利が失効した場合、または本ファンドが、所有に係るリスクと経済価値のほぼすべてを移転した場合、投資の認識は中止される。

投資取引にかかる実現損益は、平均原価法で計算される。債務証券の投資取引にかかる実現損益は、当該債務証券の売却代金と償却原価の差異として計算される。

受取利息は実効金利法を利用し、期間按分ベースで認識される。受取利息には、現金および現金同等物の利息、および損益を通じて公正価値で測定される債務証券の利息が含まれる。

損益を通じて公正価値で測定されるあらゆる金融資産および金融負債の売却によって発生する損益は、包括利益計算書に反映される。

## 受取配当金および受取利息

投資から得られる配当収入は、配当落ち日に包括利益計算書に利益として計上される。配当収入は、包括利益計算書において源泉徴収税控除前の金額で、別項目として表示される。税額控除分は差し引いて表示される。受取利息は、実効利回り基準で会計処理される。当座借越費用は支払利息に含まれる。

## 費用

各ファンドは、それぞれ発生する費用を負担し、また本トラストで発生する費用について、管理会社が負担すると明示されている場合を除き、該当する割合に応じて負担する。費用は、それぞれ本ファンドの特定の受益証券クラスに帰属することから、該当する受益証券クラスが負担するものとする。すべての費用は日次で発生する。

## 取引費用

取引費用は、金融資産または金融負債の取得、発行、売却に直接帰属する増分費用である。増分費用とは、事業体が金融商品を取得、発行、売却しなかった場合、発生しなかった費用を指す。金融資産および金融負債が最初に認識される際、企業は、当該金融資産または金融負債について、損益を通じて公正価値で測定し、当該金融資産や金融負債から発生する取引費用は、包括利益計算書で直接認識される。

投資の売買決済により預託機関から請求される取引費用は営業費用の「預託手数料」として計上され、各ファンドの包括利益計算書に反映される。これらの費用は、「取引費用」区分の注記6「手数料及び費用」にファンド別に記載される。

株式、投資ファンド、先物建玉、オプションの売買に係る取引費用は、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る純利得/（損失）として、包括利益計算書に反映される。これらの費用には、仲買手数料、コミッション、取引関連税、その他の市場関連費用が含まれ、「取引費用」区分の注記6「手数料及び費用」にファンド別に記載される。

債券の売買、為替予約、スワップにかかる取引費用は、投資の売買価格に反映される。これらの費用は投資費用に含まれ、実務的または確実に徴収されることはなく、したがって個別に検証または開示できない。

### 為替取引

FRS102第30号に基づき、各ファンドの財務書類に記載される項目は、当該ファンドが運用する主要な経済環境の通貨（以下「機能通貨」）を用いて計算される。管理会社による機能通貨の選択は、(a)当該ファンドが主に販売される地域の通貨である、(b)本ファンドの多様な顧客の大半にとって代用通貨である、という2つの基準により決められる。機能通貨についての評価は、ファンドごとに行われている。本ファンドで使用するすべての基準通貨は、FRS102第30号に基づいて評価され、それぞれの機能通貨と同等に扱われる。

各ファンドで使用される機能通貨は、それぞれ表示通貨となっている。外貨建て取引は、取引日の実勢為替レートを利用して各ファンドの機能通貨に換算される。

各ファンドにおける外国為替取引については、以下が適用される。

(i)財務書類に計上された外貨の受取配当金および受取利息の金額と、実際に機能通貨で受け払いされる金額の差異により、為替差損益が発生する可能性がある。外国為替差損益は、適宜、包括利益計算書において、受取配当金および受取利息の一部として計上される。

(ii)有価証券の売買および売買取引で発生する為替差損益は、当該ファンドの包括利益計算書において、「損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る実現純利得/（損失）」として反映される。

(iii)年度末に保有有価証券で発生する未実現の為替差損益は、当該ファンドの包括利益計算書において、「純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る未実現利得/（損失）の純変動額」として反映される。

(iv)同ファンドの機能通貨以外で表示される金融資産および金融負債は、当該報告日の営業時間終了時における実勢為替レートを利用して換算され、換算差額は、金融商品に係る実現純利得/（損失）として、当該ファンドの包括利益計算書に反映される。

### 発行済受益証券

受益証券および買戻可能参加受益証券は、それぞれ投資主の選択により償還でき、株式または金融負債に分類される。

AXA Selection Income、Architas Selection Bonds Core、Architas Selection Bonds Satellite、Architas Selection Equity、Architas World Ex-Japan Passive Bond、およびArchitas Global Equityを除くすべてのファンドの受益証券は、FRS102に基づき金融負債に分類される。FRS102は、プット可能な金融商品、または、清算時のみ純資産を比例割合に応じて他の当事者に分配することが義務付けられた構成単位について、当該金融商品が固有の特徴を持ち、また特定の条件を満たす場合に限り、負債に分類することを要求している。AXA Selection Income、Architas Selection Bonds Core、Architas Selection Bonds Satellite、Architas Selection Equity、Architas World Ex-Japan Passive Bond、およびArchitas Global Equityの受益証券は、FRS102に基づき資本に分類される。FRS102は、プット可能な金融商品、または、清算時のみ純資産を比例割合に応じて他の当事者に分配することが義務付けられた構成単位について、当該金融商品が固有の特徴を持ち、また特定の条件を満たす場合に限り、株主資本に分類することを要求している。上記の各ファンドは、これらの条件を満たしている。

### 分配方針

管理会社は、その裁量において、本トラストに属するいかなるファンドについても、分配を宣言し、支払う権利を有する。AXA Selection Income Fundは、2021年9月30日に終了した年度および2022年9月30日に終了した年度に、それぞれ分配金を分配した。詳しくは注記12を参照のこと。これ以外に、当該年度またはそれ以前の年度を対象とした支払済みの分配金、または未払いの分配金はない。

(3) 投資明細表 (2022年9月30日現在)

	株数	時 価 (円)	対純資産比率 (%)
<b>業種 - 情報技術</b>			
MICROSOFT CORP	223,816	7,545,085,372	4.14%
TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	2,102,000	4,044,070,173	2.22%
BROADCOM INC	31,033	1,994,435,761	1.09%
ASML HOLDING NV	31,233	1,920,336,643	1.05%
GODADDY INC CLASS A	100,495	1,031,030,952	0.57%
ASML HOLDING NV NY REG SHS	15,519	932,999,665	0.51%
TE CONNECTIVITY LTD	56,799	907,310,467	0.50%
MASTERCARD INC A	21,550	886,928,833	0.49%
MOTOROLA SOLUTIONS INC	25,405	823,592,891	0.45%
APPLE INC	38,900	778,146,170	0.43%
ON SEMICONDUCTOR	83,135	750,040,246	0.41%
SAP SE	54,520	650,323,586	0.36%
STMICROELECTRONICS NV	140,677	643,220,496	0.35%
WOLFSPEED INC	41,399	619,363,904	0.34%
VISA INC CLASS A SHARES	24,041	618,189,010	0.34%
TRIMBLE INC	77,992	612,651,384	0.34%
APPLIED MATERIALS INC	50,169	594,952,014	0.33%
EDENRED	88,093	591,599,078	0.32%
SERVICENOW INC	10,686	584,066,364	0.32%
KEYENCE CORP	10,100	483,790,000	0.27%
AMADEUS IT GROUP SA	61,110	415,157,463	0.23%
SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	76,777	412,458,875	0.23%
SYNOPSYS INC	8,823	390,162,252	0.21%
PAYPAL HOLDINGS INC	25,718	320,400,020	0.18%
HUBSPOT INC	7,199	281,470,221	0.15%
BLOCK INC	33,757	268,689,752	0.15%
NICE LTD SPON ADR	9,836	267,999,494	0.15%
ADOBE INC	6,621	263,739,730	0.14%
NVIDIA CORP	14,237	250,152,551	0.14%
FIDELITY NATIONAL INFO SERV	22,087	241,595,974	0.13%
CAPGEMINI SE	10,262	240,826,571	0.13%
INFOSYS LTD SP ADR	97,002	238,268,193	0.13%
HEXAGON AB B SHS	156,408	213,591,547	0.12%
SMARTSHEET INC CLASS A	38,003	189,005,558	0.10%
HALMA PLC	54,057	178,619,776	0.10%
MEDIATEK INC	70,000	175,842,220	0.10%
ADYEN NV	949	175,180,142	0.10%
TOKYO ELECTRON LTD	4,900	174,930,000	0.10%
MICRON TECHNOLOGY INC	21,538	156,187,631	0.09%
ALTERYX INC CLASS A	19,183	155,047,753	0.09%
CONCENTRIX CORP	5,780	93,392,565	0.05%
WORKDAY INC CLASS A	3,693	81,368,173	0.04%
SINCH AB	390,596	76,703,612	0.04%
SHOPIFY INC CLASS A	18,213	71,020,319	0.04%
WORLDLINE SA	12,008	69,266,942	0.04%

CLOUDFLARE INC CLASS A	4,733	37,891,666	0.02%
DASSAULT SYSTEMES	7,067	35,809,914	0.02%
SAMSUNG ELECTRONICS PREF	7,133	33,845,432	0.02%
FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	1,265	32,257,152	0.02%
BLOCK INC CDI	3,135	24,682,471	0.01%
<b>小計 - 情報技術</b>	<b>4,419,652</b>	<b>32,577,696,978</b>	<b>17.87%</b>

**業種 - 一般消費財・サービス**

TESLA INC	311,072	11,943,176,591	6.55%
AMAZON.COM INC	161,771	2,645,956,216	1.45%
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	21,713	1,879,354,688	1.03%
HOME DEPOT INC	32,103	1,282,223,755	0.70%
BOOKING HOLDINGS INC	5,064	1,204,454,243	0.66%
HERMES INTERNATIONAL	5,194	896,327,906	0.49%
KERING	12,782	831,112,674	0.46%
PROSUS NV	93,387	714,682,646	0.39%
NIKE INC CL B	58,835	707,855,861	0.39%
YUM BRANDS INC	40,429	622,290,534	0.34%
LULULEMON ATHLETICA INC	11,639	470,971,080	0.26%
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	26,331	459,716,633	0.25%
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	80,972	444,199,041	0.24%
RENAULT SA	108,927	432,018,558	0.24%
RESTAURANT BRANDS INTERN	55,209	424,973,406	0.23%
MERCADOLIBRE INC	3,295	394,797,040	0.22%
GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	408,000	349,074,070	0.19%
ENTAIN PLC	194,999	342,173,600	0.19%
EVOLUTION AB	27,451	317,513,555	0.17%
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC DI	19,809	317,406,188	0.17%
TRIP.COM GROUP LTD ADR	65,418	258,596,417	0.14%
GENERAL MOTORS CO	54,790	254,492,248	0.14%
AIRBNB INC CLASS A	16,712	254,089,477	0.14%
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	83,838	252,980,431	0.14%
HILTON GRAND VACATIONS INC	52,841	251,558,178	0.14%
NASPERS LTD N SHS	12,219	222,726,015	0.12%
SUZUKI MOTOR CORP	45,600	204,333,600	0.11%
SANDS CHINA LTD	500,000	181,625,021	0.10%
ETSY INC	11,598	168,093,477	0.09%
MCDONALD S CORP	4,333	144,715,523	0.08%
WYNN MACAU LTD	1,385,200	128,730,799	0.07%
NITORI HOLDINGS CO LTD	9,400	114,586,000	0.06%
ADIDAS AG	6,289	106,014,382	0.06%
VALEO	38,526	85,386,123	0.05%
CIE FINANCIERE RICHEMO A REG	1,512	20,963,777	0.01%
<b>小計 - 一般消費財・サービス</b>	<b>3,967,258</b>	<b>29,329,169,753</b>	<b>16.09%</b>

**業種 - ヘルスケア**

ELI LILLY + CO	56,307	2,635,352,987	1.45%
NOVO NORDISK A/S B	177,767	2,581,258,678	1.42%
ASTRAZENECA PLC	142,035	2,282,132,103	1.25%
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	25,435	1,867,265,030	1.02%
REGENERON PHARMACEUTICALS	17,310	1,725,988,427	0.95%
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	37,799	1,584,135,842	0.87%
ZOETIS INC	70,660	1,516,662,812	0.83%

DANAHER CORP	33,197	1,241,109,130	0.68%
SEAGEN INC	57,438	1,137,585,836	0.62%
PFIZER INC	171,076	1,083,602,355	0.59%
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	35,056	1,015,647,941	0.56%
INSULET CORP	24,797	823,372,002	0.45%
INTUITIVE SURGICAL INC	30,094	816,480,340	0.45%
ESSILORLUXOTTICA	38,531	766,826,463	0.42%
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	61,775	738,846,204	0.41%
BRISTOL MYERS SQUIBB CO	68,409	703,923,228	0.39%
ABBOTT LABORATORIES	44,708	626,159,021	0.34%
BEIGENE LTD ADR	29,024	566,389,414	0.31%
IDEXX LABORATORIES INC	11,384	536,845,735	0.29%
NOVOCURE LTD	43,425	477,576,179	0.26%
SANOFI	33,971	377,658,086	0.21%
CRISPR THERAPEUTICS AG	39,526	373,879,797	0.21%
METTLER TOLEDO INTERNATIONAL	2,261	354,798,241	0.15%
ABBVIE INC	13,853	269,111,496	0.13%
LONZA GROUP AG REG	3,411	243,940,644	0.13%
BAYER AG REG	35,766	240,469,789	0.12%
SIEMENS HEALTHINEERS AG	35,584	223,427,575	0.11%
GENMAB A/S	4,279	200,826,682	0.10%
WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	218,000	190,534,788	0.10%
OLYMPUS CORP	68,400	190,049,400	0.10%
NOVARTIS AG REG	16,344	181,541,540	0.09%
TEVA PHARMACEUTICAL SP ADR	147,405	172,182,611	0.09%
EUROFINS SCIENTIFIC	19,735	171,038,890	0.09%
BIONTECH SE ADR	8,484	165,634,865	0.09%
CARL ZEISS MEDITEC AG BR	10,693	162,922,243	0.08%
TANDEM DIABETES CARE INC	21,187	146,742,174	0.08%
INCYTE CORP	14,821	142,960,492	0.08%
GRIFOLS SA ADR	159,448	142,168,483	0.07%
AMPLIFON SPA	34,408	131,246,008	0.07%
NOVO NORDISK A/S SPONS ADR	9,017	130,033,646	0.07%
DEXCOM INC	10,925	127,361,044	0.07%
ASTRAZENECA PLC SPONS ADR	15,326	121,654,956	0.05%
ULTRAGENYX PHARMACEUTICAL IN	15,436	92,521,686	0.05%
GRIFOLS SA	70,337	88,586,797	0.04%
SHIONOGI + CO LTD	9,400	65,696,600	0.03%
STRAUMANN HOLDING AG REG	3,965	53,551,698	0.02%
GRIFOLS SA B	46,048	42,115,783	0.02%
VIATRIS INC	25,713	31,709,974	0.02%
MERCK KGAA	825	19,513,015	0.01%
<b>小計 - ヘルスケア</b>	<b>2,270,795</b>	<b>29,581,038,730</b>	<b>16.22%</b>

#### 業種 - 金融

AIA GROUP LTD	1,830,800	2,209,479,624	1.21%
JPMORGAN CHASE + CO	111,061	1,679,892,185	0.92%
CME GROUP INC	52,562	1,347,620,300	0.74%
CHUBB LTD	49,630	1,306,570,236	0.72%
LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	90,000	1,109,270,549	0.61%
ICICI BANK LTD SPON ADR	278,026	843,892,995	0.46%
AON PLC CLASS A	20,858	808,723,905	0.44%
BLACKROCK INC	9,534	759,385,702	0.42%
DNB BANK ASA	317,707	729,428,656	0.40%

BANK OF AMERICA CORP	163,408	714,305,176	0.39%
DBS GROUP HOLDINGS LTD	200,300	674,651,196	0.37%
BROOKFIELD ASSET MANAGE CL A	102,499	606,652,901	0.33%
ARCH CAPITAL GROUP LTD	82,141	541,447,748	0.30%
MOODY S CORP	14,444	508,269,258	0.28%
MORGAN STANLEY	41,719	477,111,068	0.26%
SVB FINANCIAL GROUP	9,251	449,621,474	0.25%
S+P GLOBAL INC	8,036	355,174,185	0.19%
AXA SA	106,608	339,753,462	0.19%
PRUDENTIAL PLC	213,120	307,785,990	0.17%
HONG KONG EXCHANGES + CLEAR	60,100	298,767,812	0.16%
BLACKSTONE INC	23,808	288,437,625	0.16%
SOCIETE GENERALE SA	91,164	263,904,716	0.14%
UNICREDIT SPA	177,767	263,617,463	0.14%
ZURICH INSURANCE GROUP AG	4,420	256,754,191	0.14%
GOLDMAN SACHS GROUP INC	5,085	215,693,085	0.12%
TMX GROUP LTD	15,318	205,027,428	0.11%
ARTHUR J GALLAGHER + CO	7,307	181,091,114	0.10%
CITIGROUP INC	28,976	174,769,431	0.10%
TRADEWEB MARKETS INC CLASS A	17,678	144,367,605	0.08%
HISCOX LTD	74,424	106,111,584	0.06%
SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN A	57,885	80,633,536	0.04%
MACQUARIE GROUP LTD	4,736	67,320,171	0.04%
EQT AB	20,972	59,932,258	0.03%
<b>小計 - 金融</b>	<b>4,291,344</b>	<b>18,375,464,629</b>	<b>10.08%</b>
<b>業種 - コミュニケーション・サービス</b>			
META PLATFORMS INC CLASS A	141,644	2,781,746,545	1.53%
ALPHABET INC CL C	168,424	2,343,995,674	1.29%
ALPHABET INC CL A	147,649	2,044,179,478	1.12%
NETFLIX INC	40,833	1,391,538,023	0.76%
AMERICA MOVIL SPN ADR CL L	237,371	565,880,591	0.31%
TENCENT HOLDINGS LTD	92,600	454,867,233	0.25%
MTN GROUP LTD	296,563	286,324,676	0.16%
ELECTRONIC ARTS INC	15,412	258,127,000	0.14%
CELLNEX TELECOM SA	50,617	228,171,461	0.13%
SEA LTD ADR	16,861	136,792,562	0.08%
ENDEAVOR GROUP HOLD CLASS A	45,923	134,670,736	0.07%
WARNER MUSIC GROUP CORP CL A	39,227	131,784,331	0.07%
ADEVINTA ASA	136,900	118,196,185	0.06%
PINTEREST INC CLASS A	13,569	45,762,243	0.03%
Z HOLDINGS CORP	90,300	34,332,060	0.02%
<b>小計 - コミュニケーション・サービス</b>	<b>1,533,893</b>	<b>10,956,368,798</b>	<b>6.01%</b>
<b>業種 - 資本財・サービス</b>			
CATERPILLAR INC	57,786	1,372,403,511	0.75%
CARRIER GLOBAL CORP	222,338	1,144,402,998	0.63%
AIRBUS SE	87,076	1,097,553,682	0.60%
DSV A/S	60,634	1,036,076,307	0.57%
CANADIAN PACIFIC RAILWAY LTD	98,190	948,258,703	0.52%
SAFRAN SA	59,880	798,234,030	0.44%
DAIKIN INDUSTRIES LTD	31,200	695,604,000	0.38%
COPART INC	43,236	665,871,882	0.37%



SCHNEIDER ELECTRIC SE	39,939	662,269,372	0.36%
MITSUI + CO LTD	182,800	564,669,200	0.31%
EQUIFAX INC	20,405	506,322,193	0.28%
ABB LTD REG	129,956	493,076,402	0.27%
BAE SYSTEMS PLC	377,909	482,268,230	0.26%
ASSA ABLOY AB B	157,310	430,262,185	0.24%
CHART INDUSTRIES INC	14,535	387,848,144	0.21%
RYANAIR HOLDINGS PLC SP ADR	42,968	363,337,507	0.20%
TRANSDIGM GROUP INC	4,427	336,297,345	0.18%
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	13,705	331,223,412	0.18%
KOMATSU LTD	122,300	319,325,300	0.18%
REGAL REXNORD CORP	14,721	299,077,824	0.16%
UBER TECHNOLOGIES INC	76,781	294,512,124	0.16%
DELTA AIR LINES INC	71,363	289,843,994	0.16%
SMC CORP	4,600	267,812,000	0.15%
SPIRAX SARCO ENGINEERING PLC	15,743	264,548,391	0.15%
RELX PLC	70,652	251,377,304	0.14%
NIDEC CORP	30,900	251,217,000	0.14%
AALBERTS NV	52,368	250,767,611	0.14%
RECRUIT HOLDINGS CO LTD	53,100	220,949,100	0.12%
BOEING CO/THE	12,546	219,877,725	0.12%
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	6,787	204,168,918	0.11%
FEDEX CORP	9,400	202,008,713	0.11%
ROCKWELL AUTOMATION INC	6,402	199,333,279	0.11%
BRENTAG SE	18,436	163,074,653	0.09%
TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	98,000	137,063,276	0.08%
ITT INC	11,970	113,207,922	0.06%
GENERAL ELECTRIC CO	11,968	107,247,191	0.06%
AXON ENTERPRISE INC	5,573	93,371,338	0.05%
VOLVO AB B SHS	44,535	91,824,125	0.05%
EXPERIAN PLC	21,186	91,091,558	0.05%
EPIROC AB B	40,425	74,344,280	0.04%
HITACHI LTD	11,400	69,699,600	0.04%
NORTHROP GRUMMAN CORP	1,014	69,029,534	0.04%
<b>小計 - 資本財・サービス</b>	<b>2,456,464</b>	<b>16,860,751,863</b>	<b>9.25%</b>

**業種 - 素材**

VALE SA SP ADR	623,293	1,201,710,938	0.66%
SHERWIN WILLIAMS CO/THE	40,048	1,186,884,020	0.65%
KONINKLIJKE DSM NV	49,039	816,712,158	0.45%
LINDE PLC	19,974	779,421,469	0.43%
SHIN ETSU CHEMICAL CO LTD	51,100	732,263,000	0.40%
SIKA AG REG	21,357	630,355,863	0.35%
ALBEMARLE CORP	12,838	491,391,975	0.27%
FIRST QUANTUM MINERALS LTD	187,746	463,782,747	0.25%
AIR LIQUIDE SA	25,162	419,448,968	0.23%
ASAHI KASEI CORP	407,900	389,748,450	0.21%
QUIMICA Y MINERA CHIL SP ADR	28,293	371,645,752	0.20%
GERDAU SA SPON ADR	539,068	352,683,812	0.19%
INTL FLAVORS + FRAGRANCES	25,807	339,289,466	0.19%
MOSAIC CO/THE	47,713	333,777,501	0.18%
NUTRIEN LTD	18,861	228,885,480	0.13%
VALE SA	116,053	223,732,312	0.12%
FREEMPORT MCMORAN INC	54,136	214,155,550	0.12%

LANXESS AG	34,311	146,298,946	0.08%
GRUPO MEXICO SAB DE CV SER B	220,036	107,739,725	0.06%
BARRICK GOLD CORP	13,153	29,509,378	0.02%
GLENCORE PLC	23,023	17,787,313	0.01%
<b>小計 - 素材</b>	<b>2,558,911</b>	<b>9,477,224,823</b>	<b>5.20%</b>
<b>業種 - 生活必需品</b>			
NESTLE SA REG	151,671	2,388,411,146	1.31%
COSTCO WHOLESALE CORP	19,522	1,334,498,860	0.73%
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	102,176	1,227,673,412	0.67%
CARLSBERG AS B	51,384	875,862,178	0.48%
BUNGE LTD	68,010	812,827,894	0.45%
MONDELEZ INTERNATIONAL INC A	83,744	664,623,184	0.36%
MONSTER BEVERAGE CORP	49,324	620,842,387	0.34%
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	108,416	565,209,351	0.31%
L OREAL	10,593	496,062,266	0.27%
ANHEUSER BUSCH INBEV SA/NV	61,370	406,785,704	0.22%
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	82,470	374,825,546	0.21%
PERNOD RICARD SA	12,943	346,598,225	0.19%
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	35,656	344,292,450	0.19%
GENERAL MILLS INC	22,836	253,226,432	0.14%
CARREFOUR SA	105,750	213,157,999	0.12%
KAO CORP	32,800	193,454,400	0.11%
KOSE CORP	11,600	172,840,000	0.09%
ARCHER DANIELS MIDLAND CO	12,009	139,841,616	0.08%
DANONE	19,047	131,180,439	0.07%
UNILEVER PLC	12,470	79,959,746	0.04%
UNILEVER PLC	11,219	71,948,134	0.04%
PROCTER + GAMBLE CO/THE	3,853	70,409,934	0.04%
UNICHARM CORP	7,600	36,100,000	0.02%
<b>小計 - 生活必需品</b>	<b>1,076,463</b>	<b>11,820,631,303</b>	<b>6.48%</b>
<b>業種 - エネルギー</b>			
RELIANCE INDS SPONS GDR 144A	175,186	1,483,401,803	0.81%
CENOVUS ENERGY INC	336,889	753,066,379	0.41%
BP PLC	997,949	698,362,354	0.38%
CONOCOPHILLIPS	43,460	643,781,770	0.35%
TOTALENERGIES SE	90,956	622,627,115	0.34%
SCHLUMBERGER LTD	90,293	469,193,591	0.26%
EOG RESOURCES INC	22,613	365,705,525	0.20%
AKER BP ASA	69,514	288,634,278	0.16%
TOURMALINE OIL CORP	32,456	245,448,282	0.13%
BAKER HUGHES CO	75,271	228,361,299	0.13%
EQUINOR ASA	40,029	190,399,461	0.10%
HESS CORP	11,861	187,116,247	0.10%
TC ENERGY CORP	25,881	151,694,286	0.08%
INPEX CORP	46,900	63,737,100	0.03%
GAZPROM PJSC	784,732	-	0.00%
LUKOIL PJSC	5,233	-	0.00%
ROSNEFT OIL CO PJSC	73,458	-	0.00%
ROSNEFT OIL CO PJSC REGS GDR	297,510	-	0.00%
<b>小計 - エネルギー</b>	<b>3,220,191</b>	<b>6,391,529,490</b>	<b>3.51%</b>

業種 - 公益事業

AES CORP	230,978	755,583,726	0.41%
SEMPRA ENERGY	26,955	585,006,084	0.32%
ORSTED A/S	42,144	488,258,203	0.27%
ENGIE	171,768	288,430,851	0.16%
NATIONAL GRID PLC	63,333	95,271,725	0.05%
ENEL SPA	142,564	85,390,229	0.05%
<b>小計 - 公益事業</b>	<b>677,742</b>	<b>2,297,940,818</b>	<b>1.26%</b>

業種 - 不動産

EQUINIX INC	5,185	426,915,997	0.23%
GOODMAN GROUP	210,512	309,146,678	0.17%
ESR GROUP LTD	371,400	135,595,893	0.07%
AMERICAN TOWER CORP	4,138	128,595,589	0.07%
<b>小計 - 不動産</b>	<b>591,235</b>	<b>1,000,254,157</b>	<b>0.55%</b>

<b>総合計</b>	<b>27,063,948</b>	<b>168,668,071,342</b>	<b>92.51%</b>
------------	-------------------	------------------------	---------------

## 2. 投資信託（ファンド）の現況

2022年12月31日現在の未監査のデータを以下に示します。

アクサ・キャピタル・グローバル・エクイティ・ファンド	
ファンド名	機関投資家クラス I (円)
ファンドクラス	IE000THA66R0
ISIN	
資産	¥202,202,516,885.92
負債	690,333,069.76
基本通貨での純資産合計	¥201,512,183,816.16
FX レート	
クラス通貨での純資産合計	¥201,512,183,816.16
発行済ユニット	23,342,936.381
ユニットあたりの価格	¥8,632.68

## 3. 設定及び解約の実績

	設定 (円)	一部解約 (円)	ネット (円)
2021/10/27 - 2022/9/30	203,357,193,933	654,300,000	202,702,893,933

	設定したユニット数	一部解約ユニット数	発行済ユニット数
2021/10/27 - 2022/9/30	20,861,033.29	73,820.98	20,787,212.32



**特別勘定の名称：新興国株式型**

## 1. 投資信託(ファンド)の沿革

### 1. 当ファンドの沿革

2009年11月30日 信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始

2016年5月31日 「ステート・ストリート・エマージング株式インデックス・ファンド<適格機関投資家限定>」から「エマージング株式インデックス・ファンド<適格機関投資家限定>」に名称変更

### 2. マザーファンドの沿革

エマージング株式インデックス・マザーファンド

2009年3月17日 信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始

2016年5月31日 「ステート・ストリート・エマージング株式インデックス・マザーファンド」から「エマージング株式インデックス・マザーファンド」に名称変更

## 2. 投資信託(ファンド)の経理状況

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)及び同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、第 13 期計算期間(2021 年 11 月 16 日から 2022 年 11 月 15 日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2023年1月27日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士  
業務執行社員

DocuSigned by:  
**榎原 康太**  
018375B744AB490...

## 監査意見

当監査法人は、エマージング株式インデックス・ファンド<適格機関投資家限定>の2021年11月16日から2022年11月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング株式インデックス・ファンド<適格機関投資家限定>の2022年11月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 1 財務諸表

## エマージング株式インデックス・ファンド<適格機関投資家限定>

### (1) 貸借対照表

(単位:円)

区 分	注記 番号	第 12 期	第 13 期
		(2021 年 11 月 15 日現在)	(2022 年 11 月 15 日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		64,110	2,338
コール・ローン		31,726,848	32,746,909
親投資信託受益証券		11,513,822,733	12,131,853,948
未収入金		—	700,000
流動資産合計		11,545,613,691	12,165,303,195
資産合計		11,545,613,691	12,165,303,195
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		199,428,379	253,237,205
未払受託者報酬		1,841,604	1,946,885
未払委託者報酬		28,851,778	30,501,183
未払利息		85	88
その他未払費用		550,000	550,000
流動負債合計		230,671,846	286,235,361
負債合計		230,671,846	286,235,361
純資産の部			
元本等			
元本	1	6,043,284,222	7,034,366,819
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△)		5,271,657,623	4,844,701,015
(分配準備積立金)		(1,997,781,075)	(1,926,417,772)
元本等合計		11,314,941,845	11,879,067,834
純資産合計		11,314,941,845	11,879,067,834
負債純資産合計		11,545,613,691	12,165,303,195

## (2) 損益及び剰余金計算書

(単位:円)

区 分	注記 番号	第12期	第13期
		〔 自 2020年11月17日 至 2021年11月15日 〕	〔 自 2021年11月16日 至 2022年11月15日 〕
		金 額	金 額
営業収益			
有価証券売買等損益		1,739,234,059	△871,368,785
営業収益合計		1,739,234,059	△871,368,785
営業費用			
支払利息		13,604	14,826
受託者報酬		3,520,823	3,791,460
委託者報酬		55,159,506	59,399,514
その他費用		550,027	550,064
営業費用合計		59,243,960	63,755,864
営業利益又は営業損失(△)		1,679,990,099	△935,124,649
経常利益又は経常損失(△)		1,679,990,099	△935,124,649
当期純利益又は当期純損失(△)		1,679,990,099	△935,124,649
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部 解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		145,361,612	△21,313,151
期首剰余金又は期首欠損金(△)		3,221,002,506	5,271,657,623
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,155,491,988	943,947,412
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額		1,155,491,988	943,947,412
剰余金減少額又は欠損金増加額		440,036,979	203,855,317
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額		440,036,979	203,855,317
分配金	1	199,428,379	253,237,205
期末剰余金又は期末欠損金(△)		5,271,657,623	4,844,701,015

### (3) 注記表

#### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-------------------	--

#### (重要な会計上の見積りに関する注記)

第12期 (2021年11月15日現在)	第13期 (2022年11月15日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

#### (貸借対照表に関する注記)

区分	第12期 (2021年11月15日現在)	第13期 (2022年11月15日現在)
1 期首元本額	5,381,817,915 円	6,043,284,222 円
期中追加設定元本額	1,361,008,017 円	1,227,852,597 円
期中一部解約元本額	699,541,710 円	236,770,000 円
2 受益権の総数	6,043,284,222 口	7,034,366,819 口

#### (損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第12期 (自 2020年11月17日 至 2021年11月15日)	第13期 (自 2021年11月16日 至 2022年11月15日)
1 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(202,966,471 円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(1,331,662,016 円)、収益調整金(7,162,113,453 円)及び分配準備積立金(662,580,967 円)より分配対象収益は9,359,322,907 円(1万口当たり15,487 円)であり、うち199,428,379 円(1万口当たり330 円)を分配金額としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(252,341,446 円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0 円)、収益調整金(8,745,631,264 円)及び分配準備積立金(1,927,313,531 円)より分配対象収益は10,925,286,241 円(1万口当たり15,531 円)であり、うち253,237,205 円(1万口当たり360 円)を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

<p>1 金融商品に対する取組方針</p>	<p>当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p>
<p>2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク</p>	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4) 附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスクに晒されております。</p>
<p>3 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行っております。また、業務部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率及び対ベンチマーク超過収益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しており、投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしております。</p>

II 金融商品の時価等に関する事項

<p>区 分</p>	<p>第 12 期 (2021 年 11 月 15 日現在)</p>	<p>第 13 期 (2022 年 11 月 15 日現在)</p>
<p>1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額</p>	<p>貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。</p>	<p>同左</p>
<p>2 金融商品の時価の算定方法</p>	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 該当する事項はありません。</p>	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3)デリバティブ取引 同左</p>
<p>3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

(単位:円)

種 類	第 12 期 (2021 年 11 月 15 日現在)	第 13 期 (2022 年 11 月 15 日現在)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託 受益証券	1,590,475,398	△846,616,488
合計	1,590,475,398	△846,616,488

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当する事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当する事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第 12 期 (2021 年 11 月 15 日現在)	第 13 期 (2022 年 11 月 15 日現在)
1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	1.8723 円 (18,723 円)	1.6887 円 (16,887 円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当する事項はありません。

② 株式以外の有価証券

2022 年 11 月 15 日現在

種 類	銘 柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファン ド	3,727,945,779	12,131,853,948	
合計		3,727,945,779	12,131,853,948	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額は、証券数です。

第2 信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当する事項はありません。

## 2 投資信託(ファンド)の現況

### エマージング株式インデックス・ファンド<適格機関投資家限定>

純資産額計算書(2022年12月31日現在)

2022年12月31日現在

I 資産総額	11,805,458,496 円
II 負債総額	8,296,220 円
III 純資産総額(I - II)	11,797,162,276 円
IV 発行済口数	7,242,538,637 口
V 1口当たり純資産総額(III / IV)	1.6289 円

### 【参考情報】マザーファンドの現況

純資産額計算書(2022年12月31日現在)

エマージング株式インデックス・マザーファンド

2022年12月31日現在

I 資産総額	16,361,731,111 円
II 負債総額	950,904,810 円
III 純資産総額(I - II)	15,410,826,301 円
IV 発行済数量	4,905,920,799 口
V 1口当たり純資産総額(III / IV)	3.1413 円

### 3. 設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

(単位：口)

計算期間	項目	設定数量	解約数量	発行済数量
第1期	〔自2009年11月30日 至2010年11月15日〕	5,921,949,445	1,412,800,000	4,509,149,445
第2期	〔自2010年11月16日 至2011年11月15日〕	534,723,977	5,042,873,422	1,000,000
第3期	〔自2011年11月16日 至2012年11月15日〕	—	—	1,000,000
第4期	〔自2012年11月16日 至2013年11月15日〕	—	—	1,000,000
第5期	〔自2013年11月16日 至2014年11月17日〕	—	—	1,000,000
第6期	〔自2014年11月18日 至2015年11月16日〕	135,035,101	1,390,000	134,645,101
第7期	〔自2015年11月17日 至2016年11月15日〕	591,138,100	—	725,783,201
第8期	〔自2016年11月16日 至2017年11月15日〕	732,560,910	—	1,458,344,111
第9期	〔自2017年11月16日 至2018年11月15日〕	1,498,787,571	547,103,702	2,410,027,980
第10期	〔自2018年11月16日 至2019年11月15日〕	1,281,794,242	31,550,000	3,660,272,222
第11期	〔自2019年11月16日 至2020年11月16日〕	1,830,925,693	109,380,000	5,381,817,915
第12期	〔自2020年11月17日 至2021年11月15日〕	1,361,008,017	699,541,710	6,043,284,222
第13期	〔自2021年11月16日 至2022年11月15日〕	1,227,852,597	236,770,000	7,034,366,819

(注1) 日本国外における設定、解約はありません。

(注2) 第1期の設定数量は、当初募集期間の設定数量を含みます。





**特別勘定の名称：SDGs世界株式型**

## 特別勘定で組入れる投資信託に関する情報 (資産の運用に関する重要な事項)

### 1. 投資信託(ファンド)の沿革

本ファンドの機関投資家向けクラス I (JPY) ヘッジなしユニットは、2023年12月に設定される予定で、本資料の作成時には、該当する情報はございません。

### 2. 投資信託(ファンド)の経理状況

本ファンドの機関投資家向けクラス I (JPY) ヘッジなしユニットは、2023年12月に設定される予定で、本資料の作成時には、該当する情報はございません。

### 3. 設定及び解約の実績

本ファンドの機関投資家向けクラス I (JPY) ヘッジなしユニットは、2023年12月に設定される予定で、本資料の作成時には、該当する情報はございません。

**特別勘定の名称：外国債券型**

## 資産の運用に関する重要な事項

### I 投資信託(ファンド)の沿革

#### 1. 当ファンドの沿革

2024年2月 信託契約締結、運用開始(予定)

#### 2. マザーファンドの沿革

2000年4月28日 信託契約締結、運用開始

### II 投資信託(ファンド)の経理状況

#### 1. 財務諸表

当ファンドの運用は2024年2月より開始する予定であるため、該当事項はありません。

#### 2. 投資信託(ファンド)の現況

当ファンドの運用は2024年2月より開始する予定であるため、該当事項はありません。

### III 設定及び解約の実績

当ファンドの運用は2024年2月より開始する予定であるため、該当事項はありません。

**特別勘定の名称：世界債券プラス型**

## 資産の運用に関する重要な事項

### 1. 投資信託(ファンド)の沿革

#### 1. 当ファンドの沿革

2009年1月 8日 信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始

#### 2. マザーファンドの沿革

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド

2002年5月 9日 信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始

2007年1月31日 名称を「アライアンス・グローバル・ボンド・マザーファンド」から「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド」に変更

### 2. 投資信託(ファンド)の経理状況

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「財務諸表等規則」という。）及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（以下「投資信託財産計算規則」という。）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、第14期（2021年5月7日から2022年5月2日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2022年6月15日

アライアンス・バーンスタイン株式会社  
取締役会 御 中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

宮田 八 郎

### 監査意見

当監査法人は、適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンドー3の2021年5月7日から2022年5月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンドー3の2022年5月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 1. 財務諸表

## 適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンドー3

### (1) 貸借対照表

(単位：円)

	第13期 (2021年 5月 6日現在)	第14期 (2022年 5月 2日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	290,585	34,549
親投資信託受益証券	7,429,876,576	8,938,007,419
未収入金	22,300,000	23,700,000
流動資産合計	7,452,467,161	8,961,741,968
資産合計	7,452,467,161	8,961,741,968
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	1,936,252	2,259,225
未払委託者報酬	18,200,640	21,236,693
その他未払費用	110,000	110,000
流動負債合計	20,246,892	23,605,918
負債合計	20,246,892	23,605,918
純資産の部		
元本等		
元本	4,795,558,331	5,660,011,887
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	2,636,661,938	3,278,124,163
(分配準備積立金)	483,855,344	619,077,883
元本等合計	7,432,220,269	8,938,136,050
純資産合計	7,432,220,269	8,938,136,050
負債純資産合計	7,452,467,161	8,961,741,968

### (2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第13期 (自 2020年 5月 2日 至 2021年 5月 6日)	第14期 (自 2021年 5月 7日 至 2022年 5月 2日)
営業収益		
有価証券売買等損益	349,659,071	199,143,611
営業収益合計	349,659,071	199,143,611
営業費用		
支払利息	9	2
受託者報酬	3,654,079	4,481,964
委託者報酬	34,348,151	42,130,435
その他費用	220,000	220,000
営業費用合計	38,222,239	46,832,401
営業利益又は営業損失(△)	311,436,832	152,311,210
経常利益又は経常損失(△)	311,436,832	152,311,210
当期純利益又は当期純損失(△)	311,436,832	152,311,210
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う 当期純損失金額の分配額(△)	8,234,689	1,543,045
期首剰余金又は期首欠損金(△)	1,826,647,673	2,636,661,938
剰余金増加額又は欠損金減少額	606,865,893	586,406,450
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	606,865,893	586,406,450
剰余金減少額又は欠損金増加額	100,053,771	95,712,390
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	100,053,771	95,712,390
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	2,636,661,938	3,278,124,163

### (3) 注記表

#### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第14期 (自 2021年 5月 7日 至 2022年 5月 2日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、前期末および当期末が休日のため、2021年5月7日から2022年5月2日までとなっております。

#### (重要な会計上の見積りに関する注記)

第13期 (自 2020年 5月 2日 至 2021年 5月 6日)	第14期 (自 2021年 5月 7日 至 2022年 5月 2日)
会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。	同左

#### (貸借対照表に関する注記)

第13期 (2021年 5月 6日現在)	第14期 (2022年 5月 2日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 4,795,558,331口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 5,660,011,887口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1,5498円 (10,000口当たり純資産額 15,498円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1,5792円 (10,000口当たり純資産額 15,792円)

#### (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13期 (自 2020年 5月 2日 至 2021年 5月 6日)	第14期 (自 2021年 5月 7日 至 2022年 5月 2日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 -円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 -円
2. 分配金の計算過程 該当事項はありません。	2. 分配金の計算過程 同左

**(金融商品に関する注記)**

**1. 金融商品の状況に関する事項**

第13期 (自 2020年 5月 2日 至 2021年 5月 6日)	第14期 (自 2021年 5月 7日 至 2022年 5月 2日)
<p>(1) 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「(その他の注記) 2. 売買目的有価証券」に記載しております。これらは金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。 クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。 リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>(1) 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>(2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

**2. 金融商品の時価等に関する事項**

第13期 (2021年 5月 6日現在)	第14期 (2022年 5月 2日現在)
<p>(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>(2) 時価の算定方法 ① 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 ② コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左</p> <p>(2) 時価の算定方法 ① 親投資信託受益証券 同左 ② コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p>

**(関連当事者との取引に関する注記)**

第13期 (自 2020年 5月 2日 至 2021年 5月 6日)	第14期 (自 2021年 5月 7日 至 2022年 5月 2日)
<p>市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。</p>	<p>同左</p>

**(重要な後発事象に関する注記)**

第14期 (自 2021年 5月 7日 至 2022年 5月 2日)
該当事項はありません。

**(その他の注記)****1. 元本の移動**

	第13期 (2021年 5月 6日現在)	第14期 (2022年 5月 2日現在)
期首元本額	3,836,334,215円	4,795,558,331円
期中追加設定元本額	1,167,234,116円	1,037,993,556円
期中一部解約元本額	208,010,000円	173,540,000円

**2. 売買目的有価証券**

(単位：円)

種類	第13期 (2021年 5月 6日現在)	第14期 (2022年 5月 2日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	340,315,062	197,405,294
合計	340,315,062	197,405,294

**3. デリバティブ取引等関係**

該当事項はありません。

**(4) 附属明細表****第1. 有価証券明細表**

(1) 株式 (2022年 5月 2日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券 (2022年 5月 2日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	アライアンス・パースタイン・グローバル・ ボンド・マザーファンド	3,940,225,454	8,938,007,419	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：100.0%	3,940,225,454	8,938,007,419 100.0%	
合計				8,938,007,419	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

**第2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表**

該当事項はありません。

## 2. 投資信託(ファンド)の現況

### 適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンドー3 純資産額計算書(2022年12月30日現在)

2022年12月30日現在

I 資産総額	9,226,439,663 円
II 負債総額	8,731,728 円
III 純資産総額 (I - II)	9,217,707,935 円
IV 発行済口数	6,168,667,874 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.4943 円

#### 【参考情報】マザーファンドの現況

##### 純資産額計算書(2022年12月30日現在)

##### アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド

2022年12月30日現在

I 資産総額	41,218,805,688 円
II 負債総額	2,965,594,377 円
III 純資産総額 (I - II)	38,253,211,311 円
IV 発行済口数	17,752,206,349 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.1548 円

## 3. 設定及び解約の実績

### 適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンドー3

下記計算期間の設定および解約口数は次のとおりです。

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第5期計算期間	2012年5月2日～2013年5月1日	80,251,041	98,420,000	155,456,573
第6期計算期間	2013年5月2日～2014年5月1日	98,587,869	5,590,000	248,454,442
第7期計算期間	2014年5月2日～2015年5月1日	178,238,151	5,060,000	421,632,593
第8期計算期間	2015年5月2日～2016年5月2日	388,217,959	18,430,000	791,420,552
第9期計算期間	2016年5月3日～2017年5月1日	626,901,458	37,230,000	1,381,092,010
第10期計算期間	2017年5月2日～2018年5月1日	764,230,773	29,640,000	2,115,682,783
第11期計算期間	2018年5月2日～2019年5月7日	856,042,541	37,050,000	2,934,675,324
第12期計算期間	2019年5月8日～2020年5月1日	948,438,891	46,780,000	3,836,334,215
第13期計算期間	2020年5月2日～2021年5月6日	1,167,234,116	208,010,000	4,795,558,331
第14期計算期間	2021年5月7日～2022年5月2日	1,037,993,556	173,540,000	5,660,011,887

(注)本邦外における設定、解約の実績はありません。



**特別勘定の名称：オーストラリア債券型**

## 資産の運用に関する重要な事項

### 1. 投資信託(ファンド)の沿革

1. 当ファンドの沿革  
2015年4月10日 信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始
2. マザーファンドの沿革  
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券マザーファンド  
2015年4月10日 信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始

### 2. 投資信託(ファンド)の経理状況

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「財務諸表等規則」という。）及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（以下「投資信託財産計算規則」という。）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、第8期（2021年9月7日から2022年9月5日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。



# 独立監査人の監査報告書

2022年11月10日

アライアンス・バーンスタイン株式会社

取締役会 御 中

**EY新日本** 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

宮田 八郎

## 監査意見

当監査法人は、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）の2021年9月7日から2022年9月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）の2022年9月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 1. 財務諸表

## アライアンス・パースタイン・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）

### (1) 貸借対照表

(単位：円)

	第7期 (2021年 9月 6日現在)	第8期 (2022年 9月 5日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	78,933	13,675
親投資信託受益証券	2,914,583,968	3,129,680,126
未収入金	9,900,000	10,200,000
流動資産合計	2,924,562,901	3,139,893,801
資産合計	2,924,562,901	3,139,893,801
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	1,548,797	1,607,463
未払委託者報酬	8,053,620	8,358,688
その他未払費用	220,000	220,000
流動負債合計	9,822,417	10,186,151
負債合計	9,822,417	10,186,151
純資産の部		
元本等		
元本	2,702,449,709	2,816,037,060
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	212,290,775	313,670,590
(分配準備積立金)	273,837,958	341,400,550
元本等合計	2,914,740,484	3,129,707,650
純資産合計	2,914,740,484	3,129,707,650
負債純資産合計	2,924,562,901	3,139,893,801

### (2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第7期 (自 2020年 9月 8日 至 2021年 9月 6日)	第8期 (自 2021年 9月 7日 至 2022年 9月 5日)
営業収益		
有価証券売買等損益	151,995,837	102,969,642
営業収益合計	151,995,837	102,969,642
営業費用		
支払利息	13	14
受託者報酬	1,548,797	1,607,463
委託者報酬	8,053,620	8,358,688
その他費用	220,000	220,000
営業費用合計	9,822,430	10,186,165
営業利益又は営業損失(△)	142,173,407	92,783,477
経常利益又は経常損失(△)	142,173,407	92,783,477
当期純利益又は当期純損失(△)	142,173,407	92,783,477
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う 当期純損失金額の分配額(△)	14,150,022	△402,044
期首剰余金又は期首欠損金(△)	69,172,898	212,290,775
剰余金増加額又は欠損金減少額	25,465,526	28,932,651
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	25,465,526	28,932,651
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,371,034	20,738,357
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,371,034	20,738,357
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	212,290,775	313,670,590

### (3) 注記表

#### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第8期 (自 2021年 9月 7日 至 2022年 9月 5日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、前期末が休日のため、2021年9月7日から2022年9月5日までとなっております。

#### (重要な会計上の見積りに関する注記)

第7期 (自 2020年 9月 8日 至 2021年 9月 6日)	第8期 (自 2021年 9月 7日 至 2022年 9月 5日)
会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。	同左

#### (貸借対照表に関する注記)

第7期 (2021年 9月 6日現在)	第8期 (2022年 9月 5日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 2, 702, 449, 709口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 2, 816, 037, 060口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1, 0786円 (10, 000口当たり純資産額 10, 786円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1, 1114円 (10, 000口当たり純資産額 11, 114円)

#### (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期 (自 2020年 9月 8日 至 2021年 9月 6日)	第8期 (自 2021年 9月 7日 至 2022年 9月 5日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 -円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 -円
2. 分配金の計算過程 該当事項はありません。	2. 分配金の計算過程 同左

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

第7期 (自 2020年 9月 8日 至 2021年 9月 6日)	第8期 (自 2021年 9月 7日 至 2022年 9月 5日)
<p>(1) 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「(その他の注記) 2. 売買目的有価証券」に記載しております。これらは金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。 クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。 リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>(1) 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>(2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

第7期 (2021年 9月 6日現在)	第8期 (2022年 9月 5日現在)
<p>(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>(2) 時価の算定方法 ① 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 ② コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左</p> <p>(2) 時価の算定方法 ① 親投資信託受益証券 同左 ② コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期 (自 2020年 9月 8日 至 2021年 9月 6日)	第8期 (自 2021年 9月 7日 至 2022年 9月 5日)
<p>市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。</p>	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第8期 (自 2021年 9月 7日 至 2022年 9月 5日)
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

	第7期 (2021年 9月 6日現在)	第8期 (2022年 9月 5日現在)
期首元本額	2,662,915,233円	2,702,449,709円
期中追加設定元本額	420,834,476円	380,067,351円
期中一部解約元本額	381,300,000円	266,480,000円

2. 売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第7期 (2021年 9月 6日現在)	第8期 (2022年 9月 5日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	138,290,967	104,659,211
合計	138,290,967	104,659,211

3. デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

第1. 有価証券明細表

(1) 株式 (2022年 9月 5日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券 (2022年 9月 5日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券マザーファンド	2,746,297,057	3,129,680,126	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：100.0%	2,746,297,057	3,129,680,126 100.0%	
合計				3,129,680,126	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2. 投資信託(ファンド)の現況

### アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)

純資産額計算書(2022年12月30日現在)

2022年12月30日現在

I 資産総額	2,904,761,309 円
II 負債総額	3,392,406 円
III 純資産総額 (I - II)	2,901,368,903 円
IV 発行済口数	2,795,075,331 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.0380 円

#### 【参考情報】マザーファンドの現況

純資産額計算書(2022年12月30日現在)

### アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券マザーファンド

2022年12月30日現在

I 資産総額	2,904,268,234 円
II 負債総額	8 円
III 純資産総額 (I - II)	2,904,268,226 円
IV 発行済口数	2,725,795,786 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.0655 円

## 3. 設定及び解約の実績

### アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)

下記計算期間の設定および解約口数は次のとおりです。

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第1期計算期間	2015年4月10日～2015年9月7日	1,080,928,139	2,230,000	1,078,698,139
第2期計算期間	2015年9月8日～2016年9月5日	371,523,643	—	1,450,221,782
第3期計算期間	2016年9月6日～2017年9月5日	572,978,124	507,380,000	1,515,819,906
第4期計算期間	2017年9月6日～2018年9月5日	714,870,608	18,550,000	2,212,140,514
第5期計算期間	2018年9月6日～2019年9月5日	606,688,571	568,670,000	2,250,159,085
第6期計算期間	2019年9月6日～2020年9月7日	522,186,148	109,430,000	2,662,915,233
第7期計算期間	2020年9月8日～2021年9月6日	420,834,476	381,300,000	2,702,449,709
第8期計算期間	2021年9月7日～2022年9月5日	380,067,351	266,480,000	2,816,037,060

(注1) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

(注2) 第1期計算期間の設定口数は、当初募集期間中の口数を含みます。





**特別勘定の名称：金融市場型**

## 1. 投資信託(ファンド)の沿革

### 1. 当ファンドの沿革

- 2000年12月21日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始
- 2003年3月13日 業務統合による委託会社の変更に伴うファンド名の変更

### 2. マザー・ファンドの沿革

- 2000年12月21日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始
- 2003年3月13日 業務統合による委託会社の変更に伴うファンド名の変更
- 2009年5月29日 運用の権限の委託に伴う約款変更
- 2011年6月1日 委託会社の称号変更に伴う約款変更
- 2012年3月12日 運用の指図に関する権限の委託先の名称変更に伴う約款変更
- 2013年1月4日 社団法人投資信託協会的一般社団法人への移行に伴う約款変更
- 2013年10月1日 運用委託先のアクサ・インベストメント・マネージャーズ・アジア(シンガポール)リミテッドからアクサ・インベストメント・マネージャーズ・アジア・リミテッド(香港)への変更
- 2016年4月30日 運用の権限の委託に係る契約の解除に伴う約款変更
- 2017年11月30日 投資対象銘柄の格付けの厳格化及び投資対象銘柄の残存年数の明確化に伴う約款変更
- 2021年10月28日 信用リスク集中規制等の条項の追加に伴う約款変更

## 2. 投資信託(ファンド)の経理状況

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、第22期計算期間(2021年3月11日から2022年3月10日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

その監査報告書は、該当する財務諸表の直前に添付しております。

# 独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士



## 監査意見

当監査法人は、アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド (B) (適格機関投資家私募) の2021年3月11日から2022年3月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド (B) (適格機関投資家私募) の2022年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸

表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 1 財務諸表

アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド (B)〈適格機関投資家私募〉

## (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第 21 期 (2021 年 3 月 10 日現在)	第 22 期 (2022 年 3 月 10 日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,244,763,852	1,403,104,891
流動資産合計	1,244,763,852	1,403,104,891
資産合計	1,244,763,852	1,403,104,891
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	15,937	17,734
未払委託者報酬	191,876	213,490
その他未払費用	245,496	245,496
流動負債合計	453,309	476,720
負債合計	453,309	476,720
純資産の部		
元本等		
元本	1,219,950,640	1,376,461,649
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	24,359,903	26,166,522
(分配準備積立金)	11,987	11,166
元本等合計	1,244,310,543	1,402,628,171
純資産合計	1,244,310,543	1,402,628,171
負債純資産合計	1,244,763,852	1,403,104,891

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第 21 期 (自 2020 年 3 月 11 日 至 2021 年 3 月 10 日)	第 22 期 (自 2021 年 3 月 11 日 至 2022 年 3 月 10 日)
営業収益		
有価証券売買等損益	△ 790,340	△ 291,753
営業収益合計	△ 790,340	△ 291,753
営業費用		
受託者報酬	30,430	34,844
委託者報酬	366,482	419,566
その他費用	495,000	495,000
営業費用合計	891,912	949,410
営業利益又は営業損失(△)	△ 1,682,252	△ 1,241,163
経常利益又は経常損失(△)	△ 1,682,252	△ 1,241,163
当期純利益又は当期純損失(△)	△ 1,682,252	△ 1,241,163
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△ 79,758	△ 5,867
期首剰余金又は期首欠損金(△)	19,982,342	24,359,903
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,658,219	4,798,991
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,658,219	4,798,991
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,678,164	1,757,076
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,678,164	1,757,076
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	24,359,903	26,166,522

### (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法による時価で評価しております。 なお、時価は、親投資信託受益証券の基準価額を用いております。
-----------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第 22 期

(2022 年 3 月 10 日現在)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

		第 21 期 (2021 年 3 月 10 日現在)	第 22 期 (2022 年 3 月 10 日現在)
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	926,178,859 円	1,219,950,640 円
	期中追加設定元本額	465,041,781 円	244,501,009 円
	期中一部解約元本額	171,270,000 円	87,990,000 円
2.	受益権の総数	1,219,950,640 口	1,376,461,649 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 21 期 (自 2020 年 3 月 11 日 至 2021 年 3 月 10 日)		第 22 期 (自 2021 年 3 月 11 日 至 2022 年 3 月 10 日)	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
費用控除後の配当等収益額	－円	費用控除後の配当等収益額	－円
費用控除後・繰越欠損金補填後	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後	－円
の有価証券売買等損益額		の有価証券売買等損益額	
収益調整金額	25,136,690 円	収益調整金額	28,382,828 円
分配準備積立金額	11,987 円	分配準備積立金額	11,166 円
当ファンドの分配対象収益額	25,148,677 円	当ファンドの分配対象収益額	28,393,994 円
当ファンドの期末残存口数	1,219,950,640 口	当ファンドの期末残存口数	1,376,461,649 口
1 万口当たり収益分配対象額	206.15 円	1 万口当たり収益分配対象額	206.28 円
1 万口当たり分配金額	－円	1 万口当たり分配金額	－円
収益分配金金額	－円	収益分配金金額	－円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	第 21 期 自 2020 年 3 月 11 日 至 2021 年 3 月 10 日	第 22 期 自 2021 年 3 月 11 日 至 2022 年 3 月 10 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号)第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券を主要投資対象としております。親投資信託受益証券は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク&コントロール部門を設置し、全社的なリスク管理活動およびガイドラインのモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	第 21 期 2021 年 3 月 10 日現在	第 22 期 2022 年 3 月 10 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額は ありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。  (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。  (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左  (2)デリバティブ取引 同左  (3)上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	第 21 期 (2021 年 3 月 10 日現在)	第 22 期 (2022 年 3 月 10 日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△738,663	△311,513
合計	△738,663	△311,513

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第 21 期 (2021 年 3 月 10 日現在)	第 22 期 (2022 年 3 月 10 日現在)
1口当たり純資産額	1.0200 円	1.0190 円
(1万口当たり純資産額)	(10,200 円)	(10,190 円)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

#### (4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド〈適格機関投資家私募〉	1,349,269,056	1,403,104,891	
親投資信託受益証券 合計		1,349,269,056	1,403,104,891	
合計		1,349,269,056	1,403,104,891	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。



## 2 投資信託(ファンド)の現状

### アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド (B)〈適格機関投資家私募〉

#### 【純資産額計算書】

(2022年12月末日現在)

I 資産総額	1,389,366,670 円
II 負債総額	294,805 円
III 純資産総額 (I - II)	1,389,071,865 円
IV 発行済数量	1,363,420,399 口
V 1単位当たり純資産額 (III / IV)	1.0188 円

(参考)アクサローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド〈適格機関投資家私募〉  
純資産額計算書

I 資産総額	2,862,947,760 円
II 負債総額	60 円
III 純資産総額 (I - II)	2,862,947,700 円
IV 発行済数量	2,752,043,727 口
V 1単位当たり純資産額 (III / IV)	1.0403 円

## 3. 設定及び解約の実績

### アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド (B)〈適格機関投資家私募〉

下記計算期間の設定および解約口数は次のとおりです。

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1 計算期間	2,039,980,536	-	2,039,980,536
第2 計算期間	119,808,517	-	2,159,789,053
第3 計算期間	187,631,229	85,000,000	2,262,420,282
第4 計算期間	149,758,395	90,000,000	2,322,178,677
第5 計算期間	381,547,752	220,000,000	2,483,726,429
第6 計算期間	1,289,195,530	1,430,000,000	2,342,921,959
第7 計算期間	1,620,817,513	3,440,000,000	523,739,472
第8 計算期間	1,268,614,076	1,397,000,000	395,353,548
第9 計算期間	2,227,878,052	2,204,740,000	418,491,600
第10 計算期間	752,702,823	714,405,039	456,789,384
第11 計算期間	204,581,500	183,700,000	477,670,884
第12 計算期間	239,796,800	332,860,747	384,606,937
第13 計算期間	358,299,400	401,110,000	341,796,337
第14 計算期間	535,325,482	500,060,000	377,061,819
第15 計算期間	108,641,059	73,020,000	412,682,878
第16 計算期間	459,090,608	394,060,000	477,713,486
第17 計算期間	1,063,099,426	1,121,200,000	419,612,912
第18 計算期間	1,165,847,381	601,810,000	983,650,293
第19 計算期間	68,864,989	253,980,000	798,535,282
第20 計算期間	148,703,577	21,060,000	926,178,859
第21 計算期間	465,041,781	171,270,000	1,219,950,640
第22 計算期間	244,501,009	87,990,000	1,376,461,649

(注) 本邦外における設定および解約はございません。



**アクサ生命保険株式会社**

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3

TEL 03-6737-7777 (代表)

[www.axa.co.jp/](http://www.axa.co.jp/)

お問い合わせ先・担当者